

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 7 日) (水曜日)

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期の決定	1 0
日程第 3 諸般の報告	1 0
日程第 4 行政報告	1 0
宮路市長報告	1 0
日程第 5 報告第 1 1 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの 提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 6 報告第 1 2 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの 提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 7 報告第 1 3 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの 提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 8 報告第 1 4 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの 提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 9 報告第 1 5 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの 提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 1 0 報告第 1 6 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 1 1 報告第 1 7 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 1 2 報告第 1 8 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 1 3 報告第 1 9 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 1 4 報告第 2 0 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解) の報告について	1 1
日程第 1 5 報告第 2 1 号専決処分 (市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解) の報告について	1 1

日程第 1 6	報告第 2 2 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	1 2
日程第 1 7	報告第 2 3 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	1 2
日程第 1 8	報告第 2 4 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停の申立て）の報告について	1 2
日程第 1 9	報告第 2 5 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停を成立させること）の報告について	1 2
	宮路市長提案理由説明	1 2
	小園総務企画部長	1 3
	梶 康博君	1 3
	平田税務課長兼特別滞納整理課長	1 3
	梶 康博君	1 3
	平田税務課長兼特別滞納整理課長	1 3
	梶 康博君	1 3
	平田税務課長兼特別滞納整理課長	1 4
日程第 2 0	報告第 2 6 号平成 2 2 年度日置市土地開発公社決算の報告について	1 4
日程第 2 1	報告第 2 7 号公益社団法人日置市農業公社平成 2 2 年度決算及び平成 2 3 年度事業計画の報告について	1 4
日程第 2 2	報告第 2 8 号平成 2 2 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 4
	宮路市長提案理由説明	1 4
	長野瑛や子さん	1 5
	上園企画課長	1 5
	長野瑛や子さん	1 5
	上園企画課長	1 5
	花木千鶴さん	1 6
	瀬川農林水産課長	1 6
	花木千鶴さん	1 6
	瀬川農林水産課長	1 6
日程第 2 3	報告第 2 9 号平成 2 2 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 6
日程第 2 4	報告第 3 0 号平成 2 2 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 6

宮路市長提案理由説明	17
日程第25 承認第6号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて	17
宮路市長提案理由説明	17
小園総務企画部長	17
日程第26 議案第54号いちき串木野市・日置市衛生処理組合理約の変更に関する協議について	18
宮路市長提案理由説明	19
桜井市民福祉部長	19
日程第27 議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について	19
宮路市長提案理由説明	19
小園総務企画部長	19
梶 康博君	20
宮路市長	21
梶 康博君	21
宮路市長	21
漆島政人君	21
宮路市長	22
漆島政人君	22
宮路市長	23
漆島政人君	23
宮路市長	23
休 憩	24
日程第28 議案第56号日置市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	24
宮路市長提案理由説明	24
小園総務企画部長	24
日程第29 議案第57号日置市地区公民館条例の一部改正について	25
日程第30 議案第58号日置市税条例の一部改正について	25
日程第31 議案第59号日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	25
日程第32 議案第60号日置市スポーツ振興審議会条例の一部改正について	25
宮路市長提案理由説明	25

小園総務企画部長	26
桜井市民福祉部長	27
山之内教育次長	27
田畑純二君	28
宮路市長	28
梶 康博君	29
宮路市長	29
池満 渉君	29
平田税務課長兼特別滞納整理課長	29
池満 渉君	29
平田税務課長兼特別滞納整理課長	29
黒田澄子さん	29
今村社会教育課長	30
野崎福祉課長	30
日程第33 議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算(第4号)	31
日程第34 議案第62号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	31
日程第35 議案第63号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	31
日程第36 議案第64号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	31
日程第37 議案第65号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	31
日程第38 議案第66号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	31
日程第39 議案第67号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)	31
日程第40 議案第68号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算(第1号)	31
日程第41 議案第69号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	31
日程第42 議案第70号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	31
日程第43 議案第71号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	31
日程第44 議案第72号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算(第1号)	31
宮路市長提案理由説明	31
休憩	35
瀬川農林水産課長	35

	今村社会教育課長	3 6
	田畑純二君	3 6
	銚之原商工観光課長	3 7
	久保建設課長	3 7
	坂口洋之君	3 8
	大園健康保険課長	3 8
	梶 康博君	3 9
	吉丸消防本部消防長	3 9
	佐藤彰矩君	4 0
	有村市民生活課長	4 0
	佐藤彰矩君	4 0
	有村市民生活課長	4 0
	佐藤彰矩君	4 0
	有村市民生活課長	4 0
休	憩	4 0
	有村市民生活課長	4 0
	出水賢太郎君	4 0
	瀬川農林水産課長	4 1
	出水賢太郎君	4 1
	瀬川農林水産課長	4 1
	出水賢太郎君	4 1
	瀬川農林水産課長	4 1
	漆島政人君	4 1
	宮路市長	4 1
	漆島政人君	4 2
	宮路市長	4 2
	漆島政人君	4 2
	宮路市長	4 2
	花木千鶴さん	4 3
	宮路市長	4 3
	銚之原商工観光課長	4 4
	花木千鶴さん	4 5

銚之原商工観光課長	4 5
花木千鶴さん	4 5
銚之原商工観光課長	4 6
長野瑛や子さん	4 6
富迫総務課長	4 7
上園企画課長	4 7
高山地域づくり課長	4 7
長野瑛や子さん	4 7
富迫総務課長	4 7
上園企画課長	4 8
高山地域づくり課長	4 8
池満 渉君	4 8
野崎福祉課長	4 8
肥田学校教育課長	4 9
休 憩	4 9
有村市民生活課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
銚之原商工観光課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
銚之原商工観光課長	4 9
黒田澄子さん	5 0
銚之原商工観光課長	5 0
山口初美さん	5 0
有村市民生活課長	5 0
日程第 4 5 議案第 7 3 号日置市診療所条例の一部改正について	5 0
宮路市長提案理由説明	5 1
桜井市民福祉部長	5 1
梶 康博君	5 1
宮路市長	5 1
日程第 4 6 認定第 1 号平成 2 2 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	5 1
日程第 4 7 認定第 2 号平成 2 2 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5 2

日程第 4 8	認定第 3 号平成 2 2 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	5 2
日程第 4 9	認定第 4 号平成 2 2 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定 について	5 2
日程第 5 0	認定第 5 号平成 2 2 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 2
日程第 5 1	認定第 6 号平成 2 2 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	5 2
日程第 5 2	認定第 7 号平成 2 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 2
日程第 5 3	認定第 8 号平成 2 2 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計 歳入歳出決算認定について	5 2
日程第 5 4	認定第 9 号平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 2
日程第 5 5	認定第 1 0 号平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 2
日程第 5 6	認定第 1 1 号平成 2 2 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につい て	5 2
日程第 5 7	認定第 1 2 号平成 2 2 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認 定について	5 2
日程第 5 8	認定第 1 3 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ...	5 2
日程第 5 9	認定第 1 4 号平成 2 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	5 2
日程第 6 0	認定第 1 5 号平成 2 2 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	5 2
日程第 6 1	認定第 1 6 号平成 2 2 年度日置市水道事業会計決算認定について	5 2
	宮路市長提案理由説明	5 3
日程第 6 2	請願第 2 号公共交通機関の存続に向け、J R 九州等に係る経営支援策等を求める意 見書に関する請願書	5 8
日程第 6 3	請願第 3 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採 択要請について	5 8
日程第 6 4	請願第 4 号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実 効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	5 8

散 会	59
-----------	----

第2号（9月16日）（金曜日）

開 議	64
日程第 1 一般質問	64
長野瑛や子さん	64
宮路市長	64
田代教育長	65
長野瑛や子さん	65
宮路市長	66
長野瑛や子さん	66
宮路市長	66
長野瑛や子さん	66
宮路市長	67
長野瑛や子さん	67
宮路市長	67
長野瑛や子さん	67
宮路市長	67
長野瑛や子さん	68
宮路市長	68
長野瑛や子さん	68
宮路市長	68
長野瑛や子さん	69
宮路市長	69
長野瑛や子さん	69
宮路市長	69
長野瑛や子さん	70
宮路市長	70
長野瑛や子さん	71
宮路市長	71
長野瑛や子さん	71
横山副市長	71

長野瑛や子さん	7 2
宮路市長	7 2
長野瑛や子さん	7 2
田代教育長	7 3
長野瑛や子さん	7 3
田代教育長	7 4
長野瑛や子さん	7 4
花木千鶴さん	7 4
宮路市長	7 5
休 憩	7 7
花木千鶴さん	7 7
宮路市長	7 7
花木千鶴さん	7 7
宮路市長	7 7
花木千鶴さん	7 8
宮路市長	7 8
花木千鶴さん	7 8
宮路市長	7 9
花木千鶴さん	7 9
宮路市長	8 0
花木千鶴さん	8 0
宮路市長	8 0
花木千鶴さん	8 1
宮路市長	8 1
花木千鶴さん	8 2
宮路市長	8 2
花木千鶴さん	8 2
宮路市長	8 2
花木千鶴さん	8 3
宮路市長	8 3
花木千鶴さん	8 3
宮路市長	8 3

	花木千鶴さん	8 3
	宮路市長	8 4
	花木千鶴さん	8 4
	宮路市長	8 4
	花木千鶴さん	8 4
	宮路市長	8 4
	花木千鶴さん	8 4
	花木千鶴さん	8 5
	宮路市長	8 5
	花木千鶴さん	8 5
	有村市民生活課長	8 5
	花木千鶴さん	8 6
	有村市民生活課長	8 6
	花木千鶴さん	8 6
	花木千鶴さん	8 7
	宮路市長	8 7
	坂口洋之君	8 7
休	憩	8 8
	宮路市長	8 8
	坂口洋之君	9 0
	宮路市長	9 0
	坂口洋之君	9 1
	宮路市長	9 1
	坂口洋之君	9 1
	宮路市長	9 1
	坂口洋之君	9 2
	宮路市長	9 2
	坂口洋之君	9 2
	宮路市長	9 2
	坂口洋之君	9 3
	宮路市長	9 3
	坂口洋之君	9 3

宮路市長	9 4
坂口洋之君	9 4
堂下介護保険課長	9 4
野崎福祉課長	9 5
坂口洋之君	9 5
野崎福祉課長	9 5
坂口洋之君	9 5
宮路市長	9 5
坂口洋之君	9 6
宮路市長	9 6
坂口洋之君	9 6
宮路市長	9 6
坂口洋之君	9 6
宮路市長	9 6
坂口洋之君	9 6
宮路市長	9 7
坂口洋之君	9 7
宮路市長	9 7
坂口洋之君	9 8
宮路市長	9 8
坂口洋之君	9 8
宮路市長	9 9
坂口洋之君	9 9
宮路市長	9 9
坂口洋之君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
榎 康博君	1 0 1
休 憩	1 0 1
宮路市長	1 0 2
榎 康博君	1 0 2
宮路市長	1 0 3
榎 康博君	1 0 3
宮路市長	1 0 3
榎 康博君	1 0 4

宮路市長	1 0 4
梶 康博君	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 5
宮路市長	1 0 7
田代教育長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 1
大園健康保険課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
宮路市長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
野崎福祉課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
休 憩	1 1 3
宮路市長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
宮路市長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
田代教育長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
田代教育長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
田代教育長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
田代教育長	1 1 5
黒田澄子さん	1 1 5
田代教育長	1 1 5
黒田澄子さん	1 1 6
宮路市長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 6
宮路市長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 6
宮路市長	1 1 7

黒田澄子さん	1 1 7
宮路市長	1 1 7
黒田澄子さん	1 1 7
宮路市長	1 1 8
黒田澄子さん	1 1 8
宮路市長	1 1 8
散 会	1 1 8

第3号（9月20日）（火曜日）

開 議	1 2 2
日程第 1 一般質問	1 2 2
池満 渉君	1 2 2
宮路市長	1 2 3
田代教育長	1 2 4
池満 渉君	1 2 5
野崎福祉課長	1 2 5
池満 渉君	1 2 5
宮路市長	1 2 6
池満 渉君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
池満 渉君	1 2 7
野崎福祉課長	1 2 7
池満 渉君	1 2 7
野崎福祉課長	1 2 8
池満 渉君	1 2 8
野崎福祉課長	1 2 8
池満 渉君	1 2 8
野崎福祉課長	1 2 9
池満 渉君	1 2 9
野崎福祉課長	1 2 9
池満 渉君	1 2 9
野崎福祉課長	1 2 9

	池満 渉君	1 3 0
	野崎福祉課長	1 3 0
	池満 渉君	1 3 0
	野崎福祉課長	1 3 0
	池満 渉君	1 3 0
	宮路市長	1 3 1
	池満 渉君	1 3 1
	野崎福祉課長	1 3 2
	池満 渉君	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	池満 渉君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	田代教育長	1 3 3
休	憩	1 3 4
	山口初美さん	1 3 4
	宮路市長	1 3 7
	田代教育長	1 3 8
	山口初美さん	1 3 8
	久保建設課長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	久保建設課長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	宮路市長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	宮路市長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	宮路市長	1 4 1
	山口初美さん	1 4 1
	宮路市長	1 4 1
	山口初美さん	1 4 1
	田代教育長	1 4 1
	山口初美さん	1 4 1

	田代教育長	1 4 2
	山口初美さん	1 4 2
	山口初美さん	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
	山口初美さん	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
	山口初美さん	1 4 3
休	憩	1 4 3
	西藺典子さん	1 4 3
	宮路市長	1 4 4
	田代教育長	1 4 5
	西藺典子さん	1 4 5
	宮路市長	1 4 5
	西藺典子さん	1 4 5
	宮路市長	1 4 6
	西藺典子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	西藺典子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	西藺典子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	西藺典子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	西藺典子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	西藺典子さん	1 4 7
	富迫総務課長	1 4 7
	西藺典子さん	1 4 7
	富迫総務課長	1 4 7
	西藺典子さん	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	西藺典子さん	1 4 7
	田代教育長	1 4 8
	西藺典子さん	1 4 8

田代教育長	1 4 8
西園典子さん	1 4 8
田代教育長	1 4 8
西園典子さん	1 4 9
宮路市長	1 4 9
西園典子さん	1 4 9
宮路市長	1 4 9
西園典子さん	1 4 9
宮路市長	1 4 9
西園典子さん	1 4 9
宮路市長	1 4 9
西園典子さん	1 4 9
宮路市長	1 5 0
西園典子さん	1 5 0
宮路市長	1 5 0
西園典子さん	1 5 0
宮路市長	1 5 0
西園典子さん	1 5 1
宮路市長	1 5 1
西園典子さん	1 5 1
宮路市長	1 5 2
西園典子さん	1 5 2
宮路市長	1 5 2
西園典子さん	1 5 2
西園典子さん	1 5 3
宮路市長	1 5 3
上園哲生君	1 5 3
休 憩	1 5 5
宮路市長	1 5 5
上園哲生君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
上園哲生君	1 5 6

宮路市長	1 5 7
上園哲生君	1 5 7
上園企画課長	1 5 7
上園哲生君	1 5 7
上園企画課長	1 5 7
上園哲生君	1 5 7
上園企画課長	1 5 8
上園哲生君	1 5 8
宮路市長	1 5 8
上園哲生君	1 5 8
宮路市長	1 5 9
上園哲生君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
上園哲生君	1 6 0
上園企画課長	1 6 0
上園哲生君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
上園哲生君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
上園哲生君	1 6 1
上園企画課長	1 6 2
上園哲生君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
上園哲生君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
散 会	1 6 2

第4号（9月21日）（水曜日）

開 議	1 6 8
日程第 1 一般質問	1 6 8
出水賢太郎君	1 6 8
宮路市長	1 6 9

田代教育長	1 7 0
出水賢太郎君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
出水賢太郎君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
出水賢太郎君	1 7 2
宮路市長	1 7 2
出水賢太郎君	1 7 2
宮路市長	1 7 2
出水賢太郎君	1 7 2
宮路市長	1 7 3
出水賢太郎君	1 7 3
宮路市長	1 7 4
出水賢太郎君	1 7 4
宮路市長	1 7 4
出水賢太郎君	1 7 4
宮路市長	1 7 5
出水賢太郎君	1 7 5
宮路市長	1 7 5
出水賢太郎君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
出水賢太郎君	1 7 6
有村市民生活課長	1 7 6
出水賢太郎君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
出水賢太郎君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
出水賢太郎君	1 7 9
吉丸消防本部消防長	1 7 9
出水賢太郎君	1 8 0
宮路市長	1 8 0
休 憩	1 8 0

田畑純二君	1 8 0
宮路市長	1 8 4
田畑純二君	1 8 6
宮路市長	1 8 7
田畑純二君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
田畑純二君	1 8 7
宮路市長	1 8 8
田畑純二君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
田畑純二君	1 8 9
宮路市長	1 8 9
田畑純二君	1 8 9
宮路市長	1 9 0
田畑純二君	1 9 0
宮路市長	1 9 1
田畑純二君	1 9 1
宮路市長	1 9 1
休 憩	1 9 1
大園貴文君	1 9 2
宮路市長	1 9 2
大園貴文君	1 9 3
宮路市長	1 9 4
大園貴文君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
大園貴文君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
大園貴文君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
大園貴文君	1 9 5
宮路市長	1 9 5
大園貴文君	1 9 5

宮路市長	1 9 5
大園貴文君	1 9 6
宮路市長	1 9 6
大園貴文君	1 9 6
宮路市長	1 9 6
大園貴文君	1 9 7
宮路市長	1 9 7
大園貴文君	1 9 7
宮路市長	1 9 7
大園貴文君	1 9 7
宮路市長	1 9 8
大園貴文君	1 9 8
宮路市長	1 9 8
大園貴文君	1 9 8
久保建設課長	1 9 8
大園貴文君	1 9 8
宮路市長	1 9 9
大園貴文君	1 9 9
宮路市長	1 9 9
大園貴文君	1 9 9
宮路市長	2 0 0
大園貴文君	2 0 1
宮路市長	2 0 1
東福泰則君	2 0 1
宮路市長	2 0 2
休 憩	2 0 2
東福泰則君	2 0 3
宮路市長	2 0 3
東福泰則君	2 0 3
宮路市長	2 0 3
東福泰則君	2 0 4
宮路市長	2 0 4

東福泰則君	204
宮路市長	204
東福泰則君	205
宮路市長	205
東福泰則君	206
富迫総務課長	206
東福泰則君	206
宮路市長	207
東福泰則君	207
宮路市長	208
東福泰則君	208
散 会	209

第5号（9月30日）（金曜日）

開 議	215
日程第1 議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者 の指定について（総務企画常任委員長報告）	215
出水総務企画常任委員長報告	215
山口初美さん	217
佐藤彰矩君	217
日程第2 議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）	218
出水総務企画常任委員長報告	218
花木文教厚生常任委員長報告	220
門松産業建設常任委員長報告	224
休 憩	227
花木千鶴さん	227
出水総務企画常任委員長	227
日程第3 議案第62号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教 厚生常任委員長報告）	228
日程第4 議案第63号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号） （文教厚生常任委員長報告）	228

日程第 5	議案第 6 6 号平成 2 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 1 号) (文教厚生 常任委員長報告)	2 2 8
日程第 6	議案第 6 7 号平成 2 3 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 1 号) (文教 厚生常任委員長報告)	2 2 8
日程第 7	議案第 7 0 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (文教厚生 常任委員長報告)	2 2 8
日程第 8	議案第 7 1 号平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (文 教厚生常任委員長報告)	2 2 8
日程第 9	議案第 7 2 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 1 号) (文教厚生常 任委員長報告)	2 2 8
	花木文教厚生常任委員長報告	2 2 8
	池満 渉君	2 3 0
	花木文教厚生常任委員長	2 3 1
日程第 1 0	議案第 6 4 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)	2 3 2
日程第 1 1	議案第 6 5 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)	2 3 2
日程第 1 2	議案第 6 8 号平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)	2 3 2
日程第 1 3	議案第 6 9 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)	2 3 2
	門松産業建設常任委員長報告	2 3 2
日程第 1 4	認定第 1 号平成 2 2 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	2 3 4
日程第 1 5	認定第 2 号平成 2 2 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 4
日程第 1 6	認定第 3 号平成 2 2 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 4
日程第 1 7	認定第 4 号平成 2 2 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認 定について	2 3 4
日程第 1 8	認定第 5 号平成 2 2 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 3 4
日程第 1 9	認定第 6 号平成 2 2 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ	

	いて	2 3 5
日程第 2 0	認定第 7 号平成 2 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 5
日程第 2 1	認定第 8 号平成 2 2 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会 計歳入歳出決算認定について	2 3 5
日程第 2 2	認定第 9 号平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 5
日程第 2 3	認定第 1 0 号平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 3 5
日程第 2 4	認定第 1 1 号平成 2 2 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 3 5
日程第 2 5	認定第 1 2 号平成 2 2 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算 認定について	2 3 5
日程第 2 6	認定第 1 3 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 5
日程第 2 7	認定第 1 4 号平成 2 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 3 5
日程第 2 8	認定第 1 5 号平成 2 2 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について ...	2 3 5
日程第 2 9	認定第 1 6 号平成 2 2 年度日置市水道事業会計決算認定について	2 3 5
	田畑純二君	2 3 5
	宮路市長	2 3 6
	梶 康博君	2 3 7
	宮路市長	2 3 7
休 憩	2 3 8
	出水賢太郎君	2 3 8
	宮路市長	2 3 8
	田代教育長	2 3 8
	銚之原商工観光課長	2 3 8
	西蘭典子さん	2 3 9
	宮路市長	2 3 9
	西蘭典子さん	2 4 0
	宮路市長	2 4 0

黒田澄子さん	2 4 0
高山地域づくり課長	2 4 1
黒田澄子さん	2 4 1
高山地域づくり課長	2 4 1
黒田澄子さん	2 4 1
高山地域づくり課長	2 4 1
休 憩	2 4 2
日程第 3 0 請願第 4 号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による 実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願（総務企画常任 委員長報告）	2 4 2
出水総務企画常任委員長報告	2 4 2
日程第 3 1 意見書案第 6 号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書	2 4 3
出水総務企画常任委員長提案理由説明	2 4 3
日程第 3 2 陳情第 4 号 T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書	2 4 4
日程第 3 3 請願第 5 号日吉老人福祉センターゲートボール場の人工芝化と風防壁設置につい て	2 4 4
日程第 3 4 閉会中の継続審査の申し出について	2 4 4
日程第 3 5 閉会中の継続調査の申し出について	2 4 5
日程第 3 6 議員派遣の件について	2 4 5
日程第 3 7 所管事務調査結果報告について	2 4 5
日程第 3 8 行政視察結果報告について	2 4 5
閉 会	2 4 5
宮路市長	2 4 5

- 解) の報告について
- 報告第 1 2 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 1 3 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 1 4 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 1 5 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 1 6 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 1 7 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 1 8 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 1 9 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 2 0 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 2 1 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 2 2 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 2 3 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解) の報告について
- 報告第 2 4 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停の申立て) の報告について
- 報告第 2 5 号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停を成立させること) の報告について
- 報告第 2 6 号 平成 2 2 年度日置市土地開発公社決算の報告について
- 報告第 2 7 号 公益社団法人日置市農業公社平成 2 2 年度決算及び平成 2 3 年度事業計画の報告について

- 報告第 28号 平成22年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 報告第 29号 平成22年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第 30号 平成22年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 承認第 6号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
- 議案第 54号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合理約の変更に関する協議について
- 議案第 55号 日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について
- 議案第 56号 日置市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 議案第 57号 日置市地区公民館条例の一部改正について
- 議案第 58号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第 59号 日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 60号 日置市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 議案第 61号 平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 62号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 63号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 64号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 65号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 66号 平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 68号 平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 69号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 71号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 72号 平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 73号 日置市診療所条例の一部改正について
- 認定第 1号 平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算

認定について

- 認定第 9号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 15号 平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 16号 平成22年度日置市水道事業会計決算認定について
- 請願第 2号 公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する
請願書
- 請願第 3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請につい
て
- 請願第 4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求
める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 請願第 5号 日吉老人福祉センターゲートボール場の人工芝化と風防壁設置について
- 意見書案第6号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書
- 陳情第 4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

第 1 号 (9 月 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長：監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第11号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第 6	報告第12号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第 7	報告第13号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第 8	報告第14号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第 9	報告第15号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第10	報告第16号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第11	報告第17号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第12	報告第18号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第13	報告第19号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第14	報告第20号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第15	報告第21号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第16	報告第22号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第17	報告第23号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

- 日程第 18 報告第 24 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停の申立て）の報告について
- 日程第 19 報告第 25 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停を成立させること）の報告について
- 日程第 20 報告第 26 号 平成 22 年度日置市土地開発公社決算の報告について
- 日程第 21 報告第 27 号 公益社団法人日置市農業公社平成 22 年度決算及び平成 23 年度事業計画の報告について
- 日程第 22 報告第 28 号 平成 22 年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 日程第 23 報告第 29 号 平成 22 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 日程第 24 報告第 30 号 平成 22 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 日程第 25 承認第 6 号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 26 議案第 54 号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 27 議案第 55 号 日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 56 号 日置市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第 29 議案第 57 号 日置市地区公民館条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 58 号 日置市税条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 59 号 日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 60 号 日置市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 61 号 平成 23 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 34 議案第 62 号 平成 23 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 63 号 平成 23 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 36 議案第 64 号 平成 23 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 37 議案第 65 号 平成 23 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 38 議案第 66 号 平成 23 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 39 議案第 67 号 平成 23 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 40 議案第 68 号 平成 23 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 41 議案第 69 号 平成 23 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 42 議案第 70 号 平成 23 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 43 議案第 71 号 平成 23 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 44 議案第 72 号 平成 23 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 45 議案第 73 号 日置市診療所条例の一部改正について

- 日程第46 認定第 1号 平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第47 認定第 2号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第48 認定第 3号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第49 認定第 4号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第50 認定第 5号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第51 認定第 6号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第52 認定第 7号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第53 認定第 8号 平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第54 認定第 9号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第55 認定第10号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第56 認定第11号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第57 認定第12号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第58 認定第13号 平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第59 認定第14号 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第60 認定第15号 平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第61 認定第16号 平成22年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第62 請願第 2号 公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書
- 日程第63 請願第 3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請について
- 日程第64 請願第 4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

本会議（9月7日）（水曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

○議長（松尾公裕君）

開会前にお知らせします。田代議員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

午前10時00分開会

△開 会

○議長（松尾公裕君）

ただいまから平成23年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（松尾公裕君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾公裕君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、出水賢太郎君、上園哲生君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（松尾公裕君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの24日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの24日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、諸般の報告であります。

議会の報告につきましては、お手元に配付いたしておりますので資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。平成23年度4月分から平成23年度6月分の例月現金出納検査の結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

6月からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

6月5日に吉利鬼丸神社と日置八幡神社でお田植え祭り「せつとべ」が行われ、それぞれのご神田では、白装束姿で勇壮に飛びはねました。

次に、6月22日に地域づくりに係る市長との意見交換会が東市来地域で開催され、地区内の現状と課題など活発な意見交換がされました。この意見交換会は、6月に全地域で開催されました。

次に、6月23日に江口浜荘跡地に建設される「えぐち家」の新築工事の上棟式が行われました。「えぐち家」は、宿泊・宴会や温泉の浴場も計画されており、11月に新築オープンのご予定です。

次に、7月31日に吹上浜国際サンドアートフェスティバルが江口浜海浜公園で開催されました。香港砂像チームのデモンストレーションや各チームの独創的な作品で観客の目を楽しませました。

次に、8月20日に南大隈町との姉妹都市交流会が開催されました。交流会は3年ごとに訪問交流を行っており、歴史に関する講演や市内の施設見学など有意義な交流となりま

した。

次に、8月23日に清藤工業団地の企業立地協定調印式を行いました。今回新たに進出する株式会社UMIと工場増設を行うしままプリントシステム株式会社の2社は、地元雇用も計画されており、市内の景気の浮揚が期待されています。

次に、8月28日に日吉総合運動公園におきまして、陸上自衛隊、串木野海上保安部、日置警察署、日置市医師会、日置市社会福祉協議会、日吉地域自治会など、約600名の参加をいただき、日置市総合防災訓練を実施しました。

災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、地震や津波、洪水、がけ崩れなどの発生に際し、防災関係機関が相互の連携を保ち、情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導及び水防工法等の災害応急対策が迅速・適切に行われるよう防災体制の確立を図るとともに、あわせて市民の防災意識の高揚を図りました。

以下、8月31日までの主要な行政執行につきましては、報告書を提出してございますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第11号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第6 報告第12号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第7 報告第13号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及

び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第8 報告第14号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第9 報告第15号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第10 報告第16号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第11 報告第17号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第12 報告第18号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第13 報告第19号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第14 報告第20号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第15 報告第21号専決処分（市

営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解)の報告について

△日程第16 報告第22号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解)の報告について

△日程第17 報告第23号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解)の報告について

△日程第18 報告第24号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する調停の申し立て)の報告について

△日程第19 報告第25号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する調停を成立させること)の報告について

○議長(松尾公裕君)

日程第5、報告第11号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解)の報告についてから、日程第19、報告第25号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する調停を成立させること)の報告についてまでの15件を一括議題とします。

15件について市長の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長(宮路高光君)

報告第11号から報告第23号までの13件は、市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解の

報告についてであります。

今回の報告13件につきましては、市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納していたことから、市では再三にわたり相手方の交渉を繰り返してまいりました。

その結果、今回双方合意による解決の見込みとなりましたので、伊集院簡易裁判所に民事訴訟法第275条「訴えの提起前の和解」申し立てを行い和解に至ったもので、和解条項に基づきまして、滞納額分割納付計画書により毎月定額を支払うものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

報告第24号は、市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する調停の申し立ての報告についてであります。

この件につきましては、市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納していたことから、市では再三にわたる訪問、内容証明郵便等で相手方との交渉の機会が持たれるよう努力してまいりましたが、相手方は使用料の納付ばかりか面談にも応じようとしなかったため、伊集院簡易裁判所に調停の申し立てを行ったものであります。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

報告第25号は、市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する調停を成立させることのご報告についてでございます。

報告第24号で報告いたしました調停の申し立てに基づき、平成23年8月10日、伊集院簡易裁判所におきまして調停が開かれ、調停調書のとおり双方が合意し、それが調停委員会によって相当と認められたため、正式に調停調書が作成され、調停を成立されるこ

とに至ったものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げますのでございます。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、報告第24号、第25号について補足説明を申し上げます。

報告第24号は調停の申し立てをしたという報告でございまして、第25号はこの調停が成立したという報告で、対象者は同一人でございます。

この調停は訴訟とは異なり、裁判官のほか民間から選任された有識者の調停委員2人以上で組織された調停委員会が当事者双方の言い分を聞き、当事者の合意によって紛争の解決を図るものでございます。

今回の件は、これまでの訴えの提起前の和解と異なり、相手方に納付の意思が見えない、交渉の機会が得られないなどの理由により、7月1日に伊集院簡易裁判所に調停の申し立てを行ったものでございます。

その結果、8月10日に双方が裁判所に出頭し、調停委員が示した調停案に合意したため調停が成立したものでございます。

この調停によって作成されます調停調書は、一般的な成約と異なり、確定判決と同じ取り扱いになります。したがって、調停成立後の内容につきましては、訴えの提起前の和解と同様の扱いとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから報告第11号から報告第25号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ伺いたいと思いますが、まあ、ほかにもあるかと思いますが、私も見落としがあるかと思いますが、この報告17号の件ですけれども、住所は吹上町に置いておきながら、南さつま市のほうに転居しているというのではないかと思うんですが、今、部長の説明でも判決等も決定と同じようなということなんですけれども、決定どおりに滞納金を取り立てることができる見込みがあるのかどうか、実際に、どういう事情で南さつま市に住むようになったのか、その経緯とその信憑性について伺いたいと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

ただいまのご質問でございますが、この方は現在南さつま市のほうに、この住宅のほう、退去していらっしゃる方でございます。本人と会いまして、この和解の内容について、返せる範囲でということで分納計画をしながら一応進めたわけでございますが、そのような状況でございまして、現在、南さつま市のほうに退去していらっしゃる方でございます。

以上です。

○17番（梶 康博君）

取り立ては大丈夫なんですか。見込みはあるんですか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

取り立ての見込みに関しましては、双方で合意してこの金額で分割して払っていくということでお互いが合意しておりますので、取り立て見込みはございます。

以上です。

○17番（梶 康博君）

今、債権対策、課長のその説明でまだちょっとはっきりとしない面があるんですけども、どういう理由で、もう夜逃げと同然で南さつま市に逃げたのか、そこらあたりが、家賃を滞納して、はっきりとした仕事の都合で南さつま市に転居したのか、そこを一言で言えばどうであったのかということをお聞きしたい

ところですが、

○**税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）**

転居の理由につきましては、家庭的な事情で南さつまのほうに転居されるということでございました。

○**議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。これで報告第11号から報告第25号まで15件の報告を終わります。

△日程第20 報告第26号平成22年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第21 報告第27号公益社団法人日置市農業公社平成22年度決算及び平成23年度事業計画の報告について

△日程第22 報告第28号平成22年度日置市継続費精算報告書の報告について

○**議長（松尾公裕君）**

日程第20、報告第26号平成22年度日置市土地開発公社決算の報告についてから日程第22、報告第28号平成22年度日置市継続費精算報告書の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○**市長（宮路高光君）**

報告第26号は、平成22年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月26日に理事会が開催され、日置市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によ

り報告するものであります。

平成22年度の事業報告概況の総括事項といたしまして、住宅団地に関しましては、植木住宅団地で1区画、本町住宅団地で2区画の計3区画を分譲し、清藤工業団地に関しては、引き続き事業用地として3区画を賃貸中であります。

また、本年度立地しました「しまうまプリントシステム株式会社」と10月に事業用借地権を締結し、事業用地として1区画を賃貸しました。

収支につきましては、収益総額2,257万1,547円、損失総額2,140万5,862円となり、差し引き116万5,685円の当期純利益となりました。

次に、報告第27号は、公益社団法人日置市農業公社平成22年度決算及び平成23年度事業計画の報告についてであります。

去る5月23日に決算総会が開催され、平成22年度決算及び平成23年度事業計画の承認を受けたことに伴い、日置市農業公社から平成22年度決算報告書及び23年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成22年度の実績につきましては、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱にそれぞれ取り組みました。特に、研修等事業については、県の補助事業である離職者等就業・就農促進緊急対策事業を導入し、就農支援を進めてきました。

平成22年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計で7,386万8,058円、全体支出合計額が7,420万9,312円で、当期収支差額はマイナス34万1,254円で、前期繰越収支差額からの繰り入れにより、次期繰越収支差額は450万3,326円となりました。

また、平成23年度事業計画については、

これまでと同様に、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。特に、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化団体として事業を進め、農用地の集積を推進します。

また、研修等事業につきましては、現在のところ新規就農研修生の受け入れを行っていませんが、実施研修の場として新規就農者の育成支援に努めます。

農作業受委託事業についても、高齢化農家の労働力確保、農作業の効率化、農業経営の合理化を図りながら、市内全域の受委託部会の育成を支援します。

次に、報告第28号は、平成22年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

平成22年度日置市一般会計継続費精算報告書の教育費の日置南学校給食センター建設事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上、3件ご報告いたします。

○議長（松尾公裕君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（長野瑛や子さん）

報告26号についてお尋ねいたします。

市長の報告では、差し引き100万円余り利益が出てますよね、116万5,000円出てますけども、この住宅と工業団地の造成事業なんですけど、この区画数と工業団地がこれで伊集院地域が終わるんですけども、今後、造成地区が住宅のほうはあるんですけども、今後どのように考えているのか、お尋ねします。

○企画課長（上園博文君）

まず、ミニ団地の関係でございますけれども、ただいまの報告の中でもありましたとお

り、22年度吹上の本町団地が2区画、植木団地が1区画の販売ございました。したがって、こういった区画がまだ東市来の大内田、伊作田、植木、本町、そして湯之元の、吹上の緑ヶ丘が、それぞれ区画が残ってる状況でございますので、これらの状況がほぼ解消する段階になりましたら改めて考えていきたいと考えております。

工業団地につきましては、今、ご質疑のありましたとおり、ほぼ埋まってる状況にございますけれども、償還後、大体事業用借地期間が15年と20年が計画期間でございますので、最終41年のシミュレーションを今償還金の計画を立てている状況でございますけれども、今後につきましてはまだこれからの状況でございますので、あと1区画6,000m²に申し込みをいただいている運送会社が入りました段階で、改めて公社の理事会等開催させていただきまして、方向づけをしたいと考えております。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

まだ区画数が各住宅団地で残ってる、これを残りの区画数を知りたいんですけども、それとあと、この支払い利息が大体借り入れの5億円に対して526万4,000円ですね、だから元金、借入金のほうが全然減らない状態ですけども、差し引きはその利息が上回るということはないようですけど、差異はないと思うんですけども、今後こういう元金が減るような対策とか、あとほかのこの、例えば吹上地域工業団地開発をするような予定があるのかどうか、伊集院が終われば、ある程度まためどをつけないといけないと思うんですけど、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○企画課長（上園博文君）

最初にご質疑のありました残区画の数ですけれども、全区画で16区画ございます。大内田で1区画、伊作田が6区画、植木住宅団地が2区画、本町住宅団地が3区画、吹上の

湯之元住宅団地が2区画、そして緑ヶ丘住宅団地が2区画の状況でございます。

あと、工業団地の5億円の借入れに対します償還金の関係でございますけれども、現在、実質の利息は5億円に対しまして0.95%の金利でございます、この額がずっと推移しますと、年間大体四百四、五十万円程度の金利を支払うことになります。

この関係でございますけれども、やはり長期的な展望に立った償還計画の中でリース代が今後、全部埋まった段階で入ってきてまいります。それが一定の額が積み上げられた段階で逐次償還してまいりますけれども、今度23年度から24年度にかけまして約3,000万円程度の償還、徐々にこういったリース代の積み立てを行いました段階で借入額を少なくしていく計画でございます。

その関係で先ほど、申し上げました平成42年度の最終の周期をシミュレーションしますと、その点で約1,000万円程度は残金が残ると一定な計画を立てているところでございます。

あと工業団地の増設あるいはミニ団地等の増設を改めてご質疑されましたけれども、吹上の亀原工業団地が残りはまだ半分残っておりますので、そちらのほうも含めて、今後、十分、今、富士エネルギーさんが立地されておりますけれども、調整させていきながら、新たな課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

○8番（花木千鶴さん）

27号でちょっとお尋ねをいたします。

農作業の受委託事業があるんですが、ただいまの市長の報告の中で全市的に行う事業と考えて、基本的な考え方が述べられたと思うんですが、それが報告書の中では一部

実施したということになっています。で、冒頭から、合併の冒頭から吹上だけではなくて全市的という意見もあったところがございますが、年を重ねるにつれて全市的に広がっていかねばいけないだろうとも思うわけですが、ここの報告の中では、前年実績との比較みたいのがありませんけれども、どれぐらい伸びてきているのか、全市的な取り組みは、この事業は広がっているのかどうか、比較できる報告をいただけますか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

農作業受委託事業の年度的な比較ということでございましたけれども、申しわけございません、ちょっと手元に数値を持っておりませんので、また後持って報告させていただきたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

それでは、質疑ではありませんが、議長に申し入れとして、それは後日資料で報告をいただけるのでしょうか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

はい、大丈夫でございます。出すようにいたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これで報告第26号から報告第28号までの3件の報告を終わります。

△日程第23 報告第29号平成22年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第24 報告第30号平成22年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第23、報告第29号平成22年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について及び日程第24、報告第30号平成22年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第29号は、平成22年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額がありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25.0%に対して13.1%、将来負担比率については、早期健全化基準が350%に対して61%で健全な状況であります。

次に、報告第30号は、平成22年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、水道事業会計について資金不足はありませんでしたので、経営は健全であります。

以上、2件ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これで報告第29号及び報告第30号の2件の報告を終わります。

△日程第25 承認第6号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第25、承認第6号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第6号は、専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、緊急を要したため日置市税条例等の一部を改正したものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、承認第6号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて、別紙により補足説明を申し上げます。

まず、日置市税条例等の一部につきまして、34条の7は寄附金税額控除で個人住民税における寄附金税額控除の適用下限を5,000円

から2,000円に引き下げるものでございます。

このほか、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例、以下上場株式等に係る配当取得に係る市民税の課税の特例など、附則におきまして市民税の課税の特例等が上位法であり、地方税法に定められたために削除されたもので、今回の改正は地方税法に明確に規定しているもので、市町村ごとの選択判断の余地のないものについては法律を引用すること等により、条文を簡素化するものとなっております。

また、日置市税条例の一部を改正する条例の一部改正では、個人の市民税に関する経過措置で上場株式等に係る課税配当所得の特例を、平成25年12月31日まで延長し、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行期間を2年延長し、平成27年1月1日に改め、課税年度を平成25年度から平成27年度に改めるものでございます。

附則としまして、第1条、この条例は公布の日から施行するもので貸家住宅に係る固定資産税の減額の改正規定については、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

また、第2条は、市民税に関する経過措置としまして、寄附金税額控除の改正規定は平成23年1月1日以降に支出する寄附金で、都道府県、市町村、または特別区に対する寄附金及び社会福祉法に規定する共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金等でございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置としまして、固定資産税に関する改正規定は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

また、貸家住宅の改正規定については、平成24年度以後の年度分の固定資産について

適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律による改正前の貸家住宅については従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから承認第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

△日程第26 議案第54号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議について

○議長（松尾公裕君）

日程第26、議案第54号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の変更に関する

協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第54号は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議についてであります。

いちき串木野市の町の地区の設定及び変更に伴い、いちき串木野市・日置市衛生費処理組合規約の一部変更に関する協議について、いちき串木野市と協議したいので地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（桜井健一君）

議案第54号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議について補足説明を申し上げます。

この協議は、いちき串木野市のほうから申し出がございまして、いちき串木野市が町の区域の設定を、これらを変更したいということで、衛生処理組合の事務所の位置の表示をいちき串木野市下名401番地1から、いちき串木野市海瀬401番地1に変更しようとするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△日程第27 議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について

○議長（松尾公裕君）

日程第27、議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第55号は、日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第55号日置市診療所及び

日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園の指定管理者を次のとおり指定するものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、日置市診療所、日置市日吉町日置1150番地1、日置市特別養護老人ホーム青松園、日置市日吉町日置1193番地1。

2、指定管理者となる団体の名称は、医療法人誠心会。

3、指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定管理者の選考に当たりましては、指定管理者候補者等選定委員会を7回開催して審査いたしました。特に、今回は医療・介護施設の一括管理運営ということで4名の外部委員をお願いしまして、審査基準を一般性・専門性の2面から設定しまして評価し、委員会も公開いたしました。

募集の方法は、お知らせ版、ホームページへの掲載のほか、市内医療機関、福祉施設には文書で案内いたしました。

また、南日本新聞にも掲載されたところがございます。

説明会におきましては、市内4医療機関と鹿児島市から1社が出席されましたが、実際に応募されたのは、医療法人誠心会の1社でございました。

7月22日に面接審査を行い、8月9日の第7回指定管理者候補者等選定委員会により、住民の平等な利用が確保できるか、事業計画が施設の効用を最大限発揮させるものとなっているか、管理費用の効率性が図られているか、安定経営の能力があるか、効率的で質の高いサービス提供が図れるかなどの観点から審査を行い、医療法人誠心会に決定いたしま

した。

次に、別紙資料により、指定管理料及び医療法人誠心会の概要について説明申し上げます。

まず、納付金の額でございますが、年額1,000万円、5年間で5,000万円となっております。この額は、議案補足説明資料1の4ページにありますが、市が積算しました管理運営基準額の年額合計455万5,000円を大きく上回る額となっております。

次に、医療法人誠心会の概要であります。所在地は、日置市東市来町湯田3614番地、代表者名、理事長前原くるみ、設立年月日、昭和42年8月1日、従業員は546人となっております。

業務の目的は、次に掲げてありますとおり、病院及び介護老人保健施設並びに診療所を経営し、看護、医学的管理下の介護、必要な医療等を普及することとしております。

以下、病院施設及び事業等につきましてはご確認ください。

このほか、補足説明資料1は、施設の概要、納付基準額の積算表、管理運営に関する収支計画書、事業計画書及び選定までの主な経過の内容、補足説明資料2は、医療法人誠心会の過去3年間の決算書及び事業報告書となっておりますので、ご確認くださいと思います。

以上でございます。ご審議をよろしく願います。

○議長（松尾公裕君）

これから議案第55号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

1件だけをお聞きしたいと思います。このいただきました取り扱い注意の補足説明資料の中から1カ所だけ、事業計画書によると、現在の内科以外にほかの診療科も開設してい

きたいというようなことなんですけれども、12ページの11条の3項によりますと、業務範囲または業務実施条件の変更及びこれに伴う指定管理業の変更等については、前項の協議を経てするものとするとうたわれておるわけで、こういうことがあるということは、計画はこういう計画、また指定管理料についてはということでありますので、ここらあたりはどのような裁断を今後、業務がふえるということは地元住民にとっては非常に安心した生活ができるということなんですけれども、行政としてのその誠心会との取り決めの仕方というのは、非常に優柔不断じゃないかちゅうとも思われるんですが、そこらあたりは協議するだけでいいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたこの納付金の問題、この納付金についてはもうこのとおりの額でしていただきますし、また今後計画の中で今内科だけという部分でございますけど、状況見ながら整形外科とかそういうものも入ってくる可能性はあります。

ですけど、実質的には、私ども今お願いしましたこの内科を含めまして、入院、そういうものを含めた中でございますし、また今回こういういろんなことを認められたこの地区において契約というのをやります。この中でもまたいろいろと市民の中で、契約の中でうたっていきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

これまでの指定管理の中でも負担について非常にこうとやかに議会の方も申し上げてきているのが現実、事実でございますので、特にこの一般素人では踏み込みのできないような難しい判断材料も今後出てきそうな関連もあるんじゃないかと思っておりますので、今市長がお答えいただいたような内容については、十分なお互いの、両者の認識の上で契約を遂行

していくことが大事なことじゃないかと老婆心ながら思いますので、やはり疑いが出ないような取り決めをしていただきたいと思います。

終わります。

○市長（宮路高光君）

補足を申させていただきますけど、今回、今までの指定管理者制度で、今ご指摘ございましたとおり、営繕を含めまして、いろんな中で不確定要素があったという事実でございます。

今回の場合につきましては、修繕、営繕、備品、いろんなものについては市の方はいろいろタッチしない。それぞれ事業者の中でやっていく、これが大前提でございます。そういうことも今回の指定する要件の中にきちんと入れてございます。

また、その後におきますサービス、これはそれぞれの事業者がいろいろと市民のためになるサービスは自分でいろんな資金のめども立てながらやっていく、そういう方向の中で、今回このような指定管理者の指定を議案としてお願いしているということでご理解していただきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○12番（漆島政人君）

2点ほどお尋ねいたします。

今回の指定管理の募集に伴って現地説明会が実施されました。そのときに参加されたのが5つの医療法人ですね。それが最終的に1医療法人だけの申請になったわけですが、ほかの医療法人についてはどういった背景があって申請にいたらなかったのか、そのことについて市としてはどういった分析評価をなさっているのかお尋ねいたします。

それともう一点、ご承知のとおり、今日置市が抱えている保健事業、保健行政等については、医療費高騰等による国保財政の逼迫、

そのほか保健事業とまださまざまな多くの課題を抱えているわけです。こういった課題を少しずつでも解決していくためには、どうしても今後医療機関の指導、協力、理解、これは不可欠なものになるんじゃないかと。

そこで、今回、こういった市の診療所を指定管理に出すその時期において、こういった課題解決に向けての協力や指導、こういったものに対しての市としてまた国保の保険者としてのその今後の方針と、そういったものを説明しながら協力、理解を得ていくような、そういった体制づくりも必要だと思います。

そこで、今回の指定管理を機に、そういったことまで踏み込んだ指定管理委託契約、そういうものも必要ではないかと思えますけど、そういったことについては現段階でどこまで考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回の5者が来まして、特に私ども日置市内におります馬場病院の方も現地説明に来ました。また馬場病院の院長から、今回は救急の形に専念したいからという、そういうご辞退のご報告をいただきました。救急と言いますか、今救急のそういうものを充実していきたいから、そういうものに拡大は難しいと、そういうことは馬場病院の方からいただきました。ほかのところはそういう特別にご辞退する理由というのはいただいております。

ご指摘ございましたこの国保との関係、この問題につきましては今回、指定管理をする医療関係者だけでなく、今後日置市におきます医療機関、またこれは基本的に日置市だけで解決できるものでなく、特に国保の場合は日置市内の医療機関というのは、給付というのは40%、60%は鹿児島市なんです。やはり私どもこの日置市だけの医療機関だけでこの国保の関係を掌握はできないということもございますので、今後、いろいろな関係の中で、先般も鹿児島地域圏の、医療圏の今後

のこの不足する医療、そういうものの検討会がございました。その場で私も出会って、鹿児島市の医師会、またはいちき串木野市の医師会、そういう方々との交流会がございましたので、ここあたりも十分私どもの日置市におかれているこの国保関係の現状を、こういうものもお話を申し上げましたので、今後、指定管理とは別にそういうものは別の協議の中でも、やはり私どもはこの国保に対します意識を含めた経営ということは十分いろんな関係の皆様方とも話を詰めていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

今その申請をされなかった背景には、馬場病院のことはご答弁があったわけですが、ほかのことについては市としては当然なぜだろうと、相手はそれなりの事情があると思えますけど、市としてもやはり多くの人に参加していただいて、その中でやはり競い合って選定していく、これは理想的な形です。

そこで、当然そのどういった理由において応募を、申請をされなかったのか、そのご答弁がなかったようですけど、そこについてはどうなのか。

それとあともう一つ、医療費のその医療行為をしているさきは大体日置市外が6割だと、そこでいろいろな今後の対策をとっていくということでしたけど、やはり今回指定管理候補者になってる誠心会さんも日置市内にまだ奥の医療施設を持っておられるわけですね。そういった現状の中で、やはり市の診療所を指定管理に出すことによって、やはりその取り決め内容というのが、ほかの医療機関に対しても市としてはやはりこういう考え方なんだと、したがって、その誠心会さんについても、やはりそのことをいろいろ市からのいろんな説明、申し入れ、そういったものに対して、ほかに持っておられる企画も、やはり、例えば、ジェネリック薬品のやはり利用

促進、やはり健康相談なんかの指導ですね、そういったものについても踏み込んだ形をとっていかれると思うんです。

だから、そこで今後やっていくのではなくて、今回の指定管理をする上において、まず第一歩、一つのやはり戦略だという考え方でそういったことも踏み込んだ形で指定管理委託するような考え方も必要じゃないかということですけど、そこはどうか、その部分をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ほかのところまで確認はしなかったんですけど、先般ちょっとその鹿児島県の医師会に行きました。——鹿児島の方から来た猪鹿倉先生でした。その先生とお会いしましたら、基本的に私どもが入院を含めて、やはり医師の確保、これはどうしても難しいと、そういう中でできないと、そういう意見は聞きまして、さっきご指摘がございましたとおり、ほかのところにもそういう問い合わせはしておりませんでした。その都度都度いろんな中でどういう理由だったかお聞きしていきたいというふうには思っております。

今後、こういうものが終わったところでないと、今の段階でどうでしたか、こうでしたかと言える問題じゃないのかなと思っております。

今回指定する中では、議員がおっしゃるのはようわかります。この指定する中において今後の医療費を抑制するためにどう理解していただける、そういうことは今後私どもの方もまだこの部分だけでなく、やはりほかの医師会ともこのことについては十分打ち合わせをしていきたいし、また今回、私ども日置市におきます指定管理という特別なことで始まるわけでございますので、そういうことはお願いはしていかなければならないことだと思っております。

○12番（漆島政人君）

現段階でそのほかの3件についてどういった理由で申請をされなかったのか、現段階ではそこまでどうこうゆう段階でないということですけど、やはりそういうことじゃないんじゃないかと、やはりこちらとしては、できるだけ多くの人に参加していただいて、いろいろ比較検討をしていくわけですよ。この検討委員会についてもその一つの方針を決めるまで7回も実施をされた。で、外部委員まで入れて実施したと。

そういう中で、一つの医療法人だけを見ているそのやはりこの回数をふやして多くの外部者を入れて検討していく、でもその対象は一法人だけだったというのは、やはりどうなのかなと。

当然その前の段階でどういった理由があって、ほか申請をされなかったのか、医師の確保は難しい、緊急病院としての専念したいというのはありますけど、例えばもう一回、再度こう何か具体的な説明会をすとか、そういうことも普通だったら私としては考える余地もあるんじゃないかと思っておりますけれども、そこをちょっともう一回、再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回、期限も切っているいろんなその1カ月以上もありました。それはもうその理由としてはその応募した現説した方々が十分私どもが今出している中にぜひ応募しきれなかった、そういうことであろうかと思っております。それを今の中でどうこう分析するということはちょっといかなものかなという部分がございます。

私どもは全部手を広げて待っている、それぞれしたい方々は全部手を挙げてくださいますと、そういうご要望をきちんとオープンにした形でお待ちしておりました。その中で、今おっしゃいましたように、たまたま一緒になったというのが現実なんです。その中で比較検討

をいろいろとしました。ここあたりで、またそれなら追加をして、また期限を延ばす、そういうことはやはり一つのルールの中でやったことでございますので、これはちょっと今議員がおっしゃいまして、これは延期するとか、そういうことをすることはちょっとみんなゼロでだったらそういうことかもしれないけど、1社という一つの中で来たという事実は事実として受けとめているんな審査会を開いていく、そのようにご理解してほしいと思います。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第55号は、総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

△日程第28 議案第56号日置市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

○議長（松尾公裕君）

日程第28、議案第56号日置市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第56号は、日置市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてであります。日置市における総合的かつ計画的な行政の

運営を図るため、基本構想の策定等、友好都市等の提携等を議会の議決すべき事件として定めるため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第56号日置市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件は次のとおりとするということで、第1号で、日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更、または廃止、第2号で、友好都市等の提携、または解消を定めるものでございます。

この条例は、地方自治法の改正に伴うものでございまして、これまで総合計画基本構想に関しましては、議会の議決事項として規定されておりましたが、この議決事項が削除されました。

しかしながら、市の基本理念を定め、市政展開の方向として重要なものであり、引き続き議決事項として日置市議会の議決すべき事件を定める条例を制定しようとしてご提案するものでございます。

また、この条例制定にあわせまして、これまで議決事項としていなかった友好都市等の提携に関する条項を定めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。また、経過措置としまして、第2号及び第3号は地方自治法改正前に策定された基本構想及び友好都市等の提携につきましては、この条例の規定により議決を受けて策定された基本構想及び友好都市等の提携と見なすものでございます。

また、第4号は、日置市地域審議会条例の一部改正で、第3条第1項第4号中、新市の基本構想、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいうに改めるものでございます。

第5号は、日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、第12条第1項中、地方自治法第2条第4項の基本構想、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいうということに改めるものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしく願います。

○議長（松尾公裕君）

これから議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第29 議案第57号日置市地区公民館条例の一部改正について

△日程第30 議案第58号日置市税条例の一部改正について

△日程第31 議案第59号日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

△日程第32 議案第60号日置市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第29、議案第57号日置市地区公民館条例の一部改正についてから、日程第32、議案第60号日置市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第57号は、日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市立中央図書館及び日置市伊集院地区公民館の駐車場の拡張並びに施設の老朽化に伴い、日置市伊集院地区公民館の体育館を解体するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第58号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して税制の整備を図るための地方税等の一部改正及び同法の一部改正を勘案し、入湯税の特別徴収義務者に係る簿記記載の義務違反等に関する罰金の額を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第59号は、日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明をさせます。

次に、議案第60号は、日置市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてであります。

スポーツ基本法の制定に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させます。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第58号日置市税条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴うもので、条例第26条は市民税の納税管理人に係る申告に関する過料で、申告をしなかった場合の過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

以下、第36条の4第1項は市民税の申告に関する過料、第53条の10第1項は退職所得申告の確定値に関する過料、第6条第1項は固定資産税の納税管理人の申告に関する過料、第75条第1項は固定資産の申告に関する過料、第88条第1項は軽自動車税の申告に関する過料の規定でございますが、い

ずれも3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

また、第100条の次に次の1条を加えるものでございまして、たばこ税の申告に関する過料を規定し、10万円以下の過料を課するものでございます。

第133条第1項は、特別土地保有税の納税管理人の申告に関する過料で3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

また、第139条の次に1条を加えるもので、特別土地保有税の申告に関する過料を規定し、10万円以下とするものでございます。

次のページになりますが、第151条第1項は、入湯税の特別徴収義務者の帳簿の起債義務等に違反した場合で、3万円以下から30万円以下に改正して罰金刑を課するものでございます。

また、附則第8条第1項は肉用牛の売却による事業取得に係る市民税の課税の特例で、昭和57年度から平成24年度までの免税対象飼育牛に関し2,000頭までの免税対象飼育牛を1,500頭までとし、年度を平成27年度まで延長するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から起算して2月を経過した日から施行するもので、市民税の申告に関する改正規定は平成24年4月1日から、免税対象飼育牛に関する改正規定は、平成25年1月1日から施行するものでございます。

また、市民税に関する経過措置として、市民税の申告に関する改定規定は、平成24年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人市民税については従前のおりとするものでございます。

また、免税対象飼育牛に関する改正規定は、平成25年度以後の年度分の個人市民税について適用し、改正前の免税対象飼育牛に係る所得の平成24年度分までの個人市民税については従前のおりとするものでございます。

罰則に関する経過措置として、この条例の施行前にした行為、及び市税に関する従前の例によるとした行為に対する罰則の適用については従前の例によるものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしく願います。

○市民福祉部長（桜井健一君）

議案第59号日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

この条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律が法律の一部改正に伴い、本年3月11日以後に発生した災害について適用するもので、主な改正点は災害弔慰金を支給する遺族の中に新たに兄弟姉妹を加えることでございます。

そのほかのものについては、条文の整備、字句の訂正等を行っているものでございます。

別紙によってご説明を申し上げます。

改正内容は、まず第1章から第5章までの章のくくりを削除し、次に第1条の見出しを趣旨に改め、また条文の字句の整理等を行っております。

第2条では、この条例の用語は法に定めるものと定義し、第1号及び第2号を削除し、新たに第2項を加えてございます。

第3条及び第4条では、字句の整理を行うとともに、第4条の各項各号を次のとおり改め、第1項に次の各号を加えます。

第1号死亡した市民の死亡当時において当該市民により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く）、第2号全項に掲げる遺族以外の遺族（兄弟姉妹を除く）、第3号兄弟姉妹。

次に、第2項を次のように改めております。全項第1号に掲げる遺族であって、同順位のものがあるときは次に掲げる順位によるものとする。第1号配偶者、第2号子、第3号父母、第4号孫、第5号祖父母とし、第3項と

し、前項第3号または第5号に掲げる遺族であって、同順位のものがあるときは次に掲げる遺族の区分に応じ、当該各号に掲げる順位によるものとするということで、第1号父母、次に掲げる順位として、ア、養父母、イ、実父母、第2号として祖父母、次に掲げる順位、ア、養父母の養父母、それからイ、養父母の実父母、ウ、実父母の養父母、エ、実父母の実父母という順序に定めてございます。

第5条は、地区の整理を行うとともに、第6条を次のように改める。見出しを支給の制限とし、第6条災害弔慰金は法律第5条に規定する場合のほか、災害に際し市長の避難の指示に従わなかった場合、そのほか特別な事情により市長が支給を不相当と認める場合は支給しない。

次のページをお開きください。第7条を削り第8条を第7条とする、以下12条までを繰り上げてございます。第11条の次に次の1条を加えるということで、見出しを運用規定とし、第12条、第7条の規定は災害援護資金について準用する。この場合において、同条中「支給」とあるのは「貸し付け」と、それから「災害弔慰金」とあるものは「災害援護資金」と読みかえるものとする。第13条から第15条までを削り、第16条を第13条とすると。

附則として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の日置市災害弔慰金の支給に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するというものでございます。

以上のような改正でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○教育次長（山之内修君）

議案第60号日置市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をいたします。

今回の条例改正は、昭和36年に交付され

ましたスポーツ振興法の全部改正により、新たにスポーツ基本法がことし6月24日に交付され、7月27日にスポーツ基本法の施行日を定める政令が公布され、スポーツ基本法は平成23年8月24日に施行することになりました。これらに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

なお、このスポーツ基本法はスポーツ振興法制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に定着し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの盛況や競技力の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツをめぐる状況は大きく変化していることから、スポーツの推進のための基本的な法律として議員立法により成立したものであります。

それでは、別紙により説明いたします。

スポーツ基本法では、従来のスポーツ振興審議会がスポーツ推進審議会にかかわることから、条例の題名を日置市スポーツ推進審議会設置条例に改めるものです。

第1条は、上位法名等が新たになったことにより全部改正するものであります。

第2条は、旧法で、国の定める審議会等への諮問事項が新法においては第35条に規定されているため、また新法においては従来の振興を推進へ、教育委員会へ建議するを意見を述べるに改めるものです。

第3条第2項の改正は、これまで委員は市長の意見を聞いて教育委員会が任命するとありましたが、新法においてはこの規定が削除されたことによる改正です。

第5条第3項、第6条第2項及び第9条は、条文の整備によるものです。

附則第1項は、この条例の施行日を規定したものであります。

附則第2項では、経過措置として現に任命されています日置市スポーツ振興審議会委員

はその人気を満たすまでの間、日置市スポーツ推進審議会委員として見なす規定であります。

附則第3項では、日置市報酬及び費用弁償に関する条例中、スポーツ振興審議会委員とあった委員名を本則の改正と同様、スポーツ推進審議会に改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから、4件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第57号日置市地区公民館条例の一部改正についてを質疑いたします。

この提案理由の中で、日置市伊集院地区公民館の体育館を解体するということなんですけど、もちろんこの解体するについてはこの地区住民の皆様と非常に話し合いをされて、了解をされていると思うんですけど、この解体することに伴って、ここを利用していた人たちが利用できなくなるという影響が出てくるわけですね。だから、そこら辺を市長はどう考えておられるのか。

それと、その地区住民の皆さんとの話し合いの結果、もちろん住民の皆さんはよく了解されて、こういう条例の改正になると思うんです。そこら辺の話し合いの内容と結果ですね、そこら辺をちょっともうちょっと詳しく説明していただきたい。

以上。

○市長（宮路高光君）

この体育館は伊集院地区の隣、また図書館の隣ということで、もう築50年近く以上になっている体育館でございます、大変基本的に耐震のなされていないというのも事実でございます。

そういう中におきまして、今まで使っていらっしゃった方がいらっしゃいまして、特に卓球とかまた空手とか、そういう部門の方が

いらっしやいました。そういう方は地区館の指導員の先生たちが、支援員の先生たちがその方々とも十分話をさせていただき、快くというものではないんですけれども、ある程度の納得をした中において、今武道館もございますので、その武道館の方に移れるものは移って、そこで使用していただける、そういう説明は何回かその団体の皆様方としたという報告をいただいております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

議案第59号の日置市の災害弔慰金の支給についての規定の中で、支給の制限という第6条のことについて伺いたいと思いますが、この総体の条例、これのことは全国的にこういうことになっているのか。市長の権限を強化するために日置市だけこういう市長の避難指示に従わなかった場合のこの支給の停止とかということになっているようなんですが、これは今回これまでのいろんな災害においても避難勧告や避難指示においてやはり半分以上の住人の皆さんが動きを起こしていないということにおけるその命令形等の強化ということで受け取ればいいのか、そこあたりについて、全国一律にこうなのか、日置市だけこうなのかということをお伺いします。

○市長（宮路高光君）

最初、提案理由の中でお話申し上げましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律で、法律の一部改正です。法律という中でございますので、これは私ども市だけじゃなく、全国一律の中で法律の一部改正ございましたので、それに準じて私どもの条例等を改正する、そのようにご理解して、日置市だけがこういう改正をするということではございません。

○議長（松尾公裕君）

ほかに。

○16番（池満 渉君）

議案第58号税条例の件でございますが、過料罰金を引き上げるということでございすけれども、これまでにその過料罰金を課した例が過去あるのかということをお尋ねいたします。

それからもう一つ、正当な理由がなくしてというような表現をしてございますが、どうしても高齢者の方とかいろんな方で、しもうた、これはもう税金の申告をちよっとし忘れちよったなとかというようなケースが今後出てくるだろうと、これまでもあったんじゃないかという気がいたしますが、そこ辺のいわゆる境目というか、境界、判断というのはどのようになさるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

過料の件でございますが、これまでは徴収したことはございません。

それから、2点目の、高齢者の方々がというようなことがありましたけれど、申告等がなかった場合はその場合に未申告でありますよというようなことで、こちらからまた通知等を差し上げているような状況でございます。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

その未申告でございますよ、まだやってませんよということは、1回はまあお知らせをするということですね、そしてやっていただければ、過料罰金には当たらないという考えでよろしいんですか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

そのようなことで、いきなり申告に来られなかったから過料をとるようなことはしなくて、そういうワンクッション置いて住民の方に周知を図っているところでございます。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

議案第57号の公民館条例の一部改正の中

で、先ほども質疑がございましたけど、そこで1点、近年の利用数を教えてください。

それと、先ほどのその災害弔慰金の件なんですけども、法律がこの兄弟姉妹までちゃんと拡大したという部分はよくわかるんですけども、やはり最後の支給制限の中で、その他の特別な事情により市長が支給を不相当と認める場合は支給しないという文言が入っていることがちょっと不思議に思うわけなんですけども、これまで条例の中できちんとこういう人とこういう人とこういう人たちだけが弔慰金の対象になりますよという文言がしっかりあるわけなんですけど、これはどういったことを想定されて文言を入れられたのかをお知らせください。

○社会教育課長（今村義文君）

地区館の利用状況、旧体育館の利用状況ですけれども、今のところちょっと手持ちに資料を持っておりませんので、また後ほど提示したいと思います。

○福祉課長（野崎博志君）

災害弔慰金の支給の制限でございますが、支給のできる方の範囲を定めてございます。それ以外の方で、一応想定される分の親族関係の分はうたってあるんですが、それ以外の方が請求に来られたりとか、あとここに第6条にうたってありますとおり、こちらの指示に従わなかったりとかいう場合に関して、実際どのような請求が来るかはなかなか想定もできない部分がありますが、こういったことを条文として定めていくということでございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。お諮りします。議案第57号から議案第60号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員

会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号から議案第60号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

△日程第33 議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第34 議案第62号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第35 議案第63号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第36 議案第64号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第37 議案第65号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第38 議案第66号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第39 議案第67号平成23年度日置市公衆浴場事業特別

会計補正予算（第1号）

△日程第40 議案第68号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第41 議案第69号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第42 議案第70号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第43 議案第71号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第44 議案第72号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第33、議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）から、日程第44、議案第72号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題とします。

12件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第61号は平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億6,291万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億7,324万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金や普通交付税、前年度繰越金の確定に伴う予算措置と人事異動による人件費の補正、産業建設部事務所整備事業、「地区振興計画」に基づく地域の課題解決に向けた地域づくり推進事業、辺地共聴施設整備事業、地域介護福

社空間整備推進交付金事業、鹿児島県安心子ども基金事業、クリーン・リサイクルセンター焼却灰搬出改造工事、活動火山周辺地域防災営農対策事業、災害復旧費などの予算措置のほか、教育施設等の施設修繕予算の補正でございます。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付金の児童手当及び子ども手当特例交付金や減収補てん特例交付金の交付決定により1,532万4,000円を減額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税を971万9,000円増額計上いたしました。

国庫支出金の民生費国庫負担金で児童扶養手当国庫負担金や児童入所施設措置費国庫負担金の増額、総務費国庫補助金で共聴施設整備事業費国庫補助金の組み替えによる減額、民生費国庫補助金で地域介護福祉空間整備等施設整備交付金等の事業採択による増額、林業費国庫補助金で森林整備地域活動支援事業費交付金の増額、土木費の国庫補助金で社会資本整備総合交付金の街路事業の組み替えに伴う増額などにより5,207万1,000円を増額計上いたしました。

県支出金で、民生費県負担金で児童入所措置費県負担金の増額、土木費県負担金で土地地区画整理事業の公共施設管理者県負担金の減額、土地地区画整理事業費橋梁負担金の増額、県補助金の総務費県補助金で鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の追加内示による増額、民生費県補助金で、安心子ども基金事業費県補助金の事業採択による増額、農林水産業費県補助金で活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の増額、農業農村整備対策事業費県補助金や農業農村活性化推進施設等整備事業費県補助金の事業採択に伴う増額、林業費県補助金で森林整備地域活動支援事業費交付金の増額、災害復旧費県補助金の現年補助農地農業用施設災害復旧事業費

県補助金の増額、県委託金の総務費県委託金で県議会議員選挙費委託金の確定に伴う減額などにより、8,116万2,000円を増額計上いたしました。

繰入金でクリーン・リサイクルセンター改修工事に伴う施設整備基金からの繰入金の増額、地域づくり推進基金からの繰入金の増額、介護保険特別会計から前年度精算に伴う増額などにより7,550万8,000円を増額計上いたしました。

繰越金では、平成22年度の繰越金確定により2億2,413万1,000円を増額計上いたしました。

諸収入の雑入で、コミュニティ助成事業助成金の交付決定に伴う増額、共聴施設整備事業費補助金の増額、口蹄疫対策地域活性化事業費県補助金の減額などにより、2,019万2,000円を増額計上いたしました。

市債では、土木債の市道整備事業債の増額、土地地区画整理事業の県補助金の歳入増による減額、地方特定道路整備事業債の事業費増による増額、災害復旧債で現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額による予算措置のほか、臨時財政対策債の確定による減額などにより、8,520万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費の一般管理費で、地域主権改革推進支援業務委託の増額、企画費で辺地共聴施設整備事業の追加、地域づくり推進費で地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた所要経費の増額、コミュニティ助成事業助成金の事業採択に伴う増額、産業建設部事務所整備費で鹿児島県地域振興局日置庁舎の一部を借り受け、平成24年4月より業務を行うため、事務所移転に要する所要経費の増額、選挙費の県議会議員選挙費や農業委員会委員選挙費の確定に伴う減額などにより、1,931万4,000円を減額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、地域介護福祉空間整備推進交付金事業の事業採択による増額、介護保険特別会計繰出金の増額、児童福祉費で、安心子ども基金事業の保育所施設整備費、地域子育て支援拠点施設の環境改善事業の増額、児童措置費で、児童扶養手当の支給者対象の増に伴う増額、児童入所施設措置費の入所者の増に伴う増額、児童福祉施設費で永吉保育所の屋根・外壁等改修工事に伴う増額、生活保護費の前年度精算返納金の増額などにより、1億8,124万9,000円を増額計上いたしました。

衛生費の予防費で日本脳炎予防接種拡大に伴う増額、環境衛生費では助代地区飲料水供給施設整備工事の増額、国民健康保険財政対策費で、診療所特別会計の繰越金確定に伴う一般会計繰出金の減額、塵芥処理費でクリーン・リサイクルセンターの焼却施設補修工事等の増額により、5,126万9,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費の農業振興費で、環境保全型農業直接支払交付金事業や活動火山周辺地域防災営農対策事業費、日置市特産品消費拡大推進事業の事業採択予定に伴う増額、農産直売所コミュニティ支援整備事業、農業農村活性化推進施設等整備事業の事業採択に伴う増額、新規就農者経営定着支援事業の増額、畜産業費で集团的消毒体制整備事業の増額、農地費では、農業農村活性化推進施設等整備事業の事業採択に伴う増額、農地・水保全管理支払い交付金事業の協定面積確定に伴う増額、林業振興費では、森林整備地域活動支援事業費の事業内容の変更等に伴う増額などにより、5,467万円を増額計上いたしました。

商工費の観光費で、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費による「ゆーぶる吹上」の観光情報発信事業費の増額、魅力ある観光地づくり事業による江口地区駐車場土地購入費の増額などにより、482万円を増額計上いた

しました。

土木費の道路新設改良費で、街路事業からの組み替えによる橋梁長寿命化修繕計画策定事業や活力創出基盤整備事業費の増額、一般道路整備事業費の増額、河川総務費で、普通河川山田川の排水対策に伴う増額、土地区画整理事業費で湯之元第一地区の都市計画の変更業務の増額や大里川河川公管金の交付決定に伴う減額、街路事業費で伊集院駅周辺整備事業費の活力創出基盤整備事業費の事業費変更に伴う減額、住宅建設費で上市来公営住宅建設工事の増額などにより、3,338万円を増額計上いたしました。

消防費の常備消防費で、寄贈救急車のぎ装・医療機器設備等に伴う増額、災害対策費で、衛星携帯電話屋外アンテナ設置工事に伴う増額などにより、804万円を増額計上いたしました。

教育費の学校管理費で、小学校管理費で施設維持補修費の増額、中学校管理費で上市来中学校倉庫解体に伴う増額、体育施設費で伊集院総合運動公園管理運営費の三種公認に伴う備品整備等の増額などにより、2,376万6,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費で工事請負費の増額などにより、1,525万円を増額計上いたしました。

次に、議案第62号は、平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,274万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,234万4,000円とするものであります。

歳入では、繰越金のその他繰越金で、前年度繰越金の確定により860万円を増額計上いたしました。

諸収入で、平成21年度の老人保健医療費

拠出金の確定により414万8,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、一般管理費で、新電算システムに対応した印刷製本費60万円の増額、一般被保険者保険税還付金で過誤納還付金600万円の増額、予備費の増額などにより1,274万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第63号、平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,131万8,000円とするものであります。

歳入では、介護施設サービス収入の増額、繰越金の確定により1,031万8,000円860万円を増額計上いたしました。

歳出では、一般管理費で、西側駐車場整備に伴う増額、基金積立金の増額により1,031万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第64号は、平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ957万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,425万8,000円とするものであります。

歳入では、分担金負担金で受益者負担金の増額、繰越金の確定に伴う増額、諸収入で過年度消費税還付に伴う増額により、957万2,000円を増額計上いたしました。

歳出では、維持管理費で、下水道整備費の人事異動等に伴う人件費の増額、受益者負担金前納報償金の増額などにより、957万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第65号は、平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、規定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,774万4,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で繰越金の確定により132万3,000円の減額、繰越金で、前年度繰越金の増額により132万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第66号は、平成23年度日置市温泉給湯事業特別補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ695万8,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定により213万1,000円を増額し、歳出では、温泉給湯事業基金積立金の増額などにより213万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第67号は、平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定により97万7,000円を増額し、歳出では、公衆浴場事業基金積立金の増額などにより97万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第68号は、平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58万8,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で繰越金の確定

に伴い10万7,000円を減額し、繰越金を10万7,000円増額計上いたしました。

次に、議案第69号は、平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324万5,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で繰越金の確定により3万1,000円を減額し、繰越金を3万1,000円増額計上いたしました。

次に、議案第70号は、平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,781万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,103万8,000円とするものであります。

歳入では、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の事業採択に伴い、国庫支出金の地域支援事業交付金の減額、支払い基金交付金の地域支援事業支援交付金の減額、県支出金で介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の増額、繰入金で地域支援事業繰入金の増額、繰越金で介護給付費繰越金等の前年度繰越金の確定に伴う増額などにより、6,781万9,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の一般管理費で緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による賃金の増額、介護基盤緊急整備特別対策事業費で地域支え合い体制づくり事業の実施に伴う増額、基金積立金で介護給付費準備基金積立金の前年度精算に伴う増額、諸支出金で償還金や他会計繰出金の前年度精算に伴う増額などにより、6,781万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第71号は、平成23年度日置

市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,650万2,000円とするものであります。

歳入では、繰越金で、前年度繰越金の確定に伴い69万5,000円を減額計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、負担金を69万5,000円減額計上いたしました。

次に、議案第72号は、平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,754万6,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で、前年度繰越金の確定に伴い繰入金を3,088万6,000円を減額し、繰越金を3,063万9,000円増額計上いたしました。

歳出では、総務費の一般管理費で、人事異動等に伴い人件費を24万7,000円減額計上いたしました。

以上、12件ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁の保留がありましたので発言を許可します。

○農林水産課長（瀬川利英君）

先ほどの日程第1、報告第27号日置市農業公社の22年度実績、それから23年度計画についての農作業受委託の件でご質問がありましたのでお答えいたします。

農作業受委託の農業公社の主な事業の一つとしてやっております。それこそ田んぼの耕運作業、代かき作業、それから薬剤散布等もありますけれども、主なものだけを申し上げます。

薬剤散布——農薬の散布ですけれども、平成19年度実績が577.5ha、22年度実績は書いてあるとおりでございます。稲刈り作業29.3ha、それから乾燥作業が4,660袋、出荷調整作業、いわゆるもみすりの作業ですけれども、これが8,316袋、それから機械の貸出事業ですけれども、稲刈り作業のほうに9.4ha分貸し出しております。

これ以外に、合併以来、吹上地域以外の地域、いわゆる日吉あるいは吹上というふうなところでの実績がありますけれども、稲刈り作業で約1ha、薬剤散布で8.6ha、それからそばの収穫作業、これに1.1ha、これらが主なものになっております。

以上でございます。

○社会教育課長（今村義文君）

先ほどの議案第57号日置市地区公民館条例の一部改正についての質問でございますが、伊集院地区公民館の体育館の利用状況についてでございますが、現在、利用団体が卓球2団体、空手2団体、スポレック2団体が利用しております。

平成22年度の利用状況は612回、8,279人が利用しております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。まず、議案第61号について質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第61号平成23年度日置市一

般会計補正予算（第4号）について質疑します。

私の所属する文教厚生常任委員会に属する以外の案件について6点ほど質疑いたします。各担当課長は具体的にわかりやすく誠意をもって答弁してください。

まず、説明資料の54ページでございます。54ページ目2観光費、節19補助金及び交付金、イベント補助事業費、日置市の食をテーマとした新たなイベント「日置市美味しいものチャンピオンシップ2011」とあります。これにつきまして、具体的に内容と、いつどこで開催する予定かなどわかりやすく、詳細に説明してください。これは1番目。

2番目が、57ページ、目2道路維持費、節11需用費、施設維持修繕料道路維持管理費、一番下に倒木、路肩決壊等による増額補正とあります。我々議員にもよく身近な問題として要望はありますので、このこれらの場所名と、それぞれの場所の内容、具体的内容等わかりやすく説明願います。

それから同じく3番目、同じくその下、道路新設改良費、節15工事請負費、その中で補助事業活力創出基盤整備事業費、その中で日吉の分で街路事業から笠ヶ野線へ1,000万円とあります。これも笠ヶ野線につきまして、地域住民からも早く着工してほしいという強い要望をたびたび聞いております。

それで担当者にも伝えてあるんですけども、さらにこの笠ヶ野線の工事の具体的内容と着工予定時等はどうなってるか、この場で詳しく願います。これが3番目。

4番目は、59ページの都市計画総務費、節8報償費謝金、都市計画総務管理費、伊集院駅周辺整備検討委員会開催予定回数に伴う増額補正とございます。

この市民の皆さんからもよく聞かれますので、もう一回の確認の意味を含めてお聞きしますが、この伊集院駅周辺整備検討委員会の

具体的検討内容と、開催予定日、それから今後の詳しい工事内容等、現時点で再確認する意味でも、もう一回、具体的にわかりやすく説明してください。これが4番目。

5番目、61ページ、土地区画整理費、節13委託料、投資的委託料、投資計画変更業務委託料、湯之元第一地区に伴う増額補正とあります。これで、この変更業務の内容と、どこに委託するかなど詳しく具体的に説明してください。これが5番目。

6番目、最後です。6番目、この63ページ、住宅管理費、需用費、施設維持修繕料、公共住宅の老朽化に伴う増額補正、建物の壁・床・屋根修繕及び給湯設備等の修繕、それから一般住宅管理費、一般住宅の老朽化等に伴う増額補正、このことにつきましても、我々議員にもよく要望がありますので、これらの具体的な場所名とその各々の修繕内容等、詳しく具体的にわかりやすく説明してください。

以上、6点、答弁を求めます。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

資料の54ページ、観光費の中の負担金補助及び交付金のイベント補助事業費のご質問でございますけれども、このイベントにつきましては、全国各地でB1グランプリあるいはS1グランプリという食をテーマにしたイベントが大変盛んでございます。

そういったことから、本市におきましても日置市の特産のいろんな、例えば農産物でありますとか海産物、いろいろあるわけですが、日置の産物を材料としまして、それを用いて、3品以上、用いたものでどんぶりあるいは麺類、ファーストフード系の創作料理をつくっていただきまして、それを一品、事業者の方に出していただきまして、来場者の方に食券で買い求めていただいて、おいしかったと思うものを投票すると。

そういったことでの美味しいものチャンピオ

ンシップなんですけれども、具体的には11月の中旬ぐらいにここの中央公民館の前の広場のところで、出店者は10者ぐらいをめどに開催したいと。

さらに、その食のイベントだけではなくか来場者の方も、集客という部分がございますので、フリーマーケットやらちょっとしたステージイベントもあわせて開催するというようなことで、日置市の特産物を素材として、それで創作料理をつくっていただいて、そのよかったものの上位だけを表彰するというようなもので食のイベントでございます。

で、本市のほうから今回50万円補助金として出しますけれども、この事業につきましては、県の地域振興局の地域活性化イベント支援事業という補助金も、今年度これは新しく創設されまして、年度途中に要望の集約があったんですけれども、これに要望しまして、一応内示はいただいてところでございます。

以上でございます。

○建設課長（久保啓昭君）

道路の事業につきましてご質問にお答えいたします。

57ページでございますけれども、道路維持費でございますけれども、施設維持修繕料350万円の増額でございますけれども、そのうちの240万円の増額補正の理由でございますけれども、現在の予算残がわずかになりまして3月までの見込みの分でございます。

内訳でいきますと、本庁で40万円、東市来支所のほうで120万円、吹上支所のほうで80万円の金額の内訳でございます。

続きまして、道路新設改良費の工事請負費、事業の組みかえでございますけれども、笠ヶ野線につきましては、活力創出基盤整備事業のほうでは県道伊集院日吉線から、昆沙門のところから入りました路面の傷んでいるところを、舗装工事を現在も行っておりますけれども、その箇所を今回続けて執行するという

こととございます。

議員の言われました、集落に近い改良区間が崩れまして、若干通行どめにした期間がありましたけれども、それにつきましては、道整備のほうでことしから過疎事業から道整備にかえて計画をしております。10月以降に改良工事を執行する計画であります。

続きまして、59ページの都市計画総務費の中の報償費でございますけれども、伊集院駅周辺整備につきましては、全員協議会等でもご説明していただいております、一応今年度から本格的に伊集院駅の北口の整備に着工するようにしております。

検討委員会のほうでは、スケジュールにつきまして北口の整備の設計とかできた段階、またこれから自由通路、南口の整備等を図っていく段階のスケジュールごとに一応検討委員会を開催していただいて、意見をいただいているという状況でございます。

今回は、5回の当初の予定を7回に一応ふやして委員会を開催するというところでございます。

それから61ページでございますけれども、土地区画整理費の13節の委託料ですけれども、都市計画変更業務委託でございますけれども、これにつきましては、まちづくり交付金事業が今年度までということで、事後評価等の評価をする、またそういうものの計画変更をするための委託でございます、執行につきましてはこれからでございます。

63ページの住宅管理費でございますけれども、公営住宅のほうと一般住宅でございますけれども、公営住宅の老朽化ということで予算の不足に伴います増額補正でございますけれども、本庁のほうで120万円、東市来支所のほうで170万円ということでバランス釜、換気扇、屋根の補修、そういうものに充てる計画でございます。

一般住宅につきましては、美山住宅という

ことでタン屋根がもう古くなっておりまして、その改修の見込みの分でございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（坂口洋之君）

41ページの5目保険治療費の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の生活習慣病対策プロジェクトについてお尋ねいたします。

この事業は新規事業だと思いますけれども、この事業の主な目的と医療費抑制にどのように反映させていくのか、また、職員を1名採用とあたっておりますけれども、どのような役割を期待しているのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（大園俊昭君）

お答えいたします。

まず、生活習慣病対策プロジェクトの概要でございますけれども、これにつきましては、鹿児島県におきましては生活習慣病、中でも脳卒中によります死亡率が全国的に高い水準にございまして、県では本年度から5カ年計画で発症や重症化を予防する生活習慣病対策プロジェクトに取り組むということとなっております。

この対策プロジェクトにつきましてはモデル地域ということで、日置市を初め県内の6市町で脳卒中に起因いたします要介護者の認定者に対するインタビューとか、あるいは生活習慣や健診の受診状況等を調査あるいは分析したり、予防に携わる方の人材育成、相談体制整備による患者の重症化、予防などを進めるということでございます。

また、現在、本市におきましては、国保の対象者につきまして医療費の分析を行っておりますけれども、ただいま申し上げました生活習慣病対策プロジェクトまた国保の医療費の分析につきましては、それぞれ、過去のレセプトに対します後ろ向きの調査を行うという必要がございます。

これらのことから、今回緊急雇用創出事業臨時特例基金事業によりまして、事務職の臨時職員1名を雇用いたしまして、過去のレセプトの洗い出しの事務的な補助をしていただきたいというふうに考えております。

また、医療費の抑制の関係につきましては、これらの事業を実施することによりまして、住民の取り組みによる特定健診受診率の向上、また脳卒中の予防に携わる人材の育成、脳卒中の予防の効果的な手法の確立、こういったのが考えられるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに。

○17番（梶 康博君）

消防長に伺いますけれども、昨年東市来の北分遣所に救急車の整備をとということで、非常に財源が危ぶまれている中、緊急経済対策事業で取得することになっておったわけですが、そのときどっか寄贈を受けるようなところはないのかというふうなことをお聞きしたところですが今回の予算書にこの救急車の寄贈があったということで、どちらからこう受けられるのか、また装備はどの程度のもので、今後どのような装備をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

今の質問に対してお答えいたします。

実際、ことしの7月の段階で、一般会計のほうで北の救急車を購入したわけですがけれども、今回の寄贈につきましては損害保険協会、ここのほうが毎年、寄贈をやっております。申請時期については2月が申請月になります。県を通しまして国の総務省のほうに上がっていきます。

一般会計で購入する段階では、昨年鹿児島の方に1台救急車が、熊毛地区の方に入りましたので鹿児島はなかなか難しい、そう

いった回答ももらってたんですけど、5月になって日置市に損保協会のほうから決定になったちゅうことを聞きまして、それから事業を進めたわけですがけれども、一般会計で購入しました救急車につきましては、当然10月が納期になりますので、10月からは一般会計で購入した救急車を配置します。

それについては、車、医療機器、二千四、五百万円で買ったやつを配備しますが、この寄贈の救急車については12月いっぱいまでの納期となります。

ただ、そこの中に救急車の運用の条件がありまして、1年間は申請をした部署で使うちゅう条件が入っております。その中で今回寄贈される救急車は1月からは北分遣所のほうに配置いたします。

車については、全く同じ排気量、同じ車で、全く違うところはございません。ただ、資機材のほうは若干変わってきますけれども、資機材については同じ車ですので、北の救急車の寄贈の部分には新しく10月で入った資機材の乗せかえをして、北の救急車は一番、資機材も新しい救急車となります。

それと、10月から12月まで北のほうで一般会計で購入した救急車につきましては、この救急車を本庁の救急車と入れかえをいたします。本庁の救急車については19年に購入した救急車でございますので、もう5年経過し、9万kmオーバーした救急車でございます。これを本庁の予備車として活用していくちゅう考えになります。

今の予備車につきましては平成12年に購入し、もう22万km走行した救急車の予備車でございますので、この予備車をもう廃止して今の本庁で購入した、19年度に購入した車を予備車として活用していきたいと思っております。

資機材については、19年に購入したその資機材を一般会計の救急車のほうに乗せかえ

をするちゅう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（佐藤彰矩君）

1点だけお尋ねいたします。

43ページの上のほうの焼却灰の搬出、改造の工事についてでございます。この問題は、溶融事業の廃止に伴うものだとということで、関連がございますのでお尋ねいたします。

これは、国県への溶融事業の廃止の手続というものが進まなければ、この事業に入れないだろうと思えますけれども、まず国県への廃止の手続の進捗状況をお尋ねいたします。

○市民生活課長（有村芳文君）

廃止の手続についてですけれども、現在、県のほうとそのことについて協議をいたしております。それで国のほうには報告というのみでよろしいですということですので、書類を今作成して、今県を通して、県にも打診をしながら準備をしてるところでございます。

○19番（佐藤彰矩君）

県のほうに報告だけということでございますけれども、何せこの事業は廃止については県内でも初めてのことだし、事例的なものがないと理解しているわけでございますけれども、県への廃止だけの手続でいいのか、それとも国に対しての問題はないのか、その辺について、もう一回お願いします。

○市民生活課長（有村芳文君）

国のほうには書類について廃止するための理由、その辺を書いて、国のほうに報告ということをもって処理すればいいということでございます。その分については、財産処分 of 包括的承認事項に該当するという項目に該当しますので、報告のみでよろしいということで、その内容については県を通じて協議をして、その結果、国のほうに報告書を上げるということで、一連の流れで廃止手続は終わる

というふうに思っております。

○19番（佐藤彰矩君）

実は、事業始めるときに、国庫分の補助を受けているわけですよ。今この国庫分の補助の返済というのが毎年あるはずでございますけれども、総額の残額と国庫分のこの返済の取り扱いについてはどのようになるのかお尋ねいたします。

○市民生活課長（有村芳文君）

国庫補助の返済は発生しないということになっております。

平成9年と10年に建設をいたしております。そのときに補助金の額としまして、ごみ処理施設、溶融処理施設のみについてはちょっとはつきりしませんけれども、ごみ処理施設については4億4,186万7,000円という補助金がございます。これに対する事業費の総額が17億6,747万円という事業費でございます。

○議長（松尾公裕君）

暫時休憩します。

午後1時25分休憩

午後1時26分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○市民生活課長（有村芳文君）

起債の残額については、ちょっとここに、手元に持っておりませんので、後ほどお答えいたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかにございませんか。

○4番（出水賢太郎君）

説明資料の46ページです。農業振興費の中で、農業農村活性化推進施設等整備事業ということで、有限会社アグリサポート吹上に対し、コンバインが1台ということで補助がされるわけですが、このコンバインは何に使われるのか、何の目的があってされるのか、

まずお答えをいただきたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

コンバインの利用目的ですけれども、水稻を考えております。それから、規模につきましては、4条刈の機械になります。

○4番（出水賢太郎君）

確か、平成21年度の9月議会だったか12月議会だったかちょっと記憶は定かでないんですが、以前、米粉用米の乾燥機とコンバインの関係で補助を申請した、予算を上げたにもかかわらず、申請者の事業主体の方から取り下げたという事例があったと思います。課長もよく覚えていらっしゃると思うんですが、あのときは確か米粉用米の需要、それから作付面積の、要は見通しが立たないということで取り下げをされたというふうに、確か覚えております。

今回の件は、そういった事業内容、それからその水稻であれば水稻の作付に対しての見込み、この辺の精査をしっかりとされているかどうか、同じことが二度とないようにちょっと質問いたしましたけれども、そのような中身はどうなっているのか、ご説明いただきたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

前回の部分ですけれども、あれは伊集院のアグリでありまして、まだその当時の理由がありまして、一応採択の方を辞退されたというふうなことでした。今回は吹上の方のアグリサポートということになります。

基本は同じような兄弟会社みたいな形になっておりますけれども、一応そういうことで、アグリサポート吹上の方でコンバインを導入しまして、水稻の方、個別所得保障等が2年目を迎えておりまして、市内でいろんな取り組みをしてもらっております。特に吹上の方では麴用米もできておりまして、そういう中でどうしても動力が不足するというので今回の申請につながったというふうに理解して

おります。

○4番（出水賢太郎君）

一つ確認をさせていただきたいんですが、前回のような事業主体から取り下げというのはあり得ないというふうに信じてよろしいでしょうかどうでしょうか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

今回は間違いないと思います。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

○12番（漆島政人君）

今回の補正予算の中に、2款総務費の1項総務管理費の中に、現在、本庁舎にある農業委員会、農林水産課、建設課、この産業建設部分を鹿児島振興局日置支所の方に移転するためのその関連経費が計上されているわけです。

そこでちょっとお尋ねしますが、この産業建設部を移転されるその目的というのはどういったところにあるのか、行革の一環なのか、住民サービスの向上なのか、それともその事務所のフロアの、手狭になっている事務所フロアの改善のためなのか、まずこれが第一点。

それと、当然その長期的には庁舎の整備計画というのはあると思いますけど、その計画についてはどういうふうになっているのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

そのこの庁舎の手詰まりもございまして、また基本的に住民サービス、特に今、介護保険の方が妙円寺の方におりますので、特に住民に直結した福祉、健康、介護、これが一体化することにおいてやはり事務的な流れもなります。

そういうことを含めて、今の庁舎の中ではどうしても介護保険のところをこの庁舎の方に持ってくるできないということもございまして、今後につきましては、こういう

産業建設の方が日置庁舎の方に行って、その後のいろんな要素を見てからまた庁舎の方は考えなければならぬと、今の段階の中でこの庁舎建設というのは大変難しいという状況を見ております。

また、向こうの庁舎の方もあと何十年になるのかちょっとわかりませんが、またその経過、またそれぞれの意見というのを聞きながら、その次は検討していきたいと思っております。

○12番（漆島政人君）

その手詰まり感があるから、一部を移転すると、それと同時に、住民サービスの向上という目的もあるんだということの答弁でしたけど、確かに介護保険課がこっちにおりてくることによって、やはり住民、その事業に対する、その部署に対する住民サービスはアップすると思います。

しかし、逆にその産業建設部、人のやはり出入りの多い身近な農業委員会、農林水産課、建設課等が移転することによって、また逆にこの部分については住民サービスの低下が起きるのではないかと思いますけど、このことについてはどういうふうな比較検討をされているのか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり、どちらかと申し上げますと、特に農林水産関係の方、また土木関係の方は限られた人も多いのかな、それをどちらの方が多いのかということを含めれば、やはりこの福祉、健康、この関連が復活した方が市民全体からすれば利用率がよくなるというふうに考えております。

そういう中でもある程度、移転することでちょっとの障害というものはあるのかと思っておりますけど、ある程度、ものすごく離れた場所でもございませぬので、ここあたりは早く周知をしながら、その連携と言いますか、こういうものは図っていきたいというふうに

思っております。

○12番（漆島政人君）

そのサービスを受けるその比率の問題になるような答弁でございましたけど、でも今、行革の中で、また住民サービスの向上ということで日置市の場合はワンストップサービスというのも提唱されています、いろいろ宣伝されているわけですね。

そこで、一つ思うに、確かにこっちの方に、本庁舎の方に増築をすればどうしてもまた駐車場の問題も出てくる。そこで、プレハブみたいなのというわけじゃないですけど、鉄骨構造で1階は駐車場にして2階を事務所フロアにして、専門的なあれは持っていないわけですけど、百二、三十m²のフロアが確保するのであれば、そこに鉄骨構造の、そんなにいいものじゃない、機能だけが果たせばいいということであれば、そこに四、五千万円とかこれくらいだったら建設も可能な範囲にあるのではないかなと感じるわけです。

そこで、移転費用等も考えれば、そういった選択検討というのはされて、最終的にやっぱりあっちの方が、移転する方がいいんだろうというふうに達したのか、この点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に庁舎の有効利用という中におきまして、今おっしゃいましたとおり、仮設的に3,000万円、4,000万円かけて増設することもいいという部分もありますけど、今あそこの庁舎の関係を含めまして、特にあそこに農業改良普及所があります。ここの連携、また土木事務所、向こうの方の維持管理、そういうものの連携、やはり県との連携というのも十分今後そういうふうな中では、そちらの方にいく中においてゆっくり密接な関係が私は構築できると、ここだけの問題じゃなくそういう幅の広い形の中で、今回産業建設部を移転というものを考え、今回予算を上げておりま

す。

今後、またその動向もちょっと見なければなりませんので、またいろいろとご意見があるかどうかというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

2点お尋ねしたいんですが、1点は、今度決算が上程されているわけですが、8月末で終わっているわけですが、この決算に際して生じてくるこの繰越金ですね、まあ後でその決算そのものについては審議があるわけですが、この補正の中で2億4,000万円ぐらいですか、繰越金が入っています。

でお尋ねするわけですが、今度の補正額が最終的にどうなっていくかわかりませんが、特例交付金については少々減っているって、これは子ども手当の分でのことでして、特別大きい額が減額しているわけではないですし、交付税についても多少ではありますがふえているという感じで、全体枠からの一般会計に影響する分と、あれから見てもそんなに減っているわけでもないですよ、歳入の方が。

そして、繰越金については定めでは半額以上は積み立てなければならないと規定されているのであって、先ほど健全化比率の報告もありましたけれども、財政をどう健全と見るかということですが、今回の2億4,000万円を一般会計に入れた理由、細かいかもしれないけれど、私はやはり一般会計大きいんじゃないかということと、当初の予算のときにも申し上げたんですが、できるだけそのふくらむを抑えて目標であった200億円にやっぱり限り何か近づいていく努力をするべきではないかというのを申し上げました。

ただ、一体補正の段階においていろいろな国の方から出てくる補助金等については有効に活用しなければならないと、原則ですので、これは守っていかなくちゃいけないけれども、それはそれとしても、財政規模を一定額に納

めていくというのも非常に大きなことですので、そこら辺とのバランスを考えましたときに、今回のこの繰り越しに対する考え方と言いますか、今回の補正総額の全体の考え方、これは決算の、締めとの絡みもあると思いますので、この補正の、補正予算の編成上の問題としてお答えをいただきたいというのが1点です。

もう一点は、何ページでしたでしょうか、54ページの観光費の中にありますゆーぷるの関係での活性化事業の件ですが、この委託料にポスター、パンフレット作成、ホームページの構築っていうのもあるんですね。これは指定管理者に、指定管理者制になっている事業所については、指定管理者の方が営業努力といいますか、その範疇で考えるべき事柄ではないのかというのが、私としては指定管理者制度の、制度上の考え方としてはそう思うんですね。

で、これまで議論されてきたのは、施設のうんぬんというところで30万円ほど見るかと議論がありました。しかしながら、こういった問題について、これまで計上されたことはなかったと思うんですね。で、市の方が観光関係の方でポスターなどを作成するのは、市の観光事業全般にわたるポスターですとか、紹介のパンフレットですとかはつくったと思いますが、指定管理者制を導入した施設の特定のポスターやこういったものについてをつくるというのは初めてだと思うんですね。

これがどういう契約に基づいていたのか、条例上ではどうなっているのか、その辺のこれまでの認識とはちょっと違うんですが、ご説明いただけませんか。これだけの計上では少し理解しがたいです。

以上2点をお答えください。

○市長（宮路高光君）

全体的なこの今回の補正の内容のご質問であらうかというふうに思っております。今回、

この決算との絡みもございますけど、基本的に2分の1は財調、2分の1は繰り越しということで、やっぱり3億円ちょっとの繰越金が出て、今回この予算にも2億いくらの繰越金を計上しております。

議員がおっしゃいましたとおり、当初、合併当初、やはり5年後の200億円ということにおきまして、いろいろと私どもも努力する部分については努力してまいりました。特に今、議員もご存じのとおり、国の政策、民主党を含めまして、かわった中におきまして、国庫補助ベースの予算の編成というのが大分多くなりまして、そのような中におきまして、今230億円程度の予算編成をしているのも事実でございます。

今後、問題につきましても、また24年から5年間という一つの財政計画というのはもう少しいたしたらお示しができるというふうに感じております。

今回の補正の中におきまして、特に繰り越し、財調も積みまし、また特にこの交付税という問題がございまして、その当時からしますと、交付税等におきましても臨時特例債等の関係の中におきましても、実質的に本年度も臨債の方が少なく交付税の方が上がってきておりまして、今回の中におきましてもまだ交付税というのはまだこの補正に出してない部分もたくさんございます。このものについては、まだ12月、3月を含めまして、その用途を含めまして、また今までの問題を繰り入れを含めた中で精査を交付税で精査をしていかなければならないというふうに思っておりますので、今の段階の中で今回ご指摘ございました、補正の状況というのはそのような状況でございますので、ご理解してほしいというふうに思っております。

○商工観光課長（銚之原政実君）

54ページの観光費の中の委託料で、緊急雇用創出事業の関連で、ゆーぶるに対する委

託ということでございます。

この事業につきましては、ここにごさいますように、ポスター、パンフレット、それからホームページを構築するというものでございます。

今現在、ゆーぶるの方には独自のホームページがない状況でございます、それからパンフレットにつきましてもオープン当初のもので、平成10年に作成しましたパンフレットがこのパンフレットの中身としましては、温泉とプールとそれからレストランが利用できるというA4の裏表ですね、1枚の、3つ折なんですけれども、そういったパンフレットがあるわけでございますが、ご指摘のとおり、当然その指定管理者において営業努力をするというのは当然のことでございますけれども、ホームページの構築となりますと、やはりこのある程度の予算も必要だというようなこと、それからあわせてあくまでもゆーぶるだけのPRということじゃなくて、吹上地域のPRを兼ねると。

つまり、吹上地域におきましては、施設利用促進協議会という協議会がございまして、キャンプ、大会等の誘致を行っているわけでございますが、ゆーぶるにつきましては、そういったキャンプ、大会等の受け入れというものやはり大きなお客様の利用というのがございますので、そういったところを利用できるというようなこともPRが必要ということになりますと、先ほど申し上げたホームページ、あるいはパンフレット等にそういった内容を盛り込んでいくと、さらに吹上地域の観光情報も盛り込むということを含めまして、観光情報を発信するというふうなことで、今回計上しました事業費の2分の1が人件費、この人件費についてはこのホームページを立ち上げたりとか、そういった経験のある方を臨時職員として雇用して、先ほど申し上げたものを作成するというものでございます。

なお、似たような事業で、平成22年度に市の方から観光協会に観光情報発信事業というのを委託した経緯がございます。この中でもホームページの作成、あるいはパンフレット、ポスターを作成しております、観光業界の方でそれらのノウハウを持った職員の方を採用して、ホームページを立ち上げ、あるいはポスター、パンフレットをつくったという経緯がございます。

以上でございます。

○8番（花木千鶴さん）

ゆーぷるのポスターの件で伺いたいと思いますが、ただ平成22年の観光協会のその検討はちょっと指定管理者制とは分けて考えなければ、同じようなレベルにおいて論じるわけにはいかないものだと思いますよね。ですので、それはもう平成22年度の参考にならないと思います。

それから、ただ今回のこのゆーぷるも、これも吹上地域との宣伝用にするということですが、それも市の観光施策としてする場合と指定管理者の契約上でそのホームページを立ち上げるだとか、パンフレットをつくるだとか、そのルールというんですかね、一定の、それがなかなかよく見えないので、こういったことがありであるとすれば、いろんなことでもそういうふうにして拡大対策ができて、いろんなことが展開できるようになるのではないかという懸念を私は持つんですね。

で、お尋ねしますが、今の説明ではそんな感じがします。ですから、じゃあ今後、伊集院地域でこういった問題が出てきたり、ほかの施設でそういった問題が出てきましたときには、すべてそれは今のような発想で展開していくという本市の指定管理者の考え方ですか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

指定管理者のそういった独自の努力という部分、どこの地域でも同じような例があった

ときに、似たようなケースとして取り扱うのかということでございますけれども、今回の事業につきましては、この緊急雇用事業の最終年度というのが今年度でございます、この重点事業というのが、観光、あるいは産業振興とか医療、介護福祉、こういったもの分野に、特定なものに対してはこの重点事業ということでこの緊急雇用が認められるという国の制度がございます。

そういったことを指定管理者の方も独自に情報を得られまして、指定管理者として受けていらっしゃるそれぞれの施設に同じような形で、ぜひこういった形の緊急雇用事業を活用してこういった事業をしたいということ、本市以外のところにも話があったということございました。

で、本市としましては、先ほど申し上げたように、現実的にホームページが立ち上がっていないということ、それから、吹上地域のその観光だけに特化するということではございませんけれども、あくまでもキャンプ、あるいは大会地というのを、先ほど申し上げた施設利用促進協議会が吹上地域を中心に受け入れを行っている。

そういった中でゆーぷるの利用というのがそういった大会、キャンプの利用というのがものすごく大きな、やはり収入にもなるというようなこともございますので、その辺の活用、あるいは利用促進という部分で、目的としてはこういったことの作成というのは方向性としてぜひ作成すべきであるということから、国の緊急雇用事業の100%補助事業を活用できるということもありましたので、今回計上したものでございます。

○8番（花木千鶴さん）

緊急雇用の事業が今年度までだということですが、この事業はいろんな事業に使うことができますので、ほかに今年度が最後だとすれば、ほかに必要とする事業があったのでは

ないかと、それを使うことができる事業ですよ。

ですので、これじゃなくて別なところにもっと有効活用できたかもしれないお金をこれに充てているわけですね。それで一つ抑えたいことと。

やはり、その今説明を伺っても、一番大事なものは、私、ゆーぶるがどうかとかではなくて、本市の指定管理者制度についてのそのルールというものが、やっぱりあいまいではないのかと、ここの数年申し上げてきているんですが、今のことで、この事業が使えるんじゃないかということで指定管理者の方からも提案があつて、それを使いましょうかねと言ってしまうと、一線をどこで超えていけるのかという、その辺がとてもあいまいになっていくと、私は思うんですね。

ですから、この事業があるからないからではなくて、ここまではできるけどここからはしないという線が明確でやっぱりなければ、指定管理者制度のルールというのは非常に皆さん、民間が参入してきて利益を追求する活動ですので、本市がそれを責任を持って多くの事業所とやりとりしていくには厳しいんじゃないかなと思うわけですね。

このルールづくりでは、これまでもいくつか指摘がなされて問題になったことはあるかと思いますが、やっぱりこの事業についてもそれが問われているんじゃないかと、今説明を伺って思ったところです。

これは委員会に付託されていることですので、もっと慎重な審議がなされると思います。やはり指定管理者制度はもう2期目を迎えているところですので、もう少し厳々にルールをつくっていくといえますか、やっていただきたいと思うところです。

以上でいいです。

○商工観光課長（銚之原政実君）

この事業のほかの活用というような部分に

ついてちょっとお答えしますが、今回の補正予算にありました生活習慣病、あるいは子育て支援とか介護保険の事業、これらについても県の方から7月に本庁に見えまして、この事業の活用というようなことのお願いはありました。

それを受けまして、全庁的にこの重点分野の活用というのを商工観光課の方から全課に呼びかけまして、それぞれ上げていただいたものとして今回9月補正上げておりますので、そういう意味では決してこうほかにないのかなということで、呼びかけはしてございますので、上がったものが今回9月補正として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（長野瑛や子さん）

14ページの6目14、18節なんですけど、リースからの組みかえとなってますけど、当初は4万8,000円の8カ月となっていたけど、今の時期にこの積算根拠はどうか、その理由を。

あと15ページの、15、16ページですね。共聴施設の件ですが、これも整備がどんどん進まれていますけども、一つデジタル化に伴い、目の不自由な人たちが今までこうテレビを見てその音を聞く、そういうチューナーなんかのとりかえも、それが完全に済まされたのかどうか、そういう声は聞かれたことがあるのかどうかですね。そういう整備の状況はどうでしょうか。

あと21ページ、コミュニティ助成事業ですけど、今回新規3件採択されたということで、これは非常にいいことだと思いますけども、心待ちにされていると思いますが、この中で、優先順位があると思うんですけど、中には合併が3地区ぐらい合併してこれをしているけどどうなったのかと、まだもう2年

も待っているとかいう声があるんですけども、この優先順位はどうかされているのかお伺いします。

○総務課長（富迫克彦君）

14ページの6目交通安全対策費の交通安全指導車購入のことをごさいます。

当初、リースで、5年リースで購入をとということで考えておって準備をしていたんですが、3月の震災の関係等で車の手配がなかなかできないということが一つ。

それと、8月で今の本庁の交通安全指導車の車検が切れるということもあって、今回、緊急に備品購入費に切りかえをさせていただいたところをごさいます。

○企画課長（上園博文君）

説明資料の16ページ、共聴施設の関係でございまして、難聴の方々へのご相談がなかったのかというご質疑でございました。これまで非課税世帯の方々のご相談は多くいただきましたけれども、特に難聴の方々からのお問い合わせとかというのは今までのところは聞いてないところをごさいます。

以上でございます。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

ご質問の21ページ、コミュニティ助成事業の優先順位ということでございますけれども、平成22年度におきましては、申請団体が18、その中で、今記載のとおり3自治会が決定を受けております。

優先順位の決め方につきましては、当該年度、平等化を図るためにくじでやります。その順位ちゅうのも毎年繰り返していくような状況でございますので、そういった年度の方から順次採択していただいております。

以上です。

○18番（長野瑛や子さん）

1点目の公用車ですね。最初はリースで5年間、そこの見極めだと思んですけど、当初で4万8,000円の8カ月と書いてい

ましたので、やはりその震災もあつたらうけど、買うとすれば330万円ですね。ここあたりが果たして当初の考え方と一気に買うという考え方がちょっとどうもこの辺がリースにしていた方が何かと後の管理ですかね、その辺も伴ってくると思うんですけども、やはりこの辺はいかがでしょうか。

あとこの難聴じゃなくて難視ですね、目が見えない方がテレビの音を聞く、画面は見なくても音を聞いているという、こういう人たちもいらっしゃるみたいですので、この人たちのデジタル化でばっとそこまで見にやいかんかったと思うんですけども、今後こういう方たちの聞き取りというんですかね、その後どうなっているんだろうとはちょっと気になっているんですけども、そういう方々のやはり弱者の配慮というんですかね、そこあたりも必要じゃないかと思しますので、そこあたりの対応はどうかですね。

あとこのくじ引きとおっしゃいますけど、一番公平にと、でもやはり地域にとっては本当高齢者たちがいっぱいいて、いろんなすとかそういう机が早くほしいなど、だからそのくじ引きも公平でいいんですけども、やはり事情を何のために合併したんだろうと、自治会の合併ですね、そういう声も聞きますので、もう2年も待ったとか3年待ったとか。やはりこれはある程度事情を把握された方がいいんじゃないかなと。一番くじ引きが公平ですけども、そのくじも一番最後に当たって、まだ相当待たなきゃいけないのじゃないかと、そういう声も聞きますが、現在、その申請をされた数ですね、これはあといくつぐらいあるのでしょうか。

○総務課長（富迫克彦君）

交通安全指導車の、結果的にはリースの方が有利じゃないかと、経費的にはですね。そういうご質問でございました。当初、今ご指摘のような考え方で使用料、賃借料で計画し

ておったわけですが、今回購入に当たって、附属部品、いわゆる理想等も含めて最終的に精査した結果、いくらかこの備品購入の方が経費的には得だというようなこともあって、今回組み替えをお願いしたところでございます。

○企画課長（上園博文君）

再度のご質疑でございました。難視の方々の内容につきましては、具体的に直接お名前等おわかりでしたらお聞かせいただいて、デジサポート直接対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

コミュニティ助成事業につきましては、先ほど申し上げましたように、残り申請待ちのところは15団体ございます。で、昨年までは5団体ずつ決定を受けておりましたけれども、社会情勢とか震災とかいうふうな中で宝くじの売り上げが非常に落ち込んでいる状況の中では、採択数が限られてくるということで、現在、ことしから新たな申請というのは見送ろうかなということで、内部的にちょっと検討しているところでございます。

というのは、議員おっしゃいますように、その申請されて数年も待つというような状況がございますので、そういったところでは採択可能な年度が来ましたらそういう形で受け付けていきたいというような考えを持っています。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかにございませんか。

○16番（池満 渉君）

2つだけ質疑をさせていただきたいと思えます。

36ページに児童扶養手当支給事業費、これ対象者の増に伴う増額補正ということでございますが、この対象の数ですね、数の推移、

増加した、どれぐらい増加したのかということをお示しをいただきたい。

それから、その対象者がふえたその、ふえた内容というんでしょうか、例えば、死別によって親のどちらかが死んだとか、あるいは離婚とか、あるいは婚姻によらない子供の出生とかいろんな理由がある、支給対象があると思いますが、そこ辺の内容を大枠ご説明をいただきたいと思えます。

それから、もう一つ、67ページに全国学力学習状況調査の実施を見送ったということで、50万円ですかね、減額がございすけれども、60万円ですね。これはどのような理由で見送られたのか、国の方からのことなのか、あるいはこの学力、学習状況の調査というのを見送ったために本市のその程度がわかりにくくなるんじゃないかという気もしますが、それにかわるようなことなどがあるのかということ、そのことを確認をしたいと思えます。

○福祉課長（野崎博志君）

36ページの児童扶養手当の増に伴う分の人数の増でございすが、児童扶養手当につきましては、年3回の支払いをしております。で、年度の最終が11月末の数字をもとに、11月末で最終になるんですが、当初組むときにその11月末の人数を基礎に当初予算を組むもんですから、ちょっと見込みがなかなか立たないところではございすが、11月末の当初の部分で言いますと、全額支給の方が988名いらっしゃいますが、次に4月期の支払いなんですが、3月末を基準にするんですが、1,062名、74名ほどの増になっております。

ここだけで申しますと、1世帯当たり4万1,720円を支給しますので、74世帯となるとここで、約300万円、その4カ月分ということで約1,200万円程度、あと一部支給が出てきますので、そこにこの増減

が出てきますけど、そういった感じで、年間2万円、70名前後がふえているというような、昨年との比較をすると70名前後ふえているというような状況です。

あと、その児扶をもらっている対象者の種別といますか、種別につきましては把握できていないところでありますが、離婚による1人親という方が多いのではないかと思います。

以上でございます。

○学校教育課長（肥田正和君）

全国学力学習状況調査につきましては、東日本大震災の影響で今年度は国として実施しないということでなされませんでした。

それから、これにかわる標準的な試験としましては、鹿児島県の方で基礎基本定着の学力検査をやっております。小学校5年生と中学校1、2年生で実施しておりますので、そういった形で実施されております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩をします。次の会議を2時15分とします。

午後2時06分休憩

午後2時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民生活課長（有村芳文君）

先ほど佐藤議員の方から質疑がございました起債についてのお答えを、お答えいたします。

起債につきましては、溶融施設とか焼却施設とかそれぞれに起債をしているわけではございませんで、内訳的にはわかりません。それで、全体的に起債をしております。

それで、25年度で償還が終わります。それで、23年度末で9月と3月に償還があるんですけど、それを終わりますと23年度末

で7億4,630万786円残りますという数字でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

○1番（黒田澄子さん）

53ページの商工業振興費の中の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費で、美山陶遊館における伝統工芸薩摩焼の後継者育成事業がございましたけれども、この事業内容を詳細にお知らせください。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

53ページの緊急雇用事業の関係で、美山陶遊館における伝統工芸後継者育成事業でございますが、これにつきましては、陶工の高齢化、あるいは後継者不足というようなことに対応するために、後継者の候補の方を募集しまして、陶遊館におきましてその陶芸の技術指導、あるいは接客業務等を学んでいただきまして、後継者を育成するというものでございます。

○1番（黒田澄子さん）

高齢化による伝統の継承というか、そういうことを目的にされているというふうにわかったんですけど、その公募のあり方はどのようにして公募されるんですか。ありますか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

陶芸家になる方というのは、やはり一般的に広くというよりも、この美山の中でもいろんな窯元のそういった後継者になる候補の方、こういった方たちもいらっしゃいますので、この辺については今後人選の仕方、全体的に公募というのもするのか、あるいはある程度窯元さんの中でそういった形を応募して、この陶遊館の方からお願いするのかというようなことで、その辺についてはまた具体的に今決定しておりませんので、これからまた十分この事業として県に事業申請して、そういった機関もございましたので、その中で検討していきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

今のお話を伺うと、まだその事業費としては計上しているけれども、その候補の内容と詳細がない中で今回提案をされたというふうにとってよろしいでしょうか。そうであれば、美山地域という特定化された中で、窯元のところに今お働きの方とかの若手の人たちにのみ限定されて出される可能性も非常に高いというふうに何か受けとめられがちなんですけど、そういうふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

可能性としては、先ほど申し上げたように、そういった窯元の後継者の方があるんでしょうけれども、公募というのはやはり一般的にすることが、皆さん方に周知するということが大切ですので、そのような形をとっていきたいというふうに思っております。ホームページ等でもまた周知していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

いろいろ出ましたので、私の方からも1点だけ質問をさせていただきますが、41ページに新規事業で出てきておりますが、助代地区の給水施設整備工事の設計委託と整備工事が出てきておりますが、その設計委託に伴うその増額補正の内容の中に、水源から配水池高低差確認及びポンプ場設計などというふうになっているんですが、高低差によってはまた工事費の変更があり得るのかどうか、またこの水質などについてはもう既にわかっているのか、また水量など、その点をお聞きしたいと思います。お願いします。

○市民生活課長（有村芳文君）

まず水源から配水池の高低差、これにつきましては新たな水源が助代地区、助代公民館

の一角になるということでございます。それで、そこから配水池の関係の高低差を確認しながらポンプの関係の設計に入ろうかと思っております。

また、水質につきましては、砒素とかマンガンとかそういうものを調査いたしております。砒素についてもまた鉄、その他化合物、それからマンガン、これらにつきましては、試験結果は基準値以内と、以下ということで結果が出ております。

水量につきましては十分でございます。それで、1日40tという水量で計画いたしております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第62号から議案第72号までの11件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第61号は各常任委員会に分割付託します。議案第62号、議案第63号、議案第66号、議案第67号、議案第70号、議案第71号、及び議案第72号は文教厚生常任委員会に付託します。議案第64号、議案第65号、議案第68号、及び議案第69号は産業建設常任委員会に付託します。

△日程第45 議案第73号日置市診療所条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第45、議案第73号日置市診療所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第73号は日置市診療所条例の一部改正についてであります。

日置市診療所の診療時間を一時的に変更するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（桜井健一君）

議案第73号日置市診療所条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

この改正は、毎週水曜日に鹿児島大学病院の医局から派遣していただいております医師が勤務できない旨の申し出があり、かわりの医師の派遣をお願いしていたものですが、医局の都合によりどうしても木曜日にしか派遣ができないとの回答があり、やむを得ず診療日の変更をしようとするものでございます。

なお、条文の改正は行わず、附則に次の1項を加えるものでございます。見出しが、各診療所時間の特例として、第2項平成23年9月8日から平成24年3月29日までの間における第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書き中、「水曜日」とあるものは「木曜日」とする、そういう内容で改正をいたしたいと思っております。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（松尾公裕君）

これから、議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ伺いますけれども、あすからの施行ということなんです、あすもう木曜日であり、利用者に対する説明の徹底とか、あるいはそういうことについての対応の仕方というのはもう以前からなされているのか、そこ

らあたりはどうなっているのか、あすからということになると。

○市長（宮路高光君）

きょうの全協でもちょっとお話し申し上げましたとおり、31日には医局の方から話がありましたので、事前に張り紙をしたり、そういう通知はとらせてもらっております。

最終的にはきょうの議決の中で決定することとさせていただきますけど、報告した方々には議会の方にも声を上げてありますから、水曜日から木曜日になると、そういう趣旨はこの1週間の間に来られた方にはしてあります。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

△日程第46 認定第1号平成22年度

- 日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第47 認定第2号平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第48 認定第3号平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第49 認定第4号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第50 認定第5号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第51 認定第6号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第52 認定第7号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第53 認定第8号平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第54 認定第9号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第55 認定第10号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

- △日程第56 認定第11号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第57 認定第12号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第58 認定第13号平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第59 認定第14号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第60 認定第15号平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第61 認定第16号平成22年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（松尾公裕君）

日程第46、認定第1号平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第61、認定第16号平成22年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの16件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から本日提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は9月の30日に行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。そのように進めます。それでは、16件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第15号まで、平成22年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項の規定による監査委員の審査を完了しましたので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条の第2項に規定する書類をつけて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入総額248億7,585万2,000円、歳出総額237億5,793万円で、平成21年度からの繰越事業による国の経済対策や扶助費の増などにより、歳入歳出ともに前年度を上回る決算額となり、歳入歳出の差引額は11億1,792万2,000円となりました。

歳入では、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源が59億9,790万4,000円で、歳入総額に占める割合は24.1%で、残りの75.9%の188億7,794万8,000円は依存財源であり、国、県に対する依存度が高い財政構造となっています。

歳入の主なものでは、地方で長引く景気の低迷により市町村民税の個人で所得の減少、法人では売り上げの伸びによる増額などにより、3,541万3,000円の減となりました。

地方交付税では、普通交付税の地方の自主財源の充実強化や経済対策に対する増額などにより5億6,800万6,000円の増となりました。

手数料では、塵芥処理手数料や自己搬入手

数料の増額などにより377万6,000円の増となりました。

国庫支出金では、子ども手当や社会資本総合交付金の創設、生活保護費の負担金等社会保障関係費補助金の増額、前年度において定額給付金給付事業費国庫補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金など各種交付金の事業完了による減額などにより、5億7,600万円の減となりました。

県支出金については、携帯電話等エリア整備事業費県補助金、農地農業用施設災害復旧費県補助金、社会保障費関係県補助金の増額、県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、国勢調査や参議院議員選挙の委託金の増額などにより2億5,575万2,000円の増となりました。

財産収入では、未利用土地の売り払い収入の減などにより1億980万2,000円の減となりました。

繰入金については、「地区振興計画」に基づく地域の課題解決に向けた地域づくり推進事業の財源として地域づくり推進基金からの繰入金や「ふるさと納税制度」による寄附金を管理するまちづくり応援基金からの繰入金と、前年度に市債の公的資金補償金免除繰り上げ償還の財源として減債基金からの繰り入れを行ったことにより、1億1,184万7,000円の減となりました。

地方債については、合併特例債や過疎債など有利な市債を活用し、借入額の抑制に努めましたが、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が大幅に拡大したことにより2億2,970万円の増となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の24.0%を占める民生費が58億5,805万円、次に公債費が16.1%を占める38億3,507万4,000円、総務費が15.5%の36億7,452万1,000円、衛生費が12.6%で30億255万円、土木費が

10.7%で25億3,753万1,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対して義務的経費が6億3,023万8,000円の増、投資的経費が1,400万5,000円の増、そのほかの経費が4億1,408万9,000円の減となりました。

義務的経費の内訳といたしましては、人件費については市の財政運営に寄与するための特別職等の給与等の削減、議員発議による財政健全化に資するため議員報酬手当の削減、定員適正化による職員の削減、人事院勧告の内容に準じた期末勤勉手当等の支給率の改定などにより対前年度比1億5,551万円の減となりました。

扶助費については、目的別に民生費で8億4,068万2,000円の増、衛生費で1,257万円の増、教育費で484万2,000円の増となっております。

伸びの大きいものでは、子ども手当創設による4億4,166万1,000円の増、生活保護費の1億2,828万3,000円の増、障害者自立支援給付費の8,588万6,000円の増、保育所運営費の7,588万円の増、乳幼児医療費助成事業の医療費無料化に伴う2,309万2,000円の増などにより8億5,809万4,000円の増となりました。

公債費については、前年度に公的資金補償金免除制度を活用して市債の繰上げ償還を行ったことにより、1億834万6,000円の減となりました。

投資的経費の内訳といたしまして、普通建設事業では1億4,101万円の減で、対前年度比96.5%、災害復旧事業費では1億5,501万5,000円の増となりました。普通建設事業の補助事業では、携帯電話エリア整備事業、地域情報化推進事業、社会資本整備総合交付金事業による市道整備、土地

画整理、公営住宅整備、日置南学校給食センター建設事業などにより3億7,109万9,000円の増となりました。

単独事業では、前年度において種子島周辺漁業対策事業や一般道路整備事業、土地区画整理事業費、伊集院中学校校舎建設事業費など単独事業費の減により5億1,210万9,000円の減となりました。

そのほかの経費については、おもに補助費等の7億8,590万6,000円の減額、積立金等の3億6,798万円の増額により、4億1,408万9,000円の減となりました。

物件費については、公立保育園の民営化による賃金の減や日置南学校給食センターの施設整備などにより7,338万3,000円の減となりました。

維持補修費については、国の地域活性化・きめ細かな交付金事業や共生・協働による地域づくり推進事業の活用により759万5,000円の増となりました。

補助費等については、水道事業企業債繰上げ償還補助金の増、前年度に定額給付金給付事業の実施により大幅な減となり、7億8,590万6,000円の減となりました。

積立金については、減債基金、施設整備基金、地域づくり推進基金、まちづくり応援基金に所要の積み立てを行ったことにより、3億6,798万円の増となりました。

投資及び出資金については、簡易水道事業に対する工事負担金を出資金で計上していたものを工事負担金に改めたことによるものでございます。

繰上金については、後期高齢者医療特別会計の療養給付負担金等の伸びによるものや介護保険特別会計の介護給付費等の伸びによる増によるものでございます。

市債残高については、平成22年度末で324億円、人口1人当たりの額に換算する

と62万円で類似団体の42万円を上回っているところでもあります。平成21年度末に比較いたしまして6億円の市債残高を減少させており、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、合併特例債など有利な市債の発行に努めているところでございます。

また、公債費の今後の推移については、平成24年度の40億円をピークとして、その後は減少が見込まれているところでございます。

今後も引き続き、行政改革集中プランに基づき行財政改革を推進し、「日置市総合計画」を着実に実行するために、将来にわたって弾力的で足腰の強い健全な財政構造の構築に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額64億5,160万3,000円、歳出総額62億1,464万円で歳入歳出差引額は2億3,696万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税9億7,983万円、国庫支出金17億6,550万1,000円、療養給付費交付金3億2,983万8,000円、前期高齢者交付金13億3,695万3,000円、県支出金2億5,720万6,000円、共同事業交付金9億3,783万3,000円、繰入金6億1,531万円、繰越金が2億1,889万2,000円となりました。

歳出の主なものでは、保険給付費44億2,915万3,000円、後期高齢者支援金等5億4,418万6,000円、介護納付金2億5,734万4,000円、共同事業拠出金9億33万1,000円となりました。

1人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、広報紙による被保険者の健康づくりの意識の啓発、医療費の通知、ジェネリック

医薬品の差額通知の送付、特定健診等の普及推進や受診奨励、嘱託看護師の訪問活動などにより医療費の抑制に努めました。しかしながら、本市の国民健康保険財政は収支両面にわたる構造的な問題により極めて厳しい状況にあります。

次に、認定第3号は、平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は140万円、歳出総額は140万円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

歳入の主なものでは、支払基金交付金17万9,000円、諸収入120万9,000円となりました。

歳出の主なものでは、総務費で10万4,000円、医療諸費で35万9,000円、諸支出金で93万7,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3億5,198万9,000円、歳出総額3億3,680万1,000円で、歳入歳出差引額は1,518万8,000円となりました。

歳入の主なものは、サービス収入の施設介護給付費収入で3億558万6,000円、短期入所生活介護給付費収入1,301万3,000円、繰越金が3,283万3,000円となりました。

歳出の主なものは、施設管理費で2億2,985万3,000円、介護サービス事業費4,593万8,000円、基金積立金5,867万2,000円などとなりました。

次に、認定第5号は、平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額5億8,763万6,000円、歳出総額5億8,275万4,000円、歳入歳出差引額は488万2,000円となりました。

た。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金は1,668万5,000円、使用料及び手数料2億449万6,000円、国庫支出金4,700万円、繰入金1億4,011万7,000円、繰越金額が1,077万5,000円、事業債1億6,610万円となりました。

歳出の主なものは、総務費の維持管理費で1億6,765万2,000円、事業費の下水道整備費で工事請負費など1億3,861万4,000円、公債費で2億7,648万7,000円となりました。

次に、認定第6号は、平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,576万7,000円、歳出総額3,384万4,000円で、歳入歳出差引額は192万3,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が1,170万5,000円、繰入金が2,207万4,000円、繰越金が184万8,000円となりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で695万6,000円、公債費で2,688万7,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成22年度の利用状況は、宿泊人員1万4,624人、休憩人員2万6,321人、あわせて4万9,455人の利用となり、前年比、宿泊1,227人減、休憩1,366人減の合計1,363人の利用者減となりました。

近年における経済不況の影響等により、一般客の利用が年々減少する傾向にありますが、合宿や大会での利用は大きな変動もなく、セールス活動を行った効果が徐々に出てきていると考えております。

決算額は歳入で2億1,699万8,000円、

歳出で2億1,617万9,000円になり、歳入歳出差引額は81万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入で2億1,157万2,000円、繰越金で179万6,000円、繰入金で349万5,000円となりました。

歳出では、経営費として2億1,617万8,000円、主な支出項目といたしまして、総務費の人件費及び一般事業費の需用費などとなっています。また、国民宿舎事業基金へ1,000万円の積み立てを行いました。

次に、認定第8号は、平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

江口浜荘については、平成18年9月から指定管理者として、株式会社イシタケを指定し、施設の適正な管理運営とサービスの向上に努めてまいりましたが、施設利用者の低下と施設の老朽化に伴い、平成22年3月末をもって閉館いたしました。

江口浜荘の跡地利用については、施設内に残っていた備品、設備等の処分を行うとともに、これまで利用していた施設の解体を行い、貸し付けを行うための敷地整備、土地の測量を行いました。

ホテル事業立地協定に基づき30年間無償で土地を貸し付けることについて、平成23年7月に仮契約を行い、同年1月21日の日置市臨時議会での議決を受け、本契約を締結いたしました。

これにより、株式会社ア・ライズを初めとする共同企業体のホテル建設が本格化となり、同年2月7日に起工式及び安全祈願祭がとり行われました。

決算額は、歳入総額357万円、歳出総額357万円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

歳入では繰越金で357万円となりました。

歳出では経営費の委託料で357万円となりました。

次に、認定第9号は、平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額676万7,000円、歳出総額463万5,000円で、歳入歳出差引額213万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料335万7,000円、一般会計繰入金145万2,000円、前年度繰越金189万4,000円となりました。

歳出の主なものでは、温泉給湯事業費の維持管理費で267万8,000円、温泉給湯事業基金費で195万6,000円となりました。

次に、認定第10号は、平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

公衆浴場につきましては、指定管理者の倒産により市直営で運営しておりましたが、平成22年度から新たな指定管理者に委託して運営してまいりました。

歳入総額344万9,000円、歳出総額247万1,000円、歳入歳出差引額は97万8,000円となりました。

歳入の主なものでは、諸収入で108万1,000円、前年度繰越金が231万1,000円となっております。

歳出では、公衆浴場で光熱水費や基金積立金など247万1,000円となり、市民の健康増進や保健衛生の向上に努めました。

次に、認定第11号は、平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額53万3,000円、歳出総額42万5,000円で、歳入歳出差引額は10万8,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料で

40万円、繰入金の9万5,000円、繰越金が3万8,000円となりました。

歳出の主なものは、飲料水供給施設管理費で42万4,000円となり、水質管理や維持管理を行い、安全で安心な水の供給に努めました。

次に、認定第12号は、平成22年度日置市営住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額411万8,000円、歳出総額408万6,000円で、歳入歳出差引額は3万2,000円となりました。

歳入の主なものは、繰入金で17万1,000円、貸付金元利収入236万8,000円となりました。歳出では、公債費408万6,000円となりました。

次に、認定第13号は、平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

収入総額47億3,540万7,000円、歳出総額46億6,930万6,000円で、歳入歳出差引額は6,610万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料で6億3,056万4,000円、国庫支出金で12億4,657万7,000円、支払い基金交付金で13億3,942万3,000円、県支出金で7億3,255万6,000円、繰入金で7億2,813万1,000円、繰越金が5,720万6,000円となりました。

歳出の主なものでは、総務費で1億4,611万2,000円、保険給付費44億982万9,000円、基金積立金では1,925万円、地域支援事業費が4,816万6,000円、諸支出金が4,585万2,000円となり、保険財政の安定化やサービスの利用等効率的な事業運営に努めました。

次に、認定第14号は、平成22年度日置

市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額5億7,362万2,000円、歳出総額5億7,267万円で、歳入歳出差引額は95万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料で3億6,683万9,000円、一般会計繰入金で1億9,891万2,000円となりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療費広域連合納付金で5億5,703万9,000円、保健事業費で843万9,000円となりました。

次に、認定第15号は、平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は2億8,129万3,000円、歳出総額は2億5,065万4,000円、歳入歳出差引額は3,063万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、診療収入で1億2,055万2,000円、一般会計繰入金で979万2,000円、諸収入で9,670万5,000円、市債で5,200万円となりました。

歳出の主なものでは、総務費で1億5,407万円、医業費で2,947万4,000円、施設整備費で、旧市民病院の解体工事や駐車場整備など5,375万8,000円、諸支出金で1,025万3,000円、公債費で309万7,000円となりました。

次に、認定第16号は、平成22年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添え

て議会の認定に付するものであります。

収益的収支については、料金改定による水道料金の増収を見込んだものの、節水型電気洗濯機の普及や自家水の利用増等のため使用水量の減少があり、水道料金は1,724万5,000円の増にとどまりました。

全体では、水道事業収益7億5,780万5,000円、水道事業費用6億7,918万円で、7,862万5,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額3億4,656万6,000円、支出額が7億2,150万5,000円で、差引不足額で3億7,493万9,000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額から2,000万円、過年度分損益勘定留保資金から3億5,493万8,000円を補てんしました。

以上16件、ご審議をよろしくお願いたします。

△日程第62 請願第2号公共交通機関の存続に向け、J R九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書

△日程第63 請願第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請について

△日程第64 請願第4号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

○議長（松尾公裕君）

次に、日程第62、請願第2号公共交通機関の存続に向け、J R九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書から、日

程第64、請願第4号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願までの3件を一括議題とします。

ただいま議題となっております請願第2号、請願第4号は総務企画常任委員会に、請願第3号は文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程は終了しました。9月16日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時58分散会

第 2 号 (9 月 1 6 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（18番、8番、7番、17番、1番）
-------	------------------------

本会議（9月16日）（金曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、18番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔18番長野瑛や子さん登壇〕

○18番（長野瑛や子さん）

おはようございます。さきに通告しました2項目について質問いたします。

まず、地域主権改革について、国の地域主権戦略大綱をもとに地方自治体の自主性を強化し、その自由度の拡大を図るため、一括法改正に伴う義務づけ、枠づけの見直しや条例制定権の拡大などの関連法律が、一次で41法律、二次で160法律、権限移譲が第二次で47法律が改正され、既に県の説明も受けられたと思います。

これまで都道府県や特例市、中核市の対象のものが市に移譲され、施設・公物設置管理の基準の見直し、協議同意等の見直し、計画等の策定の見直しなど、日置市の総務、産業建設、教育福祉部門と多岐にわたっています。

そこで市長にお尋ねいたします。

1点目、本市の受け入れ体制及び予算措置の必要性はどうかをお尋ねします。

2点目、職員の研修及び専門分野の人材育成等は十分なのかをお尋ねします。

次に、地域情報化計画の推進について、ことし4月に見直された日置市地域情報化計画には、ICT時代に対応できる情報通信基盤の整備をするとともに、情報教育や企業の情報化を進め、市民の利便性の向上や産業の振興を図り、どこに住んでいても不便さを感じ

ない、都市基盤づくりを目的としています。

市内一円の情報格差を是正する目的で、全市帯と市役所を光ケーブルでつなぐ計画が、ケーブルテレビ事業の見直しで中断され、ブロードバンド未普及地区やADSL地域、光地域と情報格差が続く状況です。

近年の超高速ブロードバンド普及は目覚ましいものがある中、均衡ある日置市にするために、早急な情報格差是正が必要です。現在、民間通信事業各社においては、光ファイバーエリア拡大に向けた整備事業の推進状況であると聞きます。

そこで、市長、教育長にお尋ねします。

1点目、民間事業者等による未普及地区等の光ファイバーエリア拡大への整備の取り組み、検討はされているのかをお尋ねします。

2点目、情報教育推進・定住促進や企業誘致などへの超高速ブロードバンド環境整備の必要性をどのようにお考えなのかをお尋ねします。

以上で、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の地域主権改革について、その1でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法につきましては平成23年5月2日に、また、第2次一括法については8月30日に公布されたところでございます。

これらの一括法によりまして、今後、本市にいたしましても、義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例等の制定が必要となり、また、基礎自治体への権限移譲によりまして、行政事務が拡大することとなります。

現段階では、条例制定等については、まだ国の政省令が示されておりませんし、また、権限移譲につきましても、詳細な事務内容な

事務量がわかりかねるところもありますが、今後も国の動向を注視し、県とも連携しながら、事務・業務の停滞を招かぬよう、体制については万全を期してまいりたいと考えております。

また、地域主権改革による予算措置につきましては、職員の研修の実施や例規整備のための今議会におきして、予算を計上させていただいたところでもございます。

2番目でございます。本市における職員の研修につきましては、地域主権改革にかかわる制度等の全般に係る研修と、例規整備を中心とした実務の研修の2つを考えているところでございます。

また、専門分野の人材育成という点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現段階では、権限移譲の事務内容等の詳細につきましては、把握できないところでもございます。

そのため、今後、県の事務担当課から市町村への所管課へ、それぞれ説明会や情報提供等がされることになっておりますので、その内容等を見きわめまして、必要な人材の育成に努めていきたいと考えております。

2番目の地域情報化計画の推進ということでございます。

ケーブルテレビの事業の見直しに伴い、ブロードバンド環境の整備については、民間通信業者に取り組みを求めてきたところでございますが、光によるサービスは、伊集院町並びに東市来の一部でしか展開されていないのが実情でございます。

このほど、西日本電信電話株式会社から吹上地域の一部について、光でのサービス提供が可能かどうか検討を行いたいという連絡を受けましたので、そのほかのエリアを含めた整備の可能性についても、同社に検討をお願いをしたいと考えております。

また、近い将来において、携帯電話や無線

アクセスが進化し、光ファイバーと同等の高速化が見込まれていることから、今後の技術動向を踏まえ、無線も含めた検討をしてまいりたいと考えております。

2番目でございます。情報処理技術や情報通信技術の飛躍的な発展により、インターネットの普及やブロードバンド化など、情報社会が急速に進展し、高度情報社会の到来が、個人の生活や企業、都市機能、行政サービスなど、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。それから、高度情報化社会の利便性を享受するために、ブロードバンド環境の整備は必要であると考えております。

また、環境の整備だけでなく、それらの通信環境を利活用できるよう、情報教育の推進も必要であると考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

地域情報化計画の情報教育の推進についてお答えをいたします。

学校における情報教育推進につきましては、市内全学校が超高速ブロードバンド環境にあり、現在は、学校でICTを有効に活用するための研究を進めているところでございます。

コンピューターやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を育成することは非常に重要です。こうした情報活用能力の一層の充実を図るために、各教科等や総合的な学習の時間において、コンピューターやインターネットの積極的な活用を図っております。

また、情報社会の急速な発展に伴い、情報社会で正しい行動がとれるようにする、情報モラルの育成についても、各学校での取り組みを指導しているところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

質問事項について市長、教育長に答弁いただきました。

再度、お尋ねいたします。

まず、第1問について、1点目ですが、第2次一括法、まだ、これからのことだとおっしゃいますけども、もう既に、一括法の移譲対象、事務数、日置市の事務状況、移譲事務を見ますと、条項ベースで320のうち74が移譲済み、移譲率が23.1%、これ、10万都市以下は、大体20%台になっていますけども、今回、基本構想の議決の義務づけの廃止に伴い、議決事件への条例が上程されました。

このことは、先行されて非常に私はいいいことだったと思うんですけども、改正のこういう期日、これは直ちにできるもの、先ほど市長がおっしゃった政省令の整備が必要なもの、また、地方自治体の条例や体制整備が必要なものとありますが、うちに対しての今後の重点的な取り組みというのがわかれば、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほどちょっと答弁いたしましたとおりで、まだ、詳細な部分かわからないわけですが、特に、社会福祉法、母子保健法ですか、また農地法、こういう関連につきまして、移譲という部分があるというふうにはお聞きいたしておりますので、それぞれの所属する担当部署におきまして、事前にそういう情報の把握をするよう指摘はしております。

○18番（長野瑛や子さん）

これからのことなんですけど、24年度までにするものもありますよね、また25年度まで、2年ぐらいの猶予期間はありますが、来てからでは遅いと思いますね。だから、そういう体制は必要だと思います。

特に、24年度以降、経常補助金の一括交付金化、これが実施されるようですけども、これには社会資本整備、農山村地域整備など9つの事業体、事業が対象事業となっていますけども、ここの中から選択すると、そ

ういうふうになると、もうお聞きしていますけど、その体制づくりというんですかね、やはりこれから重点事業は、その9つの中からどれを選べばいいのかなという、ちょっと苦慮される面がありますけども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この権限移譲の問題と一括交付金の問題、関連する部分もありますけど、特に政府の方針の中におきまして、23年度は県、24年度から市町村というふうにならわれております。

この中で、私も全国の市長会におきまして、この一括交付金、県の23年度の検証した中におきまして、その制度といいますか、そういうものの見えない部分があるという意見も具申をさせていただきました、特に、このことについては、24年度の国の予算、概算要求を含めた中で、ある程度、わかってくるのかなというふうに思っております、今の段階によって24年度からきちっとやりまうとか、そういう方向性は、まだいただけないということでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

また、この9つの事業をよく読み込まれて、この中からの選択とも聞いておりますので、日置市に最も重要なもの、重点事業、これのどう選べればいいのか、今後、まだ通達がないということなんですけど、これはもうちゃんとはっきりしていますので、構え方をよろしくお願いたします。

この権限移譲もですけども、法整備の今回、公営住宅の整備基準、特に重要なもので、公営住宅の整備基準及び収入基準というこの条例委任で、地域の実情に合ったものに条例制定ができると聞きましたけども、やはり今、小規模校で、ましてはもう3カ所、市営住宅を建てるところなんですけど、なかなかこの入居基準、基準というんですかね、これがネッ

クになっていることだと思います。

花田でも一生懸命取り組んで、みんな一体となって取り組んでいますけども、やはり夫婦2人の収入が今の基準では出ると、こういうこともなっている状態ではありますが、一番先に、こういうことも条例委任がきたということは、見直しを対象にするべきじゃないかなと、ちょっと安易でしょうけども考えたんですけど、この件はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、公営住宅におきますそれぞれの条例整備の中におきまして、その収入基準、この部分につきましては、まだ、詳細な形の中で、市独自のその収入基準、ここまでの通達は来てないというのも事実でございまして、そういう要望というのはあるというのはわかっておりますけど、やはり公営住宅等におきましては、国の補助金を活用している部分でございまして、きちとした国のそういう通達等を基準にして、改正をしていかなきゃならないというふうに思っております。

そういうこととございまして、今後、この国の通達等も十分熟慮しながら、このことについては進めていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

法改正は行われていますので、国の通達を待つのか、条例委任はできるとなっていますので、この辺をぜひ精査されて取り組みを期待いたします。

2点目です。

市町村の先ほど権限移譲等で職員の研修をすると、専門分野ですね、これはやはり十分な日置市としても、きちんと受ける体制ということは一番肝要じゃないかなと思います、県と市の間には権限移譲に関する協議の場は、どのようにされているのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

県と市町村との立場ということでございますけど、特に今、県におきましても、それぞれ市町村のほうに移譲する部分がございます。

総括の中におきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の一次、二次におきます説明会はあったわけでございまして、先も申し上げましたとおり、県におきましても個別といたしますか、農地法は農地法、社会福祉法は社会福祉法、それぞれの事業関係課と、私もそれぞれ課とそれぞれ調整をしながら方向に、移譲の方向といたしますか、そういう話し合いというのは進めていくというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

これから言いますけども、既に条例、先ほども言いましたように、施行期日が即実施できるもの、また3カ月を待つもの、あと1年待つもの、もう区切られていますので、やはり積極的にこれはいろいろと協議をされるものはされていきたいと思っております。

なぜかと言うたら、こういうことが権限移譲とか見直しをしたら、やはりどうしても市町村に差が出てくると思うんですね。だから、やはり黙っとけば、もうそのままだろうと思っておりますけど、特にこういう一括交付金をすれば、どんどん積極性を出したほうがいいと思っておりますけども、この国とか県の今でも既にされていると思っておりますけども、派遣及び出向、この件はどうお考えなのでしょうかね、今後のこととすけども。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この職員研修の場という中におきまして、私も現在、県と国のほうに出向といたしますか、そういう形でやって、多岐にわたる分野に、やはり私も職員の研修というのは大事でございまして、また、人と人とのつながり、こういうものも大事であるというふうに思っております。

今、派遣しておりますところを含めまして、

今後も同じように人員の確保を必要とする中におきまして、派遣というのは、やっていくべきだというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり合併、町から市に合併していますね。職員も私たちもいろんなところに行きますけれども、市のレベルと、もともと町から市のレベルと、いろいろ差があるような気がするんですよね。

だから、優秀な職員の方々ばかりですけども、やはりそこから脱皮して、競争の時代ですので、今後、県・国の派遣、また出向、いろいろそこをつなぎとおっしゃいましたけど、これを密にされたいと期待いたしております。

もう一点です。これまで、県とか国とか陳情、また要望等を出している状況ですけども、今後、変わってくるとなったら、この処理とか、この対応をとというのは支障はないのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

県とか国を含め、特に県との私ども市からの要望ということでありまして、特に、この場合については、鹿児島振興局を通じた中におきまして、それぞれの分野等におきまして要望をしております。

今後の問題を含めまして、特に今、国の中におきまして、民主党政権になりまして、要望を一括をしていただける部署がございまして、県を通じ、また、その民主党におきまして受け入れ態勢のところ、それぞれの県レベルは県の市は市のそれぞれの要求の中で、それぞれの国におきましても要望活動しております。

私どもも、やはりそういう要望のルールといたしますか、それに則った形で、今後とも要望というのは、やっていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

了解しました。

次に、2問目についてです。

先程、ブロードバンド普及の全国が62.9%ですね、鹿児島県は平成18年度か23.8%でしたが、今現在は35.7%にふえています。でも最下位ですね、状況です。

2015年をめどにすべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用する光の道構想の実現を目指しているようですが、日置市はブロードバンドに未普及地域が、高山ですか、上市来地区、藤元地区、この3カ所ですね、4.8%。ADSL地域が29.7%、光地域が65.5%の状況であります。日吉町とか吹上町のように町全体が光地域でないのは、民間の方々に言わせれば、稀だと言われます。この現状はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この西日本通信電話株式会社の中におきまして、これが民間の一番大手でございまして、今、ご指摘のとおり、特に町、旧町ごとに行きますと、日吉、吹上のほうにつきま、この光ファイバーの整備というのをおくれておるというのも事実であります。

そういうことを含めて、さっき議員もおっしゃいましたとおり、この民間の皆様方がそれぞれ光といいますか、特に、今回、デジタル化に変える部分もあつたり、そういうものを含めて、やはり整備できる場所はやりたいという意向がありましたので、そういう現状の中におきまして、私ども市といたしましても、その働きかけといいますか、光の重要性というのは十分認識しておりますので、今後、民間の業者とも十分打ち合わせをしていただき、また、民間の皆様方にとってもやはりメリット、デメリットといいますか、そういう収支を含めた中でも検討をされているというふうに思っておりますので、ご指摘ございましたこの地域におきま、ところにつきましては、今後とも、鋭意、民間業者とも話を

詰めていきたいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

はい、よくわかりました。

今、電気通信分野、これ民間ですけど、競争促進による料金の低廉化、またサービスの多様化、いろいろありますけども、設備競争とサービス競争が繰り広げられている実情がありますよね。

先ほど西日本もありますけど、au、BBIQ、いろいろあります。こういう時期があります。今まで西日本通信のほうも、顧客がないとしないということでしたけども、こういう競争時代に入って少し態度を変えてきていますので、今こそ各通信事業者に光ファイバーエリア拡大への要望等の協議、先程やっていくということですけど、こういう多様な事業者による協議、これが重要だと思われまますけどもその検討、1社にするのか、また何社にいろいろあると思うんですけど、そのエリアも違う分もありましようけども、そういうこと、多様な事業者による協議っていうのは重要と考えますがどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この通信業者というのは、今、いろいろと携帯電話を含めまして、いろんなところが事業を行っているのも事実でございます。

その中で、この西日本の中におきます固定路線といいますか、そういうのを持っているのは西日本が一番多いと。そこで、それぞれの基地といいますか、吹上は吹上の基地がございます。この基地をやり直していかなければ、その先には進まないということございまして、今、考えていらっしゃるのが、その基地のところまで光を引き、また、個人的にはその周辺におきます方々が、それぞれ集団化というのはおかしいんですが、10戸なら10戸という形の中で一緒に取り組んでいただけ、そういう形になって、光がそれぞれ網目のごとく広がっていく、そういうことも

お聞きしております。

そういうことでございますので、今、それぞれのほかのところもできるかわかりませんが、私どもがしているのは、この西日本と固定を持っているこういう部分について光を早く引いていく、この方法が一番ベターじゃないかなというふうに、今のところ考えております。

○18番（長野瑛や子さん）

今、今さらという感じもしますけども、やはり競争の時代です。お互いに協議も駆け引きも要るかと思えますけども、そこに合ったものをこれに退くことなく、積極性を持って協議をされることを期待したいと思いません。

あと、もう一つ、公共アプリケーションのイントラネットの利活用の促進、このこともやらないといけないと思うんですけども、せっかく地区公民館まで来てて、民間が入ればそういうことはできないと思うんですけども、ひよつとしたら話にも乗ってくれるかもわかりませんが、ここあたりの協議をどう考えておられるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、地区館まではそれぞれ光を引いております。今後のその民間との協議といいますか、私ども市のほうが、この事業主といいますか、なっております、この国ともこういうふうにして、もういろんなところで使えるといいますか、そういうことも話をしておりますけど、また、国の中におきまして、それを自由に民間のほうに活用といいますか、ここまでの話し合いはまだされていないというふうに思っております。

今後、やはりその目的を含めまして、その地域におきます方々に、どういう利用といいますか、インターネット、またいろんな中で、またそれぞれの負担もございます。今後におきましても、国とも十分、私どもは今、事業

主と申しますかそういう形でございますので、そういうものがどういうふうに使えるかということも、十分今後、国とも協議をしながら、また、民間の皆様方と、特に今、工業団地を含めたそういうところには、貸し出しとか目的がありやっておりますし、そういう分では進めております。

今後におきましても、まだ多岐にわたって、今、議員がおっしゃいますとおり、一般の方でもだれでも使える、そういう分を言われているというふうに思っていますので、今から今後、こういうものについて十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

2点目に入ります。

平成19年度のアンケート調査、結果、パソコン所有が約60%ですね、弱、インターネットの利用が40%弱でした。また、光電話の利用希望者も多々あります。

だから、19年度のこの数字は減ることなく増えていると思います。この結果をやはり重要視して、積極的に取り組むべきではなかったかなと。

年数がたつにつれ、非常に残念な気持ちもしますけども、県下でもいち早く電子入札が導入されましたけども、やはり市役所と全世帯を光ケーブルでつなぐ計画は、市民へのサービスの公平性、また、インターネット利活用向上のためにも、私は最優先に積極的に行うべきことじゃなかったんじゃないかなと思いますけども、やはり電子入札を県下一にするんだったら、このインターネットが必要ですので、光ケーブルでつなぐほうが、私は数秒で処理ができるというのが非常に、なぜこういうことを、せめて光だけでもと思っていたんですけども、このことについては、今になってどうお考えなのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

この電子入札につきまして、私どものほう

も今、やっておるわけございまして、今の段階で電子入札で遅いとかという大きなトラブルと申しますか、それはお聞きしておりません。

今、おっしゃいましたとおり、そういう方というのは、私ども、2万3,000世帯の中の本当にわずかの方だけが、こういう電子入札というのは使っているのも事実でございます。

おっしゃいますとおり、それぞれの負担と申しますか光をする中におきましては、やはり活用というふうについては自己負担というのも出てまいります。そういう部分もございまして、今、ご指摘ございましたとおり、全世帯を光で結んでおくことは活用できますけど、ここあたりの投資という部分も大変ございました。

このことについて、まだ、いろいろと検証と申しますか、どっちがよかったとかということは言えないわけでございますけど、当時、光ということをして全世帯に張るのを中止しました。

このことについて、まだ今からいろんな検証があるかと思っております。ですけど、利用できる部分については、それぞれの目的で、いろんな形をまた解消していく。特に今回、携帯におきます無償と申しますか、通信できなかった場所が本当に合併したときに、大変たくさんございました。

その中で、いろんな競争もございましたけど、今はそれぞれの携帯電話というのは、ある程度、日置市くまなくという部分の中で、私はある程度、整備もできてきたと思っております。

今後におきましても、この情報化という問題につきましては、日進月歩と申しますか、日々、いろいろと変わってくる部分もございまして、また、私どものほうも十分勉強しながら、この情報化社会に対応できる形で進

んでいかなきゃならないというふうに思っています。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり公平に市民へのサービスですかね、これを一番に考えたときに、じゃあ、電子入札を導入されたら、もう即私は必要じゃなかったかなと思ってはいますけども、今後、やはりそういう目線でいかないと、いろんな苦情は内々にはありますので、速度が速いのにこしたことはないと思いますね。

この前、私が参加しました友好盟約を結ぶ多賀町ですね、ここに行ってみましたが、歳入の5割がやはり工業団地等の税収と聞きました。すごいなと思いましたけど、今どき、5割、6割、そういう自主財源でやっているところはないだろうと。

で、いろいろ聞きましたら、やはり住宅政策や工業団地の企業誘致、利用促進には、やはり超高速ブロードバンド普及、この環境整備が第一やないかなと。あと水資源ですね、ここあたりが大事じゃないかなと痛感しました。

今現在、藤元工業団地のISDN通信ですね、やはりこれ、検証されたけど、残念ながらできなかったっちゃうことですけども、やはり見積もり等で経営に支障を来して我慢しながら10年経つと、こういう話も聞きました。

やはり迅速な対応が不可欠だと思いますけど、当時、企業誘致したときに、町長の横山副市長ですね、首長は企業的センスの経営の視点、これがずっと言われたと思いますけども、この企業的センスの経営、これがわかっておるならば、この10年もかけなくて、やはり企業誘致したとこだから工業団地をちゃんと造成して、ちゃんとそこから始まったんだから、やはりやるべきだったことじゃないかなと、もっと早目に。この企業的センスの経営、これを市長は引き継がれましたか。

○市長（宮路高光君）

特に今、ご指摘ございました工業団地、この中におきまして、その利用するところにおきましては、高速度の中におきますこの通信ファイバーということで整備していかなきゃならないと。

特に、私ども今、企業、用地交流ということで、それぞれの工業団地に入っている企業の皆様方からも、そういうこともご要望もありまして、今、ご指摘のございました藤元工業団地におきましても、ここ23年度でこの整備ができるということ、いろんな方々の力をいただいてできるというふうにお聞きしております。

また、他の工業団地につきましても、いろいろと不自由している部分があるかと思っておりますけど、先ほど申し上げましたとおり、私ども、その地区館のところまで来ている部分もございしますので、これを活用といいますか、ほかの工業団地等におきましても、やっっていかなきゃならないというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

横山副市長、今、10年たった企業的センスの経営、この主眼をどう考えておられるかお尋ねします。

○副市長（横山宏志君）

10年というふうにおっしゃっていただく、いささか反省をすべきところもあるかなというふうに思いますけれども、社会情勢、10年の間に本当にいろいろな展開をしております。

そういうことで努力は続けてまいりましたけれども、こういう現状ですが、先ほど市長の答弁もありましたように、本年度で藤元工業団地の部分等につきましても、そういう環境もとどめることができるというようなことになってくるんじゃないかと、そういうふうには思っております、1つずつ解決を今後とも

していかないといけないと、そういうふうに考えております。

以上です。

○18番（長野瑛や子さん）

企業にとっては時は金なりですよ。藤元もですけど、亀原、これから工業団地、今、富士エネルギーさんが入っておられますけども、なかなかいろいろ企業にも金融機関等にも聞きましたら、あんまり本当は光が欲しいんだけど、もうできないものであろうというそういう先入観があるんですね。光ファイバーになったらなおいと、すごくそういうやはりまだ、これでしようがないのかなとか、あきらめている人もいらっしゃる事実です。

でも、日吉町でも、今、企業でも上場で、いろんな一生懸命努力されている企業もありますね。この町一体がADSL、ISDNとほぼ4km以上離れたら、本当もう一緒ぐらいのもんですので、今後、やはり亀原でもこれからまた開発、企業誘致されると思いますけど、やはり環境整備ですね、これをまず、うたうべきじゃないかなと、やるべきじゃないかなと思いますけども。

やはりこういう鹿児島がブロードバンドが一番最下位だと、ここをプラスにして、日置市のそのまたプラス日置市の特性ですね、これを超高速ブロードバンドと一緒にやったら、私、何か優先的に人を呼んだり、また企業を呼んだりそういう対策が、対策次第ではそういうこともできるんじゃないかなと。

それにはやはり、今言う民間による光ファイバー設備、これを進めるべきだと思いますけども、こういう人・企業を呼び込む対策、まあ最下位だから、鹿児島が最下位だから、うちだけはブロードバンド全部していますよという、そういう対策も必要だと思いますけど、この考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり高速、この情報化の中におきまして、企業誘致をするには、このことは不可欠なものであるというふうには認識しております。

その業種によりましては、この超高速化を必要としない業種もあるというふうには思っております。今のこういう時代でございますので、みんながみんな、こういう情報化だけで鹿児島の方に来るといえるということはないというふうに思っております。環境的には、無いよりあったほうが良いというのは、一番ベターな形であろうと思っております。

今後、やはり特に、こういうことも企業に、企業工業団地等を造成するときは、この通信網と、やはり1つは電力だと思っております。水、この3つが、三要素がそろってなければ、ある程度の大きな工業団地というのは、工業誘致というのは大変難しいんだということも、いろいろと今回、全般的なところを見ましたところ、私ども日置市に欠けている分もありました。

こういうことを反省しながら、今後、誘致に対しましては、そういうことを前提にしながら、環境整備をしながら、また、工業の誘致ということをやってきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

はい、了解しました。

教育長、お尋ねします。

先ほど学校の面では、いろいろとなされていることはわかっておりますけども、また、日置市導入の電子教科書ですね、こういうことも研究されていると思いますけども、これから子供たちは国際化に向けて、動画とか写真とかいろんなダウンロード、こういうのも経験していくと思うんですけども、学校での光整備のインターネットは十分ですが、いろいろこの情報化計画も見えていますけども見直しされて、やはり家庭で情報格差のない、公

平に利活用できる改善策を必要と考えます。

小規模校の活性化としても、やはり小規模だからこそ、ここだけは整っているよと、そういうことも必要だと思いますけども、ほかに先行する環境づくり、やはり小規模だからこそ特性を出すと、子育て中のそこに家族を呼び込むと、こういうことができると思いますけども。

やはり以前も、児童クラブがないと、吹上のときでしたけども、児童クラブがなかったら移ってきませんよと、そういう話をじかに聞いたことがありますね。各校区ごとに児童クラブがない。

それで、吹上はそれを敷いたわけですが、やはり今度は、こういう動画も見させられない。写真も特に田舎のおじいちゃん、おばあちゃんとか行ったときの双方向で送受信ですね、そういうのもできたらとか、こういう声も聞きますけども、やはり学校はいいですよ。だけど、子供たちのそういう帰ってからのできないところも、光があるところはいいですけど、できないところがありますね。やはりこのことをどうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

子供たちが、学校では、先ほども申しあげましたように、教科の中で活用したり、あるいは総合的な学習の中で情報、リテラシーあるいはモラル、各教科の問題等も既に取り込み進めております。

この子供たちが、今度帰ってから、どんなふうインターネットで使うかというときに、困るのではないかなというご指摘だろうと思いますけれども、現在、大まかにいいますと、家庭でインターネットを使える状況にある子供たちというのが、大まかな数字でいきますと5割から6割の間ぐらいであります、中学校の子供の数的にいけますと。

しかしながら、学校のほうには、パソコン室というものの中には、子供たちが1学級入

って1人1台使える状況でございます。この子供たちが家庭において、その写真を送ったりどうかする、そこまでは、私、そういう高度なところまでは、この情報教育の中では求めていないと思います。

やる子供はやっても構いません。だから、家庭でできないからという場合は、学校の先ほど言いましたようなパソコンがございますので、それを使って、子供がもしするのであれば、そういう活用はできると思いますので、先ほどから市長のほうから答弁がありましたとおり、もちろんあったほうがいいことにはこしたことはございませんけれども、ないから、今、教育上、非常に困っているという状況ではないと判断しております。

○18番（長野瑛や子さん）

まあ、あるにこしたことはないということですけども、やはりいろんな夏休みの課題とかそういういろんな研究をするときの情報っていうのを要るので、私も、孫なんかを見ているときに、そういう知らないことがいっぱい出てきますよね。いろんな自然やら地理やら歴史やら。また、そういうときに、すごい何か、ああ必要じゃないかなと、いろいろ思っていますね、あとダウンロードですね、動画。

だから、あったにこしたことはないって、既に格差がありますので、やはり全然、上市来、また藤元地域はISDNだから、やっぱりそういうところを考えたら、親のほうやはりそういうのも要望していることもありますので、また、教育長からも教育の立場上、そういう要望もされたいと思います。

もう一点です。いつでも、どこでも不便を感じない生活を目的に、今、パソコン講習が始まって十数年になりますね。中には、パソコン講習を受けただけで終わっていると、もう自分ここに帰ったら、もうそのままだと。

私は、そういう教室で学習して、家庭で実

践して初めて効果が出ると思うんですね。
また1歩、生活の多様化で、インターネット
利用や動画、写真、送受信、この利活用もふ
えていることも確かです。

また、あるところでは、いろいろ今、2層
構想でやはり自治会、地区公民館、綿密な連
携が、地区公民館を単位に繰り広げられてい
ますけども、やはり地域では人材不足、パソ
コンが打てなかったら自治会長もなれんとか。
まあ手書きでいいじゃないですかとは言うん
ですけども、やはり何か必然的にそういうの
も起こってきています。やはり情報化のリー
ダーというんですかね、こういう育成も必要
だし、また、計画にもうたってあります。

また、情報弱者という65歳以上が少ない
とおっしゃるけども、結構、教室には、こう
いう65歳以上の人も入れて、一生懸命意欲
はあります。動画とか写真の送受信なんかも
できて、それがまた生きがいつくりになっ
ているというのも確かですので、まあ安否確認
も、遠く離れた息子とかのそういう送受信、
やはりこういうのも必要視されていますけど
も、このような地域の情報格差是正の光整備
の必要性を、教育長はどうお考えなのかをお
伺いします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどご指摘がありましたとおり、子供た
ちの課題解決のためには、おっしゃったとお
り、大変インターネット等の活用は重要であ
りますし、今、おっしゃったことも大変大事
であります。したがって、学校で勉強したこ
とがまた家庭で使えたら、なおさらいいこ
とは話のとおりでございますけれども。

今度は、家庭でそういうインターネットを
使う場合の今度はルールというんでしょうか
ね、ご存じのとおり有害的なものがいっぱい
ございまして、今、学校で家庭でのそのイン
ターネット使用については、必ず保護者に了
解を得て、使うというようなことを今、指導

をしているところございまして、子供たち
が自由に、本来ならばそういう情報モラルを
守って使えるようになればいいんですが、ま
だ、発達途中の子供たちですので、そういう
中での活用となってまいります。

そういうこと等もございまして、先ほど
言いましたように、学校でも先ほど、使おう
と思ったらパソコンいっぱいございまして、
必要に応じて活用できるように、これは学
校でしておりますので、家庭で、もしできな
い子供たち、そういうものについては、学校
を大いに活用していただきたいなと思いま
す。必要性は大変認識はいたしております。

○18番（長野瑛や子さん）

心配すればするほど閉鎖的になりますので、
子供の自発性というのを教育上、やはりルー
ルは確かなことです、それは教育上、やるべ
きことだと思いますけども、子供のその目を
閉ざさずに、こういう国際化を言うならば、
また、こういう人材育成をするならば、その
時々に応じたことも環境整備も大事だろうと
思いますので、教育の立場から、ぜひこう
いう声も上げてほしいと思っております。

提案した事項について積極的に取り組まれ
ることを期待いたしまして、私の質問を終わ
ります。

○議長（松尾公裕君）

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可し
ます。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

私は、今回の一般質問に際し、4項目につ
いて通告をいたしました。どれも、これまで
一般質問してきた課題であります。その後の
取り組みはどうなっているのか。また、検討
課題であったものについては、再度、見解を
伺いたいと思えます。

まず、人材登用についてであります。

女性管理職登用問題、市長はこれまで、能

力ある女性職員はいる。ただ、仕事ができるよりも人を束ねる能力も必要だから、十分覚悟を持った人を登用する必要があると答弁されています。

この間、女性に限らず、職員のあらゆる能力の向上にも取り組んでこられたと思います。平成24年度の登用については、どのようにお考えですか。

もう一件は、専門職登用の問題です。本市には、さまざまな分野で多くの専門職が配置されています。その中でも、配置されている部署の所管に関する業務ばかりでなく、各課横断的な取り組みが求められている。子ども支援センターの心理職や消費生活相談員については、条例委員にすべきではないかと考えます。

私が、ここで言います条例委員とは、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の市の非常勤職員のことでありますが、市長の見解を伺います。

次に、現在、作成中とされている防災マップについては、実態調査、現地調査における住民の声をどのように集約しているのか。また、進捗状況も伺います。

次は、ごみ減量と分別についてです。

私も、またごみ問題かと言われるほど何回も質問してまいりましたが、ごみ問題が市民に最も身近で、さまざまな環境問題と関連しているものであり、自治体の膨大な予算を使っている重要な課題であります。

そこで、今回はまず、本市が進めてきた、ごみ減量化と分別はどれくらい向上しているのかを伺います。

また、ごみ減量化で大きな課題となっています生ごみについて、可燃ごみの減量化を図るために水切りバケツの配付、さらには堆肥化にまで取り組みたいが、できた堆肥を使い道がないという人のために、堆肥を回収するなどの取り組みについて見解を伺います。

最後に、省エネ、太陽光発電について伺います。

市長は、東日本の震災以来、問題となっております原子力発電の今後については、原子力に頼らないエネルギー施策が重要だとの見解を述べておられます。

しかしながら、言うだけでは、この問題は解決しません。代替エネルギーの拡大を図るほかはないと考えますが、自治体の責務としてのエネルギー施策の推進する立場から、本市の省エネ対策、太陽光発電等の施策について見解を伺います。

以上を1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人材登用について、その1でございますけど、女性管理職の登用につきましては、現在、部課長級の管理職への女性配置はありません。今後におきましても、これまで同様、男女に差別なく公平・公正な配置に努めていきたいと思っております。

24年度ということでございますけど、24年度に管理職になれるポストがあるのかどうか、また、今後の状況を見ながら判断をしていかなきゃならないというふうに思っております。

2番目でございますけど、消費生活相談員につきましては平成19年7月から設置し、これまで市民の消費生活関連の相談等に対応しており、現在、月18日の勤務で時給による雇用でございます。

国においても、現在、相談員のあり方などを含めた消費者安全法の一部見直しを検討している状況であり、それらの動向も注視しながら、必要に応じて委員設置条例整備などを検討したいと考えております。

子ども支援センター心理職については、臨床心理士の資格を持つカウンセラーを非常勤職員として1日4時間の50日の契約をして

います。このカウンセラーは、本市以外にも、県の配置事業により中学校5校についても勤務しており、現行の勤務体系においては、条例委員としてなじまないと考えております。

2番目の防災マップについてでございます。

現在、日置市防災ハザードマップを作成中でありまして、5月に発行しました防災ニュースで、現状と防災計画の修正をお知らせしたところでございます。

作業については、浸水情報、土砂災害実績、土砂災害危険箇所データ、土砂災害警戒区域データ等を県・国の関係機関に資料提供を求め、整備している状況でございます。

このデータに加え、市の地域防災計画との整合図を整え、ある程度、ハザードマップに落とし込んでから、関係団体や自治会長の意見をお聞きし、完成させたいと考えているところでございます。

作成に当たっては、データのみならず、実際に現場を確認した上で作成することとしており、地域の事情を一番把握している自治会長さん等のご意見を伺いながら、23年度末までは作成をしたいと考えております。

3番目のごみ減量分別についてでございます。

日置市のごみの総排出量は、平成20年度は1万3,781tでしたが、平成22年度は1万3,582t、若干減少しています。

また、分別状況については、平成20年度の資源ごみの排出量は887万tでしたが、年々増加して平成22年度は1,027tとなっていますので、分別は向上していると考えております。

2番目でございます。

家庭から排出されるごみの約4割は生ごみとも言われております。この生ごみを少しでも減らすため、本市では、生ごみ堆肥化容器設置事業補助金により取り組んでいるところであり、合併後347台の購入補助をしてお

ります。

また、EM菌を使った「ぼかし」による循環型社会の普及活動、生活学校の皆様方に長年取り組んでいただき、ご協力をいただいているところでもあります。

ごみ減量は、市民の皆様にも、これまでもお願いをし、取り組んでいただいておりますが、まだまだ減量は可能だと思っておりますので、さらに減量化を進めるためにも、容器の配付など取り組んでいきたいと思っております。

方法につきましては、市の環境保全審議会や地域の衛自連などの意見をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

4番目の省エネルギー、太陽光発電についてでございます。

17年度に策定された京都議定書に基づいて、全国に省エネ思想の普及・啓発に努めてきましたが、削減の進捗状況が思わしくない状況でもございます。

さきの東日本大震災の福島原発事故以来、原発に依存しない大気中の二酸化炭素排出量を減らすために、太陽光発電や水力・風力など新エネルギーの活用は大きな課題となっております。

日置市におきましても、夏の電力消費の多い時期におきます消費電力量を少なくするため、省エネ対策の一環として、市民の皆様へエコワットの貸し出しとか、緑のカーテンコンテスト、エコファミリーコンテストを募集して、市民の皆様方に省エネルギーの理解とご協力を行っている状況でもございます。また、平成25年度には、日置市で全国環境自治体会議も開催する予定でございますので、今後、環境の問題につきまして、市民の総参加をお願いしていきたいというふうに思っております。

太陽光につきましては、今現在、学校等の改築等におきまして設置をしている状況でご

ございます。特に、今後また、7番議員とかいろいろな関係の中で、今回、たくさんの皆様方がこのことについてお聞きしておりますので、その都度都度、ご回答を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
質問を。

○8番（花木千鶴さん）

それでは、女性管理職登用の件から1問ずつお尋ねをいたします。

なかなか本市の男女共同参画は進まないなと思うわけですが、市長の今の答弁を伺って、その何か姿勢が今、もういろいろはお答えになったんだけど、ポストはあるのか判断したいとおっしゃるんだけど、なかなかその辺の前向きな気持ちっていうものはないかえなくて、条件判断というのはいかようにもとれるわけですし、その辺が進まない原因かなと感じたところですけど。

で、私は以前、女性職員に意欲はあるけれども、組織が女性管理職について理解していないので女性は不安を持っている。だから、積極的に管理職試験を受けられなかったようだと言ったら、それに対して市長の答弁は、命令されればするが、自分からは手を挙げないでは覚悟がなさ過ぎる。それでは管理職には登用できない旨の発言がございました。

そもそも、男女共同参画法においては、このように才能ある女性が、積極的に参加できない実態があるので、組織を変えていくことを重要施策に上げているんですよ。まず、

この点でお尋ねをしますけれども、市役所の組織としての男女共同参画意識は十分に育成されていると、市長はお考えはどうか。

○市長（宮路高光君）

今、私どもの職員の職員数からいきますと、今、515名いらっしゃいます。その中におきまして、女性の職員数との133名、25.8%でございます。また、そのうち係長、課長以上、補佐以上が18名おりまして、9.2%というこういう組織図上は構成になっております。

今、ご指摘されましたとおり、そういう組織全体がそういう雰囲気ではないんじゃないかなということも言われました。このことにつきましても、やはり私どもいつも、私は、やはり適材適所という分をいつも考えております。男女共同参画を含めまして、そういう部分の中で今後におきましても、それぞれ優秀な方というのは登用していきたい、こういう考え方は十分持っております。

○8番（花木千鶴さん）

その適材適所が、そんなのはこの間、答弁いただいていますので、今、聞いたのは、組織としての男女共同参画の意識は十分に育成されているのか、役所の組織として、そこをお尋ねしたいんです。もう一度、回答下さい。

○市長（宮路高光君）

育成されているかというそういうご質問でございますけど、これは基本的にやはり素地として採用試験をするには当たっても、男女平等と一緒に採用もしておりますし、また入っても、それぞれ研修等におきましては同じことでやっております。

若干のいろんなことがあるかと、十分であるとは思わなくもございますけど、だけど、私どもはやはり、そういう男女共同のそれぞれの勉強をする機会というものを、十分同じようにやっているつもりでございます。

また、いろいろとそういう部分が、欠けて

おる部分がございましたら、またご指摘等をいただき、私どもも改善するときは改善していきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

市長、ここ重要な問題なんです。で、管理職試験を平等にやっていたら、男女共同参画の平等が意識ができて上がっているわけではないんです。で、研修をすれば、それで育つていうものでもないんです。で、そういったところで意識は育成されているかって私は聞くわけです。

そして、指摘してくださいって市長、おっしゃるんだけど、現に女性職員の方が組織に不安があると言っていることが、それをあらわしているんです。意識っていうものは、そういうふうなものなんです。

だから、私はお尋ねしているんですけども、実際に、今の市長の答弁では、なかなか進んでいないということになろうかと思いません、総合的に判断して。そこを踏まえていただかないと、ちっとも本市の男女共同参画は進まないだろうと私は思います。で、指摘があったら言ってくれっていうことですので、それ、申し上げておきたいと思えます。

で、そんな組織に不安があるというのは、市長のこれまでの答弁からいくと、女性一人一人の資質の問題だって、結局、言っているんです。本当は、組織そのものが、今、私が言ったように、なかなか進んでいないっていう状況なのに、市長は、やっぱり女性1人の資質にしたっていうふうに言っていることになると思えますね。

市長は、その矛盾がわからないと思えます、今のお話をいった中では。男女共同参画っていうのは、その矛盾の上に立って法整備してあるんです。その矛盾に気づいていらないって今、思いました。

で、男女共同参画が言われて久しいんですけども、この女性職員の登用についての考

え方も、首長によって随分違うわけです。

県内19市のうち、女性管理職を登用しているのが10市で、数は26名となっています。その26名が、本市の女性職員と比較して、組織をまとめる能力が高かったと言えるか。私は、答えは否だと思えます、ノーだと思えますね。トップの判断以外には、この登用はあり得ないと思えます。

で、男女共同参画を推進する上で、まずは、組織をまとめることに不慣れた女性であっても、経験をさせていく必要があると言われていたんですけども、先ほど研修の話がありました。登用して人材を育てることも重要だと言われていることについては、市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ登用して、それぞれの経験を積み上げてやる、これも1つの私は方法だと思っております。

逆に、登用した中において、いろんな環境の中で逆にまた降格をしたいと、そういうご意見もあります。その中で、さきも言いましたように、それぞれその方々がどういう自覚を持っていらっしゃるのか、やはりこのことが一番今までも話を申し上げたとおり、私は肝要であるというふうに思っております。

その中でおきまして、今、私どもが約25%程度でございます。その中におきまして、今、そういう風通しと申しますか、そういう女性の気持ちかわからない市長だとおっしゃっておるような気がいたします。

なるべく、やはり女性のそういう方が、職員等も十分話をしながら、今後、進めさせていただきたいというふうに思っています。

○8番（花木千鶴さん）

大事な男女共同参画政策に関することなどで、もう少し踏み込んで私、伺いたいと思うんです。

で、登用しても降格したいって、それは、

その場合によっていろいろあるかと思いません。で、それは組織が育っていない、その人ができていなかったという場合、で、そしてその人自身の精神的な問題であるとか、それ簡単にこの場では言えないことだと思います。そういった答弁では、もうこの話は続きません。

で、次いきます。

3月議会で市長は、きちっとした組織なので、役所のことを言っているんだと思いますが、むやみに女性を登用するだけでは自己満足ではないか。経験を積んだ人でないと、大変みじめにことになるとおっしゃったんですね。

で、私はこの意味、みじめになるってどういうことですか。説明ちょっとしてください。

○市長（宮路高光君）

みじめという言葉が不適切かはちょっとわかりませんが、やはりある程度、いろんな幅広い形の中で経験を踏んでいなければ、さきも申し上げましたとおり、管理職というなどは仕事ができるだけでなく、いろんな部下を掌握していかなきゃならない。そういう中におきまして、いろんな経験をした中において管理職、人を動かしていく、これが私は管理職だというふうに思っております。

そういうことでないで、まだ、ただ女性管理職がないから、私も日置市が単に男女共同参画が進んでいないと、断言は私はできないと、そういうことも説明申し上げたというふうに思っております。

今後におきましても、花木議員がおっしゃるように、私、自分自身が男女共同参画の意味をわかっていない市長だと、認識されておるようでございますので、ここあたりも十分、私自身反省しながら、今後、進めさせていただきたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

今、市長そんなおっしゃるんだけれども、

個人的な感情でも何でもない。今、市長が、数がいないから、管理職がないから進んでいないというふうにおっしゃるけれどもって言われたけども、数が大事だって言っているんですよ。わかりますか。男女共同参画の中で、女性を登用して数を整えることから始めましょっていうことだから、だから、やっぱり市長、わかってないんじゃないですかって私は言うわけです。数は大事とされているんです。

で、今、いろいろご答弁いただきましたけど、今、市長の答弁では、そういった問題は、男性を登用した場合でもあると思いますよ、それはね。だから、この回答にはならない。

私は、そこのところは、はっきり市長に思っていたらいいと思うんです。その男性でも起き得る問題を女性だったらというお答えは、やっぱり違うんじゃないかかって私は言うわけです。そこのところも、やっぱりもう一回、お考え直してください。

で、男女共同参画の基本理念では、政策の立案から決定の場に女性を参画させるということがうたわれ、基本法には、「地方自治体は、その政策または方針の立案決定の場に、共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない」と明記されています。

また、日置市男女共同参画基本計画の中でも、「政策方針決定過程への女性の参画支援が重要課題となっていて、女性の人材育成と登用、女性参画への体制整備が必要」とうたわれて書かれているわけです。

男性も女性も、個々にいろいろな能力を持っています。しかし、これまでは男性中心に政策決定がなされてきたわけですが、それではだめだという時代に入ってきました。

市長は、差別なく能力は図っているとおっしゃいますけれども、差別的扱いで経験の機会を与えられなかった女性に対して、平等に

図るといのが差別的だと感じていらっしやらないのが、おかしいんじゃないかと私は言っているんです。機会を与えられなかった女性に、まずは機会を与えることが求められている、それが法の基本理念なんです。

3月議会の一般質問で、地方自治体の女性管理職登用率では、鹿児島県は全国で最下位でした。その鹿児島県の19市の中で下から3番目だと私は言いました。

市長は、課長補佐級は幾らか配置していると、先ほども数字で述べられましたが、その係長級でも、全国の最下位ぐらいの県の鹿児島県の平均なんです。ですから、本市は、とても高い数字だとは、そのことを見ても言えません。それについて答弁してくださいませか。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり男女共同参画は数だと、これが一番だという基本的な考えを、議員は持っていらっしやるといふふうに思っています。

この中で、今、ご指摘のとおり、私どもには、組織の中で女性の登用の管理職を含め、また中間管理職、少ないというのも、これも私は事実であろうかといふふうに思っております。

今後の登用のあり方という部分におきまして、その経験をさせないから、そのことが一番のこういう不平等であるといふふうに、今は議員もおっしゃいましたけど、なるべくいろんな経験をさせてやろうといふのが、私は考えております。

若干、議員と見解が違う部分もあろうかと思っておりますけど、それは議員なりの考え方の中であらうと思っておりますし、私は私なりの考えの中で、また進めていくことも必要であろうかといふふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

だから、私の個人的な見解ではないんです。

私はそこをさっきから言っていると思うんですけど、これは私の個人的な見解じゃないんですよ、数が大事だどうだといふのは。私は、そんなこと何にも言っていない。

ただ、法はそうなっていますよと、理念はそうなっていますよと、県の男女共同参画の推進のところでは、女性の登用率がどれくらいかといふのが、データで出てくるんです。

私の見解だといふふうに、それはあんたの見解で、これは私の見解だつて、問題でないことを深く認識していただかないと進みませんよ。

現在、任用試験はありません。議員の立候補と違って、職員の登用は市長の専権事項になっています。「能力はあるが組織を束ねる能力がない」とこの間、おっしゃいましたけれど、それは取ってひつつけたような言いわけでしかないと思っております。

これまでの男性社会を打破しようといふときに、1人の女性に機会を与えることもなく、平等に能力を図るつていふのは、申しわけありませんが、本当にこの男女共同参画を理解していないと、もう言わざるを得ないと私は思います。

女性に積極性を求める前に、市長みずからが積極的な登用をすべきじゃありませんか。それが今、男女共同参画の社会では求められている。男性のその積極的な英断を求められているんです。女性に積極性を求める前に、市長の積極性が必要ではありませんか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃられますとおり、議員のほうは立候補ということでみずから立候補します。職員の登用については市長の専決処分の中でやっていきます。今、おっしゃいましたとおり、その市長がそういう考えがないから、こういう数であるといふご指摘のようでございます。

さきも申し上げましたとおり、今後、そう

いうことを含めて、やはり女性の登用というのは私はやっていきたいという考え方は、基本的には持っております。

○8番（花木千鶴さん）

それなら、勇気を持って先ずはっていうところをやっていただきたい。

それと、ちょっと申し上げておきますが、議員の立候補は1人だけで立候補してきている人はだれもいないと思います。まあ、いらっしゃるかもしれない。でも、多くは応援してくれる人、支援してくれる人、そんなことがあってみんな議員になってきていますよ、1人で議員になる人いないんですから。

この職場の登用は、市長の専権事項だと私は言っているんです。ここが大きく違うんじゃないありませんか。議員を1人でやったからどうのってという話は、もうこの間から前回からおっしゃいますけど、履き違えないでいただきたいんですね。そして、私は個人的な感情ではありません。

最初っからできる人はありません。その任務を与えられて、それらしく育っていくとよく言われます。初めての女性管理職登用も同じじゃないでしょうか。今日、いろんな場面で女性管理職が活躍しています。その多くは、最初からそうだったわけではなく、抜擢した上司の英断があつてのことだろうと思います。

本市の男女共同参画推進のために、第1歩として英断されたいと申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

管理職の件です。今の待遇は臨時職員ですね、先ほどいろいろ説明はありました。日置市臨時職員取扱規程によれば、臨時職員の任用は、災害、その他重大な事故のため、その職員の職を欠員にできない緊急の場合、次に、季節的または突発的に繁忙な事務処理を必要とし、常勤職のみでは期限内に処理し得ないと認められる場合、臨時的任用を行う日から、1年以内に廃止されることが予想される臨時

の職に関する場合、そのほか職務の内容からして、臨時職員を充てることが適当と認められる場合となっています。

さて、子ども支援センターの心理職や、先ほどは学校カウンセラーの話がありましたけれども、子ども支援センターの心理職や消費生活相談員といった専門資格を持って、いろんな部署が抱える問題を連携して取り組んだり、時には、市の枠内だけでなく、県内外の機関との連携も求められる立場の人が、何の職務の規定もない臨時職員でいいと思いますか。

私はこれまで、心理職をこのままでおいておいてはいけないと言ってきましたが、ちっとも進みません。心理職は、その必要性から今年度4名配置となりましたが、みんな臨時職員です。

で今回、子ども支援センターの人をそうしたらどうかと言っているところです。しかし、消費生活相談員についても、法律的な知識はもちろん、特に近年では、多重債務や振り込め詐欺などといった問題で、専門的な機関との連携が求められ、年度によっては数千万円の事例を解決してもらっている人で、市長は、臨時職でも連携はできるんだとおっしゃいますけれども、社会的常識でいって、このような待遇でいいと考えられますか。

○市長（宮路高光君）

臨時職の登用の中におきまして、仕事が多忙なときと専門職を要する、そういうときは臨時職という部分で、私どものほうも雇用をやっております。

これで十分かと考えているかというご質問でございますけど、やはりそれぞれの目的の中におきまして、基本的には臨時職員かもしれませんが、基本的に14日以上にすれば、ある程度、社会保険、いろんなものをつけて、それぞれの専門的な活動というものをやっていただける。ただ、全体的がその臨時職員で

は私はないと思っております。

今後におきましても、必要とする専門職につきましては、やはり基本的に社会保険とかそういうものもきちっとつけて、雇用をやっていくべきであろうというふうに考えております。

○8番（花木千鶴さん）

臨時職の待遇の話は、今回、するつもりはありません。ただ、条例委員、非常勤にすればどこが違うのかという話です。で、その方々の報酬の話、待遇の話、社会保障の面のそれはありましたけれども、そういうものがふえるわけではありません。市の負担もふえるわけではありません。

ただ、その専門職の設置について、規則や要綱を定めるので職務を明らかにできる、ここが私、重要だと考えています。

先ほどの臨時職員というのは、私、ちょっと言いました。で、それとこの専門職の人たちが馴染むか、そういう問題だ。職務を明らかにしておくことが、してあげることが大事だと私は考えるわけです。せっかく配置されたこれらの方々が、もっといろんな業務に積極的に動けるようにするためだけなんです。

他の町がどうしているかわかりません。国の制度がどうかはわかりません、いろいろあるんでしょう。で、たとえ本市がそれ、取り組むことが初めてだとしても、躊躇なく進めてほしいものだと私は考えているわけです。

人は少しでも待遇、処遇のいいところで働きたいものじゃないでしょうか。賃金ももちろんですけども、専門職の方々は、特にその専門性が十分に発揮できるところで働きたいんじゃないかと。せっかく取った資格ですから、大いにその資格をもって働きたいと思っているだろうと私は思います。

それができるようにするのが、市長の仕事ではないだろうかと考えて質問をしました。これ以上は申しません。市長の英断を期待す

るところですが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたこの専門職、目的といたしますか、それぞれ誇りを持ってそれぞれの力を発揮できる。

今、おっしゃいましたとおり、条例はそういう目的がございますけど、今、私どももそういう雇用をしている体系で専門の方々にお願いをしているのは、やはり仕事内容といたしますか、そういうものをきちっと明記した中におきまして、今でも、その方々が誇りを持って、その専門性を生かせるよう、それぞれのさっき言いましたように、臨時職員という形があるかもしれませんが、内容によってはそれぞれ専門職を生かせる、そういう規定の中におきまして、雇用をお願いしているというのが実態であります。

○8番（花木千鶴さん）

私も、いろんな声を聞きました。本市では都合が悪いだらうから、よそのほうにあえてお尋ねをしたところなんです。いろんな意見があります。でも、市長、考えていらっしゃるより、その立場にいる人が思うことをなかなか言えてないだらうと思います。ぜひ前向きに考えてください。

次に、マップの問題に移ります。マップがどれほど重要なもので、どれぐらい丁寧につくろうとしているのか、そのことを市民に周知すること、私は大事だらうと思っているんですけども、今の段階で、市民に周知する必要性について、そのことで関心、意識を高めていくことが重要だとすることに対して、市長はどのように考えますか。

○市長（宮路高光君）

その周知のあり方といたしますか、先般申し上げましたとおり、防災計画は、今後、修正しますという部分は、防災ニュースの中でも皆様方にはお知らせをしております。また今、それぞれの防災計画の策定の委員会の中にお

きしましても、それぞれ専門的な見識の方々からの意見もいただいております。

今、市民という部分もございますけど、基本的にはさきも申し上げましたとおり、特に市民、自治会の代表者、そういう方々には、きちっと私どももそういうフィードバックっていいですか、そういうものをもってマップをつくっていききたいというふうに考えております。

○8番（花木千鶴さん）

私、そういうこと聞いてないんです。今の時点で、周知をすることについてどう考えるかって私は聞いたんですね。

で、そこから少し答弁はずれていました。でも、それはいいです。で、あんまりそこら辺に関心がないというような、そんな回答だったと私はもう受けとめます。

ただ、市民のためにつくるマップですが、できたものへ、みんなに配るんでしょう。で、それはできたものへ一層の関心を持ってもらう。

ただ、紙が来て何だろうかっていうんじゃないで、一層関心を持ってもらうための工夫が必要じゃないかって私は思うんです、どうですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、市民の皆様方に、今のこの段階でどう参加、いろいろなご意見、そういうものをいただく、こういうことが大事であると思っておりますけど、今の段階で、私はその市民の代表ということで、自治会長さん等にも十分お話を聞きながら、市民の代表として、地域の代表として話を聞かせていただきながら、このマップを作成していききたいというふうに思っております。

これは完璧であるとは思いませんので、また、いつでも修正できるところは修正していく、そういう考え方をしております。

○8番（花木千鶴さん）

住民代表ってそうですかね、自治会代表ではあると思うんですが、自治会は自治組織の、まあそこはいいでしょう。

ただ、じゃあ聞きます。住民の中には障害を持った人も多くあります。そんな方々がどのようなことを心配しているのか、どのような配慮が必要なのか、そんなことも配慮して作成していますか。

○市長（宮路高光君）

この防災計画の委員の中には、そういう方も入っていらっしゃるというふうに思っておりますので、ご意見を十分、そういう組織の代表ということで入っていらっしゃいますので、そういう意見をいただいて作成をしていきたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

ハザードマップの認識が違うような気がいたします。それぞれの地域の問題をできるだけ網羅していくんじゃないんですか。その実態調査ということと代表者の声を聞けば済むというのは、ちょっと違うんじゃないんでしょうか。

で、障害を持っている人への情報提供については、午後から質問が予定されているようですので、これぐらいにしたいと思いますが、市民の声を聞くというのは、そのような個々のいろんな状況も含んでいることを踏まえる必要があるんじゃないでしょうか。

現場の調査も重要でして、今後、けさの南日本新聞の中にもありましたけれども、ハザードマップ、子供新聞のことがありました。事前調査が大変大事だっというふうになっています。

で、私のところでは、地盤の問題で、盛り土なのかそれとも切り土なのかという関心も高いですし、また、伊集院地域では、伊集院中学校の下にあるとされる壕なども震災では問題になるのではありませんか。そして、地域ごとにさまざまな問題があると思っておりますが、

そのような情報は、じゃあ、どれくらい盛り込まれるんですか。

○市長（宮路高光君）

いろいろこの情報のとり方であろうと、幅広い形の中で、その障害者の皆様方のご意見とか、地域におきます今までのその今、中学校の下の防空壕の問題とか、いろんな危険箇所というものを今までもデータの的なものもあります。

こういうものを網羅したものをつくっていかなければならないというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

そのための現場の調査っていうのが大事になってくるんじゃないかと思いますが、ちょっとその辺のところではどうなんでしょうかね。で、マップに盛り込めない場合、盛り込めないものがあるとしたら、支所、本所でとか、インターネットで閲覧できるように幅広く提供すべきだと思いますが、その点についてはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

さきにも言いましたように、これがさきの防災マップが完全といいますか、今、おっしゃいますとおり、じゃあ、いろいろ網羅した形をちょっと市全体的には難しいというふうには思っております。

その中で、今、ございましたおり、私どもの各市町を通じまして、インターネットを含めた中で掲載といいますか見れる、こういうことはやっていきたいというふうに思っております。

特に、今回の防災マップを含めた中におきまして、やはり津波、地震、またはそういうものが大きなものになってくるというふうに思っております。

まず、今、ご指摘のとおり、防災につきましては、また、消防団とかいろんな個々、また福祉の関係の施設を含めて、個々にまたそ

れなりの対応ということもやらなきゃならないし、特に今、私どもは自治会におきます自主防災組織のこの充実というのも、一番大きな課題として掲げておりますので、今、ご指摘のとおり、この防災マップを作成するわけですけど、全部が網羅した形ではないというふうにはないというふうにも理解してほしいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

ええ、そうです。いろんなことをこれから取り組んでいかなければならないので、例えば増額補正をして、もっと時間をかけて調査はきちっとして、そしてその中の幾つかのデータでマップをつくり、それ以外のものは閲覧できるようにしておくとか。

そして、今言われたように地域の自治会、そういう問題は、それをもとにして自らの地域のマップを自分たちでつくと、そこまでするのが適切なマップのつくり方とされていますが、で、増額補正して時間かけるつもりはありませんか。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいました時間をかけて、そののをすることも大事であろうかと思っておりますけど、本年度中に、その情報のあるだけを集めた中で、やはり早い形で市民の皆様方にもそれをお示しするのも大事であると。

また、いろいろ課題はこの防災という、今からも継続的にいろんな形に変えていかなきゃならないと思っておりますので、先も申し上げましたとおり、今回、配付するのが完璧なものではないと。だから、その細々したいろんな部分については、まだその都度都度、やはりいろいろと地域の皆様方とお話をしながら、つくっていく必要があるというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

やっぱり誠意を持って、市民の命にかかわる問題ですから取り組んでいただきたい。徹

底した実態調査をすることを旨として、情報提供も十分にするんだという覚悟を持って取り組んでいただきたい。これぐらいで、もうしておきたいと思います、時間がありません。

で、次の質問に移りたいと思いますけれども、前後になります、4番から先に質問させていただいてよろしいですか。議長。

○議長（松尾公裕君）

はい、許可します。

○8番（花木千鶴さん）

では、お尋ねをします。先ほど、後段に質問が控えているからといって大した答弁がいただけなかったんですけど、私は、市はマスコミ支援事業調査費等を国に補助申請しておられるじゃないでしょうか。私、省エネビジョンの、その省エネビジョンを策定するに当たって調査するんだと思う。その策定の予定さえわかれば、私、後段に回していいんです。その辺、ちょっと説明してもらえますか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたことですが、これは、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会というところが、予算的には全国で2億5,000万円程度、1つの事業費として1,000万円程度ということで、約二十五、六カ所選定するということですが、私どものほうも、こういう情報を察知いたしまして、今、この協議会のほうに申請を上げております。

決定が9月中旬ということですが、それだけの多くの方が来ておりまして、まだ決定まで至っておりません。この決定をした中におきまして、議会の皆様方にも予算の関係もございますので、また、ご相談しなきゃならないというふうに考えておるところでございます。特に、このスマートコミュニティ構想普及支援事業という事業でございます。特に内容的なのは、再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査、再生可能エ

ネルギーの設置に向けた取り組みの計画、こういうものを私ども日置市にあります、太陽光、風力、水力含めた中で調査をすると。

特に、民間のお力もいただきながらするという、事業費的には国庫の100%補助でございます。特に今、薩摩川内市で行っている部分については、内容的には一緒だというふうには思っておりますけど、あそこの場合は一般財源でやっております。

今回、この100%の補助をいただいたら、いろんな可能性を含めながら、今後、調査をしていきたい。これも基本的には、この23年度、来年の3月まで調査を終えなきゃならない。大変緊迫した期間の中でございすけど、設置がもし認められないときには、来年度予算でも市としては単独でも、この形の調査というのはやりたい、左様に考えております。

○8番（花木千鶴さん）

あつ、わかりました。前向きな取り組み、新エネルギーに向けて取り組んでいくということですので、私はその姿勢を伺って、単独でももうやるんだという覚悟も伺ったので、内容はもう、後からの質問に譲りたいと思います。

では、次の質問、ごみ問題です。最後ですが、ごみ問題は、先ほどの答弁では前向きだったと思うんですけども、水切りバケツについては、私はモニターをしたらどうかと思っているんですけども、エージェント等々の話を聞くのはいいですよ、いろんな意味で。

でも、モニターは、もう行政当局でも協力してもらえる人にはしてもらったりとか、既に持っている人もいるわけですし、そのように取り組んでみたらいかがですか、どちらがお答えですか。

○市民生活課長（有村芳文君）

水切りバケツの今後の活用というか、その

計画、それにつきまして申し上げます。

まず、個人もですけれども自治会単位、またはステーション単位で、この水切りバケツ、またはEM菌を使った堆肥、ごみの堆肥処理ですね、そういったものの容器を配付いたしまして、その配付を受け、希望者がございましたら、その方に配付いたしまして、そしてその活用していただいた結果を、モニターとなって市のほうに報告をいただくと。

それで、個人ごとにやられるのも非常によろしいんですけれども、できましたら、ごみステーション単位に貸し出しをしていきたいなど、個人的には思っています。

それで、ステーション単位といいますと、人数が10人ぐらいいらっしゃるかなど。その中で半数を超えるぐらいの希望者の中で貸し出しをして、その結果をもとにして、今後、どのようにしていったらいいかというのに有効活用にする、どのようにしていったらいいかというのを考えていきたいと。

それで、10人のうち6名が参加されて、その結果をもって残りの4名の方も、だったらやっていきたいなというふうになっていくのが、非常によいことでもありますね。そういうねらいもございます。

また、そのステーション単位で、お互いに自治会の加入、未加入を問わず、まとまりやすく、また今後、お互いが見守りができると。

それから、今後、そのステーション単位で、もっともっと広がって、お互いの仲間というか、そういうものが確立できたらなというふうに思っております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

いろいろ今、述べられましたけれども、それは大体の案であって、具体的にはどんな形にするっていうのも、もう少し詰めが必要なんでしょう。だけれども、わかったことは、モニターを導入して、前向きに検討していきたい

いと、今、回答だったと思います。

で、生ごみの水切りができれば運搬費が軽減できる、償却費が軽減できる、焼却炉の耐用年数を延ばすことができます。一石二鳥どころか三鳥っていうことでしょうか。生ごみは、それだけでも焼却するのに相当エネルギーがかかりますが、水分が切れていなければ、それを飛ばすためのエネルギーもかかるわけです。

で、そのためにやるんだと思いますけれども、現在、先ほどありましたけれども、去年の分は、水切りバケツが市内にどれくらいあるのか、使っているのかというのがわかっていますか。

○市民生活課長（有村芳文君）

先ほど市長のほうでも若干答弁がございました。

それで、これまで合併後、347台という台数が補助として出されております。その中で電気式もございまして、それと電気式でない部分もございます。

それで、当初は、電気式が多かったんですけども、近年になるにつれて、生ごみの普通のEM菌を使ったバケツですね、そっちのほうが増えつつあるという状況でございます。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

先ほどの話は、新たなモニターの取り組みの紹介があったかと思いますが、これまで使っている人、電気であろうが、三角コンポストであろうが、水切りタイプであろうが、この際、どれくらい普及していて、で、その皆さんは何年も使っている人ですから、その声も聞いてみてはいかがかなと私も思います。

で、本市の最も効率的な方法を確認するためのものです。環境自治体会議に向けて結論が出れば、そこで紹介もできますが、できていない場合でも、会議に多くのモニターも参

加してもらって、本市の課題を出していく中で、全国の先進地からアドバイスをもらうことができれば、本市の問題も大変前進する取り組みになるんじゃないかと私は思います。

で、そういうこともありまして、私も、水切りバケツを使ってみているところです。水切りだけでも効果がありますので、半額助成も含めて啓発を進めていただきたい。

それと、私はこれに安易にという、この間、環境自治体会議で聞いてきたものなんですけれども、振り分けて言います。

で、水切りだけでも効果がある。でも、ぼかしやその他の微生物を使ったものも含めて、堆肥化の取り組みも推進すれば、さらに生ごみ現状にはつながるといわけですよね。

ぜひ、積極的に推進すべきことだと思いますが、それまでには、これまで、この問題に熱心に取り組まれてこられた生活学校の皆さんの知恵を十分に発揮してもらおうと市長はおっしゃいました。

ぜひ、市民みんなで取り組むんだというムードが大事だろうと、そういった意識を醸成することが何より前進する取り組みだと思っています。

で、モニターに参加してもらおう人、これまで使った人は関心がある人です。

○議長（松尾公裕君）

途中ですが、残り1分です。

○8番（花木千鶴さん）

はい、関心の高い人ですので、いろんな積極的な意見が聞けますので、こういうことをチャンスにすべきだと思うんですね。

で、私は成果は大変高いものが得られるようにと期待しているものですが、最後に、環境全般に向けて、そして自治体会議を控えています。このことを通して、市長が環境施策にどのように推進していかれるお考えなのかをお伺いをして、質問を終わりといたします。

○市長（宮路高光君）

今、るるご指摘ございましたとおり、環境というのは、大変幅広い部分でございまして、今、ごみの問題につきましても、この環境の中におきましては、大変大事なことであります。

特に今、課長も答弁いたしましたとおり、電気と水切りのその他ということで、モニターが、今までこの五、六年間で131人ぐらいいらっしゃいます。

おっしゃいますとおり、ばらばらになっておりますので、そういう方々のご意見、特に先般も野上生活学校の委員長からもご指摘いたしましたして、もう少し、こういうものに積極的にやれという部分もございました。

環境自治体の中におきましては、生ごみもでございますけど、環境教育を含め、また自然エネルギー、いろんな分野にわたりまして、なるべく市民の皆様方のこういうことに対します啓発といいますか、意識づけ、こういうものに荷役を担っていただきたいし、また今回は、やはり市民参加といいますか、いろんな方々が参加していただいて、手づくりの環境自治体の会議をつくっていきたくて考えております。

○議長（松尾公裕君）

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

午前中も残りわずかとなりました。社民党の自治体議員として、市民の命、暮らし、雇用と平和を守る視点で質問をいたします。

東日本大震災から半年が経過いたしました。職員の災害派遣支援、議員の中には、この惨状を調査されたケースもございます。マスコミや報道等以外でしかわからない多くの課題や状況もあり、この災害を風化させずに、一刻も早い原発の収束と災害地域の再検討、国民全体で国難を支える意識が必要と感じます。

野田政権へ移行し、早くも経済産業大臣の

不見識な発言も飛び出し、幸先の悪いスタートとなりましたが、野田首相の低姿勢で、国民に向けた協力を求めながら、生活再建、デフレ経済、円高等の景気低迷を脱出できる経済対策を期待したいと思います。

通告に従い、3点について質問をいたします。

1点目であります。滞納対策の取り組みと納税しやすい環境について3項目について質問をいたします。

1つ目です。昨年4月に滞納対策の充実として特別滞納整理課ができました。この質問は、昨年9月議会でも質問いたしました。その後の状況を含めて、これまでの取り組み状況と課題をどのようなものがあったのかお答え願います。

2つ目です。22年度末で不納欠損した市税、介護保険料、保育料、その他、どの程度あると考えてよいのか。

3つ目です。昨年の答弁で、来年4月よりコンビニ納付を予定するとの答弁がございました。コンビニ納付に向けて関係機関と取り組んでいるとのことではありますが、実施に当たっての課題は何でしょうか。

2点目でございます。再生可能エネルギーについて、本市の考えについて質問をいたします。

8月26日に、全会一致で成立いたしましたエネルギーの買い取り法案と言われる再生エネルギー法について市長の考え方を伺います。

2つ目です。さきの6月議会において、市長も再生可能エネルギー、自然エネルギーの地産地消への取り組みという質問に対して、日置市としては現段階では取り組む予定ではないが、今後、検討すべき課題との答弁でございました。

薩摩川内市では、9月議会に、自然エネルギービジョンを調査研究する委託費を、単独

予算で1,000万円計上いたしました。本市でも、自然エネルギーの活用策を模索し、遊休地の活用や雇用拡大の視点で取り組みであると考えますが、市長の考え方を伺います。

3問目の質問でございます。過疎・高齢化により、空き家・廃屋が増加している中での本市の考えについて3点質問いたします。

1つ目は、平成17年に空き家・廃屋調査を実施いたしました。その後の課題、市民からの危険な廃屋等の苦情は行政に寄せられていないのか。

2つ目でございます。高齢化と核家族化により全国の空き家率が13%、756万戸と言われております。主な原因を本市としてはどのように分析されているのでしょうか。

3つ目でございます。日置市として空き家、危険な廃屋等について、今後、どのように考えていくのか。

以上、3点について質問をし、1回目を終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩をします。次の会議を1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の滞納対策の取り組みと納税しやすい環境について、その1でございますけど、これまでの取り組みといたしまして、特別滞納整理課設置の目的でございます、「債権担当課の横断的な連携」、「公平・公正な徴収」、そして「債権管理に携わる職員の資質向上」を目的に業務を遂行してまいりました。

特に、厳正・的確な滞納整理を進めるため、県内で初めて債権管理条例を制定しましたほ

か、債権管理事務の全過程を適切に処理し、管理していくための指針の策定、そして職員の資質向上のための実務研修を実施いたしました。

また、市営住宅使用料の滞納に対応するため、訴え提起前の和解19件、民事調停1件など、裁判所の制度を活用するなど、新たな取り組みも実施いたしました。

このように、徹底した滞納整理を進める中での課題といたしまして、いかにして滞納者の状況を見きわめ、計画的な納付に導くかということでございます。

市といたしましての一番の目的は、収納率の向上でございます。しかし、滞納者の相談の中にも、東日本大地震の影響等により、厳しい雇用情勢に置かれている市民の方もいらっしゃいます。

そのため、可能な限り滞納者と直接面談する機会をつくり、交渉の中で滞納者の置かれている生活状況を見きわめ、そのケースに応じた支払いしやすい納付計画をつくるのが大切であります。

また、このことが、その後の自主納付についても、意義を高めることを考えております。

2番目の不納欠損でございますけど、平成22年度の決算において、時効等の理由で不納欠損処理を行った金額は、市税、国民健康保険税、児童福祉費負担金（保育料）でございます。介護保険料、公共下水道使用料を合わせて3,715万803円でございます。

不納欠損した理由については、生活保護費の長期受給、債務者である法人の清算、破産法による免責、徴収困難による時効消滅が主な理由でございます。

3番目のコンビニ納付の取り組み状況につきましては、コンビニ収納代行業者を選定し、平成24年4月の業務開始に向けて準備を進めております。

取り扱う科目は、市県民税、固定資産税、

軽自動車税、国民健康保険税、上下水道使用料、介護保険料、幼稚園保育料、住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、公営住宅駐車場使用料、保育料を予定しております。

今後、実施に当たっては、市民の皆様へ広報紙やホームページなど広報媒体を利用し、コンビニ収納の利便性を広く周知、啓発してまいりたいと考えております。

2番目の再生エネルギーについての本市の考え方のその1でございます。

先の東日本大震災における福島原発事故による放射能の放出など、これまでのエネルギー政策の転換、いわゆる太陽光、風力、水力など自然エネルギーの再生利用が、国としても各自治体としても、今後、前向きに取り組むべき施策と考えております。

したがって、今回、整備した再生可能エネルギー法につきましては、日置市においても、民間企業等と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目でございます。先ほど8番議員にもお答えしたとおりでございます。7月に一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が募集するスマートコミュニティ構想普及支援事業を申請しております。事業の採択の決定は、9月中旬を予定しております。

日置市に決定されれば、今年度中に、スマートコミュニティ構築に向けて、再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査、再生可能エネルギーの設置に向けた取り組みを計画してまいりたいと考えております。

また、再生可能エネルギー供給調査結果をもとに、市有地などの遊休地に太陽光発電パネルを設置可能となれば、新規企業等の誘致も図られ、若干の雇用拡大も図れると考えております。

3番目の過疎・高齢化による空き家・廃屋が増加している中での日置市の考え方、その1でございます。

平成18年度空き家調査結果では、約1,750件の空き家があります。そのうち破損や使用できない住宅等が約700件存在することを確認しております。

廃屋等の補助については、平成22年度に所有者が亡くなり、管理上問題がある建物について、相続人の一人一人に適切な管理をお願いしましたが、相続に関する問題もあり撤去できない事例がありました。

また、過去にも通学路に影響があり、所有者に状況を説明し、撤去していただいた例もございます。

2番目でございます。空き家・廃屋の要因といたしましては、過疎化や高齢化に独居高齢者等の増により増加していると考えております。

3番目でございます。過疎化と高齢化による独居高齢者等の増により、空き家・廃屋は増加していると考えております。

空き家・廃屋の管理につきましては個人財産であり、行政が入りにくい部分であります。県内においても、撤去にかかる経費の一部を助成する自治体もございます。

防災、防犯、環境衛生上、問題があるときについては、自治会と連携を図りながら、所有者へ戸別に連絡して対処をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

3点について市長よりご答弁をいただきました。特別滞納整理課のこれまでの課題としまして、鹿児島県内で初めて債権管理条例というものを制定されたということでございます。

また、9月議会においては、公営住宅、和解19件、民事1件ということで議案も提案されました。そして、不納欠損については、22年度で3,715万円というご答弁をいただきました。

そういった中で、再度、質問をさせていただきます。税の徴収は、徴収される市民も、また、徴収する市民も大変つらい仕事でもございます。経済的に厳しい時代であり、どうしても支払いケースが厳しいケースも予測されますが、まず、滞納の状況をしっかり把握すること。滞納者と必ず面談をして、しっかり話し合うことが大変重要ではないかと、私は感じているところでございます。

そういった中で、滞納者の中には、多重債務を抱えているといったケースもあります。中には軽減措置はできないのか、そして生活保護や生活困窮等の福祉との連携は必要なのか、そういう課題につなげることも、市民の自立や課題解決をする行政の役割だと私は感じているところでございます。

まず、債権をしっかりと管理し、十分な説明をしながら取り組むことは、しっかりした上でのやむを得ない事情をどう解決するかが重要でございます。支払い能力がありながら、納税相談等十分な対応が足りない、そういった滞納者も近年増加しているともお聞きしております。

一番の課題としては、相手の話を聞きながら、滞納者との人間関係をどういった形でつくり、そして、根気のある滞納対策、取り組みを期待して質問をしたいと思っております。

格差社会の中で、雇用の不安定さが非常に近年、目立っております。貧困の固定化と経済的に厳しい状況が続く、滞納している市民の中には十分は蓄えもなく、借金を返済に追われるケースもございます。未収が続く中で継続的な滞納、固定化が危惧され、綱渡りの生活をしているといった市民も多いです。現状について、市長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

現状といいますか、こういう雇用情勢の厳しい状況がありまして、私どものほうも、今

までのやり方と若干違うのですね、やはりそういう状況というものを十分把握させていただき、緊急解雇されたり、そういうものについては猶予する部分もたくさんあります。

今、ご指摘ございましたとおり、そういう滞納者の方々には直接面談して、やはりケース・バイ・ケースといいますか、人それぞれ違いますので、また、今後のそれぞれ収納といいますか働いて、また、それぞれの滞納額を返納していただける、そういうやはり一番大事なのは直接お話をしていく、このことが、やはり滞納に対します収納率向上じゃないかなというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

私たち議員も、市民の方がどうしても経済的厳しい状況で、納税が非常に厳しいというそういった相談を私だけではなくて多くの議員が、そういった問い合わせ等があると思えます。

私は、とにかく税金がどうしても払えない場合は、必ず納税相談をしながら、払える範囲内でいいから少額でもいいから、払う姿勢を見せることが大事だということを行っています。

税金というのは、残せば減額されるものでもありません。そういった意味でも、やはり滞納者と十分な話し合いと協議が大事だということも伝えてまいりたいと思います。

税の負担について、私も市民の皆さんからいろんなご意見をいただきました。特に子供を持つ若い世代の方から、厳しい財政を考えれば一定の税負担はやむを得ないと。今、深刻化する高齢化で、どこまで税負担が上がるのか見通しがつかないというそういったご意見をよく使います。

私自身も納税者でございます。厳しい財政の状況で、負担についてはやむを得ないという反面、どこまで負担が上がっていくのか。

そして今、税金を払っている市民の皆さん

も、今は何とか支払っていけるけれども、これ以上負担があれば、病気や介護が必要なときに、本当の意味で、税金自体の負担についても非常に厳しいというそういった意見もあります。そういった市民の声について市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

基本的にもっともな意見だというふうに思っております。この税負担の中におきまして、目的税といいますか、健康保険、介護保険を含めた、そういうもろもろに対します全体的な社会保障の問題で、また固定資産とか市民税、一般的に使えるそのサービスをする税金、これは若干目的が違いますので分けて考えなきゃなりませんけど、納税するほうからすれば、1つの問題としてとらえられているというふうに思っております。

そういうことでございますので、やはり私ども市もございませうけど、国策としてこの税の問題についていろいろと協議しておりますので、私どももやはり基礎自治体として十分この税を含めた社会保障の問題、これを注視していきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

国保税も7月から課税がふえました。新たな滞納者が増加するというそういった心配も、私も心配しておりますけれども、単に、滞納対策を強化するだけではなく、滞納対策を強化するだけでは解決できない課題があると思えます。

これまで、特別滞納整理課にどの程度の案件がまず提出され、どの程度の回収ができたかと理解してよいのでしょうか。

本市の取扱指針の50ページ、引き継ぎ条件という項目がございます。担当課がどのような形で特別滞納整理課に引き継がれたと理解してよいのか、詳しい事例等を挙げてご説明を願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

滞納整理課が引き継いだ案件のそれぞれの分別でございますけど、市営住宅使用料は34件、介護保険が74件、後期高齢者医療保険が7件、保育料が2件、土地貸付料が1件、そして市税、国保税が200件と、そのような状況に滞納整理課が引き継いでおります。

滞納整理課に引き継ぐ前に、それぞれ所管するところも十分啓発をしながら進めていかなければ、ただ滞納になったから滞納整理課に渡す、そういう事務的な整理だけでは済まないというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

私も、集金等をするそういった仕事もしております、確かに滞納がたまれば回収に行くほうも、また回収されるほうも非常に負担が大きいです。

私も、よく言われるんですけども、たまる前に、とにかくこつこつと足を運ぶということが非常に大事だということを、私もいろんな方からご指摘をいただいているところでございます。

ことし4月に、日置市債権管理指針が示されました。その中で、各課の取り組みに大きな差が見られ、滞納台帳の整理、時効の管理など、債権に応じた管理が徹底されていないとの実態が掲載されておりました。

昨年1年間の課題を明記してあったのではないかと、私は理解しておりますけれども、その後の問題解決に向けての具体的にどのように取り組まれたのか。そして、この1年間を振り返ったときに、この指針に書いてあったことについて、どの程度、達成できたと思われるか、その点について市長のご見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

4月に債権管理指針というのをお示しをしまして、滞納整理課においても、債権全般及び債権ごとに実務研修も実施し、効果的な徴

収・回収の仕組みづくりができる職員の養成もしてまいりました。

特に、この意見、職員の意見交換、こういう場をきちっとしながら、今後ともやはり、職員研修を図る必要があるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

行政の滞納徴収というのは民間企業と異なるのは、民間企業であれば、滞納があれば目的の滞納金を回収すれば、その方との人間関係は終わりです。

しかし、行政の役割というのは、単に徴収するだけではなく、その滞納者の生活環境や家庭環境を把握しながら、問題点があれば各課との連携をしながら、少しでも改善できればと思っております。

私も、よく滞納について相談がございます。そういった場合は、まず、借金はないのか、そしてサラ金はないのか、そういった意味で、まず、相手方の話を聞きながら、いろんな問題を把握することが大事だと思っております。

日置市においても、特別滞納課と各課の連携、そして滞納徴収に行ったときに、いろんな課題や問題等を把握する、そういったケースもあると思うんであります。各課との連携はこの1年間どうであったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

各課の先も言いましたように、滞納整理課に引き継ぎましたそれぞれの案件ごとに、それぞれ課長を含め、職員同士の意見交換というのも随時やっております。

特に今、ご指摘のとおり、私ども行政におきましては、ただ滞納でお金を徴収した、それだけでは済まされない。今後のそれぞれの市民の皆様方が生活していく上に、いろいろと示唆をしていかなきゃならない、そういう大きな役目もあるというふうに思っております。

そういうことでございますので、今後におきましても、各課の連携というのを十分大事にしながら、進めていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

どうしても、こういった時代でございます。会社をリストラされたりとか、なかなか仕事が見つからなくて、どうしても厳しい生活状況に追い込まれている、そういった滞納者も多いのも事実でございます。

内容によっては、生活保護の申請ができるのではないかと。また、短期的に短期貸付金などを活用すれば、何とか乗り切れるのではないかと。そういった問題もございまして。

そういった意味でも、徴収する目的と同時に、市民の生活実態と現状などをしっかり行政として把握をしていただきたいなと思っております。

滞納者について再度、質問をいたします。

滞納徴収が訪問される方も訪問する方も非常に大変でございます。職員の中においては、家庭にうかがって滞納金を徴収することは、する方も多いと思っておりますけれども、そういったことが苦手な職員もいるのも事実でございます。そういった中でも、やはり多くの納税者が社会を支えるために納税しております。

本市では、夜間徴収が年2回実施されておりますが、訪問に対して心配されるのが、訪問に当たっての滞納者への言葉遣い。そして対応、態度だと感じます。

滞納者においても、自分が悪い、恥ずかしいと思いがちでございます。卑屈するケース、逆に高圧的な態度になる、そういった納税者もいらっしゃいます。

全国的に見ますと、一部の自治体では人権侵害の苦情等も寄せられる、そういったケースもございまして。そういった意味でも、本市の訪問徴収に当たっての基本的な考えを伺います。

また、滞納職員によって滞納者の生存権を否定する生活に追い込むことはできません。まして、営業権を犯すこともできません。

憲法29条にうたわれております。滞納者と人権、プライバシー保護について日置市としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、その基本的にはプライバシーの保護という面の中におきまして、また、その言葉遣いを含め接遇の問題、こういうものにつきまして、年2回、管理職とそれぞれの担当職員ということで、訪問をさせていただいております。

そのときに、いつもお話しておりますけど、やはりそういう言葉遣いというのは、十分気をつけて話をしていかなきゃならん。また、こういう守秘義務の問題もございまして。いろいろとこういうことは他人にお話はしてはならない。こういうものも含めて、やはりこういう接遇の問題を含めて、このことについては滞納—徴収だけじゃなく、いろんなあらゆる中でも私は共通することだと思っておりますので、今後におきましても、職員のこの接遇問題というのを今後とも研修をしていかなきゃならないと思っております。

○7番（坂口洋之君）

そういった意味でも、徴収に管理職の方たちを結構、慣れていらっしゃる職員の方もいらっしゃると思いますが、特に若い職員の方で、いろんな家庭にうかがいまして徴収をするわけでございますので、中には、職員も非常に緊張したりとか、またちょっとなかなか難しい点もありますので、そういった職員へのフォローも十分していただきたいなと思っております。

そういった意味で、滞納の原因の中に、まず第1は、経済的な要因が大事だと思います。その一方、先ほども申し上げますけれども、

納税制度そのものに理解しなかったり、また、介護保険や後期高齢者医療制度など制度そのものに理解を示さない、そういった滞納者の方もいらっしゃいます。

私の周りにも、病院に行って、国民健康保険税はちゃんと払っとる。どうして、介護保険を利用しないのに払わなきゃいけないかの、そういったご意見も寄せられるのも事実でございます。

これまでの答弁の中でも、税の未納の中に制度の理解不足、そして欠如ということを指摘されておりますけれども、この1年間の現状はどうだったのか。また、そういった方々の対応はどうであったのか、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、特に介護保険、この保険料の中におきまして、国民健康保険と若干違う中におきまして、特に40歳以上の被保険者の皆様方が、保険料を払うけど、まだ使わないといいますが、そういうものになぜ払うのか。もう、この制度自体の周知、また理解というのがなされていない中におきまして、介護保険料という不納欠損というのも多く出ているのも事実でございます。

やはりいろいろと粘り強く、そういう趣旨といいますか、こういうものは継続的に説明をしていく以外しかないのかなと考えておりますので、今後も滞納を含めたこの時期におきまして、そういう趣旨も、やはり継続的に説明をやっていく必要があるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

私たちも、やはり制度不足による納税に対する市民からの苦情も寄せられておりますので、こういったことは、粘り強い取り組みが必要じゃないかなと思っております。

不納欠損について質問をいたします。

22年度決算で、3,715万円という金額が出されました。21年度は6,600万円だったと思うんですけどけれども、国民健康保険税の税率が示され、改正され、さらに6月議会における市長の答弁においては、介護保険料も24年度から基準額が5,000円程度に、値上げせざるを得ないというそういった答弁ございました。

しかし、介護保険料の決算を見ますと、21年で565万円、22年に665万円を超える不納欠損が上げられております。値上げを行うとしている中で、このような多額の不納欠損処理が出されているが、担当部署においては、どのような取り組みがまずなされたのか。

回収できない保険料については欠損処理を行い、徴収できなかった分まで値上げで補おうとするのは、まじめに納付している市民に負担を押しつけるのではないかと、私は考えております。

そういうまた、民生費負担金の児童福祉負担金の不納欠損額が83万9,050円については、保育料の滞納にかかわる決算と私は理解しております。保育料の場合、時効まで5年間という期間がありますが、その間の交渉回収の手段はどのように行われ、滞納者と十分話し合いが持たれた中での結論だったのか、担当部署のご答弁を伺います。

また、債権の引き継ぎ条件として、1年以内に消滅のおそれがあるものと示されておりますけれども、そこら辺についての説明も同時にお伺いします。

○介護保険課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

介護保険課では、22年度には、出納整理期間中の取り組みに加えまして、10月にも滞納整理強化月間としまして、課全体で戸別訪問徴収を実施しております。また、未接見者をなくすため、定期的な訪問に加えまして

夜間徴収も取り組んでおります。

特別滞納整理課の取り組みの成果もありまして、22年度の現年度分の普通徴収の収納率は、前年度実績を1.35ポイント上回りました。また、滞納繰越分についても、前年度実績を7.26ポイント上回っております。22年度に不納欠損処分しました額は665万円、人数については180人となっております。

介護保険料は、時効消滅の期間が2年と定められておりますので、今回は、20年度、第6期以前の納期分を対象としまして、督促、文書・電話での催促、臨戸徴収を実施し、納付指導を行った結果としまして、分納制約を結ばなかったものを処理しております。

死亡や転出等の資格喪失、あるいは生活困窮者などが増えていることが、主な原因だと言えるかと思えます。

介護保険料の改定につきましては、介護給付費の増加に伴う中で、給付と負担のバランスを考えての見直しでございます。

今後は、より安定的な制度の運営のためには、これまで以上に、被保険者の負担能力に応じた保険料を賦課する必要があるかと考えております。介護保険制度の信頼と保険料負担への理解と納得を得るための努力、取り組みを今後、強化していきたいと考えております。

○福祉課長（野崎博志君）

不納欠損額83万9,050円の分でございますが、保育料にかかわる分でございます。すべての債権者が市外転出または転出先で行方不明となり職権削除されるなど、納付相談、交渉が困難なケースでありまして、5年時効を迎えたものであります。

平成9年度分が1件、平成10年度分が1件、11年度が2件、12年度が1件、13年度が3件、15年度が1件の計9件でございますが、転出前につきましてはもちろ

ん、転出後も納付相談を行ってまいりました。前住所の登録先と違うところに居住されるなど、交渉の手段がとれなくなった方ばかりでございます。

平成9年度と10年度の債権者につきましては、提出後も訪問しまして、納付相談を行いまして納入いただいておりますが、平成15年5月を最後に転居先が不明となりました。住所照会を行った住所を訪ねても所在不明となっております。既にもう5年が経過しております。

古くは、平成9年の滞納でもございまして、5年の時効を迎えた債権は徴収できないということからも、十分調査した結果ということで、平成22年度におきまして不納欠損としたものでございます。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの答弁で、保育料に関する答弁、保育料の不納欠損についての答弁については、多くの案件が不在、所在不明というそういった形で理解していいのかお尋ねいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

この今回、行いました不納欠損については、もう所在不明ということでございます。

○7番（坂口洋之君）

時間がありませんので、コンビニ納付について質問をいたします。

7月に、8月ですか、日吉地域にコンビニエンスストアができて、旧4地域がコンビニ納付が一体化してできる環境になったと思います。

今後、コンビニ納付について、システム改修やランニングコストも予想されますけれども、導入に当たっての経費的な負担について、今後、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回のコンビニ収納システムにつきまして

は、新機関システムの標準機能の一部となっており、個別の回収費用は発生いたしません。

また、コンビニ収納業務導入に当たっては、代行業者への基本手数料、取り扱い手数料などの費用が発生いたします。基本的には、納税される方が24時間ということをごさいますので、徴収率のほうも向上するというふうには思っておりますし、また、基本的にはやはり口座振替、こういうことも向上していくような手だてといたしますか、啓発というのもやっていく必要があるというふうには思っております。

○7番（坂口洋之君）

ほかの自治体の状況も私も調べてみましたけれども、コンビニ納付の納付する時間帯といいますと、3時以降から夜間にかけては6割以上ということで、特に若い世代、そして働いている方たちの納付を納める環境については、改善されていくのではないかなと思っております。

今後、システム代行業者が決定いたしましたので、システムは構築されていくと思っておりますけれども、システム導入については、各自治体の納税しやすい工夫で構築されているとお聞きしております。今後の構築に向けて、日置市としてどのように考えているのか。

また、コンビニ納付をする、実施する自治体の中では、直近でする実施する自治体の中においては、クレジットも可能などところもありますけれども、本市については、そういった点については検討されていかなかったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今後、このコンビニの納付の中におきまして、やはり費用対効果、この検証もしていかなきゃならないというふうには思っております。

また、クレジット納付につきましても、また市民の意見をお聞きしながら、とりあえず

来年4月実施いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、どれだけの件数があるか、どれだけの費用効果が上がったのか、そういう検証をまずすることが大事であろうというふうには思っております。

○7番（坂口洋之君）

次の再生可能エネルギーについて質問をいたします。

今議会においても、4名の議員が質問することによって、非常に関心が持たれているそういった中で、市長の前向きな答弁もございました。

6月議会で、私ども日置市議会においては、原子力発電の依存は段階的に縮減し、新エネルギーの推進を図るという議会の中での決議をいたしました。その点についての市長のご見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

皆様方議会のほうは、このような決議をしたというのは、大変高く、私のほうも評価したいというふうには思っております。

考え方というのは、市長と議会のほうが、やはり同じ考え方の中で進んでいるというふうには思っておりますし、今後、それに基づきまして、どう今後は実施していくのか、これが大きな課題であるというふうには思っております。

○7番（坂口洋之君）

8月26日に、この再生エネルギー法が成立いたしました。

日曜日の新聞を見ますと、自治体の市町の66%が、将来的な原発からの転換を望むという、そういったアンケート結果が日曜日の南日本新聞も掲載されてきたと思います。

そして、再生可能エネルギーについては、これからがスタートではないかなと思っておりますけれども、これまでのエネルギー政策については国策ということで、原子力発電所を中心に化石燃料を活用した、エネルギー政

策が進められてきたわけでございますけれども、今後の自然エネルギーを推進するには、地方自治体の果たす役割は、非常に大事ではないかなと思っております。

大分県豊後大野市では、県と自治体、そして住民と連携をしながら、小水力発電を研究し、発電をするために、今、努力をされているところでございますけれども、今後の自然エネルギーが進む中における自治体の役割、そして住民の役割は、どのような形に進んでいくと市長は考えているのか、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

再生エネルギー、自然エネルギーでございますけど、今の段階におきますと、このエネルギーを構築するには大変多くのコストがかかってしまう。やはりこのコストの問題が、今後の恐らく費用分担といいますか、国にいたしましても、私ども市もですけど、また民間を含めて、どういう形の中で、このコストの分担ができるのか。

今、今回、国のほうの法律が通りました、買い上げという部分が出てまいりますけど、ここあたりを十分注視しながら、やはり私ども日置市にあります、いろんな可能性というのは、探っていく必要があるというふうに認識しております。

○7番（坂口洋之君）

新エネルギー、自然エネルギーの活用については、現時点ではエネルギーの割合としては1%しかありません。当然ながら、すぐにこの自然エネルギーで日本のエネルギーが対応できるとは、私も思っておりません。私も、10年から20年間にわたって、自然エネルギーに随時、転換することが望ましいのではないかなと思っております。

先ほどの中で、今回、日置市は、スマートコミュニティ構想支援事業ということで、財団のほうに申請をされたということでござい

ます。

まだ、その結果についてはわからないということですが、薩摩川内市と並んで、今回、再生可能エネルギーについて調査研究ということで、鹿児島県で2番目に申請したということは、大変評価できると思っております。

まず、この再生スマートコミュニティ構想支援事業についての内容、そして、市長自身が日置市を見渡したとき、どういったエネルギーが適正だと感じているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回のこの申請でございますけど、鹿児島県はどこもないと思っております。薩摩川内のほうは単独で事業を申請し、経産省のほうから職員を派遣するというところでございまして、このことに申し込んだのは、私ども日置市だけだというふうに認識しております。

この中で、特に今までも皆様方と一緒に原発の問題につきまして決議もし、段階的にする方向ということをも明言した以上は、やはり自分たちで、ある程度のこういうものも調査し、それがエネルギーとしてどれだけ普及といたしますか、できるのか、これも1つの大きな課題でございます。

その前に、日置市におきましても、いろいろと状況の中におきまして、太陽光等におきましては、個人的に省エネという部分の中で、いろんな中でやっているところもございまして、また今、風力の中におきまして、特に上神殿地域の中でも、この3年間ぐらい、もう風力調査というのもやってまいりました。

また、特に私どもこの地域、永吉のダムという1つのすばらしい水力をしたところもございまして、こういうもろもろをエネルギーとして転換できないのか、こういうことが1つ大きな今回のこの調査の中のポイントになると思っております。

また、太陽光につきましても、特に今、いろんな、ソフトバンクもほうも含めまして、遊休地っていいですか、農地の遊休地という形の中でも進めるということもやっておるようでございますし、また私どもも、こういう遊休地におきます活用、また、特に市有地も含めまして、そういうものも活用できないのか。

今回、そういう基本的に、現実的にできることを考えておりますし、もう一つは海上の風力という部分がありますけど、ここにはまだ大変大きな1つの技術的な共有ができなければ難しいというふうに思っております。

特に、今後、その私どもの行政だけでなく、民間の皆様方の考え方もも入れていかなきゃならない。今回、基本的に委員会というのを設置していく。この中におきましては、やはりある程度、専門的な知識という形の中で、今、私どもがお願いしているのは、鹿児島大学の教授を含め、そういう学識経験者を入れた中で、日置市の職員を含めた中で研究していこうと、そういう考え方の中で申請をしているところでございますし、このことが決定されれば実行に移りますけど、まだ、決定されないときについては議会とも相談し、先に申し上げましたとおり、もう一般財源の中でも、こういう調査研究というのはしていくべきであるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

市長の再生エネルギーに対する決意を私はしっかり伺いました。しっかりした形で取り組んでまいりたいと思います。

薩摩川内市も、再生可能エネルギーの調査をするということで、この9月議会で1,000万円の予算を計上いたしまして実施しております。早速、10月から課長級、課長補佐級とまた、各民間とか含めて研究会も発足させていくようでございます。

民間企業との連携ということを先ほど述べ

られたと思いますけど、もう少し具体的に市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、この民間企業ということで、さっきも申し上げましたとおり、上神殿で今、調査研究しているのは、ある建設会社のほうが、もう3年ぐらいかかって、磁力といいますか、磁力でこういう調査をやっておりますけど、基本的には、やはりこれは九州電力のほうが、ある程度、そういう枠の中において決定していかなければ、買取法を含めた中で、大変難しい部分があるというふうにもお聞きしております。

また、太陽光の中におきましても、私ども市内を含め鹿児島県におきましても、そういう構築・備蓄するそういう研究会といいますか、そういうものもあります。

また、基本的には大手といいますか、全国的には大手のほうも、こういう中に参入したいという方もいらっしゃる。まだ具体的にはございませんけど、今後、そういう方々を含めて、そういう調査研究委員会というのも立ち上げながら、このことを進めていかなければならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

日置市においては、山岳地帯でもありますし、風力発電というそういったものもあります。また、伊集院の大田には、自然エネルギー、水力発電ということで、明治41年につくられました大田の水力発電所があります。現在、ここの発電所は180戸から250戸の電気を発生するという大変歴史のある水力発電所でございます。

先ほど市長の答弁の中で、上神殿のところに風力発電所の話があるというそういったご答弁をいただきましたけれども、今、民間企業を含めて風力発電、そして日曜日には福島県のいわき市沖に35kmに、民間企業や大学研究機関を含めて、福島の今回の震災の復興

のシンボルということで、海上水力発電ということも、具体的な形で計画もされてきているようでございます。

そういった意味でも、まず、自然エネルギーを少しでも導入するような、そういった政策を期待したいものでございます。

しかし、例えば、風力発電のことが出ましたけれども、実は議長に許可をいただきまして、鹿児島県の風力発電施設の建設等に関する景観形成のガイドラインという冊子を市長のほうにお渡しをしていただきました。

まず、風力発電については、買い取り価格の問題については、今回の法律ができましたので、今後また変わっていくかもしれません。そして、送電線の問題もございます。

同時に、鹿児島県の場合は、風力発電、非常に適しているというそういった地形であるんですけども、この県のガイドラインの規制が非常に厳しいということで、民間企業が申請をしても、昨年も鹿児島市で3件申請したんですけども、3件の業者はこの許可がおりずに、風力発電の設置についてはあきらめざるを得ない状態でした。

風力発電については、鳥の被害の問題とか高周波の問題、また音の問題、景観の問題とか、いろんな問題も指摘されておりますけれども、この県のガイドラインをもう少し見直すべき、見直さなければ、新たな民間の業者が参入しにくい状況であります。

このガイドラインについて、今後、検討、日置市としても、ガイドラインのこの厳しいガイドラインを少しでも規制が入りやすい、そういった取り組みをやはり参入業者と連携をしながら、もう少し、このガイドラインを規制を緩和させるべきだと考えておりますが、その点についての市長の考えをお伺いします。

○市長（宮路高光君）

県のほうでガイドラインをつくっております。これは今まで、こういうガイドラインも

なく、それぞれの地域におきまして風力の設置があったというふうにお聞きしております。

また、そうすることにおいて、ある程度の超音波を含めたいろんな被害、そういうのもあるということも事実でございます。

今回、一番大きなもので、この買い取り価格の問題が一番ネックになっておりましたけど、この部分は、今回の法律の中で、ある程度、できるというふうに思っておりますけど、やはりある程度の景観、この条例、規制というのは、私は必要であろうかと思っております。

そうでなければ、やはり設置した以降において、大変、ただ自然エネルギーを供給したいだけの考え方では、また大きな今度、公害になる部分も出てまいりますので、ある程度、県が指定・指針をしている、業者から言えば若干厳しいという部分も耳にはしておりますけど、やはりある程度、厳しさを含めた中でやらなければ、今度は逆に、また大きな害が出てくるというふうに思っておりますので、当分は、この指針の中で進んでいくべきなことであろうかと思っております。

○7番（坂口洋之君）

時間ありませんので。

○議長（松尾公裕君）

あと2分です。

○7番（坂口洋之君）

空き家のことについて質問をいたします。

私も、市内各地を回る機会があります。空き家が年々ふえたということをつくづく感じております。また、地域によっては非常に危険な廃屋と思われるような、そういった家もあるのも事実でございます。

市長の住んでいる朝日ヶ丘団地においても、こういった問題も、市長自身が十分把握しておりますけれども、日置市の現状についての市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先も答弁いたしましたとおり、後期高齢化、単独、高齢化におきまして、大変空き家が多くなっているのも事実でございます。先般も、それぞれの地域を回りましたが、もう道路沿い等におきまして、大変多くの空き家があるのも顕著に目につきます。

基本的に、先も申し上げましたとおり、個人財産という部分の中と、私どもこの市の景観という部分、中におきまして、今後、どうこのことに対応していかなきゃならないのか、大変大きな課題も残されております。

また、基本的には相続という部分も入ってまいりますので、本当に一概に市のほうが入って、どうこうというのは大変難しさもある。

その前に、やはりきちっと自治会長を通じながら、その方々との接見、どうしてももう取り壊さなきゃならない、そういう部分につきましては、自治会長を通じて、また所有者とも十分接見をしていきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

私たちが、いろんな相談が来ますけれども、やはり個人の固有財産ですから、なかなか行政もタッチしづらい、指導もしづらいということも指摘しておりますけれども、やはりこれだけ空き家・廃屋がふえてくれば、市としても何か手を打てるか打てないかわかりませんが、十分な管理等をするべきではないかと思っております。

さきの答弁の中で、平成18年度に調査をして、先ほど空き家の戸数について述べられたと思っておりますけれども、それから5年経過しましたので、やはり空き家・廃屋の実態把握を私は早急にするべきではないかなと思っております。

あともう一点、時間も最後ですので、先ほど議長に許可をいただきまして、空き家再生推進事業ということで、国土交通省が出している空き家再生事業の予算についての詳しい

内容について、市長にお目通しをしていただければと思います。

月曜日の鹿児島市議会で公明党の市議会議員が質問したようでございます。私も、ちょっと調べてみたら、そういった質問があったものですから取り寄せてみました。

ちょうど空き家再生の活用事業ということで、20年間。

○議長（松尾公裕君）

坂口議員、もうちょっと時間になっておりますので、もう最後、締めてください。

○7番（坂口洋之君）

空き家事業について34件の全国の自治体から申請がありまして、除却事業タイプについては69件の申請があったようでございます。

湯之元地区の中心地に空き家がございます。市長自身も、自治会等を含めていろんな情報が入っていると思っておりますけれども、この除去についても除却事業タイプということで、何とか活用できるのではないかと私は模索しておりますけれども、最後にそのことについてお聞きいたしまして私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

国土交通省が行っている事業でございまして、この空き家の撤去の問題でございまして。

基本的には、先も申し上げましたとおり、その地権者の同意、こういうものが全部必要な中で、どのブロックを過ぎていくのか、ここあたりの問題が、一番、空き家の撤去については必要でありますので、これは国庫補助金でございまして、それぞれの要件等も十分勘案、ある程度の補助事業の中でございまして、ここというのは大変難しいという部分があります。

その地域を含めまして、全員の同意というのが必要な中で、この事業は導入していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、全体的にこの空き家が多くなったことで

ございますので、平成18年度に実施しておりますけど、また、もう5年たっておりますので、もう一回、新たな中におきまして、自治会長を通じた中におきまして、調査をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君）

私は、さきに通告してあります冬場の電力事情について、市長並び関係各課の答弁を求めます。

本年3月11日に発生しました東日本大震災は、岩手、宮城、福島の3県の沿岸地域に未曾有の災害をもたらしました。福島県では、東京電力福島原子力発電所が、地震で1号機から3号機まで自動停止したものの、津波で原子炉と使用済み燃料プールの冷却機能を喪失し、20km圏内の住民に避難指示が発令されたものであります。そして今日に至っております。

原発は強固な岩盤の上に建設されているものの、いずれも海沿いにありまして、地震や津波の危険部位に、いつもこうさらされておるのは現状であり、全国の商業用原発は54基もある中、現在、稼働しているのは11基あるということです。

定期検査中の原発30基のうち、13基が再稼働の前提となる安全評価の第1次評価テスト、ストレステストというのに入ったと報道されております。

しかし、設置自体においては原発行政に強い不信感があり、運転再開への同意は得られるのか。また、国民の間でも原発不要の声も根強くあり、原発の将来は、とても厳しいとしか言えない現状にあるようであります。

急激な原発不要論は、日本の社会経済の報道を不安定にし、国民生活の先行きも見えな

いものになっております。新たなエネルギーを開拓し、段階的に変えていくことが必要ではないかと私は思っております。

しかしながら、夏場の節電対策では、企業の操業日や操業時間の変更、鉄道のダイヤの組み替えや、いろんな設定温度の変更で乗り切ったということでもありますけれども、これから来る冬場はどうなるのか、電力の需要は朝夕に消費が集中すると考えられます。

原発の再稼働がないと、全国で最大需要に対して0.7%も不足すると見られております。九州電力でも、玄海原発2・3号機、そして川内原発の2号機が定期検査のために停止し、さらに9月1日には、川内原発2号機が定期検査のために停止しました。

なお、玄海1号・4号基も、この冬、停止の可能性があるとされており、既存の火力発電所と新たな小型のガスタービン発電機の導入により、電力の確保を目指すものとされておりますけれども、農業面における電力の需要は、使用時間を変更することのできない夜間に集中しております。

夜間の時間帯はともかくとして、夜半と明け方はどうなるのか。初めてのことであり、電力の供給にめどが立つのかどうか不安でなりません。

そこで質問ですけれども、農業の暖房、保温用の電力の消費は夜間の使用となるので、特段の心配はないのかもとも考えます。しかし、どうなんでしょうか。

次に、九州電力との情報交換は十分できる体制にあるのかどうか。農家への情報提供は対応できるのか。また、営農用の指導・支援はどうあるのか伺います。市長の答弁を求めます。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時01分休憩

午後 2 時 10 分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の冬場の電力事情について、その 1 でございますけど、九州電力の原発 6 基中、現在 4 基が停止しており、本年 1 2 月には、残り 2 基も定期検査に入る予定と聞いております。検査終了後の運転再開のめどが立たない場合は、全部の原発が停止する事態も想定されます。

九電によりますと、1 月の最大需要 1,420 万 kW と見込んでおり、これに対して原発 6 基がすべて停止した場合の供給量は 1,353 万 kW で、約 67 万 kW 不足する見通しのようですが、対策といたしましては、火力発電所の修繕工事短縮や企業が所有する自家発電の稼働依頼など、電力不足の回避に努めているようでございます。

また、経済産業省はマスコミに対して、この冬場の電力需給については、強制力のある電力使用制限令の発動を回避できるとの見解を示しているようでもございます。

これらを踏まえ、本市の農業生産における電力量については、特に施設園芸のイチゴやソリダコの夜間電照用やマンゴーやハウスミカンを含む暖房機送風用の電力不足が懸念されますが、議員がおっしゃいますように、これら設備の電力使用の大半が夜間であることと、九電や政府の見解と対応等を勘案しますと、現段階では危機的状況になる可能性は低いと考えております。

2 番目でございます。9 市町で組織する連絡会を通じまして、今後、冬場の予想される電力需要と供給バランスをどのように維持できるのか、事情等事前の申し入れや九州電力鹿児島営業所との連携を深めるなど、体制づ

くりを努めていきたいというふうに思っております。

また、10 月初めにこの 9 市町の担当者会議というのを開催されるというふうに思っております。

3 番目でございます。農家への情報につきましては、仮に電力使用制限令の発動や計画停電等が実施される場合には、各生産者組織を通じて、早急に詳細な情報を提供してまいりたいと思っております。

4 番目です。このような状況下での農家への指導・支援につきましては、園芸振興協議会や各関係機関団体と連携いたしまして、作物ごとに予想される問題や被害を予測し、停電時の代替え技術や事前・事後対策の普及啓発に努めてまいります。

また、その際に、農家への支援が必要と思われる案件があれば、行政としても検討をしてみたいというふうに思っております。

○17 番（梶 康博君）

前向きの答弁と申しますか、対応を十分に取っていくというような市長の考え方のようなんですが、二、三、改めて伺ってまいりたいと思います。

今回のこの電力の不足というのが、政府の責任者がたびたび交代されるものですから、十分に間に合うとか、あるいは間に合わないんじゃないかとかと、非常に不安定な気持ちにさせる心理的な面が大きいんじゃないかと、思うわけですが、やっぱり電力の需要時期というのが、一番明け方の低温時に人の生活も始まり、また、自然界も一番低温時期に当たるということで、非常に急激な消費の伸びというのが出てくるんじゃないかと思われるわけでありまして。

そこで、市長の考え方では、電力は十分であるような答弁ですが、次の電気会社との情報交換のことについて伺ってまいりたいと思います。

この電力会社との情報交換、市長は今回、原発にかかわる関係周囲の市長会の中での情報交換というふうなことで、お答えをいただいたわけですが、この時期、この組織の中で、十分九州電力との情報交換ができるのかどうかということでもあります。

全国的にいろんな農業の中で電気は消費されておるわけですが、農家は個人個人が、その企業に電力会社に問い合わせをし、その対応を図っていくというのは、非常にお互いに困難を要するものがあるわけですが、そこにはやはり、市は市で、やっぱりもうちょっと九州電力さんに出向くなりして、もっと早目の情報をいただける、そういう体制づくりちゅうのは必要じゃないかと思うんですが、市長がおっしゃるその周辺市町村会議の会議で間に合うとお思いですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました九電との意見交換、このことが一番大事であるというふうに考えております。

その中で、先もちょっと申し上げましたとおり、また、10月初めに、この会を川内市のほうで開くかということもお聞きしておりますので、特に冬場におきますこの九電としても、需要と供給のバランスがどうか、こういうデータ等もいただきたいというふうに考えております。

また、個別につきましては、鹿児島営業所の所長とも私のほうも密に連絡をしておりますので、また市としてのいろいろとこの周辺部と違う形の中で、また、所長とも連絡をとっていききたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

十分なその九州電力との情報交換ということをお願いいたします。もう農家としては、特にこの低温作物であるイチゴは、20年ぐらい前までは、二重被覆をしておったんですが、今は暖房機に切りかえて、もう二

重被覆をしていないわけなんです。

で、ちょうど今、定植時期に入っておるわけなんですけれども、まだ、先の見通しがつかない中でも、やはり予測つくものについては、頻繁なその情報提供ができるようにしていただくことが、また、内容のある程度の設備投資を追加をする場合も生じる危険性もあるものですから、やはり早目早目の九州電力とのその情報交換ちゅうことをしていただければ、間に合わないものがあると思っております。

で、その情報交換の後をその農家への情報の提供の仕方なんですけれども、今、出荷栽培の振興協議会を通じて市長は連絡をするということでございますので、ここらあたりと、そういう生産組織団体とで、やっぱりそれから農協も含めた中で、営農指導の関係でございますので、そういう中間の営農技術者の皆さんにも、やはり連携がとれるような体制づくりちゅうのをとっていただいて、農家との情報提供に協力指導をしていただけないものなのかどうか、そこ辺はどうなんですかね。

○市長（宮路高光君）

特に今回、冬場の場合につきましては、私、1月、2月、こういう時期が大変、もしこういう計画停電等残れば、ある程度の被害があるというのは、もう予測できるというふうに思っております。

その中で今、議員がおっしゃいますとおり、特に二重被覆、そういうものが本当にそういう部分が早くわかれば、私どもも予算措置をしながら、また、その生産団体の方々とも十分協議をしていききたいというふうに思っております。

今、ご指摘ございましたとおり、また、早い時期の中で、私、自分自身も所長のところにいきまして、こういう情報もいただきながら、また特に今、ご指摘ございましたこの営農指導員も含め、また、そういう連絡網、こ

ういうものも再点検させていただきながら、不測の事態に備えていきたいというふうに考えておりますので、農家の皆様方も、やはりそういうことも予測しながら、やはり不測の事態というのも予測しながら、それぞれ経営の中に推進していただきたいと、私ども行政も精一杯そういう農家への情報伝達の手法も早目にやっていきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

もしも、その電力供給が不足するということが起きる場合、なかなか今まで、この投資をしてきていない部分があるわけでございまして、その投資額というのも、非常に大きくなっていくと考えるわけなんですけれども、財政の比較する中で、農家の皆さんが、個々に対応はできる分はありがたいんですけれども、なかなか今までその投資をして設備をやってきていない部分についての対応の仕方ということについては、やっぱり厳しいものもあると思いますので、そこについては、何らかの対応策ということも考えられるかどうか。

やっぱりとにかくこれまで思ってもいない事態が起こりそうな気もするものですから、行政としてそういう財政的な支援というのは、どのように考えられるのか考えられないのか、そこになってみないとわからんというのは、まああるかもしれませんが、最初から協力ありきでは、ちょっと問題も大きいかと思えますけれども、状況を見ながら、できるのかできないのか、そういう状況によってのことっちゃうのは難しいかもしれませんが、どんなもんなんでしょうかね。

○市長（宮路高光君）

今、ご質問の中で、不測の体制といいますか、特に電気がない中におきます、加温の場合は重油等で済みますけど、やはり送風機、この送風機のときに電力が必要である。そのときに、言えばそれを発電機でするのかどうか、

それで間に合うのかどうか、これは作物によっても違うというふうに思っております。

今、農林水産課のほうで、そういう万が一の時の不測の事態の行政として何ができるのか。例えを申し上げますと、今、それぞれイチゴ等におきましては暖房でやっておりますけど、以前はろうそくを使ったりいろんな中で、また灯油を使ったりやっている部分もありました。

こういうものもまた原始的に帰れてできる、そういう対応の中で行政としてのその費用の部分におきます助成、そういうものを今、イチゴだけでなく、先にも申し上げましたハウスマカンとかソリダコ、そういう部分は、逆に言えば、限られた作物、また限られた農家でございますので、そこあたりも十分実態調査をしながら、事前に対応もやっていきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

最初、市長の答弁のほうで、電力もかなりの見込みもあるというお答えもあったものですから、農家としては、これまでどおりの作付計画で農作業が進めていけるんじゃないかと。

この時期、イチゴの定植もありますし、それから柑橘類、それからマンゴー等のビニール掛けも、10月末から始まっていきます。本市にしても20億円を超えるような農産物の産業じゃないかと思っておりますので、特に晩霜においては、お茶の対策とか、本当にこの電気と縁を切ることのできない冬場であり、人はおちおち眠れない状況が続くようなこの状況が想定をされかねませんので、やはり入った情報については、早目早目の組織のほうへの情報の伝達と、それから農家が安心して営農活動ができるような体制づくり、こういうものを構築していただきたいと思います。

私は、時間は短いですが、非常に今

後、懸念される問題については、行政の皆さんに一丸となって対応していただかなければ、農家個々ができるのには、やるのには非常にこの労が多過ぎるということで質問にいたしましたので、今後の対応指導については、十分な支援をお願いしまして質問を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

本日、最後の登壇となりました。やっと交代したどじょう総理の野田政権ではありますが、早くも大臣の更迭を余儀なくされ、前途多難をうかがわせる野田丸の船出であります。

それにしても、鉢呂経済産業大臣の被災者を絶望のふちに追い落とす不謹慎な「死の町発言」や、視察後に記者団に対してであろうことか、まさかの「放射能つけちゃうよ」という子供じみた低劣で配慮に欠けた発言には、耳を疑います。

大臣として初の福島視察で一体福島県民のために何の手だてを打ちたかったのか、不適切発言で9日目にして辞任とは、何とお粗末な大臣でしょうか。本気で国民の幸福を考えているとは到底思えません。想像を絶する悲しみと怒りに震え、先の見えない状況の中、疲れ果てた国民の生の声を受けとめられない民主党政権には、あきれて言葉がありません。

期待薄ではありますが、しっかりと取り組んでいただきたいと申し上げ、国民の1人として政府の動向を今後も注視してまいりたいと思っております。

それでは平成23年第4回定例議会におきまして、公明党所属議員として一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本市のがん対策について伺います。

ここ数年、国を挙げてのがん対策に取り組

んできておりますが、依然としてがんは猛威を振るい、がん発症にブレーキがかかったとは言いきれない状況にあります。がん撲滅のがん撲は、何と云っても、早期発見、早期治療に尽きるのですが、その前提は、定期的ながん検診の受診であることは、論を待ちません。

そこでまず、本市のがん検診の受診状況をお知らせください。

次に、国は、昨年までの女性特有のがん検診推進事業から、今回、がん検診推進事業に変更しました。私ども公明党は、これまで国民の生命を脅かすがん撲滅に向けて、地道な取り組みを続けてまいりました。2分の1国庫補助のクーポン事業もその1つですが、これまでの子宮頸がん及び乳がんにつけ加え、大腸がんも補助対象としています。

そこで、本市においても、市民の命を守るために、大腸がん検診無料クーポン事業に取り組んでほしいと思うのでありますが、市長の見解を伺います。

2番目に、3・11、東日本大震災において、障害のある方々が健常者の2倍ほどの確率で命を落とされています。障害をお持ちの方々は、情報の受信力と対応力に欠けておられるために、残念ながら災害弱者にならざるを得ないのであらうと思われまます。

そこで現在、本市における視聴覚障害者への緊急時の連絡はどうしておられるのかお聞かせください。

次に、聴覚音声機能障害を持たれる方々の命を守るために、携帯電話を活用し、自宅でも外出先からでも簡単に119通報ができるweb119をぜひ本市においても取り組んでほしいと思っておりますが、市長の積極的なご対応をお聞かせください。

3点目に、視覚障害者の方々にとって情報のバリアフリーは極めて重要な課題であります。視覚障害者への緊急時の連絡体制の整備

は急務であり、効果的な体制整備について積極的に取り組みいただきたいと思いますが、そのお考えがあるかについて伺います。

4点目に、国内では、視覚障害者の障害手帳保持者は約30万人おられますが、点字を理解し、利用できる方は、その10%の3万人で、点字でも限られた情報しか提供されていない状況です。

さらに、27万人の人は点字がわからないため、大きな情報格差が生まれています。障害者基本法も平成16年に改正され、健常者との情報格差をなくすことが重要であるとうたわれており、情報バリアフリー化の推進が盛り込まれ、また、プライバシーに関する情報などは、家族であっても人に読んでもらうのは抵抗があり、特に他人に読んでもらいたくないのであります。自分で確認したい気持ちが強くなります。

国は、平成20年度の補正予算で、平成21年度から23年度までの事業として、視覚障害者と情報支援緊急基盤事業を決定いたしました。音声コードの導入の予算措置として、音声コード導入研修会に30万円以内で、ソフト・ハード予算として100万円の10割補助を通達しており、鹿児島県では平成22年2月に、県職員市町村担当者研修会を開催しました。

今年度が事業の最後の年となっています。800文字の文章が約2,000近くの音声コードとなり、紙の文章を携帯電話が読み上げる、そんなものが以前は10万円もしていたのですが、今では技術も進み、オウルというアダプターが約5,000円となっており、携帯電話で読み上げることができます。

市の広報紙や税金等の内訳書類も、簡単に音声として聞くことができ、聴覚障害をお持ちの方々にも、個人情報をも自分だけの情報として聞くことができるわけです。ぜひ本市で

もこの事業に取り組まれることを願うのですが、見解をお伺いいたします。

3番目に、熱中症対策について伺います。

近年の地球温暖化は目に見えて温度の上昇を続け、ことしも全国で熱中症に倒れる人が毎日、ニュースで流れました。中には、お亡くなりになられる方もおられます。そこで、本市において、特に高齢者と児童生徒を熱中症から守るために、どのような対策をとっておられるかお知らせください。

次に、熱中症は、市長もご存じのとおり、室内外において、温度や湿度が高くなり、無風や水分補給状態が悪いと、多くの複合的な状況が原因となって発症すると言われております。

先日、高齢者宅をうかがったとき、暑い日でしたが、扇風機も回さずテレビを見ておられました。高齢になると感じ方も若いころに比べると変化していくようです。

現在、各メーカーより温度と湿度をはかりながら、熱中症が発症する可能性のある危険環境になると、ブザーで知らせる携帯型熱中症計というものがあります。熱中症の危険度ランクを危険、嚴重警戒など5段階で表示し、LEDランプとブザーで知らせてくれる仕組みです。

本市においても、熱中症ゼロを目指し、高齢者や小中学校、幼稚園や保育園へ、携帯型熱中症計の配置はできないか伺います。

3点目に、ミストシャワーの設置について伺います。

ヒートアイランド現象の緩和を目的に、水を細かい霧にして噴射し、その霧が蒸発する際に大気中の熱を奪っていくことを利用して冷却する、ドライ型ミストシャワーの設置が全国的になされております。

そこで、本市でも、熱中症予防対策として、まずは小・中学校や幼稚園、保育園に設置できないか伺います。

4点目に、ごみの回収のあり方について伺います。

現在、ごみの分け方、出し方、収集日の表は、各4地域別に配付されています。この4つを広げてみますと、現在、資源ごみだけは旧町ごとに集荷の回数が、2週間に1回だったり、1カ月に1回だったりすることがわかりました。市民サービスの中でも最重要のごみの出し方に、合併7年に入った現在でも、なぜこのように住んでいる地域によって不公平が生じているのか、理由をお知らせください。

次に、この不公平の解消のために、すべての資源ごみが1カ月に2回収されている、旧伊集院町と同じように改めるべきと思いますが、市長の見解を伺います。

3点目に、現在、企業からの可燃ごみは無分別で回収され、そのままクリーンセンターにて焼却されています。市民のごみは無分別だと違反シールが張られて、そのままでは回収もされませんし、ましては焼却もされません。なぜ、企業から出るごみだけは無分別でも回収し、焼却されているのか、その理由を明確にご説明ください。

4点目に、容器包装リサイクル法は、国民が等しく守らなければならない法律であります。市民はしっかり守って、面倒でも分別しているのですから、企業も当然、同様にすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

5点目に、現在のごみ収集所までの距離について伺いますが、市民が持っていく距離の最長距離はどのくらいお知らせください。

6点目に、今や高齢化や過疎化はとめることのできないスピードで進んでいます。特に、過疎化率の高い地域は、高齢化率も高い状況です。ごみ問題は毎日の生活の問題で、これらの対応策として、10年後、20年後の将来像を見据える中で、今のうちに整理できるところからでも、しっかり対策を打っていく

べきと思います。

もっと近距離にごみステーションを増設することに、市は力を入れるべきではないかと思えます。また、お隣との距離が長距離にわたる過疎化した地域に住む高齢者からのごみ回収については、小型車等を利用したり、より細やかな回収に取り組むことが必要であると考えますが、見解を伺います。

最後に、ドクターヘリについて伺います。

いよいよ12月に運航開始となる、ドクターヘリの本市におけるランデブーポイントはどこになる予定ですか。また、何カ所になる予定かをお知らせください。

次に、ヘリの出動は、だれがどういう基準で要請されるのか伺います。また、県内1基のヘリですが、同時に複数の要請があった際の優先順位はどのようになっているのかをお知らせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のがん対策について、平成22年度のがん検診受診率でございますが、肺がん検診が21.4%、胃がん検診が18.2%、大腸がん検診が23.4%、子宮がん検診が20.7%、乳がん検診が23.5%となっています。いずれも平成21年度の受診率を上回っており、総数では1,872人増加していますが、平成21年度の県平均といたしますと、若干低い状況でもございます。

2番目でございます。

大腸がん検診につきましては、平成23年度がん検診推進事業として無料クーポン券の対象事業となりましたが、本市では、大腸がん検診と特定健診とを同時に行う総合健診として、6月から実施いたしていますことから、時期的な関係で本年度は取り組むことができなかった模様でございます。

無料クーポン券事業は、現在取り組んでい

ます女性特有のがん検診事業に見られますように、受診率の向上に有効であること、また、費用の2分の1が国庫補助で財政負担の軽減にもつながりますので、来年度は取り組みをしたいと考えております。

2番目の視聴覚障害者の緊急連絡についてというご質問でございます。

その1でございますけど、現在、日置市に視覚、聴覚障害者の身体障害者手帳の所有者は631名おられます。視覚障害者、聴覚障害者の方への緊急時の連絡法については、台風などの災害情報時に防災無線の放送内容を希望される聴覚障害者に対しまして、ファクス及び電子メールで情報を提供をしているところでございます。

2番目でございます。web119の設置についてでございますけど、聴覚・言語機能または音声機能に障害のある方からの、消防機関への通報体制を確保するため、携帯電話のインターネット機能を利用して、火災や緊急時の通報を行うことができるシステムと認識しております。

以前、平成21年度に聴覚障害者を対象にした緊急通報について広報紙に掲載し、その中で緊急時にFAXによる消防署への緊急通報の希望を呼びかけましたが、1件の希望もなく、現在までFAXの緊急通報もない状況にもございます。

また、消防本部指令室におきましては、自宅の固定電話から119通報すると場所の確定は可能でございます。しかし、携帯電話につきましては、GPS対応のものであれば正確な位置情報が把握できますが、それ以外のものにおきましては、大まかな場所しか特定はできません。

web119については、インターネット接続サービスを契約している携帯電話及びパソコンが登録の条件となり、契約に関する費用、月々の使用料は利用者負担となりますが、

今後、関係機関とも連携して研究・検討していく必要があると考えております。

3番目でございます。先般成立いたしました障害者基本法の改正では、情報利用におけるバリアフリー化ということで、緊急時に限らず、日常生活において円滑に情報を取得・利用できる施策を講じなければならないと定めているところでございます。

特に、東日本大震災の教訓から、災害時の視覚障害者支援については、障害者団体との連携をした伝達体制の整備を初め、インターネットなどの多様な通信手段の確保に配慮がされているところでございます。

本年度、障害者基本法で策定が義務づけられております障害者計画の見直し作業を行う予定であり、見直し作業において、緊急連絡体制も含めた広い意味の情報の取得などについて、障害のある方々に対するアンケート調査をはじめ、各検討委員の方々からご意見をいただいた中で、検討をしまいたいと思っております。

4番目、音声コードで紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えた二次元のデータコードで、約2cm角の中に、約800文字のテキストデータを記録することができるものとして、視覚障害者のための有効な情報伝達手段と利用されているものでございます。

これまで本市におきましては、視覚障害者のための情報伝達ということで、お知らせ版や広報ひおき等の市の広報紙のみにおいて点訳化し、希望される方に対して郵送を行っております。

音声コードは、一部の自治体において実施しているところでございますので、そういったところも参考にしながら、今後、障害者のための情報・コミュニケーション支援施策として、障害者計画の見直し作業において検討をしまいたいと思っております。

3番目の熱中症対策でございます。

その1です。熱中症は、体温上昇を伴い、日射病と熱けいれん、体温上昇を伴う熱疲労と熱射病があります。平成22年度で熱中症で緊急搬送された方が18件で、うち10人が65歳以上の高齢者で、屋外が5名、屋内が1人、自宅が4人。平成23年度は9月7日現在で、28件のうち11人が65歳以上の高齢者で、屋外が7人、自宅が4人でした。

このことから、熱中症は屋外だけでなく、屋内でも十分注意する必要があります。熱中症対策としては、小まめな水分補給と休息、涼しい服装で過ごすなど、対策と対処方法については、熱中症への注意を広報ひおき6月号で、市民の皆様方に啓発したところでございます。

また、健康保険課では、70歳健康教室、元気になるもんそ教室、スマイルハンサム教室や介護保険課のいつまでも元気教室のほか、いきいきサロン等においても、熱中症についての話をし、高齢者に対しての注意を促しております。

今後も、引き続き自己管理の方法などで啓発していきたいと思っております。

2番目でございます。高齢者と保育園との携帯型熱中症計の配備については、現在まだ配備していない状況にあります。熱中症は自己管理が一番重要であると考えておりますので、今後、熱中症にならないような予防の啓発をしていきたいと思っております。

3番目でございます。保育士においてミストシャワーを設置している保育所3施設となっておりますが、各園でもシャワー浴びる回数を増し、霧吹きを使用するなど、子供たちの健康のために熱中症に対する対応をとっております。

簡易なミストシャワーでも熱中症対策に有効であると考えますので、各園にミストシャワーの設置を推進していきたいと思っております。

ます。

4番目のごみ回収のあり方について、ごみ回収につきましては、合併協議のときにも協議いたしておりますが、集荷回収につきましても、地域の状況が反映されているものと判断しております。

2番目でございます。現在の収集・回収につきましては、何ら問題もなく収集業務をされていると思われまので、今のところ変更は考えておりませんが、本市では、廃棄物の発生を抑制するため資源化を推進しておりますので、今後、資源ごみの量が増えてくることも予想されております。

このことにつきましては、自治会や収集業者と連携いたしまして、資源ごみの量などを把握しながら対応していきたいというふうに思っております。

3番目、事業系のごみについては、日置市ごみの仕分け方、出し方により分別をお願いしております。おおむね分別されていると思っておりますが、分別されていないとすれば、市としても当然、指導をしていかなければならないと思っております。

家庭用ごみ同様、分別すれば資源となりますので、分別について事業所、収集業者にもさらに指導をしていきたいと思っております。

また、リサイクルセンターへの搬入時において、随時、検査をしておりますので、通らない方はお持ち帰りをしておるといふようになっております。

5番目です。伊集院地域は約600m、東市来も600m、日吉地域で1,000m、吹上地域で1,200mとなっておる箇所がございます。

6番目でございます。ごみステーションの増設につきましては、日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第2項により、ごみステーションの管理者の自治会長が、ごみステーション設置申請書を提出する

ようになっています。地域の状況により、新たに設置が必要となれば申請をしていただきたいと思います。

また、点在する過疎地域の高齢化の回収の問題でございますが、先日、開催されました日置市環境保全審議会でも、高齢者やひとり暮らしの方が少量のごみに対応できるよう、指定ごみ袋を可燃・不燃・資源ごみについて、それぞれ大・中・小の3種類にするよう答申を受けましたので、平成24年4月から対応をしていきたいと思っております。

また、小型車での細やかな回収につきましては、どういった方法が考えられるか、地域の実態も含め、今後、調査をしてみたいと思っております。

5番目のドクターヘリについてでございます。

鹿児島県のドクターヘリ運航にありましては、ことしの12月1日からであります。

まず、1番目の本市のランデブーポイントはどこで、何カ所かということでございますけど、現在、日置市にありましては、鹿児島県消防学校、東市来運動公園、伊集院総合運動公園陸上競技場、日吉運動公園グラウンド、吹上浜公園陸上競技場、5カ所となっております。

また、県内の候補地として512カ所で、公園等が185カ所、学校は222カ所、そのほか105カ所となっております。日置市といたしましても、運動公園以外、小学校18、中学校7、高等学校3、地区公民館など候補地としていますが、最終的には10月、11月に運航会社が現地調査を行い、決定されるものでございます。

次に、2番目の出動要請はだれがという基準、または県内で複数の要請があった場合の優先順位についてでございますが、出場要請にありましては、ドクターヘリの運航要領により、要請者は消防機関となっております。

出動要請基準につきましては、1つが生命の危険が切迫しているが、その可能性が疑われ、緊急処置をしなければ生命に危険が生じる場合。2つ目が、生命に危険はないが、緊急処置をしなければ、身体に障害を生じるおそれがあるなど、社会復帰に大きな影響がある場合。3つ目が、現場で緊急診断に医師を必要とする場合となっております。

複数の要請があった場合は、ドクターヘリの要請基準により、鹿児島市立病院のドクターの判断で優先順位が決定いたします。

運航期間は年間を通じての運航で、浜町ヘリポートで待機し、8時半から日没までとなっております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

熱中症対策についてお答えをいたします。

児童・生徒を熱中症から守る対策ということですが、児童・生徒を熱中症から守る対策としては、熱中症予防対策の徹底として、管理職研修会時（6月、7月、9月）に指導をいたしております。

1つは、炎天下での活動における帽子の着用、2つ目が高温多湿条件下での活動における水分、あるいは塩分補給、3番目が、運動部活動等での適切な指導、激しい運動では30分置きに休息を入れるなどを繰り返し指導しているところでございます。

2番目の携帯型熱中症計の配備についてですが、熱中症予防対策としては、各学校、園の実態に応じて、水分（塩分）補給や適切な休憩時間、場所の確保等の指導を行っております。

また、学校においては、自分で気づいたり判断したりすることを教えることも、大切な指導であると考えます。暑さ指数、その携帯の数字ですが、WBGT指数では、気温が31℃から35℃のときに、しかも、湿度等

が高い場合に嚴重警戒となっているようでございます。

通常、その気温であれば、小まめに水分補給をしたり、積極的な休息をとったりするように指導しておりますので、今のところ携帯型熱中症の配備は考えておりません。

3番目のミストシャワーの設置についてですが、先ほど述べました熱中症対策におきまして、かねてから子供たちを指導して守っているところですので、このような指導を続けてまいりたいと思います。

ミストシャワーについては、広く一般に普及していないのではないかと思います。暑いときは、体育とか掃除の後には、自ら顔を洗ったり手を水道の水で洗ったりするほうが、よほど効果があるのではないかなと思われま

す。熱中症については、常に注意していかなければならないことと思いますので、学校で行っている対策をそれぞれ一人一人が生活の中で、いつでも行えるようにすることが大事だと考えておりますので、ミストシャワーの設置をする考えは今のところございません。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、順次、2回目以降の質問をさせていただきます。

がん対策については、大腸がんの検診に対して、来年度から取り組んでいかれるという前向きな答弁をいただきましたので、しっかりとがん対策、本当、市を挙げて、市民の命にかかわる問題ですので取り組んでいかれ、また、啓発もしっかりとしていていただきたいと思

います。そこで1つだけお伺いします。大腸がんの検査キットを対象者の自宅に直送することで、がん検診の重要性を理解していただくという意味の事業でございますが、本市はこの取り組み方、どのようになっているかだけお知らせください。

○健康保険課長（大園俊昭君）

本市への取り組みということでございますけれども、現在の予定では、来年度の当初予算に事業費を計上させていただきまして、4月に対象者全員に無料クーポン券と検診手帳を送付をいたします。

そこで、事業についてのご理解をいただくということと、合わせまして最終的に検診希望者の取りまとめをいたしたいというふうに考えております。

また、検診希望者の方に対しましては、検査キットをお送りいたしまして、総合健診ということで、来年度は実施したいというふうに考えているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、次に移りたいと思います。web119についてお伺いいたします。

この事業について、本年から取り組んでおられる防府市の消防署に伺いまして、実際にテストをしていただきました。私の目の前でしていただきました。2台のパソコンで対応されておられて、赤色灯の黄色い色のタイプのもものが回り始めてブザーが鳴る、そういうものが指令室にいる署員にすぐわかるようになっております。

全国の半分のシェアを持っているメーカーの社長さんの話によりますと、消防庁からの要請で開発されたために、消防庁のITシステム推奨商品になっておりますということです。

これは、ほかのメーカーで今までつくっていたものは数千万円かかっていたということで、非常にコストダウンが著しい商品だということでもあります。

本市で取り組む際の積算額は、すべて込みの初期費用が50万円、ランニングコストとして月5万円ということです。非常に私は取り組みやすいものではないかと考えています。

防府市においては、10万人を超しており

ますので250万円ぐらいの初期投資になっておりますが、光をそそぐ交付金で半額国庫補助ということで、これを利用して取り組まれておられました。

聴覚障害等をお持ちの方の安全な、また安心な暮らしを守るために、ぜひこういう事業にも取り組んでいただきたいと思います、市長、再度、見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

各県内の消防機関等もこのことについては十分連携をしながら、また、消防長会議、いろんなものがありますので、そこあたりの実態も十分調査した上で取り組んでいきたいというように思っております。

○1番（黒田澄子さん）

もう一点だけ。その通報事例について、2004年から導入している松山市の事例をご紹介します。

今までに7件の通報があったそうです。web119において、常時、人工呼吸器を装置されておられる方が、急な発作で普段はしゃべられるのですが、それができない。通報することができないということで、いわゆる119で通報されたそうです。

迅速に救急車が出動して大事には至らなかった。このように、音声以外の緊急通報のニーズが高まっていることは確かだと、松山市の消防局、通信指令課主査のやまおか係長氏はお話をされておられます。

利用者からのご要望があったら、今は出張登録で、出かけていかれてしっかり登録をできるようにまでしてくださっているということで、災害弱者の方々をやっぱり救っていく施策であると思っておりますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

次に、音声コードについて質問いたします。

こちらのパネルは、今、年金の定期便、日本年金機構から出されておられます、これはここに音声コードがついています。

そして、よく見えないと思いますが、ここにぼちっと穴があいておりまして、ここに音声コードがついていますよというのがわかるように、手でさわってわかるような封筒です。皆さんのお宅にも、みんな配られておりますので、ぜひさわってみてください。

そして、ここにアダプターをつけた携帯でぼちっとすると、これがしゃべってくれる、この内容をしゃべってくれるというのは音声コードです。国も一生懸命、今、進めております。

そして、こちらは鹿児島県が出している「ありば」、何のこっちゃと思いましたが、これはバリアフリーの逆さまの「バリア」を逆さまにした「ありば」という機関紙でございます。皆さん、よくご存じかと思いますが、これも、ここに音声コードがついておりまして、これ、1枚1枚ページをめくると、音声コードでしっかりと同じように読み込むことができるようになっております。

今、こういうことで、音声コードが入っていることで、本当に読んでいただけることができ、情報がたくさん入るといふそういうことになっていて、世の中でも、もう随分、出回っております。日置市においても、研修等に行かれたと思いますが、行かれた感想をお聞かせください。

○福祉課長（野崎博志君）

昨年度2月に開催された音声コードの研修会のことだと思いますけど、うちの職員については出席できておりません。

○1番（黒田澄子さん）

済みません、これはちゃんと議長に許可をいただいておりますので、一言つけ加えておきます。皆さんがわかりやすいかなと思って、音声コードというのをお示ししたところでございます。

本市内には100人を超える外国人がお住まいです。この音声コードは漢字を読むこと

がとても困難な外国人の方にも有効です。市が発行する広報紙やその他の書類等に、この音声コードがついていることで、日本語をしっかりと読むことができない人たちでも、特に漢字は難しい文化でございますので、平仮名が読めても、会話ができて、漢字を読むことができない外国人はたくさんおられます。

そういう方に対しても、本当に有効な音声コードだと思っています。国が100%負担をしている事業ですし、今年度が最後の事業ですので、情報のバリアフリーに有効な事業として取り組まない理由はないのじゃないかと思って、今回、質問に至っております。

障害のお持ちの方の知る権利を守っていくべきですが、市長、ご見解を伺います。

○議長（松尾公裕君）

市長、ちょっと待ってください。ここでしばらく休憩します。次の会議を3時15分とします。

午後3時03分休憩

午後3時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

今、この音声コードでございますけど、今、さきも申し上げましたとおり、障害計画の見直しをしておりますので、このアンケート調査も、その方々にもやりたいと思っておりますので、この音声コードにつきましても、やはり使われる方々に十分意見を反映しながら、進めさせていただきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

1件だけ角度を変えて、もう一度お尋ねしますけども、自動販売機でお茶を買いたいとき、視覚障害者の方はどうしてお茶を買われていると思われませんか、市長。

○市長（宮路高光君）

私も、そういう風景をちょっと見たことは

ございませんので、ちょっと存じ上げないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

私も、市長同様、目が見えますので、ぱっと押しておりますので余り考えませんでした。が、本当に目の悪い方は、お水なのか、ジュースなのか、お茶なのか分からないわけです。

私の知り合いの串木野の方です。目が見えない方です。この方は、周りに人がいるときには、お茶を押してくださいとか頼まれます。しかし、だれもいないところに行ったときには、携帯電話でテレビ電話機能を使って、友人とか家族に、自動販売機を映しながら、「どこにお茶があるか教えてちょうだい」と言うと、相手の方が、「上の段の右から2番目がお茶だよ」とか教えてくれて、それでこうやってさわってお茶を購入されるそうです。

このことをどのようにお話したいかと申しますと、そういう障害があらわれる方も、本当に情報をたくさん知りたい、教えてほしいという欲求は、非常に私たち以上に、もう何倍も何十倍もあられるということ。

それに対して行政は、その市民としての情報を得る権利をしっかりと守っていく立場であり、等しく与えていくサービスを、市民にそうやって与えていくサービスを行うところであるということをしかりと頭に据えていただいて、この事業を取り組んでいく検討をしていただきたいと思えます。

次に、熱中症について伺います。

先ほど、教育長のほうから適切な指導、また水を飲んだり、30分たったら水を飲みなさいよとか、そういう指導をしておりますということで、一生懸命取り組んでくださっていることはよくわかっております。

そこでお伺いします。

きのうのニュースで、全国で30℃を超える真夏日が527カ所とテレビで言っており

ました。埼玉県の南小学校では、運動会練習中に、朝9時にもかかわらず、41名が熱中症で救急搬送されました。9時の温度は27℃、湿度は66%、専門家の話を伺うと、湿度が高いと汗をかかず体にこもってしまって、このような状態になったのではないかと。そして、校長は、一生懸命に私たちの指導が足りなかったと頭を下げられました。

果たして、この小学校は、適切な処置や指導がなされていなかったと思われるかと、教育長に伺います。

○教育長（田代宗夫君）

私が熱中症計でいろいろ実験をしてみました、27℃で、湿度は例えば63%、この数字でいきますと警戒という数字になります、嚴重注意に進む前ですね。

ですから、私は、この熱中症計で嚴重注意ですよと、嚴重警戒ですよと言われたから、何かを、休憩をたくさんとるとか、そういう問題では私はまずないと思っています。

常に、暑いときには、当然のことながら嚴重警戒と同じような体制をとるべきであって、しかも、子供たちというのは、それぞれ体の弱い子もいるし強い子もいるし、当日、具合の悪かった子もいるわけですから、だから、いつも嚴重警戒のつもりで、練習のときには30分をして休憩を入れる、そういうのを繰り返すことが大事であると。

ただ、この学校のことは、私は気温と湿度としかわかりませんから何とも言えませんけれども、そういう水分補給と細やかな30分ごとに休憩を入れるようにしておけば、そう大きな問題には、まあなったとしても、それはまた今度は別の問題があるのかなと思いますけれども。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

私は、ちょっと今の答弁には、あんまり納得をしておりません。

では、本市の中で、熱中症計を既に取り入れている学校があると思われますか。あるとしたら、どこかはおわかりでしょうか、教育長。

○教育長（田代宗夫君）

市内では、5校が購入をいたしております。

○1番（黒田澄子さん）

はい。それでは、その5校はなぜ購入をされたかと思えますか。教育長、お答えください。

○教育長（田代宗夫君）

私は、1つの目安になるだろうということで、購入したと思います。

○1番（黒田澄子さん）

はい、そうだと思います。市内の学校でも養護教諭の先生等が、やはり熱中症を出してはいけない。子供たちの命を守らなければならない。しかしながら、今の状態に、湿度が何度、温度が何度と一々見ても、それで素人の私たちが危ない状況かどうか分からないので、それをミックスして、今、危ないですよ。

先ほど警戒と言われました。警戒とか、もう緊急事態であるというのをしっかりと目でわかる熱中症計、これは1,000円ほどですけれども、志布志市においては、もう既に全校配付、全クラスに配付になっております。携帯型ですので、首にかけて運動場に行くときは、担任の先生が首にかけて走っていけば、そこでわかるわけです。

体育館でも同じです。教室にいるときも、首にかけなくてもどっかにかけておけば、この部屋の状況が、一回一回、先生が授業中に湿度を見たり温度を見たりするわけではなく、すぐ知らせてくれるということで、多分、この5校では取り入れられていると私は思います。そちらのほうが賢明ではなかろうかというふうにも考えております。

また、現場の先生にお伺いしましたところ、

こういうものが学校に1個、2個ではなくて、各クラスに、志布志市のようにあるということは、とても自分たちも安心ですということをおっしゃっておられましたので、つけ加えておきます。

そして、ある友人の養護教諭の方に、きのう、ちょっと聞いてみたんですけども、「そんな熱中症計を知らなかった。あなたが教えてくれてよかった。ありがとうね。うちも早速、学校で話をしてみるね。湿度と温度ははかれるけれども、どんな状態が危険なのかはわかりづらいから、ブザーがなったり教えてくれることは、私たちとしても対応しやすい」というお話がありましたので、つけ加えておきます。

これは、今後ぜひ、亜熱帯化したこの南国鹿児島、秋と春は短くなっております。夏が非常に長くなっておりますので、ぜひとも今後、検討していただきたいと思います。

教育長、いかがでしょうか、もう一回。

○教育長（田代宗夫君）

私は、この熱中症計に頼らないで、常々、こういう夏場、梅雨時期、それは当然のことをそれはするべきだとそう思うから、これに頼らないで、かねてからそういう指導をきちり子供にも教えていく。熱中作用があったから熱中症にならないとじゃなく、指導をきちっと先生がすることのほうが大事だろうと、そういう意味で申し上げております。

○1番（黒田澄子さん）

どうしても、話がかみ合いませんが、それはされた上でももちろんのことです、当然のことです。それでは全国で熱中症で倒れた子供の学校は、すべてその指導をしていなかったのか、そういうことではございません。それぐらい、今の環境が厳しい状況にあるということだということを一言言っておきます。

それでは、議長に許可をいただいてパネルを出します。これはミストシャワーです。こ

れは家庭ですけれども、これは幼稚園、保育園、学校等で真夏時に、渡り廊下やそういったところで、もうシャワーを浴びて休憩時間に3℃ぐらいの温度が環境的に下がるそうです。

で、大体9mぐらいの延長コードを合わせて4,500円ぐらいするもので、現在、茨城県取手市では、すべての小学校、中学校、幼稚園、附属の幼稚園では、実質、設置をされました。

日用大工のできる方がおられれば簡単に付けられます。水道栓が1個だけあれば十分です。そして1時間使っても3.5円、本当に安価で、普通のシャワーとは水量が全然違うということで、非常にこれは子供たちの喜んで、ニコニコしている笑顔を見たときに、非常に効果があるのかな、喜んでおられるというのがわかるので、今回、パネルを出させていただきました。

私たちの日置市におきましては、以前、10年以上前だと思いますが、熱中症でお亡くなりになられた生徒さんがおられました。当時は、日射病という言葉を知っていましたが、熱中症という言葉は余り知られておりませんでしたし、それに対する対応もよくわかっておりませんでした。

そういう私たちの市においては、熱中症に対する対応は幾重にあっても、それは本当に熱中症をゼロにするという意味で意味があると思います。いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私も、大変大事な熱中症に対応はしていかなければいけないと、このことは考えております。

本市でも、昔、そういう事故もございましたし、毎年、そういう運動部活動に対する構築も実施しておりますし、あわせてほかの学校につきましても、こういう事故を日置市では起こしてならないと、そういう気持ちで学

校には指導いたしております。

先ほどの熱中症計につきましては、学校が既に5校購入しておりますので、高価なものではないですので、必要と思えば購入していけばいいんじゃないかなと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、次、ごみの分別等について質問いたします。

市長のマニフェストの中の4番に、地球温暖化防止のため、市内の環境保全に取り組みますという4番目に、ごみの分別収集の推進とあります。

市長、これはどういう思いで、どういうことを頭にイメージされてマニフェスト化されたか、どうぞお知らせください。

○市長（宮路高光君）

この環境問題を含めまして、初歩的なものがこのごみの分別であるというふうに思っております。

そういう中におきまして、今もそれぞれの自治会を含めまして、まず、担当部署におきましても、このごみの分別を含めて、推進をしているということでございますので、マニフェストの中にも書かさせていただきました。

○1番（黒田澄子さん）

先ほど、このごみの分け方・出し方表に、それぞれの地域しか載っておりませんので、4地域合わせてみないと、このマジックのような取り組みが私にもわかりませんでした。

私は、伊集院地域に住んでいますので、どこに住んでいても、伊集院地域は資源ごみの回収は、月に2回ございます。ところが、ほかのページを開いてみましたら、旧3町においては、そこがばらばらであったということで、現場の市民のほうにも話を聞いてみました。

すると、非常にそういうことを知らなかったということが多かったです。どうして伊集院地域だけ、そうやって1回多いの、得した

感じがするねということと、もし、伊集院地域の方が、よその地域に引っ越されたときに、資源ごみの回収の回数が減っていると、非常におかしいという疑問が出てくると思います。

これが、合併のときに決まっていたからというのは、もう7年たった今の市民には通用しないと思いますので、やはり市民サービスは、しっかりと公平に平等にあるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

資源ごみの中で、収集する中で、もう運搬等ができなくなるぐらい出てきているのかどうか、このこともやっぱり1つの大きな要因であるというふうに思っております。

それぞれ定着した中におきまして、それぞれの地域で月に1回、月に2回というのは、やはり問題があれば、いろんな自治会長からも出てきておりましたけど、今までも、そのようにして2回にしてくれというご要望もなかったし、また、積載する中におきましても、資源ごみのペットボトル、いろんなものを持って行って積み切れなかったとか、そういうこともなかったというのも事実でございます。

今、おっしゃいますとおり、何もかんも一応という部分じゃ、統一ということもあろうかと思っておりますけど、もう地域からそういうご要望があれば、私、また量も多くなれば、その2回というものも考えなきゃならないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

私は、根本的に話の筋が違うと思っております。市役所というところが、市の行政をつかさどっており、住む地域によって、この福祉サービス、市民生活のサービスに異なりがあるということが、当たり前のように今まで行ってこられたことが間違いであって、きちんと平等にあることが普通なんですと私は考えています。

市民はそういうことを知らせられないよう

に、地域ごとにしか、この出し方表をいただ
いていないわけです。これが全市一斉に出さ
れたら、もっと早く気づかれて、もっと早く
苦情があったのではないかと、一言言いたい
と思います。市長、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今の発言の中で、平等であり、また今、言
ったように、このごみの表につきましても、
地域の方々とお話をして、今まで自分たちの
のがいいと言っておりますので、私は、やは
りそこも尊重していかなきゃならない。

議員がおっしゃいますとおり、何かサービ
スが低下したとか、悪いとか、そういう考え
方は持っておりませんので、さっきも申し上
げましたとおり、もう統一、みんなで一緒に
するということがあったらそれでもいいし、や
はりその話し合いをするときに、今までして
きたことがいいということなんかで、4地域
ごとに表もつくっておりますので、ここあた
りにつきまして、議員だけじゃなく、また自
治会長、いろんな方々とはお話をしていきたい
というふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

それはまた検討していただきたいと思いま
す。

いちき串木野市では、センターのほうが無
分別のものは可燃ごみとして入れないよう
になっていますが、日置市においては、それが
スルーしているというふうに思います。同じ
業者さんが、あちらの市でもこちらの市でも
認可業者として収集されておられて、そこ
にお伺いした話です。

いちき串木野市でなぜ分別されないと、可
燃ごみに関して企業ごみですけれども、入ら
ないかという、クリーンセンターが、それ
はだめですと言われるので、持っていったら
自分が分別しなければならない。だから、事
業者さんのほうに、もう法律が変わったので、
一緒に混ぜては持っていけないんですよとお

願いをしています。

そのときに、一たんは、お宅は使えないと
言われて、ちょこっと減ったこともあったそ
うなんですけれども、もうこういう法律が施
行されておりますので、皆さんも今はわかっ
て、お弁当の廃棄物なんかも、容器を外して、
ちゃんと洗って分別して、可燃ごみとリサイ
クルごみを分けているそうです。

どうしてこれが日置市でできないのかなと
思いますが、市長はどうお考えになられます
か。

○市長（宮路高光君）

今さっき答弁しましたとおり、リサイクル
センター、この事業所の分につきましては、
それぞれ指定ごみの収集車の方が持ってきて
おります。このことにつきましては、業者の
方と、特に一番砦でございますステーション
の方で、もう一回チェックをさせて持ち帰り
をする、こういうものがまだ徹底されない
というふうに、今、お伺いしておりますので、
また、担当課を通じた中で、徹底できるよう
努めていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

じゃあ、よろしく徹底されたいと思います。

あと、ごみ収集所の増設については、既に
市のほうでもやっているのはわかっています。
しかし、市民がごみ収集所が増設できると、
知らない方がたくさんおられるということで、
今回、あえて質問させていただきました。

私が議員になってしばらくしたころに、高
齢の女性の方が、ごみを持っていくことが困
難で困っている。もう夫が車に乗せて出して
くれていたんだけど、夫が亡くなったため、
今は、遠いごみ収集所まで自分で歩いて
出すのが本当に大変です。

もっと近くに設置はできないですかという
のを、ご相談を受けまして、担当課と自治会
長さんとで話し合ってください、すぐ対応し
ていただきました。

で、その方の対応したことで、その近隣が幾つも、ごみ収集場所が意外と近い場所に設置ができるようになったんです。

これは、市民の方が言われるには、近所の人たちと、そういう話をしておりましたが、「そげなこっがでくんもっか」と、もういつもたしなめられていた、そのことを私に話され、私も、担当課のほうにお願いにいったら、そういうことはできるようになっているということでありました。

今回、言いたいのは、市内のごみ収集所の設置状態を総点検されて、高齢者の多い地域は、先ほど1.2kmとか1kmも、ごみ収集所までが、あるところは自治会長さん等にも、市のほうからぜひそういうお話もされて、高齢者の対策、過疎化の対策としてぜひ点検をしていただいて、市民の声も聞いていただいて、こういう状況だったら増設できるのでということを推進していただきたいということでお話を申し上げましたが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

推進するということじゃなく、今言ったように設置はできます。基本的にできる中においては、やはりこの管理を含め自治会といますか、そこがまたそれぞれの清掃したりやっておりますので、そういうこともきちっと、その地域でできる場所なのか、やはりそこあたりも十分していかなきゃ、ただ、つくっただけで、ぼんぼんと収集するということではできませんので、やはり後の掃除もし、いろんなことはやはり地域の自治会長とも、十分、このことについては協議もさせていただきたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

あと、もう1分ありませんので、最後、まとめてください。

○1番（黒田澄子さん）

はい。過疎化地域のごみ出しで高齢者が転

倒して病院に通っていたり、下り坂や上り坂を一輪車を押しながら、もうごみに持っていかれて体がよろけて転倒したという方が、結構、高齢化地域の中ではおられるということをおある病院の方にかがいました。

治療をなさっている方たちが、「おばあちゃん、どうしたの」と言ったら、「ごみを出しながら転んだの」ということをよく聞きますというふうにかがいました。皆、日置市民の方です。

また、県道沿いのごみ収集所では、大型車に吹き飛ばされそうになって、見ているのも怖いというところもございます。もちろん、一斉につくれということではございません。私たち、ここにいらっしゃる方たちが、もう20年、30年後は、皆さん高齢者で、ごみを出すのも本当に大変な時代になってから施策を打つのではなく、今のうちに、今の高齢者の方たちを守るように、今後、高齢化社会に入っていくわけですので、そういうことも丁寧にお示しさせていただきたいと思って、まず今回、いつも一般質問させていただきました。

最後に一言お願いします。

○市長（宮路高光君）

今、ご意見ございましたとおり、十分、また自治会、また衛自連、またいろんな方々とも相談して対応していきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日日程は終了しました。9月20日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時35分散会

第 3 号 (9 月 2 0 日)

本会議（9月20日）（火曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	銚之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。田代議員から欠席届が提出されていますのでお知らせします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

おはようございます。厳しい社会情勢の中で、生活保護などの制度について、本市の実態や制度そのものの矛盾など、市民からさまざまな声を耳にしております。

憲法第25条は、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしております。

生活保護法は、この憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

そこで質問をいたします。もはや全国で生活保護受給者は、約147万世帯、200万人、保護費総額は3兆4,000億円にも及ぶと言われておりますが、本市の保護世帯の数、内容など、実態はどうでしょうか。また、申請時の調査として、保護の種類、程度及び方法などと、その要否については、適正かつ公平、慎重になされているのでしょうか。

今、私たちの周りでも職は少なく、我々市民の多くも生活状態は、非常に厳しいものが

ございます。税金の滞納など、今後もふえる可能性は高く、市民の中には生活保護受給者をうらやむ声さえあります。年金や最低賃金との不整合など、モラルハザードを招いている気もしますが、不正受給などはないでしょうか。

次に、生活保護法第60条、生活上の義務、同27条、指導及び指示について、被保護者は、その責任を果たしているのでしょうか。市民から生活保護の世帯なのに、目に余る生活態度だというような声を聞くこともありますが、その実態をどのような方法で調査し指導しておられるのか質問をいたします。

そして、何よりも自立を助長することが最終目的であります。就労支援のための取り組みは十分でしょうか。本市での実態についてお伺いをいたします。

また、生活保護制度とは趣旨も違うかもしれませんが、児童扶養手当、就学援助費などでの不正受給はないでしょうか。

就職難の今、被保護者の就労支援は当然ですが、これ以上保護世帯をふやさないためには、市民の生活基盤の確立が最も大切なことであります。

私は、平成20年6月の一般質問で、吹上浜沖合での巻き網船の操業について、その解決策を質問をいたしました。当事者同士での協議が最優先であることはわかっておりますが、現在も巻き網船の操業は続き、地元漁師は全く魚影が見えなく、チリメン漁、一本釣りともに不漁続きであります。やりくりをしながらの納税など大変だ。我々も生活保護の申請をして楽をしたいというような声まであります。あれから2年が経過しますが、市長、その後の行政の取り組みはいかがでしょうか。

さて、さきに改正されました教育基本法は、教育の目標の中で伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うと規定しました。

また、学校教育法は、義務教育の目標の一つに、我が国と郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うと改められました。

3月11日に起きた東日本大震災からの一日も早い復興のためにも、今こそ国民が心を一つにしなければなりません。復興の合言葉となった「きずな」を取り戻すためにも、我が国の現状と歴史を踏まえ、建国記念の日を、その象徴として祝うべきだと思いますがいかがですか。

合併前の伊集院町では、独自に建国記念祝賀会を開催していたとのことでありますが、なぜ取りやめになったのでしょうか、その理由をお聞かせください。日置市主催として、今こそ復活すべきだと考えますが、市長、教育長の見解をお伺いをいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の生活保護制度等の適正な運用について、その1でございますけど、保護世帯は、平成23年7月末時点で368世帯で、前年同月よりも14世帯増となっております。被保護世帯の状況は、全国的な傾向と同じように、景気低迷による失業等で収入がなくなり保護を受けるようになった「その他の世帯」の割合がふえております。

2番目でございます。申請を受理して決定を出すまでの調査は、1人の担当者が法定期間内の処理の原則にのっとり、プライバシーに配慮した訪問調査や関係機関調査等を適正に行っております。

申請時の調査を具体的に申し上げますと、直接、申請者の居住する住宅や病院を訪問して、生活状況等の聞き取りを行う訪問調査と関係機関への照会を行う関係機関調査があります。関係機関調査につきましては、申請者の資産調査として土地や家屋などの不動産や

自動車の保有状況、預貯金や生命保険の有無を法務局や金融機関等の関係機関に調査書にて照会を行っております。

また、扶養親族への扶養義務調査として、原則的に申請者への扶養義務が生じる親族に対し、申請者に対する扶養の可能性の有無を調査書にして照会します。また、年金や手当、自立支援給付等が十分に活用されてるかどうか調査を行います。

3番目でございます。生活保護の決定は、申請が出されると、適正な調査を行い、基準に基づいて申請世帯の最低生活費、収入状況で判断して決定しているため、不正受給はないと認識しております。

年金や最低賃金との不整合に関しましては、本年度、年金受給額は消費者物価指数の変動がマイナスであったことに伴い0.4%の引き下げが行われたところでございます。国が示す高齢者単身世帯の生活保護費と比べると、若干であります。依然として国民年金額が上回っている状況であります。

なお、モラルハザードに関しましては、就労可能であるにもかかわらず就労していないといったことがないように就労支援員を活用したハローワークへの同行訪問援助を行い、就職へ結びつけたいと考えております。

また、保護申請前に国民年金保険料を払えずに、年金受給要件があと少し足りずに年金を受給できないといった方に対しては、年金保険料の任意加入制度による保険料の追納指導を行い、年金受給が可能となるように援助していきたいと考えております。

このような援助に加え、収入申告等の書類の適時、適切な提出、報告指導により、生活保護者の不正受給につながらないように、これからも適切な指導や援助に努めてまいりたいと考えております。

4番目でございます。被保護者は、生活上の義務や指示等に従わなければなりません、

調査や指導については担当のケースワーカーを中心に実施しております。具体的には訪問調査時にしおり等を配布して制度を周知したり、状況調査を行い、その場での口頭の指導、必要があれば文書での指導を行ったりしております。また、民生委員等からも情報提供をしていただき、被保護者として節度ある生活を送るよう指導につなげています。

5番目でございます。被保護者の中には65歳までの稼働年齢層に対する就労支援に力を入れております。平成22年度から就労支援員も配置し、ハローワークと連携して被保護者の求職活動の支援を実施しているところでございます。

平成22年度の実績では、22名の保護者に対して就労支援を行い、17名が就労しました。そのうち現在も就労中が7名、保護の廃止による自立が2名となっております。

6番目でございます。児童扶養手当は、福祉課子ども係と連携して、収入によって認定しています。また就学援助費は、教育委員会へ保護開始の情報を提供し、二重の受領が起らないようにしています。そのほかの収入については、関係機関と連携し把握に努めているため、保護費の不正な受領はないと認識しております。

しかし、年金の追徴受領や就労収入の認定漏れ、各種就労外収入の申告忘れなどの事情で保護費との関係で不正受領などあった場合には、費用返還の処理を行い、保護費の正当受給に努めております。

2番目の吹上沖合の巻き網船の操業についてでございますけど、このことについては、平成20年6月、平成21年6月でご質問をいただきました。その後、行政としての対応はどうかとございますが、平成21年1月に県に対しまして要望を提出しましたが、県との協議の中、西薩地域の漁協の要望の取りまとめを江口漁協に依頼されておまして、こ

れまでのところ、西薩地域の漁協においては要望の取りまとめまでには至っていないところでもございます。

日置市といたしましても、隣接するいちき串木野市、南さつま市とも連携して、巻き網船の問題に対処すべきと考えており、現在のところ、西薩地域の漁協の要望が取りまとめられておりませんので、解決に向けた糸口が見えてないのが実情でございます。

3番目の国民の祝日、とりわけ建国記念の日を日置市独自で祝うべきと考える。どう思うかということでございます。

旧伊集院町では、平成16年度まで、過去32回の建国記念日の祝賀会を実施いたしました。行事内容は、花壇コンクールの表彰、心を結ぶ家族への手紙コンクール表彰、国歌斉唱、町民憲章の朗読、中学生の抱負発表、またスポーツ少年団の奉仕作業を行ってまいりました。

このような中で、花壇コンクールは、平成16年度から中止しており、また家族への手紙コンクールも、主催者の郵便局が実施しなくなりました。このようなことから、総合的に判断し中止に至りました。

吹上地域におきましては、毎年恒例になっております永吉南郷会主催の「建国記念日の日剣道大会」が日置市を中心とする近隣の小中学校の少年、少女剣士、約30チームが集まり、日置市吹上浜公園体育館において実施されております。大変多くの小学生、中学生が参加しておりますので、市の協賛とさせていただきます。

2番目でございます。基本的には、市の行政としての主催でなく、今後、各種団体が実施した行事について協賛、支援をしていきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

生活保護制度等の適正な運用について。就学援助費などの不正はないかということでございますが、就学援助費の申請は、学校長へ申請書を提出し、学校長は就学援助が必要である旨の意見を記載し教育委員会に対してなされております。

認定に当たっては、日置市就学援助費支給要綱により、市民税の非課税世帯、児童扶養手当の認定世帯など、要件の調査確認を行っております。確認の際には、当該年度の市民税課税所得証明並びに児童扶養手当の認定状況等を調査していますので、認定に当たって直接の不正はないと考えております。

建国記念の日のことについてですが、1番目については市長のほうから答弁をいただきましたので、2番目について、学校の状況についてご答弁を申し上げたいと思います。

本市の小中学校の学校教育における祝日及び建国記念の日の学習状況ですが、小学校第6学年社会科、「我が国の政治の働き」において、政治の働きと国民生活との関係の具体的な事項として、国民の祝日に関する法律の内容や由来などを取り上げ、祝日の意義を考えるとという学習が行われておりますので、この中で「建国記念の日」の学習も行われております。

○16番（池満 渉君）

まず冒頭に申し上げておきますけれども、この生活保護の制度により、本当に厳しい人たちの多くは救われているということは、これは冒頭に申し上げておきたいと思います。障がいを負ったり、あるいはどうしても大黒柱を亡くしたとか、何とか、もうやむを得ない場合で、この制度を活用をしている市民がたくさんおります。

ただ、一部の中に、果たしてどうかというような市民の声があるのも事実でありますので、このことについて、本当にどうなのかということで質問をしたわけです。そして、

そういったような態度、そのものが一生懸命厳しくても働く、そして納税をしている市民に対してやる気をそぐような結果にならないかと、そこを心配しての質問でございます。

全国で、先ほど申しましたけれども147万世帯、200万人ということでありました。そして金額が3兆4,000億円という膨大な額でありますけれども、今本市の実態についてお伺いをしましたが、平成22年の決算で結構でございますので、本市の生活保護、扶助費、いわゆるそれに係る総額を幾らになるかお示しをいただきたい。

そして、国が4分の3ということですが、あとの4分の1は、恐らく日置市の持ち出しと、自己財源ということになると思いますが、その一般財源の額は幾らになるのかということをお示しをいただきたい。

それから、これは直近、23年度今で結構ですが、全国平均と、それから本市のパーミルについて幾らなのかということをお知らせをいただきたいと思います。

○福祉課長（野崎博志君）

平成22年度の生活保護費の決算の総額でございますが、8億979万9,062円でございます。それと本市の負担額は幾らかということでございますが、今申し上げました歳出総額から返還金がございますので、その返還金が392万2,266円ございます。それを差し引いて、本市の負担4分の1でございますが、1億9,331万5,796円となっております。

それと全国の保護率等でございますが、全国の数値が23年の2月現在でしか持っておりませんが15.80%でございます。それと、県が23年の6月現在です。18.50%、本市が11.56%でございます。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

22年度で8億円を超える。そして本市の

持ち出しが、大体2億円弱というところがございます。総数もまずふえてきているということですので、この額は、このまま行きますとふえ続けていくということになります。

その人口1,000人当たり何人かという数字ですよね、このパーミルというのは。全国が15.8人と1,000人に対してという、本市は、まだ11.56と低いですが、やっぱりこの数字は注視をしていかなければならないと思っております。

この法律の中で、いわゆる憲法第25条をその精神を中心に持ってきてということで、生活保護法の第3条でも、そのことを法の目的としておりますが、この二つの中で、最低生活として、健康で文化的な最低限度の生活水準というふうに規定をしております。もちろん保護費は、例えば都市部、鹿児島市とか、あるいは日置市とか、何とかという地域によっても違いますし、それぞれの世帯構成、人数などによっても十分違います。内容も違いますけれども、市長は、このいわゆる最低限度の生活水準というのが、私も非常にこうはっきりここ辺ということを引きません、どの程度の生活だとお考えですか。そこを、市長がお感じになる最低限度の生活ということはどこ辺だと思われるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

通常、国民年金の最低金額というのが、いろんな標準になるというふうに思っております。それぞれの最低の中におきます国民年金の月額、これが一つの目安として生活保護も支給されてるというふうに思っております、今最低6万円ちょっとかなというふうに思っておりますけれども、そういうことが最低制限の中におきますこの国の法律、または生活保護法に基づいた最低制限じゃないかなというふうに認識しております。

○16番（池満 渉君）

収入の基準というものを示せば、大体そこ辺だろうと思います。一概にここ辺という線を引くのは、非常にこう厳しいかもしれません。ケース・バイ・ケースもございますので。月額6万円程度ということで示しますと、市民の中には、この6万円程度よりももっとやっぱり少ない収入の中で生活を強いられている人もいます。

国民年金でも2カ月に三、四万円という方もいらっしゃると思います。もちろん、その制度、あるいは年金を掛けた期間が短かったとか、本人の責任によることもあるでしょう。こういった人たちは、ある意味、生活保護を受けてる世帯よりももっと厳しい生活をしている、収入面で言えばですよ——ような実態であります。

しかし、あくまでもこの生活保護制度というのは、要保護者が、いわゆる生活保護を受けたい、受けたいというか、そうでなければもう厳しいという方が申請をするわけですから、申請主義ですので、そういった厳しい方を見つけて回れということまでは言いませんけれども、受けたくても受けられない人、あるいは受けない人、自主的に受けないと。私は、今の生活で頑張るんだといって受けない人や、それぞれであります。

一方、地方自治体としてはパーミルを上げたくない。もちろん本市でも2億円近い一般財源を出しますのでというようなやり方、上げないという、そのために頑張るんだという、そういう方向もありますけれども、この憲法第25条の理念からすれば、厳しい国民は、しっかりと国が補償するんだというこの理念からすれば、実は、かなりこう不公平感もあるような気がしております。

このような実態と制度とのギャップということについて市長はどのようなお考えをお持ちかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

生活保護を受給している人もそれぞれ368世帯ありますけど、高齢者でその収入がない。また病気であるとか、また若い方々でもあります。今おっしゃいましたとおり、この基準というのは大変難しい部分があるというふうに認識しております。

特に、今私どもが努めているのは、この仕事のえり好みと申しますか、そういうものじゃなく、就労をして、この生活保護をいただいている体が健康であったら何でも働くんだという、そういうことをやはりやっていくことが大事であるし、どうしても高齢者の皆様方においては、病気とかあったときは就労というのは難しゅうございますので、やはり私ども行政においては、この就労の活動と申しますか、そこまで導いていく、これが一つの努めをしながら、そういう不均衡と申しますか、こういうものをなくしていく努力をしていくことが一番大事であるんじゃないかなというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

私は、今のこの生活保護制度の問題点、3つ、4つあると思います。一つは、真に保護すべき生活困窮者が保護されていないこと。そしてもう一つは、生活保護の基準というのは、不足分を補う程度というふうに明記しておりますが、実際はこの保護が手厚過ぎること、そしてそのために不正受給が出てくるということがあること。そしてもう一つは、最終的な目的である就労支援策がうまく機能していないこと。この3つだろうと思います。

この保護が手厚過ぎることと、それから就労支援がうまく機能しないことというのは、その背景には、働いて新たな収入が得られれば保護を打ち切られるおそれがあるかもしれない。そして、最低保障をしてもらっているから、そのことが逆に就労意欲をそいでしまうというような変なこう奇妙な関係が出てきているように思います。

私は、市民の方に、そのような話を聞いて今回の質問にもなりましたけれども、極端な例では、保護費が、保護費の支給があったときに、保護費があるうちにはパチンコやカラオケ、飲み代など、そのまま遊興費に使ってしまうと。そういったような生活態度を実際に市民の方々が、もしかしたらあの方はというようなことで見ているんじゃないかと思いますが、このように遊興費に使っているというのは実態はどうなんでしょうか。そこ辺の情報などありませんか。

○福祉課長（野崎博志君）

今おっしゃるようなケースは、今、今年度で投書で3件ほどいただいております。あと電話等でも数件いただいている状況で、おっしゃるように、パチンコをしたり、毎晩飲み歩いているというような情報、投書をいただいているところでございます。

そういった方につきましては、うちのケースワーカーが、担当のケースワーカーがいますので、そういう情報を知り得たときに、直ちに指導に行くようにはしております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

投書の内容などについては、やっぱり今言ったようなことが書かれていたりするということではありますが、生活保護法第27条では、行政側の指導及び指示として、そしてまた第62条では、被保護者、いわゆる受給者のほうは指導などに従う義務があるというふうに規定をしております。

今、福祉課長のほうで、その投書や電話などによって、そのような情報の中では指導をしたりしていると。ケースワーカーが訪問もしたりしてということではありますが、これまでにどのようなケース、実際に、具体的にどのような指導及び指示をされて、それは指導、指示によって改善されているのか。実態はどうなのかということをお伺いをいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

指導につきましては、まずケースワーカーのほうが出向いて、事実かどうかを確認して注意を促します。あと、ひどいようなケースになりますと、私も一緒に出向いて指導していくということで、指導をして、数週間とか、数カ月は聞いてくれたりはするんですが、また逆に戻ったりというケースもございます。

そういった方につきましては、ケースワーカーのほうで継続的といいますか、月1回か、月2回程度は、もう必ず指導をしていくよというところで訪問しているところでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

この保護費を遊興費に使うということは、第60条生活上の義務ということで、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持向上に努めなければならないというふうに、いわゆる被保護者に対して規定をしているわけでありまして。

実際は、保護、指導、指示を何回かしても聞かないという場合には、この第60条ということに違反するんじゃないかというふうに思いますが、これは、そのものが不正受給に該当するんじゃないですか。1回や2回はもちろんそうでしょうけれども、二、三カ月状況を見て逆戻りをしたとか何とかという場合には、私は、どうも不正受給のような気がします。普通に頑張っている市民に対してどうも示しがつかないんです。

さらに生活保護法の第62条では、従わな場合は保護の変更、停止、または廃止の処分をできると規定をしておりますが、これまでにこのような生活実態がある受給者に対して変更や停止、あるいは廃止を実行した例がございますか、いかがですか。

○福祉課長（野崎博志君）

私生活の面において飲み歩いたり、パチン

コをしたりという部分では、実際廃止、停止というのはございません。

先ほど、毎晩飲み歩いてたというようなケースがあると申し上げましたが、その方につきましては、朝食、昼食を抜いて夜だけと。それが楽しみで何と申しますか、そこに生きがいというか、そういったのを楽しみで生活をしているという状況で、そちらに充てているというようなことでございました。

それにしても、見た目が悪いといいますか——というような話をいただいておりますので、そういったところも回数は抑えてというようなことで注意はしているところです。生活保護者といえども、自由というか、人権もございますので、なかなかそこで停止、廃止というケースはございません。

それと、停止、廃止については、就労のほうで、就労をしなきゃいけない年齢層にある方については指導しているんですが、そういった方で勤めなくて車を持っていたりとかいう部分では、車を廃車しなさいという指導をしていくんですが、廃車しないで停止、あるいは廃止にしたというケースは最近で1件ございます。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

今福祉課長がおっしゃった、いわゆる被保護者にも人権があるということですよ。この27条の指導及び指示のところに、もちろん書いてございます。被保護者の自由を尊重し、必要最小限に、その指導・指示はとどめなければならない。また、意に反して指導・指示を強制し得るものではないというふうに法律では書いてあります。

しかし私は、明らかに幾ら飲み方が趣味というか、生きがいであったにしても、何とか自宅で飲むとか、公然と飲み屋に出歩くとか何とかということとは、やっぱり慎んでもらわなければ、全体に対する示しがつかないとい

うような気がいたします。

やっぱり保護の停止か、廃止になりますよというぐらいは強気で言ってもいいと思いますので、そこら辺は一般財源の2億円を持ち出しているわけですので、市民全体のことを考えれば厳しくやっぱり指導すべきだというふうに思います。これは市民の声でありますので、ぜひ現場の担当としてしっかりと注視をしていただきたいと思います。

この生活保護の制度は、受給者ばかりではなくて、そのほかの分野にも幾らか影響がやっぱり出ております。今、全国のこの保護費3兆4,000億円と言いましたが、大体半分ぐらいが医療費でございます。医療費扶助というのがありますが、もちろん生活保護受給者は、体が弱かったりとか、何とかということで医療機関にかかる。受診する率は、普通の人より高いこともよくわかっておりますけれども、しかしそれは一方からいえば、いわゆる医療機関からいえば本当にいいお客さんなんです。私が知っている病院事務長、その友達が言うには、生保世帯は、本当に病院に対しては取りっぱぐれがないから本当にいいですよということを現に言うわけでありませぬ。

もちろん、そのことを余りにも調査、規制することは難しいかもしれませんが、全国で、以前、向精神薬、いわゆる睡眠薬とか何とかといったようなものの大量入手とか、あるいは不正転売とかいうような事件もありましたけれども、本市においては医療費の関係でそこ辺についてはございませんか。レセプトの点検などからの調査、そういったような実態は見えないでしょうか、いかがでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

本市におきましても、レセプト点検を行っているわけでございますが、そのような状況は今では確認できておりませぬ。

○16番（池満 渉君）

今、そのようなことがないということで安心をいたしました。

それから、この住宅扶助もあります。住宅扶助を受ける。いわゆる生活保護者が劣悪な住宅環境の中に、ここ辺ではないのかもしれませんが、集められて、貧困ビジネスというようなのが出ているところもございませぬ。本市については、この住宅扶助について、そのことを悪用するような例とか、あるいはケースといったようなありませんか、いかがですか。

○福祉課長（野崎博志君）

本市におきましては、そのようなケースは確認できておりませぬ。

○16番（池満 渉君）

幾らか安心したところであります。

先ほど市長が答弁の中で、本市の受給者の内容についてお示しをくださいました。生活保護の世帯は、平成7年を底に、この15年間、大体2.3倍に伸びているわけでありませぬ。市長の答弁の中にもありましたように、高齢者、母子家庭、障がいを持つ世帯というところが大体2倍であります。

しかし、その他の世帯という、働けるぐらいの年代の人、これは社会現象があつて、不景気の問題とか、いろいろあるかもしれませんが、そういったところが約5倍に急増をしているわけでありませぬ。終戦直後に迫る勢いだと言われておりますが、こういった人たちについては生活保護じゃなくて、もっと別な救い方というのが必要なのかもしれないと思ひますけれども、本市の生活保護世帯の内容についてですが、高齢者世帯、そして障がい者世帯、母子世帯、それからもう一つ、いわゆるその他世帯というものの、この368の割合はわかりますでしょうか。そこをお示しいただきたいと思ひます。

○福祉課長（野崎博志君）

368世帯は7月末時点での数字でござい

まして、今持つてる分が6月分でございます、366世帯の分についての内訳を申し上げたいと思います。

高齢者世帯で126世帯、母子世帯で27世帯、障がい者世帯が39世帯、傷病者世帯というのがありまして、これが59世帯、その他の世帯というのが102世帯で366世帯になっております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

このその他の世帯というのを、どうしてもやっぱり減らしていかないとならないと思いますが、このその他の世帯という方々に対して、特に就労支援を重要視していかないといけないわけですが、本市も22年度からケースワーカー、就労支援員をお願いしてるということでしたけれども、この就労支援員の方々が、そういったその他世帯の方々を訪問したときに、被保護者、いわゆるそういった方々の声、態度から就労意欲が低下してるんじゃないかというようなことを感じられるのかどうかということをお伺いをしたいと思います。

といいますのは、17名、仕事の世話をしたけれども、10名がその後離職して、3名がそのまま続いていると。3割が続いているということでしたけれども、生活保護を受けることによって、就労意欲も減退していくんじゃないかという気がします、そこ辺のケースワーカーが訪問した実態、その声といったようなものは、そこ辺は感じられなかったでしょうか、いかがでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

就労支援員の行動といいますか、動きなんです、本人の自宅に訪問してというのじゃなくて、電話連絡等をして、ハローワークのほうで待ち合わせて、ハローワークで求人情報とかを見て指導していくと。あと、中には履歴書を書けない方とかいらっしゃるす

るので、そういった補助をしていくという作業をしております。

おっしゃるように、中には、なかなか就労意欲があるのかないかわからないような、この業種は自分に合わないとか、こういう業種はきついかいという意見もあるようです。

そういった声も昨年度からの反省で聞いておりますので、今年度は、とりあえず勤めなさいと。その職種を選んでも場合じゃないよと。とにかく一回勤めてごらんというような指導をしていきなさいというふうに指示を出していますので、今各活発に動いているというような状況でございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

この就労支援のためには、もちろんハローワーク、職安との連携もそうでしょうけれども、まずは役所内の連携も必要だと思います。

例えば、企画課あたりでは企業誘致ができて、企業が募集をしてるとか、あるいは農林水産の関係では、農業の新規就農者の制度がありますよとか何とか、いろいろ情報もあると思いますが、そこ辺での役所内での就労支援に対する連携は十分とれているんでしょうか、いかがですか。

○福祉課長（野崎博志君）

役所内でのそういった企業誘致に関する部分での就労という部分では、連携はまだいたしておりません。

○16番（池満 渉君）

十分連携をとっていただきたいと思います。何よりも本人のやる気が一番でありますけれども、今枕崎の鯉節工場では300人を超える中国人が働いております。きついか何とかとって、地元の人たちがなかなか就労をしない現場に外国の人たちが来ているわけです。また本市でも、本市だけでなく、農地は荒れ放題、農家の農業をこれからどうするかといったような心配もございます。

また、法律の中では国民に3つの義務があって、その一つは勤労の義務であります。しかし、今あったように実態としてはなかなか希望する職がないとか何とかといったような意見もあるようですが、これまで義務の遂行より権利の主張ということに重きを置いてきた、やっぱり教育社会のひずみが今出てくるんじゃないかという気がしております。

そこで一つ市長に提案をいたしますが、努めなくても自立して仕事をするとか何とかという機会をつくるために、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第18条の2、つまり資源ごみの持ち去り禁止であります。この部分については、廃止、削除するというのはいかがでしょうか。

いわゆる資源ごみ、段ボールとか、引き取ってもらえるようなものをこれまで集めて、それを自分の収入に充ててた人もありました。もちろん市内の人ばかりじゃなかったかもしれませんが、そういったような人たちが、自分で自活して仕事をするという部分を、行政がわざわざこう奪い取ってるんじゃないかという気もしないでもありません。実際に、そのときには集荷場が散れるとか何とかということもありましたけれども、生活保護を受けずに自立をしていく。そういう人が出てくる可能性もあると思いますが、そこ辺はいかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、今はそういう一つの資源ごみを回収し、それを資源とする。このことは、大変一つの提案だというふうには思っております。

条例と、今おっしゃいましたこの条例の中におきまして制定したのは、基本的にやはり市外からいろんな方々が来ておった。そういう事実もございまして、こういう制度もつくったというのも一つでございまして。

ご指摘のとおり、この資源ごみを含め、ま

た私どものほうにも収集業者もいらっしゃいますので、そういう事前にステーションから抜き去りじゃなく、自分で努力しながら、それぞれの店を含め、その資源ごみの回収の仕方はいろいろとあると思っております。そういう指導はやっていくべきなことであるというふうには思っております。

○16番（池満 渉君）

何とか、やっぱり行政も、少しでも、そういう保護世帯を減らして自活できる状況をつくる努力がやっぱり必要だと思います。ごみについても、本当にこれからずっと行政が回収できるのかと、この財政状況でですね。なるだけ自前で、あるいは民間に任せていけるような動きになっていくような気がいたします。

もう一つ、先ほどお伺いをいたしました吹上浜の巻き網の問題であります。これは魚が単にとれないとか、いないという自然現象なら私は何も言いませんが、一方に、そういったような巻き網業者もいて、そして許可を出すのは県、それから市長がおっしゃった地元的意思統一がとれてないというようなこともおっしゃいましたけれども、そういったようなことも問題でしょうが、何とかチリメン漁との駆け引きなどもあるようですけれども、両方が立つようなテーブル、一緒にテーブルに着いてほしいというようなことを、ぜひ、もつれた糸をこうほぐすように、行政のほうでも続けて努力をしていただきたいと思えます。このことは要望しておきます。

さて児童扶養手当、就学援助費については何もないと。もちろん児童扶養手当もそうでしたけれども、私は補正予算の審議のところでも、この手当がふえてる原因は何かということを知りました。離婚の増加、それがふえてる原因だというふうに答弁でしたけれども、この離婚理由ですが、いわゆる死別など、本当に大黒柱を失ったといったような予想し

なかったことが起きた場合、それと、本人同士での、いわゆる協議離婚というんでしょうか、いわゆる離婚でも同じように、無関係で、この手当は支給されるのか、そこをお伺いをいたします。

といたしますのは、先ほど言いました生活保護のところで言いましたけれども、市民の中で、実際は戸籍上は離婚していると言ってるけれども、夜はだんなが帰ってくるよとか、一緒にいたよとか、そういったような事実上は婚姻関係があるような話も聞いたりしますが、そこ辺については調査をされているのか。その場合には、支給は取り消しになるのか。そこ辺はどうですか。

○福祉課長（野崎博志君）

児童扶養手当でございますが、まず受給資格の審査を毎年8月に行っております。その現況届を出していただいて、そこで調査をしているというような状況でもあります。

おっしゃるように、もう男性の出入りがあったり、もちろんご主人がいらっしゃったりというような方には児童扶養手当はございません。それとあと、男性のほうから仕送りとか、援助費みたいなのがあっても、それが確認できるようであれば、児童扶養手当はとめます。そういったようなものであります。

おっしゃるように、児童扶養手当についても、何件かの電話があったり、投書があったりということではありますが、先ほどと同様、すぐ事実確認をして、調査をして聞き取りをしております。そういった中で生計が違ってしまうようなことがあれば、誓約書をとって守っていただくと。その誓約書の中身も、もし事実があればとめますよというようなものを入れているというような状況で、現在は不正の受給はないというふうに、私どものほうでは思っているところでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

これから夫婦別姓のそういったような法律などが、もしまかり通るとすれば、この婚姻関係の不正というのは、もっと横行してくるような気がしております。

私が心配をするのは、この親がそのようなことをして生活をした場合に、子供がその後ろ姿を見ておれば、子供に対しても、その後、将来まじめに働いていくんだというようなことが欠けていくんじゃないかというのを心配をしております。要するに、単にお金の問題じゃなくて人間としての誇りの部分であります。

そこで、本市の市民の声として非常に生活保護についてもいろんなことの実態が届けられる現場に分けてあります。国と地方の協議は続いておりますけれども、市長が、ぜひこの市民の声として、生活保護の実態を上げる上に具申するという機会が今あるんでしょうか。その実態が。届けると。実際こういうふうにですよ。実態はおかしいところもありますよというのを届ける機会がありますか。

それともう一つ、このモラルの低下ということで申しますと、末端であります現場の福祉事務所、福祉課のこの現場の長として、市長は今後、このモラル向上について行政としてどのように取り組んでいこうとされるのか。そのことをお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、この前三位一体改革という中におきまして、この生活保護の問題で、国としては地方におきます中で、やはりその権限という部分で、我々市町村で決定はいたしますけど、国としてはやはり増加してる中において、どうしても国庫補助の問題を含めて抑えていきたい。そういう趣旨があり、最終的には、その現状の中で終わったわけなんですけど、やはり国といたしましても、この生活保護を市といえども抑えたい、そういう見え隠れする部分があり、また今国と市町村の場におきま

しても、協議の場というのが出てきておりますので、そういうところで、十分市町村側といえますか——地方側の意見というのは、述べられる機会があると、私ども市長会がごさいますので、今ありましたことについてもいろいろと市長会の中でも論議しております。

基本的にこのモラル、本当に今この世の中で、この道徳といえますか、その子供だけじゃなく、やはりこの大人も含め、やはりさっきもご指摘ございました義務と権利の問題、やはりどうしても権利だけを主張していく部分がこの世の中大変多い部分があるという部分的には、私自分自身も思っております。

やはり義務という、国民として何をなすべきか、やはりこの義務というのがやはり優先していかなければ権利とバランスというのは本当に構築できないと。やはりここあたりの道徳という一つのモラルの問題を、いろんなあらゆる場の中で今後指導といえますか、普及といえますか、そういうことをやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

残りがもう1分ありませんので、最後までめていただきたいと思えます。

○16番（池満 渉君）

さて、最後に建国記念日の件でございます。改正された教育基本法では、これまで小学校の教科書の中で国民の祝日というのは恣意的に幾つかを選んで、その内容を教えてきたんですが、今度変わってからは、すべての国民の祝日の内容をしっかり教科書に記述するようになりました。

そういったような流れもありますので、この建国記念日だけでないかもしれませんが、せめてこの日については、本市独自で何かをやるべきだと思います。いろんな市民の声がございます。そのことも承知しておりますけれども、祝日に関する法律というのがちゃんとありますので、国民こそって祝い、感謝し、

または記念する日と規定しておりますので何ら躊躇することはないと思えます。日置市独自で、このお祝いをするということの内容は別としても何とかお考えをいただきたいと思えますが、そのことについて、再度、市長、教育長のお考えをお伺いして質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、このことにつきましても、この行政として主催する中においては恐らく賛否両論あるというふうに認識しております。旧伊集院町におきましても、やはりスポーツ少年団、子供たちの育成、こういう意味の中で建国記念日のそれぞれ行政の中でやってまいりました。

今、この世の中の中で、私ども、今議員がご指摘のとおり行政主体でやると、ここには大変いろいろとまだいろんなご意見といえますか、こういうものをお聞きした中で決めていかなければ大変難しい部分があるかというふうに思っておりますので、また教育長とも十分この点については検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

祝日に関しては、先ほど申し上げましたように小学校の6年生で指導するようになっておりますけれども、今市長のほうからもありましたとおり、何か行事を市で一斉に実施することについては、それなりの意義があるかと思えます。

ただ、すべて市がこういうものに対して一斉に行事を実施するかどうかということは、私は、ただこの実施をしようとする行事が日置市と特に関連の深いとか、意義があるとか、特別なもの場合は、この限りではないと思えますけれども、それぞれの関係の機関団体にお任せできる場所は、それなりにお任せしていくというような立場で進めていってどうなのかなあと思えます。

ただ先ほど言いましたように、それぞれのその祝日の行事が日置市の関連において、意義、背景、それぞれで関連が深い場合はまた特別な計らいも必要かなあと、そんなふうを考えておりますが、市長のほうから今ありましたとおり、今後、祝日に関することについても、また議論を、お話もしていきたいと思えます。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

民主党政権が誕生して2年で3人目の野田首相は、所信表明演説の冒頭で、政治に求められるのは、いつの世も「誠心誠意」と述べました。国民の声に耳を傾けながら、みずからの心をただし重責を全力で果たしていくと発言しました。が、一体、だれに顔を向いているのかという疑問がわいてきます。本当に国民のためでしょうか。

政治を変えてほしいという国民の願いと期待を裏切って退陣に追い込まれた2人の前首相、このことへの反省が新内閣の出発点でなければならないはずなのに、野田首相の演説には全く見られませんでした。それもそのはず、野田首相は、組閣前に経団連会長と会って忠誠を誓い、前原政調会長はアメリカに行き、自衛隊の武力行使に道を開く決意を表明してきました。誠心誠意とは、国民や被災者

に向けた言葉ではなく、財界とアメリカに対する誓いであることは明らかではないでしょうか。

反省のないところに、新しい政治は生まれるわけもなく、首相は、原発の再稼働、消費税の増税、米軍普天間基地の撤去ではなく移設、環太平洋連携協定（TPP）への参加の早期締結など、国民をさらに苦しめ、農業や中小企業を破壊する道を突き進もうとしています。

看板は民主党でも、中身は自民党と変わらない野田政権では、国民との矛盾は避けられません。私は、政治に対する住民の目線が一層厳しくなっていると感じています。住民の願いをしっかりと受けとめ、その願いを真っすぐ市政に届け、その実現のため、今回もさきに通告した4つの項目について一般質問を行います。

まず初めの質問は、市営住宅についてです。

市営住宅に住んでおられる方々から寄せられる改善要求にはいろいろあります。そして、古い住宅ほどたくさんの要求が寄せられます。特に汲み取り式トイレの市営住宅がまだ幾つもあるわけです。汲み取り式のトイレは、小さい子供さんのいらっしゃる家庭では落下の危険、落っこちる心配がありますし、女の子のいるところでは、いろいろと気を使うということもあります。一般家庭へも合併浄化槽への切りかえを呼びかけているわけですので、それを言うのなら、市営住宅から改善するのが先だろうと思うわけです。

少しずつでも計画的に改善していくべきと思いますが、汲み取り式トイレの改修計画はどのようになっているのかお答えください。また、ほかにもさまざまな改善要求が寄せられていると思いますが、その一つ一つにどのように対応されているのかお答えいただきたいと思えます。

そして、古い住宅——市営住宅でもしっか

りしたつくりのものは、例えば床の張りかえや外壁の塗りかえなどを計画的にできるところから行うべきではないでしょうか。景気対策としても、今仕事がなく困っている業者への仕事起こしにもなりますので、ぜひやっていただきたいと思います。市長のお考えを伺います。また、市営住宅使用料の減免制度についてどのように活用されているのか伺います。

次の質問は原発についてです。

福島で起きた原発事故は原発に依存したエネルギー政策の根本からの見直しを迫っています。放射能汚染の被害は日々拡大し、10万人もの人々に先の見えない避難生活を強いています。川内原発から約30km地点にある日置市にとっても決して人ごとではなく、市長は九州電力に対して申し入れも行われましたが、その後の九電の対応についてどうなっているのかお答えください。また安全基準についての客観的な市長の考えを伺います。

多くの国民が今原発事故の中に、ほかの事故には見られない異質の恐ろしさを目の当りにしています。ひとたび重大事故が発生し放射性物質が外部に放出されたら、それを完全に押さえる手段は存在せず、被害はどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす危険があり、地域社会の存続すらも危うくします。このような異質の危険は、今の原発の技術が本質的に未完成で、今開発されているどんな型の原子炉も発電の過程で莫大な死の灰を生み出します。しかし、この死の灰を閉じ込めておく保障を持っていないことは、スリーマイル、チェルノブイリ、福島と三度にわたって経験したことではありませんか。

さらに、核のごみを、その危険がなくなる100万年という単位で安全に処分する方法も人類は持っていないのです。つまり、安全な原発などあり得ない。ひとたび重大事故が

起きれば、取り返しのつかない事態を引き起こす原発を、世界有数の地震・津波国、日本において社会的に許容していいのかが問われているのです。市長も、もちろん私と同じ見解をお持ちであると認識しておりますが、安全基準についての市長のお考えをお聞かせください。

次に、安全な自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発をどう進める考えか伺います。同じ観点からの一般質問が、今回ほかの議員からも幾つかございます。市長が積極的にこのことに取り組まれていることを、私も大変高く評価しております。今原発は日本の電力の4分の1を占めています。エネルギーは日本経済の発展にとっても国民生活にとっても、その基盤を成す重要なものです。ですから、日本政府が原発からの撤退を決断し、5年から10以内に原発をゼロにしていくプログラムをつくるべきです。

同時に、自然エネルギーの開発を進め、安全なエネルギーにかえていかなければならないのです。このことを政府に求める仕事をぜひ市長にやっていただきたい。日置市民の命や健康、暮らしを守り、安心して暮らせる日置市をつくるため、農業や漁業を続けていけるように美しい豊かな自然を次の世代の人々に引き継いでいくために、危険な原発はもうやめるべきだということを強く政府に働きかけていただきたいと思います。市長の決意をぜひお聞かせください。

3点目の質問は、学校の適正規模についてです。

私は学校の適正な規模ということに疑問を持っておりまして、今回取り上げました。果たして学校の規模、大きさや人数について適正、これが一番よいとか、こうあるべきだというような考え方や基準というような一定の物差しというようなものがあるのだろうか。あってよいのだろうかと素朴な疑問をどうし

ても持ってしまうのです。

今、日置市では学校のあり方検討委員会でその適正規模についての検討がされておりまして、来年3月までに答申が出されることになっております。私は学校のあり方検討委員会などで、適正規模などという答えが出せるはずはないと思っております。たとえ答申が出されたとしても、それを基準として学校の統廃合が一方的に進められるようなことになってはいけなく強く思っております。市長と教育長は、適正規模ということについてどのように考えておられるのかお聞かせください。

私が最近びっくりしたのは、身近な事例を申し上げますと、南大隅町です。この前姉妹都市交流で日置市においでになりましたが、来年から10校ある小学校が2つに統合されることが決まっているというお話を伺いました。過疎化に一層拍車がかかると予想されます。一気に統廃合を進めては、この町の活力が急激に失われるのではなかと心配です。子供たちへの影響もいろいろな点であるだろうと思われま。

地域の誇りであり、そして地域の中心、町の中心である学校の統廃合は住民合意で、子供の声や少数意見にも丁寧に耳を傾けて慎重に進めるべきであり、地域と学校、保護者が一体となって教育について、学校について、子供の幸せについて考えることが大切であると考えます。全国で公立学校の統廃合が進められておりますが、そのことを市長と教育長はどうとらえておられるのかお答えください。

次に4点目、最後の質問は国民健康保険税について、まず増税後、市民から寄せられた問い合わせや苦情、相談はどうかについて伺います。

国保運営協議会のあいさつの中で、市長が400件ほどの問い合わせなどがあつたと報告されておりました。私のほうにも市民の方

から幾つもお電話をいただきました。これまで分納で少しずつ払っていた方も、こんなに上がったら、収入はふえていないのにどうやって払っていったらよいのだろう。先が見なくて、とても不安だと語っておられました。

仕事がなくて年金だけで生活しているのに、この値上げはひどいとおっしゃる男性、ある女性は、年金から有無を言わず差し引くやり方はひどい、年金は減る一方で、やっと暮らしているのにあんまりですと語っておられました。ある若い男性は、値上げになるのは知っていたけど、こんなに上がるとは思っていなかった。収入が減っているのに税金が上がるのはどういうことか納得がいかない。払わないといけないものはちゃんと払うつもりだから、今回初めて分納相談に行ってきましたと話してくださいました。市役所や支所の窓口直接出向いてこられた方や電話などで問い合わせされた方などあつたと聞いております。詳しくその内容などについてご説明をお願いいたします。また、それらの市民の方々へ市の職員はどのように対応されているのかご報告ください。

さて、今回の値上げで、日置市の国保税は鹿児島県で一番高い国保税になりました。これまでも十分高過ぎたわけですが、さらに重い負担となって市民の暮らしを圧迫しています。私は、ただ一人値上げに反対した議員です。引き下げを求める市民の声を市政に届ける。市民の代表として、これからも頑張る決意です。こんな高過ぎる国保税を市民に負担させるのは絶対に間違っています。引き下げが必要です。今回の値上げについて納得いけないという市民の声はたくさん寄せられています。下げるべきと考えます。市長の誠意ある答弁を求めます。

さて、国保税を払うのに多くの市民が苦勞しています。分納相談においでの方の中には、軽減措置、減免が必要な方もあつたはずで

すが、その活用はされているのか伺います。また、お金がなくて病院に行けないというようなことが絶対にあってはなりません。病院の窓口で支払う医療費、一部負担金の減免について、市民へは周知徹底し活用されているのか、このことを最後にお尋ねして1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市営住宅について、その1でございますけど、平成23年4月1日現在、公営住宅の約22%に当たる219戸が汲み取りとなっております。平成18年度に策定しました日置市住宅マスタープランに基づきまして、過疎地域の児童生徒増と地域活性化のための新規住宅整備に着手しておりますが、今のところ建てかえ計画がなく、耐用年数にまだ期間のある住宅の汲み取りトイレ改修につきましては、改修計画を立てておりません。しかし近い将来、改修計画を立てまして年次的に整備すべきものだと認識しております。

入居者の費用負担義務以外の市で対応すべきもの（床、壁、屋根）などにつきましては、予算の範囲内で早い時期に処理しております。景気対策というよりも、入居者の住環境整備のために緊急性の高いものから改善していきたいと思っております。

入居者が疾病や失業、離婚などの事情により、収入月額が5万円以下だった場合は、市営住宅条例第17条を適用して家賃等の減免が受けられますが、実績としまして、家賃減免の件数は平成22年37件、平成23年度48件となっております。

2番目の原発でございます。

ことしの6月27日に九州電力に川内原子力発電所からの半径30km圏内、住民の安全確保のため、9市町と早急に「原子力安全協定」を締結するよう申し入れをいたしました。九州電力側から、玄海原子力発電所との

関係もあり本社で協議したいという返事を受けただけで、その後、具体的な回答はいただいておりません。

原子力発電所の安全基準についてであります。福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力発電所の安全基準の見直しが論議されているところであります。国の安全基準が見直しをされているところでございますので、注視していきたいというふうに考えております。

また、3番目のことでございます。このことについては、先般坂口議員を初め、ほかの議員もご質問の中で話しいたしましたとおり、今年度中にスマートコミュニティ事業を申請してありますので、この決定次第のいかんによって実施の時期が来るというふうに考えております。

原子力発電所は30年から40年の運転を想定して設計されていますが、原発の寿命については法的な規定もなく、電力会社によりますと、十分な管理をすれば60年間の運転は可能であるという見解をまとめています。

しかし、政府は、原子炉の種類によって構造が異なることや地域で地震や津波など、自然災害の想定に違いがある点に触れ、原子力の寿命を年限で切ることは必ずしも科学的でないと指摘し、40年を一つのラインにする可能性があるとしております。そのような状況の中におきまして、十分今国のほうで見直しをしておりますので、十分注視していきたいというふうに思っておるところでもございます。

3番目の学校の適正規模については、教育長のほうに答弁をさせます。

4番目の国民健康保険税のことでございますけど、問い合わせの件数につきましては、全体で413件、そのうち窓口対応が156件、電話対応が257件となっております。主な内容にいたしましては、税額の算出方法につ

いてが297件、次に制度説明が52件となっており、また納税相談につきましても43件となっております。

国保税の引き下げについてでございますけど、今回税率引き上げにおきまして、日置市としても法定外繰入金を1億円しまして、市民の皆様方の負担軽減をやっているところでございます。23年、24年度の国保の財政状況も十分把握していかなきゃならないし、基本的に今国保におきまして基金というのはないという状況でございます。そういうことでございますので、本当なら基金も積み立てていかなきゃなりませんけど、23年度の状況を見ながら、それぞれの財政状況を把握していきたいというふうに思っております。

国保税の軽減については、平成23年度はリストラ等の非自発的軽減は、8月末現在で163世帯、所得による軽減世帯は4,158世帯で、そのうち7割軽減が2,552世帯、5割軽減が516世帯、2割軽減が1,090世帯となっております。また減免については、廃業等による問い合わせはございませんでしたが、減免基準に該当していないことから、申請までは至っておりません。

一部負担の減免制度につきましては、納付相談や電話等での問い合わせの際に説明いたし、これまで数件の相談がございましたが、いずれも減免基準に該当してないことから申請までは至っておりません。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校の適正規模についてお答えいたします。

まず学校の適正規模ということについては、学校の標準規模として学校教育法施行規則におきましては、小中学校の学級数は12学級以上18学級以下とし、地域の実態その他により特別な事情のあるときはこの限りでないと定めております。

中央教育審議会の小中学校の設置、運営のあり方等に関する作業部会においても検討され、現在においてもおおむね妥当な標準と考えられているのではないかと。また市町村ごとに地域の条件を踏まえて検討していくことが適当であるなど、意見が整理をされております。また、国立教育政策研究所の「教育条件整備に関する総合的研究」の報告書には、国の標準規模を適正なものとする教育委員会の意識は強いとの記述も見られるところです。

このようなことから、学校の適正規模は、一つの目安として12学級以上18学級が上げられていますが、あくまで義務教育の目的を達成できる規模という観点から地域の実情に応じて考えていくべきものと思います。

2番目ですが、全国各地で学校統廃合が進められていることをどうとらえているかということですが、全国各地で学校統廃合が進められていることについて、学校統廃合は少子化による児童生徒数の減少と、それに伴う学校小規模化の進行、さらには過度な小規模化のために進められているものと考えております。

また、全国規模の調査によると、約4割の自治体が小中学校の統廃合の計画を持っていると報告されております。規模の小さな学校には、教師によるきめ細かな児童生徒への対応、児童生徒の間や、また教師との間に築かれる人間関係などよい点が見られますが、それでも義務教育の目的達成という観点から、どうしても難しい場面があります。これらの解消を図ることから全国的に進められているものと思います。

○2番（山口初美さん）

市営住宅のほうから再度伺っていきますが、トイレの改修の計画は近いうちに立てて進めていきたいというようなお答えをいただきました。本当に、やはり快適に住宅で暮らしていけるように住環境を適切に改善していくこ

とは住民サービスとしても本当に大切なことだと思しますので、そのように努力していただけるように期待しております。

私のほうにも、本当に市民の方からいろいろな声が寄せられますが、この市営住宅について、この方は20年以上市営住宅に住んでおられるという方なんですけれども、あちこち傷んできていますと。二、三年前から駐車場の料金も払うようになりましたが、もらう分はしっかりもらっても、あちこち傷んだところには、すぐに反応してもらえず、結局は自分で仕方なく修理しなくてはならなかったと。このようなことから役所に対して言うのは疲れてきますというようなことが、こういう声も寄せられました。

いろいろ財政的な面もありますので、精いっぱい役所のほうでも対応されているとは思いますが、やはり緊急性のあるもの、そしてやはり安心して暮らしていただけるために、そういうことをぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

減免制度につきましては減免制度があることを市民にはどのように知らせていらっしゃるのか、その点を一つ伺いたいと思います。

○建設課長（久保啓昭君）

周知につきましては広報等ではしておりませんが、低所得者の場合等で、福祉課などを通じて役所のほうに来られたり、問い合わせ等がございますので、その際に連携して対応している状況でございます。

○2番（山口初美さん）

再度伺いますが、この減免制度、21年で37件、22年で48件と先ほど伺いましたけれども、これは全体の何%に当たる世帯が減免になっている数字になるのでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

住宅戸数が約1,000戸ですので5%程度ということで考えております。

○2番（山口初美さん）

承知しました。ぜひ、福祉課などとも連携していただいて、やはり住宅の使用料の支払いが滞りがちなそういうところへは、やはりこういう制度もあるんだということを、市のほうでも相談に応じていただけるように希望しておきます。

2番目の質問の原発についてです。

市長が九電に申し入れをされまして、その後、九電のほうからは具体的な回答もないというふうに今ご報告をいただきましたけれども、やはり本当に、この電力会社のこの何ていうか、誠実な対応というのが本当に欠けているというふうに思います。ぜひ毅然として、やはり市長も再度九電とは対応していただけるように希望いたします。

きのう、東京の明治公園で「さようなら原発」という大きな集会がありまして、きょう各新聞でも大きく報道されておりました。主催者の発表で6万人の参加者があったということで、今やはりこの原発をなくしてほしいというこの国民の声が、もう各地から沸き起こっている、そういう状況があると思います。

鹿児島でも11日の日は1,300人の集会デモが行われました。このようなことは、余り大きくマスコミでも報道はされないんですけども、やはりこれだけの国民が声を上げ始めると、マスコミも次々、やはり取り上げざるを得ないような状況になっているようです。

23日には、またもう一回、原発をゼロにしようという県民の集会も行われることになっておりますが、このような中で、福島の方々は、やはりこの原発があるばかりに家族ばらばらに避難をされたり、やっぱり農業も続けられなかったり、家はあるのに家に帰れなかったりという、そういう悲惨な状況があるわけです。

この原発を本当に安全だと言って、この国の国策として原発を推進してきた、そういう

国の責任や電力会社の責任が本当にしっかりと問われるべきだというふうに私は考えます。原子力——原発をきちんと規制すべき保安院がやらせまでやって、この国民をだまして原発を推進してきました。それに御用学者や財界や、それから大型のゼネコン、それからマスコミ、そういうところが本当に声をそろえて原発を進めてきたわけですね。そして原料のウランはアメリカから輸入と、そして原発の立地自治体へは原発マネーをばらまく、それから政界へもそういう汚いお金が回って、このようなことを一体的にやられて原発が推進されてきたわけですね。国民は本当に今それを知って怒っているわけです。このような政治のゆがみのもとに原発が今日本の各地に54基もあるわけですね。

そういう中で、やはりこの原発をもうなくすべきだという、そういう国民の声をやはり一気にこの原発をなくしていく、そういう力にしていくべき、そういうときだろうというふうに私も考えておりますが、再度、この市長の見解を伺いたいと思っておりますが、市長には、私どもの機関紙にも登場いただきまして、「原発ゼロへ、今言いたい。住民の安全、廃炉しかない」というような市長の記事が大きく私どもの赤旗新聞の日刊紙に、全国版にこのように大きく掲載されました。本当に、この全国を励ましていただいたわけですが、きのうのその全国で沸き起こっているそういう原発をゼロにというような、そういうなくしていこうというようなそういう運動に対して市長はどのように思われるのか、その点を伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的に、私の考え方を今までもお話し申し上げましたとおり、このまずゼロという言葉がいいのか、脱原発がいいのか、そういうことじゃなく、やはり段階的なことをしていかなければ、やはり生活を、まだエネルギー

ということで、これをあしたあさってとめて、みんなが路頭に戸惑ってしまう、そういうことで段階的に廃止、それは基本的な議会の皆様方もですけど、私自分自身も考えております。

そのような中で、そのようないろんな運動があらわれるというのも認識しております。基本的に、今後やはり段階的にするには、やはり少しでも自分たちの地域におきましてもエネルギーといえますか、これを十分考えていくべきであるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

先ほども申しましたように、国策として原発が推進されてきたわけですが、この甘い汁を吸ってきた、そういう人たちに、本当にこの福島の人たちに対して責任をとってもらふべきだと、それはもう当然のことだというふうに私は考えますが、こういう点は市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私どもの、この地域のそういう交付金とか、そういう原発におきます恩恵というのはいただけてない地域でございますので、ここについて私がどうという意見は、私は今この場で申すべきじゃないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

今度の福島の事故を電力会社も国も予測ができなかった地震と津波による事故なんだと。想定外の地震と津波による事故なんだというふうに責任逃れをしているわけですね。

この原発の危険性というのは、これまでもずうっとこう指摘されてきておりました。そういうのを無視して原発をどんどんつくり続けて、その上で起こった事故ですね。そういうことで済ませようとしている国の姿勢、電力会社の姿勢に対して、本当に私は怒りを覚えますが、市長に再度この点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれこういう事故は起こりましたので、東電にいたしましても、国にしてみしかるべき責任といたしますか、それぞれ国民の方々に賠償、そういうものはきちっとやっぱりしていくべきであるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

はい、わかりました。ぜひ、国や電力会社に対しても、そういう責任をきちっととらせる方向で、やはり力を合わせていきたいと思っております。

この安全な自然エネルギー、再生可能なエネルギーの開発、いち早く日置市は手を上げてスマートコミュニティ事業に、これを活用してやっていきたいという方針を出されておりますが、日置市でも鹿児島大学の先生などで日置市内にお住まいの方で、小水力の開発研究などされておられる方もいらっしゃいますし、そういう地元にある企業の力を生かしたり、そういう人材も活用していくという、そういうことはお考えではないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に地元にはいらっしゃる方でしたら、いろんなご意見、またはご提言をいただきながら一緒に進めていきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

それでは、次に移らさせていただきたいと思っております。学校の適正規模についてでございますが、今本当に全国で学校の統廃合が進められておまして、急激に学校の数が減ってきております。2000年に2万3,861あった公立の小学校が10年後の2010年には2万1,713と2,148も減少しています。中学校は2000年に1万453あったのが、2010年には、9,982校と471校の減少、公立高校はといいますと、2000年に4,145あったのが2010年には3,780と365校も減っているんで

すね。このように、この10年間の数字を見ただけでもびっくりします。

そして、先ほど市長もおっしゃったように、これの今現在もそれがまた進められようとしております。そういう中で日置市でも学校のあり方検討委員会というのが開かれておりますが、この検討委員会のメンバーの中に、一般の市民や一般のPTAの保護者の方とか、そういう方が入っておられるのかどうか。その点を伺いたいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

委員の中には、学校代表が小中学校1名ずつ、それから保護者代表が4名、学識経験者が3名、その他教育委員会が必要とする地域の方々が3名ほど入っております。

○2番（山口初美さん）

代表というふうに言われますので、結局は、やはり充て職というか、そういう方たちが代表として参加されて検討が進められていると思うんですが、議事録を取り寄せまして私も見させていただきました。やはり、小さい学校、大きい学校、それぞれを皆さん丁寧にござらんになって、やっぱりどれぐらいの人数がいんだらうかということを中心で討議していただいているようではございますが、その中で、議事録の中に、やはりこう少人数ではかわいそうだというような感じの、よさは認めつつも、一人一人の子供が本当にこう主人公になって、とにかく全体が家族のようなそういう雰囲気の中で教育がはぐくまれているということ、そういうのよさは認めつつも、やはり何ていうんですか、切磋琢磨いうか、そういうことがやはり必要だろうというようなことで、1学年が2クラスあったほうがいいのかというようなことを具体的にいろいろ委員の方々が言っておられるようでございます。

ですが、本当に私は思いますのは、本当にこの適正な規模というのは、やはりその学校

のそれぞれの、その今の人数、大きさがやはり本当に一番の適正な規模なんだろうという、そこでやはりしっかりと教育を営んでいくという、そのことが本当に大切なのではないかと、そういうふうに思うわけです。

いろんな考えがあると思います。学校の基準とされる12学級以上18学級以下、これが国では適正な規模だというふうにされているわけですが、先ほども教育長がおっしゃったように、地域の実情に合わせて本当に考えていくべき問題であろうというふうに思います。

やっぱり子供の幸せというのを本当に中心にして考えていくべきだと思うんですが、この国のこういう基準に対して、切磋琢磨論や複式学級はだめといった教育学的には実証されていない俗説を多用してこの統廃合などが進められているのは問題だというようなふうに言っておられる方もあるわけで、本当にこの日置市内には小さい複式学級を抱えた学校がたくさんあります。そういう小さい学校だからこそできるすばらしい教育もあるわけで、本当に大きいほうがいいとか、小さいからだめだというようなことは、本当に一概には言えないんだと思っております。

そういう中で、私先ほども申し上げましたけれども、ここの検討委員会で答申を出されますと、その後、それをもとにやはりそれを基準として統廃合が強引に進められてはいけないということを私はもう非常に心配するんですが、この答申がどのように今後生かされていくのかなという点を私は教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

確かにおっしゃるとおり小規模のよさというのは、先ほども申し上げましたように、少人数で大変きめ細やかな指導ができるとか、家族的雰囲気の中でできるとかあります。

ただ、先ほどもちょっと答弁のところでも申

上げましたけれども、どうしても乗り越え切れない部分があるのではないかと。ご指摘のとおり、それを実証的な研究はされていないかもしれません。たくさん的人数の中で子供たちがもまれて、例えば50人、100人いる学校では、絵の得意な子もいるし、走るのが得意なのもいるし、音楽のもの、もういろんな子供がいっぱい同僚の中にいるわけなんですね。その中で一緒になってお互いに勉強していくという、そういうよさというのか、こういうものはなかなか乗り越えられにくい面と言ったほうがいいんでしょうかね——と考えております。

だから、このようなことを考えているわけですが、したがって、この提言をどうしていくのかということですが、せんだって4番議員の質問のときに概略は申し上げたと思うんですが、これは一応、この委員会で今年度末までに提言をまとめていただくことになっております。

既に、ホームページのほうに、これまでのあり方検討委員会の内容については、すべて載せてございますのでごらんいただいたと思うんですが、これからまた整理をしていきますけれども、この提言をもとにしながら、提言をいただきましたら、各地域に行って、こういう提言についてのご説明したいと思っております。

そういう地域の方々等の意見交換を通しながら日置市の基本的な方針というのを1年ぐらいかけてつくっていききたいなあと、決定ではございませんが。そして、その方針が決定したら、それに基づいてまた地域の方とやりとりをしながら最終的には決定していくというような概略の手順で今のところは考えておりますので、この提言が、そのままぱっとこう当てはめるといようなことではございません。

○2番（山口初美さん）

その提言が決まったこととして、一方的に押しつけられるようなことがないように、ぜひやはり本当に地域づくりと一緒に考えていくような、そういう学校のあり方ができるように。

○議長（松尾公裕君）

山口さん、途中ですが、もう1分ですので最後をまとめてください。

○2番（山口初美さん）

はい。それでは国保税のほうの質問に移ります。市長のところに直接苦情などはなかったのか伺います。

○市長（宮路高光君）

苦情といたしますか、こういう高くなったということで、私のほうにもそういう声をいただきました。

○2番（山口初美さん）

それに対して市長はどのように対応されたのか伺います。

○市長（宮路高光君）

今回の説明といたしますか、上げざるを得なかったという理由と、繰り入れもし、本当にいろんな方々にご迷惑をかけておると、基本的に私どもも、やはりいろいろな抑制、こういうものに努めていきたい、そういうご回答をさせていただきました。

○2番（山口初美さん）

一般会計からの繰り入れをほかの自治体が行っていることも前回でも取り上げましたけれども、本当にいろんなところがやはり努力をして市民の負担をできるだけ抑えるようにしているわけです。やはり、この資料も後もって差し上げますので、ぜひ、やはり少しでも市民の負担を軽くするような努力を今後続けていっていただきたいと、そのように期待して一般質問を終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、西園典子さんの質問を許可します。

〔15番西園典子さん登壇〕

○15番（西園典子さん）

私は、6月議会に引き続きまして原発問題について質問をいたします。

今回も再生自然エネルギーも含めて、何人もの議員の方々が質問しておられますけれども、緊急な課題として私はとらえておりますのでよろしく願いいたします。

東日本大震災から半年、被災地では復旧・復興に向けて懸命な努力が続けられております。一方、日にちがたつにつれて、失ったものへの実感や今後に対する不安や焦りが現実のものとして被災者に覆いかぶさってきております。

私は、7月中旬、福島、宮城の被災地を訪問いたしました。事故後、4カ月のころでしたが、復興と残骸というものが混在し、海に近いところは、行けども行けども瓦れきと呼ぶには余りにも無残な人々の生きたあかし、そして自然の猛威の前に見せつけられた人間のもろさと小ささに実感し言葉を失ってしまいました。

福島においては、津波の被害を免れても、物言わぬ飛び交う放射線物質の恐怖、夏の日差しに照らされた台地や自然が美しく豊かであればあるだけ、その恩恵を受けられぬ矛盾と悲しさ、悔しさに今も私はどうしようもない思いでいっぱいです。

原発からの距離が日置市と似た位置にある福島県川内村は、事故の翌日、村民の2倍の隣町住民を受け入れて、二日後には、2つの町・村の全住民と役場が一緒に郡山市の県施

設へ避難して半年、先日、復興計画を公表したと報道がありました。

福島県庁内のオフサイトセンターや日置市職員が支援に行っている岩沼市役所では、多くの職員や自衛隊員が休日返上で働いておりました。いずれもみずからも被災しながら、とめどない復興への作業と限らない住民の苦悩の軽減に昼夜を問わず働いている姿がありました。

事故の実態が明らかになるにつれて、避難がいつまで続くのか。めどの立たない状況に、コミュニティの崩壊が進んでおります。自治体そのものが、先祖から暮らしてきた土地から切り離され危機にさらされていると言っても過言ではありません。土地と水、家族、地域という人間と自然との共生によって成り立っていた住民生活、つまり自治体は破壊される意味をもっと考えねばならぬ、今までの豊かさとは何だったのか。被害を広げない手ではなかったものなのか。100万年もの寿命を持つという放射性物質からどう我が国を守ればよいのか。

同じような川内原発を身近に持つ日置市として、同じ過ちを繰り返さないためにどうしたらよいのか、今真剣に向き合うことが求められております。そこでお尋ねいたします。

1、福島原発事故の状況をどのように認識しておいででしょうか。また、社会に与えた影響をどのようにお考えになりますか。

2番、食品や飲料水の汚染の規制値について、学校給食などでどのように判断し対応しますか。

3番、原発立地と近隣隣接の自治体としての違いや立場をどう認識しておられますでしょうか。

4番、市長は川内原発30km圏内の市長による協議会設立を要望され、重要なことと大変評価をしております。どのような目的、今の現状はどのようなのでありましょか。また、

今後のあり方をどう期待しておいでかを伺いたしたいと思います。

5番、EPZに関してでございますが、伊藤知事は20kmへの拡大ということを示しております。市長は30kmということをお主張しておいでですが、その差異をどのようにお考えになって、どう取り扱うおつもりかを伺いたしたいと思います。

6番、日置市の再生自然エネルギー政策を今後どのように進めていくお考えかを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の原発事故について、その1でございますけど、福島第一原子力発電所における事故は、極めて深刻な災害で、放射能などの被害は、発電所立地地域を超えた広域的なものになっていると認識しております。放射能の飛散による土壌等の汚染など、自然環境への汚染が続いていることから、今後も長期間にわたり対策を講じる必要があると考えております。

2番目は教育長のほうにさせます。

3番目でございます。原発立地と原発近隣の自治体との違いでございますけど、本市の場合は30km圏域の約半数の地域が入ることになっておりますが、立地地域との違い、モニタリングポストなどの測定機器設置がないことや事故等との情報伝達の取り決めなど安全対策が確立してない状況でございます。

4番目でございます。今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて、川内原子力発電所の30km圏域内の市町で構成する連絡会の中で情報交換の場が持たれているところであります。原子力発電所の周辺安全確保を早急に進めるために協議会を設置し、「原子力安全協定」の締結など、具体的な安全対策の確保をする必要があります。今後、協議会の設置

や「原子力安全協定」の締結を30km圏域内の市町と歩調を合わせながら進めてまいりたいと考えております。

5番目でございます。EPZに関しましては、鹿児島県知事が20kmへの拡大を提示しているところでございます。しかしながら、今回の福島第一原子力発電所の事故では30kmを超える地域の被害も大きいことから、20kmへの拡大では十分と言えないと考えております。今後、市民が安心して暮らせるようEPZの拡大を含め、安全基準の抜本的見直しなどについて国県に強く要望を行いながら市の対策を講じてまいります。

6番目のエネルギー政策につきましては、それぞれの議員の皆様方にもお示しをいたしましたので同じでございますのでご理解してほしいと思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

食品や飲料水の汚染の規制値について、学校給食などでどのように判断して対応するかということですが、汚染の規制値につきまして、学校給食の食材の安全確保については、現在、野菜、果物、米などは、地元産や県内産を選定するように努めております。その他の食材については、学校給食会や食材業者等との連携を密にしながら出荷制限等の情報に留意するなどして選定をいたしております。

また、飲料水については、市の水道水を用いていますが、給食センターとしては毎日、残留塩素の検査をいたしております。

2番目の再生エネルギー政策を今後どのように進めていくかということですが、教育委員会関係では、小学校の理科におきましては、風力発電や燃料電池自動車など、環境を守る工夫の中で学習をいたしております。また、中学校の理科においては、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など、再生可能なエネ

ルギー資源や循環型社会へ向けた資源の有効活用などの学習をいたしております。さらに、東市来中学校や伊集院中学校の校舎には太陽光電池パネルを設置し、再生利用可能エネルギーの利用についての理解をさらに深めさせております。今後は、伊集院小学校に設置していく方向で考えております。

以上のように、エネルギーの効率化や再生可能なエネルギーの利用法について学習することにより、再生エネルギー政策が目指す循環型社会の構築に向けての知識・理解を深めているところであります。

○15番（西園典子さん）

今お答えをいただいたわけでございますが、今回の震災におきまして、さまざまところでさまざまな人がいろいろな反省をしたり、またいろんな検証をしたり、そしてまた今後のことなどを考える機会があったのではなからうかと思っております。

市長は、福島、特に震災を含めて福島のこの原発に関しまして、非常に率先した行動をとっていただきまして、非常に感謝し、また住民の安全を一番に考えていらっしゃるその姿勢に非常に評価しております。そういう意味も含めまして、福島の教訓ということにつきまして、市長はどのようなことを思っておいでかを一つお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

事故から半年ということでございますけど、国におきましても十分なまだ検証といえますか、そういうことは出てない状況でございますけど、特に市民を含め、安全性、また安心して暮らせる、そういうことの対策というのを早く急いでして欲しいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

それでは、今後、どのようなことが懸念されて、また今後どういうことに気をつけていかなければいけないかという思いを持ってい

らっしゃるかをお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

私どもの近くには、やっぱり川内原発1号機、2号機というのがございます。この安全性という方におきまして、やはりこういうことの起こった事故を教訓にいたしまして、やはりいろんな関係の皆様方にこの対策ということを十分やっていただきたいと、こういう要望活動をやっていききたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

それでは、今、こうして岩沼市を含めまして、いわき市とか、あちらのほうに職員の派遣をこうしてしていらっしゃいます。その方々が、さまざまな今後の、いつあってもおかしくないというような災害、そして原発震災も含めて、いろいろな学習、また体験をしていらっしゃったのではなからうかと思いますが、その職員の学んでいらっしゃった、体験して、経験していらっしゃったことをどのように生かしていられるおつもりか。また派遣についてどのように今後なさるおつもりかをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

一番派遣の目的というのは、やはりそういう被災された自治体をバックアップしたい。これが一番大きな目的でございますし、またそれぞれ派遣された職員が身近に自分が体で体験する。やはりこの体験型といいますか、このことが、やはり私どもが今後起こり得るにおきまして、すぐその体制というのできるという形の中で職員の研修という目的を含め派遣をし続けております。

○15番（西園典子さん）

一番には、その被災なさったところの支援、その次には、また身近に体験したことを生かしていくということですね。

ですから、やはり非常にこれは大切なことであるかと思いますが、今30数名の方が行

かれていらっしゃるということですが、今後はどのようにしていらっしゃるのかということとボランティアで行かれた方もいらっしゃるのじゃないかと思いますが、その辺をお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今まで4つの自治体のほうに派遣しておりましたが、12月まで岩沼のほうに、もう少し派遣をするという方向になっております。

またボランティアにおきましては、それぞれの企業を含め、いろんな方々が行っているというふうに思っております。まだ十分私どものほうで日置市から行ったボランティアの方々の把握というのはまだ十分しておりませんので、今後、そのような行かれた方々の把握というのにも努めていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

12月までということですが、その後はどうなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

とりあえず12月までということで派遣をし、またそれぞれの被災地におきます復興支援の進捗状況、そういうもろもろのまたいろんな要請がありましたら進めなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

では、今のお答えをお聞きしておりますと、12月ぐらいまでで復興支援というのは大体終わる可能性もあるということなのでしょうか。依頼がなければ、もうそこで打ち切り、一応市としての派遣は終わるということなのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今それぞれの自治体も派遣しておりますけれども、一つのけじめという形の中で12月までという考え方を持っております。その後、またいろいろと、特に土木とか、いろんな形の中の技術者、まだ恐らくまだ今

から長く続くというふうには思っておりますので、ここあたりはまたそれぞれの自治体からの要請、そういうものに対応していきたいというふうには思っております。

○15番（西園典子さん）

要請があればまた対応するというごことございますね。

また、行政の中でもボランティアで行きたいという方もあったりしますよね。3人ほど行っていらっしゃるとかっていうふうにも聞いたりもいたしますけれども、ボランティア休暇というものなどが、今現状はどんなふうな形になっておりますでしょうか。

○総務課長（富迫克彦君）

今ご質問がありましたボランティア休暇についてでございますが、市の職員も3名ほど、今お話があったように、休暇を使いながらボランティアで支援に、訪問したところでございます。

○15番（西園典子さん）

ボランティア休暇は、現在5日でしょうか、7日でしょうか。その人事院では、今まで5日だったのを7日に引き上げた。でも天草市ですね、あそこはここからあちらのほうまで行くのに、往復やはり2日間を見なければいけないというので10日に延ばしたというようなこともあります。その辺の検討などはどうなんでしょうか。

○総務課長（富迫克彦君）

ボランティア休暇の5日間の期間の延長についてのことでございますが、今のところ特に検討はいたしておりません。

○15番（西園典子さん）

5日だったら、往復で2日間だったら、正味3日間しかできないということですね。そこ辺を考えて、あちこちの自治体で、ボランティア休暇というものを延ばそうという検討もしているようです。人事院は7日というふうには書いてますね。

そういうふうに、やはり今後検討の必要性もあるのではないかと思います。市長いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれのケース・バイ・ケースという形でとらえていただければいいのかなと思っております。それぞれのボランティアの内容とか、いろんな形でございますので、ここあたりは十分この休暇のとり方と、そういうものは検討もさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（松尾公裕君）

西園さん、議長という発言をしてください。挙手をするとき一緒にですね。

○15番（西園典子さん）

ボランティアのことは、今後、いろんなことがあるかもしれません。また、この災害もいつ終わるかわからない。そしてまた私たちもどういふふうなことがあるかもしれない。人ごとではございませんので、またそこ辺はお互いさまということでも検討をする必要あるのではなからうかと思っておりますのでご検討いただきたいと思います。

2番に行きたいと思っております。私たち、こちらのほうは、やはり放射性物質の投下がわずかであった。少なかったのではなからうかという意味で、地産地消ができるということを非常にありがたいと思っております。でも、こうして長い、今から、今も原発のほうからは少し、一時ほどではないにしても、やはり放出が幾ら、少しずつでも残っているというふうにも聞いております。

そういうふう考えたときに、やはりどういふ流通でこうして入ってくるかという世界も含めて、そういうことを考えたときに、やはり今の国の基準というものなどに対してどうなのかということを考えたりもいたしますが、国の基準、食料に関する基準というものをどんなふうに見ていらっしゃるんでしょうか。

か、教育長、お願いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

私も、その国の基準はどうかというところまでは詳しくはわかりませんが、今のこのような形で学校給食の安全は図れていると思っております。

○15番（西園典子さん）

国の基準ということは余り考えてないというふうにおっしゃいましたけれども、私も余り時間とれないんですが、今までこうして基準という食料品に対する基準というのは日本はつくってなかった。

今後、この事故のときに慌ててつくったということでございますけれども、その前に、チェルノブイリの事故のときに、牛乳製食料品、また水の輸入制限というのを決めております。それは、摂取、チェルノブイリ事故のときに、1986年11月からそれ以上のもは輸入しないようにということを決めております。それはセシウムの134と137の合計が370Bq、kg、あるいはg単位ですね——という以上は輸入してはならないというのを決めております。それに対して、今回暫定的に慌ててつくったというのが、日本は、水に対してはヨウ素が300Bq、セシウムが200Bqとしたと。でも、ドイツなどは0.5、WHOは10だと、そういうようなことだったりですね。

それから野菜や魚介類っていうのに対して、日本は沃素が2,000Bq、セシウムは500Bqというふうであると。それに対してウクライナは40、アメリカは170というふうで、非常に突出しているというふうで、日本は暫定基準値という形で今しているということでございます。

これは、そういうのののっって市場では動いているわけでございますが、子供という形、立場で見たとき、非常に子供は感受性が強いということが問題になっているというの

は、もうご存じですよ。そういうふうにしたときには、非常にちょっと大丈夫なんだろうかという疑問の声があちこちで。こちらでは遠いですからそんなことはないけど、日本じゅうの親御さんたちの中では、そういう声も聞こえたりしてますが、同じ子供を預かる教育の現場という意味で、教育長は、そういうことはもう、私は心配するわけですがいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在は、川内の原子力発電所に関しては、そのような漏れというものはないと確認しておりますけれども、そのような川内の原子力発電所に関連して原子力緊急事態宣言と言われるものが発出されるような場合におきましても、やはり現在と同様に、学校給食は安全確保に努めていきますし、今おっしゃったように、飲食物摂取制限に関する指標、指標というんでしょうか、それに基づく対応によっていくと考えております。

○15番（西園典子さん）

川内という意味だけではなくて、川内も本当今後はどういうふうか、ずっと安全であってほしいわけですが、今の現状に対して、同じ教育に立たれる立場、そして、私は子供たちを思う思いっていう意味で心配をしているわけでございますが、今後、やはりその辺も十分、給食というのはみんな同じものを、家庭ではいろんなものを食べる。それぞれが自由ですが、給食というのは、それぞれの学校で、教育としてやはりきちっとした教育の現場として教育として食べさせるという思いを考えれば、やはり全体、ここだけでいいものかどうかというのではなくて、全体的にやはり子供の健康というものも含めて考えていくべきではなかろうかという思いを込めてちょっとお尋ねしたわけでございます。一言、そのことに関しまして。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど、当初申し上げましたように、学校給食については、地元のそういう食材を現在は使っておりますし、その他の食材についても、業者等との連携を密にしながら、例えば出荷制限がある場合とか、それぞれ検討をしながら、連携をとりながら、そしてまたそういう危険性がある場合は、当然、そういう摂取制限に関する指標等に基づいたものしか、この子どもが今購入している段階では、これに基づいたものしか入ってきていないと私思っているんですけれども。

○15番（西園典子さん）

幸運なことに、ここには余り入っていないと私信しておりますが、やはり日本国じゅうの子供たちというものを大切にしたいなあという思いでの、教育長というお立ち場でちょっとお聞きしたいと思ったところでした。今後も、やはりいろいろな場合でも、こうして全国でもそういうような話し合いということもあるかと思っておりますけれども、よくご検討いただけたらと思っております。

次に、3番目から入りたいと思っておりますが、3、4、5は関連がございますので一緒にお尋ねしたいと思います。

先ほどの2番議員の質問に対しまして、30kmの協議会設置などですね。九電に申し入れたけど返事が来てないとおっしゃいましたね。そういうこと。4月と6月と2回九電のほうには申し入れをしていらっしゃいます。2回もしたのに、ナシのつぶてとは何だというふうに私は腹を立てたりするような思いがいたしますけれど、そのことを再度お尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

九電のほうには、今ご指摘ございましたように申し入れをしておりますので、今後もまた申し入れをしに行きたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

今後も申し入れをしたいというふうに考えていらっしゃるということでございます。ぜひしていただきたいと思いますが、9市町での話し合いというのは開かれたと聞きますが、そこはどのようなのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、私のほうに報告いただいているのは、10月初めごろ、またこの9町におきます、今回までも担当者レベルというふうに思っておりますので、今後におきましては、首長会議、そういうものもできるのか。またその場で話をさせていただきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

まず9市町というふうで集まったというその根拠をば、もう一回きちっとお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

9町という——7市2町ということでございますけど、これ担当者という、首長が集まったことはまだございません。

○15番（西園典子さん）

9市町は30kmというのを前提として選んだわけでございますね。ということは、やっぱり30km、EPZに対しまして30kmというものがやっぱり重要ではなからうかというのを今回の福島原発において感じられたという思いの9市町が集まったというふうに私は解釈しておりますけれどもいかがですか。

○市長（宮路高光君）

そのとおりです。

○15番（西園典子さん）

そのとおりだということですので、私と全く考えは同じだなあというふうに思っております。というのは、これは同心円的に今までがEPZが8kmから10km、10kmというような形で決められておりますけれども、飯舘村は、全くそこから離れて20kmから30kmの地点ですよね。この日置市と40km

にも含まれる飯館村ですね。もうそういうようなところで、非常に大きな被害が出てるということを知ったということで、やっぱり10kmでは足りないという思いがこういうふうになったと思います。

それをきちっとどうして形になれないのかなあという思いが私にはあるわけですが、例えば、薩摩川内市は入ります。薩摩川内市の旧祁答院町と東市来は入らない。どこが違うのかと。こっちは入ってこっちは入らないと。どこが違うのかというふうに私は思ったりするんですが、そこはどんなふうに入れないとしたら、どういうふうに市民の方には説明したら私はいいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ行政区域ということで、あるというふうに認識もしております。特に、今回の場合も風向きにおきましては、10km、20kmでいいのか、30kmでいいのか。これも若干疑問視する部分もございます。

そういう中で、私どもが今訴えているのは、やはりその情報といいますか、モニタリングポストを含め、この情報を得たいと。そういう中で、それぞれの周辺部におきまして設置をしてほしいと。

今、知事のほうは20kmということで、暫定ということではありますけど、私どもとちょっと見解が違いますので、ここあたりにつきましては、いろんなあらゆる機会の中で、私どもの考え方というのも申し入れをしていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

今、風向きのこともおっしゃいました。風の影響というのが非常に大きいわけですね。ある方が、ある団体が、川内原発から風船を何十回と季節に問わず調べたそうです。そして、ほとんどが県内のほうに、宮崎までとか、ずうっと県内の陸地のだけに落ちたと。でも、甑島とか、あちらのほうに一個も落ち

なかったということです。でも、これは甑島はEPZの薩摩川内市で守られているわけですよ。

やはり、その辺のところを私どもはどういうふうな説明をしていいのかなあと思ったりいたしますがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この立地自治体と近接自治体、ここで一つの大きな区切りがございますし、またそれぞれの交付金というの、そういう今、そういう仕組みになっておりますので、これはこれとしてきちっと説明し、また今後、私どものほうにおいても、やはり要望すべきことは要望していくと。そのように私は理解しております。

○15番（西園典子さん）

仕組みになっているし、これからの自治体の構成だということでもありますけれども、その結局、それにEPZで含まれることと含まれないことの違いというものを先ほど幾らかはご説明いただきましたけれども、情報やらモニタリングっていうものを、こうして、そういうものやら、かねてからのいろんな防災訓練を含めたそういうことに関する補助金などもありますよね。それに含まれたら。それが含まれなかったら、全く自腹でしなければいけないということなどはあるのでしょうか、どうなのでしょう。

○市長（宮路高光君）

いろいろと、この交付金におきます事業等もいろんな隣接して、またそれぞれ立地自治体なのか、そこでまた違ってあります。このことを私とあなたが今論議してみても始まることじゃないと。やはり、これは国の一つの大きな施策でございますので、私どもは、今現実的に、日置市としては立地自治体でもないし、また近接自治体でもない。そういう部分でございますので、やはりこういうことを、やはり県国のほうには、さっきも申し上げま

したように、とりあえず30kmというものの中でくくりまして、要望を申し上げたいというふうに思っておりますし、先般市長会があったときにも、それで本当に30kmでいいのかと、そういう意見もございました。

そういうことでございますので、やはり今後、やはり県全体としてそういう論議というか、またそれぞれの申し入れというのはやっていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

国の施策でもあるということでございますが、今決めようとしているのは、暫定的な条件であちこちが実施しているところですよね。国がまだはっきりとしてない。そういう段階で20kmにしようか、30kmにしようかという段階ですよね。

島根県とか、長崎県とか、あそこは30kmにするというふうに出しているようですね。ということは、知事の権限で、ここなどが協議会をつくって、協議会が形にまだ、実務者レベルであるかもしれない。それであっても、もう9市町が集まって、そういうようなことをしたいというふうに宮路市長を初め鹿児島市長も、それから田畑市長も、そういうふうで同じ意見を持っていらっしゃるというふうに聞いておりますが、そういう意見があるにもかかわらず、知事は20kmでいいというような判断というものをしているんじゃないんですが、これの決めるというのはどこが決めるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私どもも機会で申します暫定という言葉を使っております。私も、先般いろいろと話をしまして、この暫定ということと、また本決まりということは若干違つかしれませんが、やはり暫定となれば既成事実をつくってしまう。それでは、本当にこのモニタリングポストを含めたこの原子力に対する考え方がいいのかどうか。ここあたりは、それぞれ関係市

町も一緒でございますので、また県のほうにもこのことについては申し入れをしていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

今、市長がおっしゃいました。暫定というのは既成事実をつくってしまうことなんだと。ですから、今の20kmというような形をこの9市町がせつかく集まって、これではいけないんじゃないかと。このやはり福島のいろいろなを見たら、ここの地域の住民の命を守るためにはこれで十分かと。10km、20km、20kmでいいとは思えないと、だから30kmまでしないとイケないんじゃないかという思いの9市町の集まりだと思ってるんですよ。そうしたのが、暫定は既成事実をつくってしまう。これが既成事実となって本決まりになる可能性があるというのを、私は大変心配しているんですよ。市長も、それを一番心配していらっしゃると思います。

ですから、ここでなぜ私は今実務者レベルの担当者だけで集まっていらっしゃると思いますが、それを早急に首長が集まって、これをどうにかして県にきちっと、今県議会でもしようかなあというふうなことを言ってます。知事は言ってますよね。決まる前に、この9市町が力を合わせて20kmではだめだよと、30kmにしないと、この鹿児島県は幅も狭いですよね。どういうふうに、西側は偏西風で風は東のほうにしか吹かない。陸地が全部汚染されていって逃げ道もない。こういうところで、どうしていくんだと。やはり広く住民の命を守らなければいけないんだと、そういうことに立ち上がれるのは首長、この9市町の首長の方々のやっぱり集まりとお力だと私は思ってるんですよ。

そこを、ぜひしていただかない。なぜ、担当者レベルだけでぐずぐずとしていらっしゃるのかと。もう知事は決めようとしているんじゃないかと。それに間に合わないん

じゃないかというのが非常に心配です。その辺はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、10月ございますので、この首長会というのも、その中で提案をして実施の方向に行けるようにやっていきたいというふうに、私の担当の中には指示をしていきます。

○15番（西園典子さん）

10月初めのときには、担当者の方が集まるわけですね。そして、それから後はどんなふうになさりたいと、私市長が真っ先に30kmのことを、全国です。全国の市町村で真っ先に声を上げられたのは市長でした。NHKのその日の晩のNHKのテレビで、7時のテレビで見たのを私は聞きました。やはり非常に英断だったとっております。それを形にさせていただきたいんです。そして、市民の命を守ることなんです。この本当に、私は、あちらの被災地に行って、非常に今でも思い出せば涙がとまらない。そういう悔しい思い、悲しい思いをしている、それを繰り返してはならないんです。

そして、あちらはまだ西のほうに逃げる道があった。でも、私たちは逃げ道はないんです。川内原発がどんってなったときですね。そして、いろんなことが電力会社にまつわるいろんなことが言われます。交付金などもらっている自治体と県だけが、決定権がある。それでいいのかという問題です。リスクを負うのは周辺ですよ。もらっているところは物を言えない。もらっていないからこそ、私たちは正しい判断ができるし、大きな声で物が言える。そういう立場だと思えます。

ですから、きちっと大きな声で言える立場にあって、市長は真っ先に声を上げたという非常に英断のある、日本で一番の英断のあることをなさったというふうに評価しております。そこを含めて、この10月の初めの担当

者レベルのときに、これをどうにか形にして、県に上げるというふうな方向性を持っていただきたいと私は切に思っているんですがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般の市長会的时候も、そういう話をしながらまいりました。特に今薩摩川内市の部分が入っておりますので、今おっしゃいましたとおり30km周辺だけだったらいわけてございますけど、やはり私どもは、この薩摩川内市も巻き込んだ中でやりたい。そういう思いを持っておりまして、そこあたりの若干の差異というのはありまして、今後、やはりこのEPZの問題を含め、また今後この部分だけじゃなく、やはり防災計画を含め、やはり幅広くこのことについては論議をしていかなきゃならないというふうに考えております。

特に今ございましたとおり、知事が暫定20kmと言っておりますので、ここあたりを、また今回の知事と語る会等もございまして、そういう場の中でも話はできるというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

薩摩川内市が入ってるからこそ、一緒になって、一番犠牲になるのは薩摩川内市なんです。そのことに、やはりこれを九電とか、いろいろと取りざたされましたけれど、安全に確実に段階的、今早急にこうして原発やめるということはできませんよね。先ほどもおっしゃいました。段階的に廃炉にしていくという手しかないと思います。まだまだ何年もかかると思います。そのときに安全にきちっとできるというのは、一番犠牲になりやすい立場である薩摩川内市を守るためにも、9市町が力を合わせるべきだと私は思います。

そこで時間がございませぬので、きちっと市長の思いは十分わかっております。あは、それを本当に実効性のあるっていうか、形に実らせる努力をしていただきたいと、お一人

ではできないと思います。それぞれの9市町が集まったっていうのは、そういう思いが。

○議長（松尾公裕君）

途中ですが、残り1分ですのでまとめてください。

○15番（西園典子さん）

非常にあったからだと思いますので、そういう方々のたくさんの住民の思いを形にできる市長、市長しかできないことだと思いますのでぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、6番目の再生エネルギーのことは、先ほどたくさんの方々がしていっていますが、2006年に環境自治体会議が出しております白書の中で、日置市っていうのもこうしてどんなのが再生可能としてできるのかというのなどが載っております。これは全国の自治体のが全部載ってたんですが、日置市はいろんな風力、太陽光とか、熱と太陽熱、それから廃棄物、林業系、畜産の廃棄物、いろんなものを利用できるということが載っております。それに引きかえ岩手県の。

○議長（松尾公裕君）

時間になりましたので、最後、もう締めてください。

○15番（西園典子さん）

はい。要は、申し上げたかったのは、やる気があるかないかっていうので、これは決まってくるのじゃないかと思っておりますので、日置市は再生エネルギーの宝庫だということが私はそれで感じたわけでございますので、やはりいろんなことを取り組んでいただきたい。頑張ってくださいと思いますので、最後に環境自治体会議にもあとには1年半か控えておりますが、何か形のある、またここを、原発に関しても一番大きな行動をなさった市長として決意を伺って終わりにしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、国のほうに一応申請しておりますので、その結果次第に基づきまして、いろいろ対応していきたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

次に、5番、上園哲生君の質問を許可します。

〔5番上園哲生君登壇〕

○5番（上園哲生君）

それでは、さきの質問通告に従いまして、日置市土地開発公社の今後の運営方針について質問をいたします。

鹿児島県市町村土地開発公社が解散をし、平成21年11月18日に精算が終了いたしました。結果として、日置市公社が財余財産、普通預金1億1,770万5,778円、流動資産として面積3万8,153.27m²、事業原価1億5,495万3,056円、具体的には、住宅団地9団地、工業団地1地区、合計10地区を引き継ぎました。

そして、今議会におきまして、平成22年度日置市土地開発公社決算の報告第26号がなされました。そこでまず総論的質問といたしまして、県が解散をし、清算手続を終了しましたこの土地開発公社の活用による事業を、今後どのような方向性で進めていくのか、まず伺います。

今ある引き継ぎました流動資産をうまく活用し、処分をして終了していく考えであるのか。それとも、今後ともこの土地開発公社を改めて活用し、今後の新たな先行取得等も含めて事業展開を図っていくつもりなのか、市長の基本的なお考えをまず伺います。

次に、現在引き継ぎましたこの流動資産をすべてうまく処分していくのにも長い年月とさまざまな知恵を出し尽くすぐらいの努力が必要なことは自明の理であります。

8月23日、清藤工業団8区画中、残っております2区画について、1区画は昨年10月に進出してられましたしまうまプリ

ントシステム株式会社が工場増設ということで決定をし、もう1区画には精密部品製造の株式会社ユー・エム・アイ社が進出することになり、立地協定締結という華々しい場面がテレビ放映されるなど、マスコミ報道がなされました。まことに喜ばしいことでありました。

これで清藤工業団地については、内定中のものも含め、初めて全区画が利用されることになりました。よって借地料の全額が把握され、リース満了後の買い取り価格が確実な数値として予測はできるようになったわけですが、まだまだ変動的要素が多々あります。

15年間、20年間という借地契約です。長い期間の間には、経済状況、経営状況、あるいは今回のように電力状況など、変動的要素に振り回されることが予測にかたくないことはこれまでも幾度となく経験をしているところでもあります。

そうした中、短期借入金5億円を毎年借り換えで対応してきました。この低金利のときにも、支払利息と借地料を比較すると、すべての区画が利用されていないわけですから、これまでは支払利息のほうがまさり、支払利息の一助にはなっても元金返済の原資の準備には到底至っておりませんでした。元金返済の原資として当てにしている分譲価格は毎年発生する借地料と借地期間満了後の買い取り価格の合計額となっております。借地契約日がそれぞれであり、当然15年間、20年間という借地期間満了時の買い取り期日もそれぞれです。これからは、支払利息を上回る借地料となるとは思いますが、一部はやはり支払利息に使われるわけですから、このたびのことを契機としてしっかりとした返済シミュレーションを立てる必要があると考えます。

今議会におきましても、同僚議員の質疑がありました。それに対する答弁は、平成41年度までとする返済シミュレーションを

立案しているとのことでした。平成21年度、22年度、23年度の予算時における予測金利は1.5%、750万円の計上でした。しかし実際には、決算においては、平成21年度は農協からの借り入れで1.25%、626万7,122円、平成22年度は、同じく農協から1.05%、526万4,382円となり、今年度は、信用金庫から0.95%で実施されております。

このことは、担当職員の努力の成果と大いに評価するところではあります。やはり金利の問題だけではなく、例えば進出内定中の企業との借地期間が実際的にはいつごろになるかなど、大変流動的であります。今後の東日本大震災の復旧・復興の財源次第では、金利の上昇も考えられます。どのような数値予測でどんな積み立て方法で、いつごろからの返済計画のシミュレーションを立案しているのか伺います。

次に、現在既に造成がなされ分譲中の住宅団地においても、なかなか完売に至らず、少しずつの売れ残り区画があることも頭の痛い問題ですが、さらに造成工事すら至っていない住宅団地が4地区と、本町団地の第2期工事分としてあります。殊に吹上地域の未造地の3住宅団地は、住環境整備事業の基盤整備事業にかかわる土地取得の経緯があると聞いております。しかしながら、当時の状況と現在のデフレ経済状況、人口減時代の住宅取得状況、また、さきに示されました防災ニュースによる海拔のことなど、余りにも異なった状況にあると考えます。

確かに、補助金適化法との関係があるかもしれませんが、その当時、住宅団地という事業計画で認可されたことに縛られ、手をこまねいて現状を見守るだけでは済まされないのではないかと考えます。計画変更も含めた県との協議を通じ、今後の取り組みについて、時系列的に計画の方針を示すことはできな

いものか伺います。

2番目の質問、亀原工業団地の現状と、市としてどのような協議・説明を受けているのか伺います。

この亀原工業団地は、これまで幾多の企業が進出し、あるいは創業を目指してきた経緯があります。そのたびに地元市民は、地元雇用なども含め大いに期待を寄せてきました。しかしながら、倒産、撤退を余儀なくされ、残念な思いも幾たびかしてまいりました。平成21年度に富士エネルギー株式会社が進出してこられ、さらに工業団地の一角の土地を取得されました。地元には企業を案内する看板も立ち、どういう製造工場が設置され、いつごろから大々的に操業が開始されるのだろうとかたずをのみながらも見守っている状況であります。民間企業の経営ですから、いろいろな事情もあるだろうとは考えますが、立地協定に当たり、また土地取得の際に当たり、今後の経営計画方針の説明をどのように受けられ、その後の今現状、どういう状況にあるのか伺います。

あわせて、残り1区画への対応、そして進捗状況はいかがか伺います。わかりやすい答弁を期待しまして最初の質問といたします。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市土地開発公社の今後の運営方針についてということでございまして、特に今ご指摘ございましたとおり、県の開発公社が解散し日置市の土地開発公社を設立した

わけでございます、その大きな目的というのが、やはりそれぞれのまだ財産があった。そういう中におきまして、今回日置市の土地開発公社を設立させていただきました。

今後につきまして、新しい未利用地を購入するかというもありましたけど、当分の間は、今のある土地を早く処分していく。これが一番大きな方向の中で設立していったということでご理解してほしいというふうに思っております。

また借入金につきまして、現在5億円ございまして、毎年短期借入として借換えを行っている状況でございます、すべての企業が進出することによりまして、リース料やリース期間、支払利息、そのほか経費等がかんがみ、返済シミュレーションを行いましたところ、リース期間満了を迎える平成42年に返済のほうにめぐりが立つということでございまして、その中におきまして、ある程度公社にございます今残っている預貯金等を若干でも返済のほうに回していきたいというふうに考えております。また、毎年それぞれに金融機関におきまして見積もりをいただいて、それで最終的に決定をさせてもらっているところでございます。

2番目でございますけど、土地開発公社が所有している未造成の住宅団地につきましては、東市来地域に1団地、吹上地域に4団地でございます。また、現在、分譲中の住宅団地6団地、16区画もでございます。現在の厳しい社会情勢の中におきまして購買力の低下が民間における分譲しております宅地も多数あることから、今後は住宅団地の造成計画も住宅のニーズ等を見極めながら進めていかなければならないというふうに考えております。

2番目の亀原工業団地の現状ということでございまして、亀原工業団地の一角におきまして、平成21年3月25日に富士エネルギー株式会社と企業立地協定書の締結を行い

ました。協定書の工場建設計画では、新規雇用者数を11名でありましたが、現在、操業開始の平成22年4月1日からの従業員につきましては、6名となっております。企業の業種自体が太陽光エネルギーに関する業種でございまして、急激な雇用というのも今のところなされてないのも実情でございまして、今後の私どももこの太陽光エネルギーに関する素晴らしい技術を持っている会社でございまして、期待も寄せておるところでございまして、そのあと隣の一角でございまして、また富士エネルギーのほうとも十分協議をしながら、この一角についても対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

ただいま本当に一通りの答弁がありましたけれども、実際、今度公社と、いろいろ日置市の農業公社、管理公社いろいろありますけれども、この土地開発公社というものを活用した事業活動というものが、殊に中長期的展望について、なかなか議会のほうも目が届かないと。そういうことで今回質問をさせていただきました。

それで、この際、少し掘り下げて具体的にお伺いをいたします。まず、この土地開発公社の今後の運営方針といたしましては、今あります取得しました引き継ぎました土地、財産を、とにかく処分をしていくことがまず第一優先だというお話でございました。その後がどうなるのか、私もわかりませんが、なかなか新しい事業のための先行取得ということに対しまして、いろいろなところで訴訟が起こされています。

ご承知のとおり、今月の9月13日には、鹿児島地裁で、徳之島跡地開発公社の用地購入の先行取得に対し、委託した行政側と土地開発公社に対し、住民から土地売買契約の差しとめを求める訴訟の第一回口頭弁論があっ

たということが、新聞等でも報道されておりましたけれども、なかなかその事業の妥当性でありますとか、価格の妥当性でありますとか、そういうものに対しまして、やっぱり慎重にかからなきゃいかんのかなあという思いで、まず今後の運営方針のことをちょっとお尋ねをしました。

それでは、清藤工業団地について具体的にお伺いをいたします。まず、今市長の答弁の中には、大体42年度をめどに返済のシミュレーションを立案しているようなご答弁でありましたけれども、少しこれまでの経緯についてもお伺いをさせていただきたいと思えます。

この当初の5億円の借入れを起こすときに、その返済原資として工業団地の一角を占める、これは旧伊集院町時代のことでございましてけれども、株式会社明興テクノスの処分価格分も含まれていたのかどうかですね。平成13年、旧伊集院町時代に処分をされ、そのときの分譲価格が1億7,000万円ほどだったということでしたけれども、この取り扱いはどのようにされたのか、そこらのまじり経緯の説明をいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

明興テクノスの場合については売買いたしましたので、そこを造成した中におきまして1億7,000万円は返済といえますか、返済に充てておきまして、残ったのが5億という形の中であるというふうに理解しております。

○5番（上園哲生君）

経緯は、ちょっとよくわかりました。しかしながら結果として、この借入金返済原資には、この明興テクノスの分は至らずと、入らずということで、この1億7,000万円を差し引いた分譲処分価格6億2,400万円ほどがあるわけですが、これが支払原資ということによろしいわけですね。

そこで、清藤工業団地の場合は、1 m²当たり292円と、だから残りすべての区画の年間借地料は大体928万円ほど、このすべての区画の借地料は立地協定時からではなく、実際に借地契約が成立した後、発生していることとなりますから、今回の立地協定が済んだばかりの株式会社ユー・エム・アイ社とか、いまだ内定中の運送・倉庫業の株式会社比良松社などの借地契約、これはまだですよ。大体これをいつごろと見通しを立てておられるのかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今回立地をしましたこの2社につきましては、完成が来年3月ということで、4月が操業ということでございますので、これのときから賃借料というのは発生いたします。

あと一つ内定の比良松というところでございますけど、いろいろと私どものほうも向こうと交渉しておりますけど、内定しておりますけど、12月ごろまでもう一回再確認ということをして、今後の展開をしていかなければ、そのまま内定というままでは済まないというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

今、市長から今後の見通しといたしますか、予定をご報告をいただいたわけですが、そうなりますと、この42年の支払いのシミュレーションというのは、極めて何と申しますかね、流動的といいますか、確定的じゃないところの立案のように思えて仕方がないわけなんですけれども、できるだけ早くそのような状況になることを願うわけですが、それにしましても、またそれから15年、20年、借地料を払い続け、そして期間満了後の買い取り価格で処分となると。

そういう予測のもとで、今回のシミュレーションも立てられておられるんだろうと思えますけれども、ここの事業用の定期借地権と

いうのは、借地借家法の第23条第3項の10年以上30年未満の契約になりまして、これは当然3項で、公正証書を組むことになっていきますよね。極めて重い約束事になっておるわけですが、このことをずっと15年、20年後も間違いなく履行がされれば、それは結構なことなんですけれども、やはりそういうことを一方で願わなきゃならないような要素もあります。そうすれば、当然、行政の協力というものも考えていかなきゃなりません。

先ほど、市長の答弁の中にも、地元雇用11名以上あれば設備投資に対する補助金が出されるということにちょっと触れられましたけれども、今進出企業の中で、4社ですかね、この借地料を払いながら企業進出をされた4社に対して、この設備投資に対して補助金は、どこどこにいかほど出たのか説明いただきたいと思えます。

○企画課長（上園博文君）

今、手元にちょっと資料がございません。後ほどお答えしたいと思います。申しわけございません。

○5番（上園哲生君）

それでは、その中の1社についてちょっとお尋ねしますが、このしまうまプリントシステム、平成22年に入ってきたわけですが、ここへの補助金というのは出ているのでしょうか、出ていないのでしょうか。

○企画課長（上園博文君）

これから申請をいただく予定でございます。

○5番（上園哲生君）

ということは、推理をしますと、私は、もう1回しまうまプリントシステムさんには補助金が出たのかなあというあれを持ったものですから、今度の工場増築で、また新たな補助金の支払いがあるのかなあというところを確認したかったものですからお伺いしたわけですが、これからの申請だと。そうし

ますと、今お知らせ版の中に、しまうまプリントシステムさんのパートですけれども、従業員の募集がありますよね。そうしますと、確かに補助金の対象は正規従業員を11名以上となっておりますけれども、今度も採用形態がパートであると、そういう採用対象にはなりませんよね。そこらのところ、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○企画課長（上園博文君）

今、しまうまプリントの内容で申請がしておりますのは、実は1年以内に増設をされたという経緯がございます。したがって、投資額が若干変わってまいりましたので、その辺の最終調整をした上での今回の補助金申請につながりますのでご理解いただきたいと思っております。

なお、お知らせ版で掲載いたしましたこの募集につきましては、現在の施設に対するパートさん方の募集でございましたので、今回はこの分につきましては、特に対象にしておりませんが、増築分につきましては、今後5人以上発生するというのであります。その分は増設の補助金申請を改めてしていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

やはり、進出企業に対しまして行政はどういう協力をしてあげられるか。今実際、パートの形態で、その募集をかけてもなかなか人が集まらないやに聞いておりますけれども、現状がどうであるか。

そしてきょう午前中の同僚質問の中に、生活保護対象世帯の中のその他の中で、例えば働く体力といいますか、働きたいんだけど働く場はないために、今生活保護をもらっておられるという、そういうところに、特にやはりそういうお知らせをしたりして、一方で生活保護の対象から外れていただく。一

方で、そういう会社にとりましていい人材となり得るかどうかわかりませんが、とにかく雇用の場を会社のほうにも行政として協力をする。そういう。

けさほどの質問の中では、その福祉課との連携がとれてないというお話でしたけれども、そこらについてどういうふうにお考えになりますかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

とれてないという一方的な言い方じゃなく、やはり基本的には、私どもは、こういうパートを含めて全市民のほうにもお知らせをしております。また、特に担当の部局におきましても、さっきも言いましたように支援員等も配置しております。その目的の中で、それぞれ業種によって適正、適正でない、そういうものもございますし、また特にこういう形態につきましては、それぞれの自社といいますか、その会社のほうの方針、そういうもろもろもありますので、情動的な情報は広くそういうものの共有、これはしているというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

それぞれのその企業の業態によって求める雇用者というものはどういうものであるか、そこらはよく理解はするわけですけれども、それであるなら、やはり我々は進出企業の方々とお話をするときに、やはりその人材の確保と、そこ辺の行政の協力というものは、よく要望として上がってまいります。

例えば、昨年7月、産業建設常任委員会は皆田工業団地への誘致企業、シチズン時計鹿児島株式会社が属しておりますシチズン時計グループ企業の中核を成しますシチズン時計河口湖株式会社へ行政視察に参りました。そこでの協議において、精密機械や工場メンテナンス等の充実のためにも人材確保が一番であると。しかしながら鹿児島大学は機械専攻の学生が鹿児島に残らない。人材確保の面で

の情報協力をいただきたいとの切実な要望があり、そして行政視察の委員長報告でもさせていただきます。

こういうものに対しまして、鹿児島大学とか、いわゆる豊富な人材のところに行行政としてどのようなアプローチといたしますか、そして企業へどのような情報提供というものを今までなさってこられているのかちょっとお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、私ども今この進出企業を含めまして異業種交流の会をしております。そういう場におきまして、それぞれの学校、または大学、そういうところも連携しながら、その情報というのは共有しているというふうに思っております。

今、特に新規の採用、こういうものはどの企業も控えている部分もございまして、今ご指摘ございましたとおり、しまうまプリント等を含めパートといたしますか、そういう形態の中で全体的に運営されておるようございまして、特に私ども日置市のこのパートを含めて、仕事の内容にもよるかもしれませんが、募集しても来ないとかいう部分があったようございまして、またその反面、特に清藤工業団地につきましては、鹿児島市にも隣接するという部分がありまして、もし足りない分については鹿児島のほうからも入れていきたいと。それはもう私どものほうを優先していなければ仕方がないことございまして、やはり会社として経営が成り立つのが一番大前提でございまして、そういう意見交換等も今さしてもらっているところでございます。

○5番（上園哲生君）

今、市長の答弁がありましたとおり、今月にもその異業種の企業との懇談会といたしますか、そういうのも計画されているようですが、はっきり申しまして、この現在の社

会状況の中で、企業が10年、20年、30年と生き延びていくことには、大変な時代なんですよ。ですから、誘致企業との立地協定がなされたときの感激をいつまでも持ち続け、そういう企業に対しまして、行政として惜しむことなくご協力をしていくことが大事なことでと私も思っております。

が、しかし、それでも事業起業には栄枯盛衰がございまして。途中で撤退、倒産も余儀なくされることもあります。そうした場合には、そうした場合のことを想定しながら公正証書で組んでるんだろーと思っておりますけれども、そういう場合、補助金が入った建物等に対しまして、公正証書の中でどういう、そういう状況になったときに、どういう状況の取り決めをされているのか。いわゆるまだ借地ですよ、借地で建物はその抵当権なり何なりついた企業の持ち物として、そういうものがそういう事態に陥ったときに、どういうふうな対応をするというようにとこまで公正証書で組んであるんでしょうかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今おっしゃいますとおり、15年から20年ということで、このリース料を組んでいます。今の段階の中で、倒産したとか、そういうことも考えていかなきゃならないという部分も十分ありますけど、今回のこの協定書の中で、そこまで踏み込んではいないというふうに思っております。

なるべく、この15年ということでありまして、この早期といたしますか、ある程度経営状況というのもございまして、私どもはやはり初期投資を少なくして雇用を多くしていただき、ある程度もうけてほしい。もうけた中においては、もう随時、また早い返還といたしますか、15年じゃなく、これ10年にしたり、そういう努力はするつもりで、これは最低の中でこの15年、20年にしておりますので、なるべく早くそういう状況等が好

転した場合については、早く返済を、土地代を清算する。そういうことも企業とも打ち合わせをしながらやっておりますので、今後のこの返済については十分進出した企業とも打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

要するに、そういうことだと思います。要するに、企業の動向をきちっとつかんでおくということが極めて大切なことだろうと思います。いろいろ想定をすると、いろんなことも、最悪のことも予想されますけれども、今回のところはここまでとしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、今度住宅団地に対する質問に移ります。これまで造成をしました住宅団地も、確かに少しずつ残ってるんですよ。このことは、今私の両隣に新しい理事が担当しておりますので、これからお任せをいたしまして、いまだに造成すら入っていけない東市来の中央団地、これ平成12年取得ですね。

それから吹上の地域の3つの団地、平成16年に取得しました剣壇塚、今田、そして19年が入来とあるわけなんですけれども、殊に吹上の場合のこの剣壇塚団地、これは本町第一工区の伊作側よりといったほうがいいんですかね。そして2期工事が、農協側よりという形で残ってるわけなんですけれども、どちらももうその近隣の住民の方に迷惑をかけるほどの雑草が身の丈以上に伸びておりまして、本当に管理も大変だろうと思うんです。

22年度決算でも4万4,000円ほど機械の借り入れ代として支出計上がされてありました。そして23年度は5万円ずつの、やはり管理費が計上されておりますけれども、実際のどのような管理がなされているのか。これは、ここのその職員を使ってなされているのか。そこらをちょっと具体的にご説明いただきたいと思っております。

○企画課長（上園博文君）

すべての工業団地、あるいは住宅団地につきましては職員で対応しております。

○5番（上園哲生君）

これは大変ですよ。ここで常に私思うのは、こういう土地開発公社の持ってる所有している資産は、これは日置市にとってありがたい宝物なんだろうと思うのか、管理も厄介な荷物だなあと思うのか。ここは、やっぱり市長のこれからの考え方、行動力のある推進の仕方にかかわってきてと思うんですけれども、はっきり申しまして、先ほど取得するときいろんな制約があったらと思うと思います。それを状況の変更で変更していかなくやならん。これは検討の協議もしていかなくやならん。なかなか簡単にうんとは言わないところもあるだろうと思いますけれども、そういう今検討の協議の状況でありますとか、市長、個人的見解でいいですから、どういう考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘されましたとおり、こういう取得した経緯というのは、もうそれぞれであるというふうに思っております。基本的には、それぞれの地域におきます人口対策というのが私は一番大きなメインで、このように土地を取得されたということは、もう十分理解しておりますけど、昨今のこのような状況の中で、これをまた宅造してみても、また負債を多くする。こういう可能性もというのも大分残ってるというふうに思っております。

今回、特に、こういう工業団地にございますこの土地も、さっきちょっと言いましたように自然エネルギー、こういうものに転換できないのかどうか。ここも今回いろいろと調査をしていきたいと。そうじゃなければ、これをいつまでも宅地造成、宅地造成という部分は、また造成費を含め大変大きなリスクを負ってくるというふうに思っておりますので、

今回、今私どもが今上げてる中においては、この土地、市有地を含めて、この土地開発公社の土地、こういうものがそういうものに自然エネルギーの中で、要望活用できないのか。そういうことも今後一つの調査としての項目の中に入れて進めていきたいと思っております。

○5番（上園哲生君）

大変すばらしい方向性だと思います。やはり時代の要請に合わせて、そしてなかなか計画の変更って難しいかもしれませんが、嫌なことを申し上げるようでありますけれども、本町団地の地盤強化のために後から助成を組まなきゃならなかったとか。

あるいは、その2地区がまだそのまま手つかずで残ってまして、そして剣壇塚を含め、そこらのあたりは、つい先日示されましたその防災ニュースで、海拔の実に低いところだと。そして私も何回も申し上げますけれども、さつま湖のほうが高いほうにあって、この高いほうから低きに流れる地下水系の影響というものはどういうものなのか。やはりいろいろ危惧するところがありますので、今後、そういうことも踏まえまして、そして新たな活用というものをぜひとも検討していただきたいと思えます。

最後に亀原工業団地について伺います。ここは、確かに土地開発公社とは関係はないわけですが、地元で誘致企業を図りに、地元雇用促進し、少しでも地元で活気をもたらそうという趣旨は同様なものであろうと思えます。そしてありがたいことに、先ほどのお話じゃありませんけれども、土地を取得しまして土地と建物が同一の所有者になりました。

先ほどの市長の答弁の中にもありましたとおり、社名から見ると、社名の想像するところはエネルギー関連の企業なのかなあと。今後の環境重視型の、要するにそういう事業会社であるのかなあと思ったりはするんですけ

れども、実際的に、この立地協定を結ぶとき、あるいは土地を取得するときに、そのとき、どういう事業計画の説明がなされ、そして今現在、本当にどういう状況なのか、具体的に把握されているのか。そこらをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

この富士エネルギー株式会社という会社でございますけれども、基本的には太陽熱を利用した中におきまして、この給水といいますか、給水と、お湯を利用した形の中で、特に病院とか、いろんなところに設置をしている会社でございます。基本的に、立地をするときには、あそこの位置づけの中には研究所という部分を位置づけて、またその後におきまして製作といいますか、そういうものをやりたいということ、最初、お話を賜りました。今現在、それぞれ技術開発をやっている部分がありますし、またさっき言いましたように、工場のフル回転というところまでは至っていないということも事実でございます。

今後の展開の中で、この太陽光、自然光を含めた、今まで技術開発をしていることが、どう今後効果をもたらすのか。私どもは、そういうことを期待しておりますし、また社長としてもその拡張という部分も考えておるようでございます。

今、ご指摘のとおり、この土地は土地開発公社でございませぬ。そういう中におきましても、目的はやはりそれぞれの地域におきまます浮揚というものもございますので、今ご指摘ございましたように、また富士エネルギーの社長とも十分話をさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

今、市長の答弁にありましたとおり、土地開発公社の土地ではありませんけれども、これをそれなりの要件を満たしたときには、設備投資に対しての補助金申請はできるわけで

すね。

○企画課長（上園博文君）

補助金交付要綱の中には、その期限を限定してございますので、操業してから1年6カ月余りということでございますので、今のところでは、この補助金の交付の対象となりませんけれども、ただ研究部門という面が控えておりますので、そういった分をどの程度とらえたらいいのか、今現在、課のほうでも検討中でございます。

先ほどの答弁漏れがございましたので、あわせて答弁させていただきます。合併後の工場等の立地補助金が、平成19年度以降、6社ございます。新設が、エービーフーズ株式会社、そして株式会社てまひま堂、2社、そして増設が、みのだ食品、メデック九州、鹿児島ケース、西酒造、こういったところで、総額が1億1,200万円ほどになっております。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

私も、この補助金の申請の期間があるんじゃないかなあと感じておりましたので、ちょっとお聞きをしたんですけども、もうその補助金の期間は間に合わないという形ですね。富士エネルギーの場合はですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それでは、最後に、この亀原工業団地の2工区目の、2区画目のといったほうがいいんですかね——の対応。あるいは、その現状をお知らせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

8,600m²ということでございまして、私ども今すれば、清藤が終われば、もうそういう工業誘致をする土地はもうなくなってしまふと。今亀原工業団地は1画しか残ってない。これをまた先行取得して、そのような今のところ考え方は持っておりません。

ですので、今からいろいろとこれに引き合いが来たとき、こういうところも見ていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

今、いろいろご説明をいただきましたし、今後の方向性も大分見えてはおりますけれども、なかなか予測の立たない事業ですので、ですけれども、この土地開発公社の所有地は紛れもなく、我々日置市の財産でありますので、これを有効利用して、そしてやっぱり我々の宝としての価値を考えていただきたいと思っておりますけれども、最後に市長の覚悟をお聞きししまして、一般質問をこれで終わります。

○市長（宮路高光君）

今までもご指摘ございましたこの有効活用、やはり市の土地開発の土地でもありますし、ですけど、まだこの時代に合った背景の中で展開していかなきゃならない。取得した時代とすると、もう十数年たったり、いろいろと時代背景も違いますので、また十分そこあたりを配慮した中において、先ほどお話のとおり補助金適化法に触れる部分もあるのかなあということも思っておりますので、そういういろんな面をクリアしながら、基本的には、私どもは売買といいますか、この土地開発公社というのは売っていかなきゃならないという一つの使命がございまして、そこあたりを十分考慮しながら処分をしていけるような形で進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時44分散会

第 4 号 (9 月 2 1 日)

本会議（9月21日）（水曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。田代吉勝議員から欠席届が提出されていますので、お知らせをします。ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。私は、先に通告をいたしておりました2つの事項について、質問をいたします。

まず、1番目は、地域公共交通の今後のあり方についてであります。我が鹿児島県では、九州新幹線の全線開通による経済の活性化など、華やかな話題で持ち切りとなっておりますが、一方で私たち日置市などの過疎地を含む地域密着の公共交通、すなわち生活路線の維持存続が大変厳しい状況にあることは忘れてはなりません。

地域の大事な足である公共交通は、マイカーの普及や人口減少のあおりを受け、利用者数が減りつつあり、その環境は大変厳しい状況にあります。過疎化・高齢化が急速に進む本市では、お年寄りの大切な足を守り、地域コミュニティを維持することが求められています。

今後、買い物難民がふえたり、お年寄りのひきこもりも懸念をされます。そのような観点からも、地域公共交通のあり方を常日ごろから考えなければなりません。

日置市における地域公共交通の問題は、平成18年のいわさきグループが打ち出した路

線廃止問題から始まり、廃止代替路線や生活路線維持の赤字補てんが行われております。

また、各地域のコミュニティバスは、地域によって便数や利用者数に隔たりがあり、その平準化を図る意味合いから本年度4月から予約制乗り合いタクシーが開始されました。

また、これらの問題を解決するために、道路運送法の規定に基づき、平成20年度に地域公共交通会議が設置されました。現在、日置市の公共交通のあり方は、この会議で協議され決定していくものと理解をいたしております。

しかしながら、地域公共交通を含む市の重要事項や予算を決定する私たち議会の立場から見て、その協議内容や決定事項など、よく見えない点があります。

そこで、3点の質問をいたします。

①コミュニティバス、乗り合いタクシー、廃止代替バス、空港バスなど公共交通にかかわる路線の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

②公共交通会議における協議の経過はどうなっていますか。交通弱者など利用者の視点よりも、行政主導になっていませんか。

③公共交通の維持と利用促進へ向け、今後の課題と市がとるべき方策は何であると考えますでしょうか。

以上、3点について、市長の見解を伺います。

次に、空き地・空き家の問題について質問いたします。

この問題は、昨年9月議会でも質問をいたしました。そのときの市長の答弁が「検討の時間をいただきたい」とのことだったので、1年がたちました今議会でお答えをちょうだいしたいと存じます。

少子高齢化・人口減少社会に突入し、空き地・空き家は私たちに身近な問題になりつつ

あります。平成20年の住宅土地統計調査によれば、人が住まない空き家は全国で756万戸、5年前と比べて14.6%の増で、住宅全体に占める空き家率は13.1%と過去最高を更新しました。

また、空き地も13万687haで、5年前よりも6,000haふえております。さらに、平成20年度に国土交通省土地水資源局が行った全国市区町村を対象とするアンケートによれば、72%の市区町村で空き地・空き家の管理問題を抱えているとのことでございます。

空き地、空き家は、景観上の問題もさることながら、事件・事故・火災などの原因になるおそれがあり、また白アリの発生やごみの投棄など、環境衛生上の問題も大きく懸念されます。

日置市においても全国と同じような状況にあるかと思いますが、本市の基本的な考え方を伺いたく質問いたします。

①この問題について昨年の9月議会でも質問をしましたが、環境保全審議会などでの協議の経過と結果はどうだったでしょうか。市長に伺います。

②通学路沿いの空き地・空き家は防犯上大変危険ですが、学校における対策はどうなっているのでしょうか。教育長に伺います。

③行政はこの問題の対応に苦慮していると思いますが、その要因は何だと考えますか。また、これからどういった対策を講じるのか、市長に伺います。

④空き地・空き家対策の事業予算化や条例制定など、具体的な方策が今必要かと思いますが、市長の見解を伺います。

以上、当局の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の公共交通の今後のあり方で、その

1でございますけど、平成22年度のコミュニティバス利用者は延べ5万4,396人で、平成21年度と比較しておよそ12%の減少でございます。

本年度から、伊集院・吹上地域では、コミュニティバスと乗り合いタクシーの連携による新たな交通体系を取り入れましたが、7月までの全地域合計利用者数を前年度利用者数と比較いたしますと18%の減少となっております。この傾向は4地域とも差異が見られません。

航空バスを含む廃止代替バスについては、路線ごとに若干の増減はありますが、平成22年度利用実績は延べ8万7,573人で、前年度に比べるとおよそ8%減少しております。

また、航空バスの本年度の利用者数を前年度と比較いたしますと、串木野線が1,869人の減、枕崎線が1,622人の減となっております。

なお、本件の詳細については、広報ひおき7月号で市民にお知らせをしたところでございます。

2番目でございます。日置市地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づき設置している審議会で市民代表や各関係機関の代表者等15名で構成されております。昨年は4回開催し、乗り合いバスの導入やコミュニティバスの運行など、市民の公通手段のあり方に係る協議を行いました。

本年度は、年々補助額がふえ続けております「串木野～鹿児島県空港バス」の協議を行っております。これまで共同で運行を支援していた、いちき串木野市の路線撤退の方針決定を受け、本市としての方向性を固めようとするものであります。

このように、要綱に基づき会議の指針を尊重しつつ、新しい施策の導入についても自治会等での説明会など、市民への理解・啓発を

得ながら進めているところでございます。

3番目でございます。コミュニティバスを含む多くのバス路線で年々利用者が減少しています。利用促進については、本市公共交通施策の重要課題であると認識しています。しかしながら、利用者減に伴い、市の補助金や委託料がこれまで以上にふえ続けるのではないかと危惧する部分もございます。このことを踏まえ、市民への周知はもちろんのこと路線状況を随時確認しつつ、公共交通会議の意見を尊重し、路線の整備・見直しを行っていきたくと考えております。

今後も限られた財源を有効に活用し、地域に合った効率的で利便性の高い公共交通の維持向上を目指していきたくと思っております。

2番目の空き地・空き家の問題についてということでございます。

1番目でございます。空き地の管理については、悪質な場合の対処、特に火事とか不審者関係者について、環境保全条例に罰則規定が必要な時期にあるのではないかとというご質問でもありまして、このことについて時間をいただきたいとお答えしたところでございます。

この問題につきましては、日置市環境保全審議会に諮問いたしまして、平成23年2月7日と平成23年8月29日にご協議をいただき、慎重にご審議をしていただきまして、「個人財産の管理に罰則等を設けることや罰則の基準など大変難しいところもあり、また火災の場合は火災原因者に対するの処罰があると思われませんが、土地の管理が悪くても火災になったその因果関係まで処罰することは難しい」というご意見もあり、「日置市としては、罰則規定は必要でない」という答申をいただきました。

3番目でございます。平成21年度の全国の市町村を対象とする国土交通省のアンケート調査では、約7割の市区町村で外部不経済

をもたらす土地利用が発生し、空き地・空き家の管理が問題としている市町村も数多く見られ、全国的な問題と顕在化しております。

要因といたしましては、所有者が県外であり、親戚もいなくて2代、3代の所有者になっており所有者の特定ができない。また、所有者の経済的事情、遠隔居住により利用されず放置されることが上げられます。

平成18年度の日置市内の空き家調査を踏まえ、平成19年には13軒の空き家の、賃貸可能な空き家として確認ができました。現在、空き家の賃貸借については、自治会の活性化を図ることを目的に自治会長さんを通じて、所有者または管理者に連絡を取り、手続を行っているところでございます。

また、今年度7月から日置市ホームページ等から民間賃貸住宅情報にリンクできるようにいたしました。空き地、空き家対策は、個人財産ということもあり、行政でできる手立てに限りがあります。このため、日置市内の賃貸マンション・アパート・一戸建て等、民間の情報もインターネットで紹介されていますので、活用していただくよう紹介もしております。

管理については、自治会長等がボランティアで草刈り等の管理をしていただいているところもあるとお聞きしておりますが、自分で管理できない方には、シルバー人材センターや民間業者に依頼をお勧めして、適正な管理をお願いしております。

4番目です。空き地の適正管理については、現行の環境保全条例により指導していきたくと考えており、新たな事業予算化や条例制定とか今考えておりません。また不足がございましたら、この環境保全条例等も整備をしていくということを考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

通学路沿いの空き地・空き家は、防犯上危険だが学校における対策はどうかということでございますが、児童生徒の登下校時の安全対策につきましては、各学校安全マップを作成し、地図上で危険箇所等を確認し、登下校の安全指導に活用をいたしております。

特に、今年度はさきの東日本大震災を受けて、各学校は安全マップを含む危機管理マニュアルの大幅な見直しを図っております。防犯上危険な空き地・空き家については安全マップに記入したり、PTAの巡回補導等のコースに入れたりするなどの対応を行っております。

また、地域ごとのスクールガードリーダーを中心に、多くのスクールガードが学校と連携を図りながら、ボランティアで児童生徒の登下校の安全確保に努めております。

さらに、地域ごとに開催される校外生活指導連絡協議会では、児童生徒の健全育成と安心・安全な校外生活を送れるように、学校・PTA・警察を含む関係機関が通学路を含む児童生徒の防犯上の問題に連携協力しながら、取り組んでいるところでございます。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、2問目、順を追って質問をさせていただきます。

まず、1番目の、各公共交通の利用状況について答弁をいただきましたが、ほとんどが大体10%から20%ぐらいの減少ということで伺いました。この原因、まあ、要因ですね、外的な要因もあるかと思えます。また人口減少ということで、その分もあるかと思えますが、どのように分析をされていらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

利用者の減ということで、4地域、それぞれ今までコミュニティのあり方が変わっておりますけど、現象的の中で全域的に減少している。ほかの行政地区でもふえていると、

そういう要因だったらまたいろんな原因があるかもわからんと思っておりますけど、基本的には人口減少を含めた中におきます高齢者の、今まで利用しておった方々が減っていると、まあ、そういう傾向じゃないかなというふうに認識しております。

○4番（出水賢太郎君）

特に、今、問題になっている串木野、そして東市来・伊集院から空港を結ぶこの空港バスの問題ですが、これについては新幹線の影響だったり、またことしの場合は、東日本大震災による影響、まあ、さまざまな影響があるかと思えます。

ただ、私の目から見ますと、今までは、まあ、過去ですけれども、1時間に1本、定期的に走ってた便が2時間1本とかいう形で非常に利便性が悪くなった、これは以前から指摘されていた問題であります。

また、運行業者側の利用促進、そして私たち市のほうの利用促進の取り組みも足りなかったんじゃないか、そういうような状況もあるかと思えますが、その辺のご見解はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、今、空港バスにつきまして、今、ご指摘ございましたとおり、便数が減ったというのも一つの要因であろうと思っておりますし、また特に新幹線開通を含めて、空港を利用される方が少なくなったというのも一つの要因であろうというふうに思っております。

また、私どもPRという部分もあろうかと思っておりますけど、このことに、空港バスにつきましては、特に枕崎からの空港バスとまた串木野からの空港バス、その中におきまして、特に串木野からの空港バスについては、JRとまた鹿児島中央駅の中におきます利用形態というのもできるという、まあ、若干の可能という部分、枕崎からの利用客も減っておりますけど、この場合についてはある程度、

その1路線しかない部分があります。そういう、いろんな形態が違う中においても、トータルで枕崎からもいちき串木野市からの路線も減っているという状況であります。

○4番（出水賢太郎君）

あと、伊集院地域の、今度はコミュニティバスの件と乗り合いタクシーの件について質問いたします。

乗り合いタクシーが始まってから半年たちました。いろいろ利用者の方の声、上がっているかと思えます。

先日も、敬老会等に私も出席をさせていただきましたが、そこでも、やはりその予約のわずらわしさであったり、運賃の問題であったり、なかなか、いろいろ問題があるようでお声をいただきました。その辺の状況の把握を市長はどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

特に、今回伊集院町地域におきます乗り合いタクシーを導入させていただきました。私も、日曜日、月曜日の敬老会に行きまして、こういうご意見というのをじかにいろいろいただきました。

基本的に、ちょっとそのときもご説明申し上げましたけど、今回乗り合いタクシーを導入することとなって、特に吹上・伊集院地域に週1回やったのを2回させていただいたと、そういう中におきまして、ある程度の、特に、上神殿からの路線と竹之山からの路線、特にゆすいんを多く利用している方が、そういうご意見が多かったし、また一つは、100円から300円に上がった、こういうものも大きな要因になったということで、とりあえず、そういう傾向等があることは事実で、またそういう意見がどうにかという部分もありますけど、きちっとまだ事前に説明をし、また1年間状況を見ながら、特に、今回このゆすいんとの問題、ゆすいんのほうも若干減って

おりますけど、この交通の、バスの中でそれを整理するのか、また指定管理しているゆすいんの問題として、またそれらのバスを出すのかどうか、やっぱりここらあたりはまたお互いに検討していかなければ、そういう、ゆすいんを利用している方々の声が一番、あちこちで大きかったというふうに痛感しております。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね、ゆすいんへの影響というのが結構出ているかと思えます。コミュニティバス全体では18%の減ということですが、ちょっと、まあ、これは所管が違いますけれども、ゆすいんの利用者の減少にも影響が出ている、どれぐらいだというふうに数字的には理解されてますか。

○市長（宮路高光君）

大まかな数字でございますけど、300から500の間、月によって減少しているというふうに報告をいただいております。

○4番（出水賢太郎君）

やはり、ゆすいんも市の施設でございます。指定管理者に出してるとはいえ、やはり市が所有する施設でございますので、これは共倒れに、バスもコミュニティバス、乗り合いタクシー、ゆすいん、それぞれがうまく回るような、やはり考え方で行かないといけないと思うんです、共倒れになってしまっただけの意味がないですから。

なぜ、じゃあ、このような問題になっているのかということ、これが2番目に入ってくるわけですけども、利用者の方々の声というのが本当に反映されているのかということになってくるかと思えます。

まず、空港バスの件についても、また戻りますけれども、公共交通会議での話し合い、これが利用者の声がしっかり届いているのかということ、これを2番目のほうで質問させていただきます。

まず、時系列的にちょっと追っていきますと、特にこの空港バスの問題については、一番最初に、昨年ですけれども、22年度の、これは私もですし、11番議員も22年度に質問、議会でしておりますが、空港バスの問題が出ました。

で、まあ、赤字が多いということで停留所の数を少なくしたりとか、それから負担額を少しでも軽減しようという策を練ろうということであったかと思えます。

その後、今年に入り、いちき串木野市のほうから、いちき串木野市は廃止の方向で進みたいということであったわけですね。そして、その後、6月の24日、市役所の内部の企画調整会議において、日置市も廃止の方向で進めることを決めたと、で、その後、7月の29日にいわさきバスのほうに申し入れをし、その後8月の22日にパナソニックの工場のほうに意見交換に行って、そして8月の下旬でしたか、公共交通会議において、どうするかということを確認をしたと、流れになっております。

私なんかもそうですが、やはり地元でいろいろお話を聞いて、利用者の声を聞く立場にありますが、我々、議会に対してその説明がなかったんですよ、これまで。最後に議会で話が出たのが23年の3月議会、当初予算の審議の、委員会審議の中でこの問題が出たかと思えます。

それから6月に企画調整会議をやって、方針を決定したのであれば6月の議会の会期中でも全協を開けましたし、7月、8月の全員協議会でも説明があつてしかるべきだったかと思えます。今まで一度も説明がございません。だから、私はきょう質問をしました。

この件について、やはり我々それぞれの地域の代表として出てきておりますから、それぞれの地域の声というのもやはり聞く必要があるかと思えますが、この進め方どうだった

んでしょうか。市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、この空港バスにつきまして、基本的にはこの21年、22年、23年を含めて、年々補助額が上がってきた、これが一番大きな要因でありまして、その中で今回いちき串木野市のほうが交通会議等をしまして、一応撤退をしていくという方向も出、私どものほうもその方向でございました。

その中で、今、ご指摘ございましたとおり、鹿児島交通のほうもある程度の努力をするということで、交通会議のほうを1回延ばしていただきました。まあ、明日なんですけど、今、おっしゃいますとおり、議会のほうにもそういう途中経過をお話すればよろしいんですけど、交通会議ということも一つの会議がございましたので、私どもはそういう意見も十分尊重しながらということでございます。

そういうことでございますので、きょう、これが終わりましたら、皆様方にもう1回詳しく説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そのようにしていただきたいと思えます。途中経過でいいので、やはりこまめに情報提供をしていただきたい。公共交通会議で決定した後に説明を受けても、なかなかこれをくつがえしたりとか変更したりとか、これはほかの事例でもそうだと思います。今まで、ケーブルテレビの件もそうでした。すべての件において、決まってから後追いで議会に説明がある。これでは、やはりなかなかいい形での話し合いというのはできないと思えますので、これは、市政全般に対して、市長は気をつけていただきたいとお願いをしておきます。

それから、その利用者の声の反映ということで、公共交通会議の中身について質問をさ

せていただきます。

先ほど市長は委員15名の方々ということで、バスの事業者、タクシーの事業者、そして市民の代表の方々ということでおっしゃいましたが、この方々は、車の免許を持っていらっしゃる方なのか、それとも持っていらっしゃらない方なのか、よくバスを利用される、タクシーを利用される方なのか、そういった把握をされているかどうかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

そこまで、免許持っているかということまでは把握しておりませんが、特に高齢者のクラブの皆様方等を中心とした、また、その運営する方ということで、みんながみんな、免許を持っていない方だけが参加しているわけではなく、今回こういう会議でございますので、やはりその組織の代表ということで、いろいろと入ってもらっておりますので、免許持っているか持ってないか、ここまでの把握をしてなかったというのは事実でございます。それぞれ組織の代表ということでお願いしているということでございます。

○4番（出水賢太郎君）

高齢者クラブの方々の代表入れているのは非常に評価すべきことなんですけど、よく言われるのが、やはり独居老人だったり、それから免許も持ってない方々、お年寄りの方々がやはりこういう交通機関、利用されると、そうした場合、やはり民生委員の方々なんかが一番そういういろんな声を聞いているかと思うんですが、そういった民生委員の方々の代表とか、そういう方々の代表が入っていない。

そして、敬老会でもちょっとお話を伺ったんですが、このバスの、乗り合いタクシーの始めるときの民生委員の方々等には全然話がなかったようなんですね。やはり、こういうの、いろんな方々、連携してやらなければ、いい形での利用促進というのは図れないと思

います。その辺のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、そういうふうにして幅広い方々、特にこういう弱者の方をするときは民生委員の皆様方とも説明していかなきやならない、そういう後手になった部分があったということも反省しておりますので、今後、そういうことも配慮した中で進めていきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そういった中で、やはりこの公共交通会議の中身が非常に問われると思います。ここがしっかり機能しないとこういう地域の足を守ることにはできないというふうに判断をしております。

その中で、やはりどういった会議内容なのかは、もう細かいところですのでお聞きはしませんが、15名、限られた人数での話し合いですから、広く、そういう利用している方の声を吸い上げることというのは非常にできてないんじゃないかなというふうに思っております。

ほかの県とか国交省が提唱している、推奨しているやり方というのが、その公共交通会議の下に、各校区ごとなのか地域ごとなのかわかりませんが、分科会とかそういう会を設けてそれぞれの地域でアンケートをとったり、例えば公民館ごとにお年寄りを10人ぐらい集めてグループごとに聞いていたりとか、もしくはバスとかタクシーの事業者の方、運転手の方、この方々が一番現場でよくわかってますので、利用状況をですね、そういう方々に聞き取り調査をする、そういった形で、下からの吸い上げで公共交通会議の具体的なその議論を進めてもらうというのを国土交通省が推奨をしております。

それからアンケートの調査も、やはり利用者、それから自治会を中心とした形でのアンケート調査、それから利用者の方々に対する

アンケート調査を、やはりしていったほうがいいよというふうについております。

これは平成18年の、当時の林田バスの路線廃止のときも、当時の企画課がそれぞれバス停に職員が立って、利用状況調査されたかと思えます。また、運転手さんにもお願いをしてアンケートをとったりとか、さまざまな動きをとられました。

こういう動きはそのときだけじゃなくて、毎年毎年継続で積み重ねてやっていくべきことだと思うんですけれども、その辺の市長の進め方、お考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、それが本当にベターな形の中でいろいろと吸い上げていく、アンケート調査にしても18年度し、また今もこの乗り合いバスにつきましても、先般も運転手の方々の意見交換をさせていただき、いろいろとご意見も、実際そういう方々ともさせてもらっております。

まだまだ、そういう幅広い方々との意見交換をしながら、そういう改善すべきことがなんであるのか、そういうの、じかにいただいておりますので、今ご指摘ございましたので、また幅広く、そういうあり方について、検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そして、3番目の質問に入りますが、今後の利用促進に向けた具体的な方策として私提案を申し上げたいんですが、まず、運行業者に対する企業努力を求めることが一番大事かと思えます。

今は、いわさきグループ側からグループ全体の運行費用に対して、運行キロ数で割った運行単価がありますね。その単価に基づいて計算してこちらに足りない分を補助金でくださいという形でお話が来てると思えます。

しかしながら、その会社内部の企業努力が

見えてこないシステムになってますね。ですので、この空港バスにおいてもそうですし、廃止代替の部分の補助金にしてもそうですし、例えばコミュニティバスの運行費用に対してもそうなんですが、内部のやはり努力というものが明らかにならないと、やはり市としても税金を投入するということに対して理解が得られないんじゃないかと思えます。その辺の話し合い、業者との話し合いはどうなっているのか、そこをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、この3年間を振り返りますと、それぞれの経費が要った、収入があった、そのほかを補助金であるということで、会社自体を見た経費だけの積算をして、まあ、今言ったように努力と申しますか、そういうのが見えなかった部分もありましたので、あしたもその会議に、入りますが、きょう午後、皆様方説明いたしますけど、やはり内部の努力、まあ、当初私も始まったときの委託料というのもあったわけでございますけど、本当に、まあ、1,000万円ぐらい上がってきたというのが大きな要因でございましたので、その当初の部分ぐらいであれば、ある程度の方向性でできますけど、やはり今おっしゃいましたとおり、内部の会社の努力、これが見えなければ、今回のいろんな形の中では難しいと思っております、そういうことも、業者とも意見交換をさしてもらいましたので、やはり、そういう仕組みの中で、今後は、赤字補てんですか、ことはやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

特に、空港バスの件ですが、いろいろちょっと私もいわさきグループの方ともお話をさせていただいたところ、どうもその企業努力というんですか、補助金を圧縮するような形でその努力をしていきたいと、そういったことを

前提に路線の存続というのを申し出ているというふうにお伺いしております。

まあ、いちき串木野市はもう廃止というふうにお決めになったようでございますが、やはり日置市単独でも、これは残さないといけないものかと思っております。といいますのも、やはり鹿児島中央駅での乗りかえ等がやはりわずらわしい部分もありますし、一度こういうのは、路線を廃止してしまうと復活させることというのが極めて難しい、これはもうどんなケースでもそうです。

例えば、根占・山川フェリーの件にしてもそうでしたが、大変な時間と苦労がかかる、やはりそういったことを考えると拙速な形で廃止というのは、結論を出すのはよくないなど、やはり二、三年かけて状況を見ながら、利用者の声、そしてまた観光業界とかを巻き込んだ形の連携も含めて、やることをやった上での結論をやはり出すべきかと思っております。

その点、ちょっといちき串木野市と日置市はスタンスを変えるべきだと思っておりますが、将来の今後の展開も含めて、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回、このような路線の中でいろいろと市長の見解は違うというふうには思っております。今おっしゃいますとおり、今回の場合は、この路線の場合、これは県の補助金が絡んでおるんです。廃止となればもう県の補助金は来ませんが、今回はもし日置市のほうがしても縮小という形になれば補助金は出ます。

そういう中におきまして、さっき言いましたように、今回私どもが廃止するのは簡単ですけど、市もですけど、利用者、業界、これが努力をして、この結論といいますか、出さなきゃならない。それも、やはり私、一年一年、そういう、評価といいますか、していかなければ、これを何年後と、そういうものじゃなく、毎年その実績を踏まえて、どうなっ

ているのか、やはりここあたり十分論議をして決めていかなければ、今回の場合についても1年という一つの区切りを置きながら、その状況を見て、その次の判断していかなきゃ、「今後」というその言葉が2年、3年の言葉じゃなく、とりあえず1年後の中でどう運営されて、また交通会議等、またいろんな意見を聞きながらこのことは決定していくべきなことであろうと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

やはり、見直しとか、変更するときは慎重な姿勢で行っていただきたいと思っております。

それでは、2番目の空き地・空き家の問題についての質問に移ります。

まず、一番目の、環境保全審議会、2回協議をされて、その結果、罰則規定等は設けないということで答弁いただきました。いろんな意見が出たかと思っておりますが、まず、その前に、私が質問したのが去年の9月でしたので、ちょっと取り組みが遅かったのかなというふうに私は感じております。

それと、その中で具体的にこういう問題がいろいろ上がっているよということでの説明、そしてそれに対する質問というのは、具体的にどういった形で委員の方々からいろいろ質疑があったのか、ちょっと具体的に説明いただきたいんですが。

○市民生活課長（有村芳文君）

まず、23年の2月7日に開催されました環境保全審議会の内容でございます。

委員から出されたご意見といたしまして、まず、所有者が県外とか管理はできないと思うがというご意見。それから、田舎について草の生えたところばかりである。自治会長なりがボランティアで対応してるところがたくさんある。罰則については大きな市であれば必要でしょうが、日置市では必要ない。

それから、空き家の管理について、市が補助して取り壊すところもある。空き地・空き

家の問題も行政が携わっていくことも必要かもしれない。また、近所同士で言いづらいところもあるので広報してほしい。

それから、8月29日の分につきましては、どのような状態になったら罰則をするのか、空き地の定義、火災の場合の所有者罰則があるのか。それから、直接火災の原因をつくった人についてとがめられることであり、管理が悪くて火災になった因果関係までは難しいのでは。それから、火災の警報についての罰則についても難しいところであり、環境保全条例に罰則規定を設けることはいかなものか。それから、空き地の管理について所有者ができなければ、こういう方法があるという方策を行政は進めるべきだ。それから、住民からの苦情を待つのでなく、行政が見回って処置するよう要望したい。というようなご意見が上がっております。

○4番（出水賢太郎君）

やはりいろいろ意見が出ていたようでございますね。これはやはりそれぞれ地域性もあると思います。行政がどこまで関与できるのかということが一番の問題点かと思えます。なんで、ちょっとこの進め方で、2番目については教育長から明解な答弁いただきましたので、もう3番目に移りたいんですが、所有者の把握、相続の関係でいろいろこう変わっている部分、それから市が財産権の部分の侵害になるんじゃないかという部分、そういう問題もあるかと思えます。

また、そういう罰則規定をどこまでその基準として設けるのか、今言われたような話になってくるかと思いますが、そうすると、それを言っていると何も解決はされない、今の状況がずうっと続いていくわけでございます。

自治会長さんのそのご苦勞、それからその隣近所に住んでいる方々の苦痛というんでしょうか、そういうのを考えますと、やはり何かしらの手は打たないといけない、これは市

長も同じ認識ではないかなというふうに思っております。

そういった中で、なぜ、じゃあ、これが、そういう形での状況というのが進まないかという、行政処分ができる内容というのが、行政が動ける内容というのが縛られているからだというふうに考えております。

そこで、幾つかちょっとお伺いしたいと思います。

まず、行政が関与できないわけではないと思うんですね、法律上。例えば建築基準法の第10条の考え方からいきますと、危険な建物、例えば倒壊寸前であったりとか、そういった建物というのは著しく有害であると、保安上危険であるという形であれば排除することができるという条文がございます。これを適用する。もしくは、例えば条例、今ありますけれども、環境保全条例の中で市長が執行権者として何かしらの判断をする。

もしくは、民法上の問題ですけれども、行政側のほうが事務を委任される形での管理業務ができるというのも民法で規定されています。もしくは行政代執行の可能性も出てきます。

このような問題について、当局のほうでどういった検討を今まで進めてこられてるのか、お伺いたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、空き地・空き家、この2つに分けて答弁させていただきますと、空き地の場合は、基本的に環境的に草ぼうぼうになってしまう、そういう部分でも今までも何か所、特にこれは住宅地を含めたところが、そういう部分が多いのか、まあ、田舎に行けば、もう農地なのか山なのかわからない状況の中で、そこまではないわけなんですけど、やっぱり特に住宅地におけるこの空き地の問題。

それと、家屋の問題で、今おっしゃいます

と建築上それぞれの、危険といいますか、害をもたらす、いろいろと人の通る道路際とか、そういうものにおきまして倒壊する可能性、こういうものについて、建築法の中におきまして執行できないことはないかもしれません。

いろいろと今、私どもも論議した中におきまして、基本的には、この財産権といいますか、こういう問題が一つ大きなネックになっているのも事実でございまして、今もおっしゃいますとおり、具体的にこの場合はこうするとか、こういう場合はこういう形で喚起していくとか、そこまでまだ話し合いは具体的にした部分はございませんので、いろいろとまたほかの市町村を含めて考えていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

特に、家屋がある場合、特にこの撤去費という部分、こういう部分の問題。例えば、あと1つ、家屋を撤去した場合と、建っている場合と、この固定資産税の問題。ここあたりもいろいろと論議した部分はございます。今から行政として、そのほうの環境美化を含めた中で、どれぐらいの中で助成して、そういう撤去もしていただけるのか。やはりこれは負担というのでも出てきますので、ここあたりも全部行政の中でできることでじゃあございません。ここあたりも、また十分論議をして、また早い機会の中で結論を出したい、出していかなきゃならないというふうには思っております。

○4番（出水賢太郎君）

今度、財産権の問題が一番のネックになっているかと思いますが、この財産権は、日本国憲法の29条第1項に「財産権の不可侵を定める」ということで、これは保護されているわけですが、しかしながら、その次の2項を読んでいきますと、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定めるといふようになっておまして、最高裁の判例においても、これは昭和38年の判例に

なるんですが、公共の福祉、要は、まあいえば空き地とか空き家の関係で、公共の福祉に適合しないような形であれば、これを行政のほうで執行することができると、行使することができるんだという判例も出しております。この辺の検討を、いま一度しっかりしていただきたいと思えます。

そして、先ほど市長が固定資産税の問題も言われましたが、確かにそうなんです。取り壊してしまうと更地になりますから、評価が上がります。やはり、それを地主の方々は嫌う部分があります。ですから、しかしながら、そこをやはり市として何か独自の対策を取っていかなければ、このままどんどんふえていく可能性がある。

今、日置市は空き家の比率が7.8%ぐらいだと思っております。全国平均が13%。しかし、あと10年すれば、これが恐らく倍以上にふえてくるかと思えます。今、手を打つかなければ、歯どめをかけることはできないんですね。

そこでやはり、今からそういった手を、まあ、すぐすぐには答えは出せないかと思いますが、しっかりとした、やはり条例の改正であったり、新規の条例をつくるなり、考えるべきだと思います。ちょっと、後ろ向きな答弁が見えたもんですから、その辺の市長の考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

この空き家の中におきまして、ケース・バイ・ケースと言いますか、これがほんとに多種多様で、同じパターンではめて、パターンで当てはまるということは、ほんとに難しいのかなというふうに思っております。

また、相手方もそのような中で、私どもが幾らそれつくってみても、相手方はそういうふうには思わない部分もあつたりしますので、今おっしゃいますとおり、何か方策をしなければならぬと。さっき言いました予算化と

かありますけど、さっきも言いましたように、家等の、この撤去の問題、やっぱある程度、空き地の場合については、草払いとかいろいろありますけど、この家屋の問題が一番今後やはり問題化してくる。そういう問題がありますので、これ予算等も伴いますし、どれぐらい、どういう要件でしていけばいいのか、こういう問題につきまして、ちょっと時間をいただきながら、また日置市でできる、その、これは基本的には一般財源です。一般財源でございますので、これを有効活用する中において、どれだけの範囲内の中でできるのか。解体費というのは、通常100万円から200万円、私、1軒の普通の家をするには、100万円から200万円はかかるんじゃないかなと思っておりますので、その分の中でどれだけの補助率を出していったときに、どれだけ応募していただけるのか。基本的には、それはある程度、たくさん出したほうがそういう要望というのは多いというのはわかっておりますけど、ここあたりは、自己責任、自己財産、こういう部分も含めて、やはり考えていかなければならないということでございますので、十分ここあたりは、そういういろんな予算の問題を含めて検討もさせていただき、また議会の皆様方からもご意見をいただきながら、そういうルールをつくっていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

4番。当分の間は、環境保全条例並びに火災予防条例を準用してやっていくしかないんじゃないかなと、私も考えておりますが、最近、日置市内でも空き家の火事が、火災が発生しております。そういう事故がありました。やはり、その他持ち主に対して、火災予防条例の第24条で、空き地及び空き家の管理というのが明文化されております。ここをしっかりと守っていただく。そういった形での指導とか、これまでもですけども、これからも

ですけど、こういった対応を、今、消防本部のほうでされているのかお伺いいたします。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

火災予防条例の中で、第1項と第2項で、第1項が空き地の問題、第2項は空き家の問題、そういうことをうたっております。

第1項の中では、空き地の所有者、管理者については、当該空き地の刈り草等の燃焼の恐れのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないとされております。

この火災予防条例がありますけれども、この中で、空き地について国の指針が示されておまして、空き地については、火災の発生、燃焼の危険が大きい。市街地等における空き地を限定して運用されることというような、そういった文言も入っております。その中で、なかなか難しい部分もあります。現在、刈り草等の発生が出ておりますけど、ほとんどが市街地以外の荒ら地の枯れ草火災。これについては、刈り取った刈り草の焼却で、これは管理者の不注意による、やはりそういった刈り草火災になっております。

そういう中で、いろいろと、9月に入りまして、6件ほど火災が続きました。そういう中で、防災無線、それと消防団による広報運動を行ったところでございます。まずは、その火災を発生させた、そういう人に対しましては、火災原因調査、そういうのを作成する中で、いろいろと指導をやっているところでございます。

また、2項のほうにつきましては、空き家の関係でございますけれども、これにつきましても、燃焼のある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないと規定されております。

建物への侵入防止、施錠及びまた建物周辺の燃焼の恐れのある物件の除去については、火災予防の観点から、空き家あるいはまだ現

在住んでいる住宅についても、火災防火訓練等の指導を行っておりますけど、まあ、先ほどから出ておりますけど、特にやっぱり空き家については、なかなか所有者の調査、こういう部分が極めて難しい、そういった現状でございます。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

こうしたものを解決するためには、やはり空き家を再生させるようなリフォームの制度だったりとか、あと、そういう空き家バンクを、市のほうでつくって、いろんな方々に集まってもらって情報提供する。国庫補助事業の導入も有りかと思えます。

種子島の西之表市に、先日、政務調査で行って来ましたが、ここでも空き家を改修して、定住促進に利用しております。この辺もしっかり考えていただきたい。この点については、後ほど11番議員のほうで質問されますので、割愛させていただきますが、しかしながら、こういう制度をつくるにも、やはりNPOだったり、不動産業者だったり、もちろん市もそうです。それから、地域の住民だったり、それから、もちろん流通業界だったり、いろんな、その幅広い方々が集まって、その空き地、空き家を点検していき、情報をまず確認をとって、そして情報提供していく、そういった体制が必要かと思えます。

これは何も、市民生活課だけの問題じゃありません。やはり、企画であったり、消防だったり、いろんなところが絡む問題ですので、そういった協議会をつくっていただきたいと思えます。

これは、奈良県の生駒市でもそういうのができておまして、ことしの8月ですが、奈良県で初めて空き家、空き地対策の検討委員会をつくられたそうです。今後、3年間ぐらいでモデル地区を選定して、そこでそういった取り組みをされる。そして、空き家を空き

家バンクで情報提供して、定住促進にもつなげていく。空き地も解消して、地域の拠点として何か利用できないか、そういった対応を取られるそうです。

やはり日置市でも、そういったことを始めるときが来てるのではないかと思います。最後になりますが、その辺の考え方を、市長のご見解をお伺いをいたしまして、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました、この空き家の問題。これ、平成18年度に調査しておりますので、本年度もう一回、新しいひとつのこの情報といえますか、こういうものの実態調査というのもやっていかなきゃならない。そのうえで、またいろいろと、今、その検討委員会とか、そういうものに出しながら、また家屋を壊したり、またリフォームしたりということでございますので、18年度のデータだけではできませんので、新しく、第一歩は、特に空き家のほうからそういう調査等を、自治会長さんかいろんな方々にもちょっとお願いし、また予算も必要とすることもございますので、そういうことを考えながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君） さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。今までの同僚議員の一般質問とダブ

る部分もありますが、私は私の立場で一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の質問、少子高齢化・人口減少社会のまちづくりについてであります。

(1) 21世紀に入って、日本はおよそ日本史上、また世界史の中でも類例のない異常な転換期を迎えました。これは、まちづくりにも根源的な改革を要請しており、転換の核心は、少子高齢化・人口減少であります。

具体的な数字を申しますと、1945年、昭和20年敗戦時、7,200万人であった日本の人口は、2004年に1億3,000万人でピークを迎えました。この間、約60年で6,000万人の人口が増加しました。明治初年からは、約1億人の増加になります。

しかし、この人口は2004年をピークに急激に下降し始め、2050年には9,500万人、2100年には4,700万人になると予測されています。つまり、これから40年の間に3,500万人、90年の間に、何と8,000万人減少し、日本は明治時代と同じ3,000万人社会になると予測されています。

このように、わずか200年の間に、1億人ふえて1億人減るといような急激な変化は、世界中のどこを探しても見当たりません。これが、少子化の問題であります。これに加えて、さらに日本の特色として、高齢化問題があります。つまり、2050年には、65歳以上の高齢者は全人口の約40%になります。つまり、若年人口14歳以下を除くと、ほぼ2人に1人が高齢者という社会になるのであります。

これは、全国平均の数字であります。都市の観点から人口を見ますと、東京と沖縄はしばらく現状を維持しますが、その他の都市はほぼ半減、あるいは消滅していきます。

都市の中に、先ほどもありましたが、空き

地や空き家が目立ち始め、徐々に無居住地域あるいは所有者不明の土地や建物がふえてきます。わかりやすく言えば、シャッター通りが至るところに顕現し、集落、村、町、そして都市が衰退し、解体されて消滅していくという、ほぼ確実な近未来予測であるとも言われています。

率直に言って、想像したくもない、このような大きな現実の流れの中で、少子高齢化・人口減少社会の日置市まちづくりを市長はどのように考えておられるか、市長の考えをお聞かせください。

(2) 本市は、新たな時代を切り開く日置市経営戦略として、第2次日置市行政改革大綱を市行政改革推進委員会の答申をもとに先般策定し、共生・協働による新たな公共空間の創造を求めています。

本大綱の推進期間は、平成23年から27年度までの5年間とし、その詳細を、ことし4月号の広報紙「ひおき」で、市民の皆さんにも知らせております。その中で、7項目の具体的方策、概要を示してはおりますが、漠然としておりますので、特に先ほども1でも述べました少子高齢化・人口減少社会を、本市ではどうとらえ、どのように対処していくつもりであるか、もう少し、もっと突っ込んで、具体的にわかりやすく、この場でお示しください。

(3) 平成18年4月に本市が策定した第1次日置市総合計画経過期間、平成18年から27年までの10年間、第3編基本計画、第2章地域別進行方向の中で、4地域ごとのおののちに現状進行方向重点事業を述べております。

この策定から5年半が経過しようという現在の現時点で4地域ごとに、その今までの実施計画に基づいて、おのおの4地域の実績結果を検証してみてください。そして、その検証にも基づいて、4地域が持つ特性を生か

して、持続的発展が可能な日置市づくりを、さらに今後どのように実践していくつもりであるか、具体的にわかりやすく、市長、答弁願います。

(4) どこの自治体でも少子高齢化社会が到来し、社会保障費や扶助費がふえ続けておりますが、本市の社会保障費や扶助費の現状はどうでありましょうか。具体的に項目ごとに、数字でお示してください。また、今後どうなると予想し、どう対処していくつもりなのでしょう。具体的にわかりやすく誠実に答弁してください。

(5) ポテンシャルが高いと信じて疑わないこの日置市に、活気を生み出し、それぞれ4地域が持つ特性を生かして、持続的発展が可能なまちづくりをしていくことが非常に重要であることを再度申し上げます。そのためには、4地域の隠れた宝と秘められた可能性を、そして、そこに暮らす地元の人々をより深く、広く、よりよく知ることが不可欠なこととは言うまでもありません。

市長が市主催の行事、会合等はもちろん、各地域主催のイベント、行事、各地区集会、会合等にも非常にこまめに積極的に出席され、現場の声をよく聞いて、現場第一主義に徹しておられることは、私もよく承知しております。

しかしながら、非公式、私的ではなく、公式の広聴制度として、公的に「市長室サロントーク」を新たに設置して、公の場で市民との意見交換をより広く行っていったらどうでありましょうか。そうすれば、今以上に、より多くの市民の皆さんに、市役所内や現場で接することができて、より公正・公平・公明に市民の皆さんとの接触が努められ、より多くの市民の皆さんの声を日置市政政策に反映させることができると思うのですが、市長、いかがでありましょうか。

特に、これから、今後ますます深刻化する

少子高齢化・人口減少社会では、市民一人一人の将来への不安が募り、停滞感や閉塞感が増していくことが懸念されますので、市民一人一人に夢と希望とロマンを与える、そして元気づけ、市全体の活性化を促し、日置市力を高めていくためにも、あえてこの場で提案するものであります。この提案に対する市長の忌憚のない率直な感想、考え方をお聞かせください。

第2点、指定管理者制度の適切な運用に向けてお伺いいたします。

我が日置市は、全国的に少し遅れて、平成21年4月から2施設での導入で、指定管理者制度の活用を開始しました。我々議員も、平成20年、21年、22年の、いずれも12月議会で関係議案を十分慎重に審議して、賛成多数で執行部原案どおり可決しております。

しかし、この制度導入の原点に立ち返って、指定管理者制度の適切な運用をはかるために、あえてこの場で、次の5点を質問いたします。

まず第一、本市では、指定管理者制度を、何を基準にして、何施設中、何件、何施設で導入しておりますか。また、今後何を基準にして、どのように導入していくつもりなのか、市長の答弁を求めます。

2番目、全国的に公共施設の管理運営に指定管理者制度が導入されるようになって8年が経過しましたが、いまだにその趣旨や目的、活用方法を十二分に理解していない自治体も多いのが現状ではないかと懸念する声もあります。

公共施設の管理運営は、民間事業者のノウハウと自発性を活用して、コスト削減と住民サービスの向上を図るのが基本であり、自治体は、その体制を維持するため、条件を整備することを原則とするという、発想の転換が必要であると言われております。

本市においても、指定管理者制度をさらに

進めていくためには、適当な施設を選定して、公務員の直営原則を見直す作業を今後とも引き続き続行し、公共施設の目的ミッションを明確にし、仕様書や生活水準書を十分に吟味していくべきです。

そして、指定管理者より提出された収支計画書、事業計画書も、指定管理者候補者選定委員会等で、今まで以上にさらに詳しく綿密に十分に検討して、経費の削減のみでなく、民間のノウハウ導入を主目的として事業所の選定を行っていくべきです。

そして、基本協定書の締結のみならず、さらに第三者評価で、日置市にふさわしい専門的、客観的評価システムを構築していけば、我が日置市においても、指定管理者制度は、本来の機能を発揮する可能性が十分に広がるのではないかと思います。

そこで市長にお尋ねいたします。市長は、指定管理者制度の趣旨や目的、活用方法をどう理解し、その最適化に向け、どのようにしているか答えてください。

(3) 指定管理者制度が導入されて以来、公立文化ホール、図書館、公民館、美術館、博物館等の公共文化施設に関しては、その成功事例よりも、施設機能の衰退やストック喪失を招く失敗事例が多いと言われております。その原因は、ほとんどがコストダウン一辺倒に偏った制度への安易な期待と、それぞれの選定基準の導入にあると思われれます。

そこには、自治体としての文化政策指針もなく、施設本来の社会的使命を明確にしないままの無責任な経営責任の外部化と思考停止が見受けられます。改めて、この制度の効果的かつ適正な運用を期するためにも、今後注意すべき点を十分検討し、考えていく必要があります。

市長は、公共文化施設、特に図書館等への指定管理者制度の導入をどう考えておられますか。また、公共文化施設に限らず、本市が

現在導入している一般的公共施設では、具体的にどんな効果があられ、どんな課題にどう対応し、どのように改善しているのか、市長の明確なる答弁を求めます。

(4) 指定管理者制度の導入で、民間業者も広く公の施設の管理運営を担えるようになりました。現場では、効率的な運営やサービスの向上などが図られる一方で、官と民との意識の違いなどによる課題も見えてきています。

市長は、公共サービスを高める官民連携をどう考え、この制度の効果的かつ適正な運用をどう図っていくつもりか、市長の見解と方針をお聞かせください。

(5) 近年、官製ワーキングプアなどの形で問題が指摘されてきた非正規地方公務員の正確な数は、一般的には把握されていないと言われております。さらに強調したいのは、公務員数というとき、国や地方公共団体に直接雇用された職員しか対象になっていない点だとも言われております。

業務委託、指定管理者、PFI、市場化テストなど、間接雇用の公共サービス従事者が、網羅的に把握されていないことこそが、もう1つの官製ワーキングプア問題の深刻さを物語っているとされております。

本市では、官製ワーキングプアと呼ばれる非正規公務員数はどのぐらいおりますか。また、これと外部委託との関係を、本市ではどうとらえているか、わかりやすく明確に答弁願います。

第3点、最後であります。日置市地域防災計画についてお尋ねいたします。

(1) 日置市防災会議は、さる平成20年1月30日に、日置市地域防災計画一般災害対策編と震災対策編を策定しました。しかし、3月11日に発生した東日本大震災、津波、原発事故を受けて、日本全国のほとんどの自治体で、地域防災計画の見直しが進められて

おります。

本市においても、さる6月市議会の一般質問にも、市長は「日置市の地域防災計画に、地震、津波、原発を加え、防災会議に専門家も入れて検討したい」と答弁しました。

それから約3カ月が経過しましたが、本市の防災会議の新メンバーと、地域防災計画の見直し内容、そして作成完了予定時期等も含め、見直し作業の進捗状況をお知らせください。

(2) 東日本大震災を踏まえて、さる5月27日に日置市防災ニュースを作成し、津波災害への備え、海拔20m以下の地域分布図、海拔を記した現在の指定避難所一覧を記載して、市内全戸に配付されました。

しかし、正確さを欠いている部分もあるようですので、ハザードマップとともに、より正確に、より詳しく、再作成、再発行すべきと思いますが、どうでありましょうか。

(3) 鹿児島県は、災害に強い社会の実現を目指して、2008年「県防災対策基本条例」を施行し、自助・共助・公助を基本に、防災対策を行うとしています。県民や自主防災組織などの防災意識向上を目的に、防災訓練や講演会を行ったり、県の防災研究センターでは、自主防災組織の結成を促すため、地域防災のリーダーを養成する講座を開いています。

また、日置市の県消防学校でも、来る11月26日、27日に、県地域防災推進員フォローアップ研修を予定しています。本市内各自治体の自主防災組織の結成状況はどうでしょうか。また、その結成促進に向け、本市はどんな指導、助成等を行っているか、市長教えてください。

最後です。4番目。本市は、地域洪水、がけ崩れ、津波等の災害発生に際し、防災関係機関と協力して、災害応急対策が迅速かつ適切に行われるよう、防災体制の確立を図ると

ともに、あわせて市民の防災意識の高揚を図る目的で、日置市総合防災訓練を毎年実施、ことしは8月28日に、日吉運動公園にて約600名の参加者のもと実施しました。その成果と目的達成度と内容などを改善し、見直す必要性について、市長はどう考えておられるかお聞かせください。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある、誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の少子高齢化・人口減少社会のまちづくりについてでございます。日置市におきましては、先般、総合計画基本構想を一部改定した中で、将来人口予測における人口減少は免れない状況であります。

このような状況を踏まえ、人口減少を最小限に抑え、将来増加の方向へ転じていくためには、日置市で生まれ育った若い世代が安心して定住し、自分の子供を生み育ててくる魅力あるまちづくりや、雇用を創出する企業誘致、地域の特性を生かした産業振興、都市と農村の交流の地域活性化が必要不可欠であると考えております。

2番目でございます。本市における影響といたしましては、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、高齢化人口の増加による福祉面での行政需要の増加などが予測されるところでございます。

その中で、第2次行政改革大綱では、将来にわたって足腰の強い、持続可能な行財政構造を目指し、さらなる組織機構や事務事業の見直し、職員定数の管理の適正化などによる歳出の抑制、また市有財産の有効活用などを通じた新たな自主財源の確保、滞納整理の推進などによる歳入の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

3番目でございます。4地域の持続的な発

展については、行政のみで遂行するのは不可能と考えます。現在、26の地区館単位で、第2期地区振興計画を策定中ですが、4地域の特性を生かすための計画策定が重要と考えておりますので、市民皆様方のご協力、ご理解をお願い申し上げたいと思っております。

4番目でございます。長引く景気の低迷による生活保護費の増、また子ども手当の創設、さらに拡充する障害者施設などにより、平成22年度の決算で対前年度比24.8%の増となっております。23年度の当初予算においても、対前年比9.6%となり、今後も増加する傾向にあると考えております。

限られた財源の中で、福祉サービスを提供し、地域福祉をより一層充実していくことが求められていくと思えます。扶助費の量的抑制を図るといった観点ではなく、対象者の適正化などを行い、多様化・複雑化する市民ニーズにこたえていかなければならないと考えております。

5番目でございます。特に、市民の皆様方と市の双方がまちづくりに対する強い熱意を持ち、共生・協働とする地域づくりを目指すことが大事なことでございまして、市長室サロントークということもございまして、県内でもいろいろと工夫しているところがございまして、私の場合は現場主義ということで、今までどおり、それぞれの地域に行きまして、じかにお聞きし、またいろいろと公的な場の中では、地域審議会等、またいろんな提言箱等もございまして、そういうところにご投稿していただければいいというふうに考えております。

2番目の指定管理者制度の適切な運用ということで、1、2、3が関連いたしますので、一緒に答えさせていただきたいと思っております。

指定管理者制度につきましては、施設の設

置目的を効果的に達成するため、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図っていくことを目的に挙げられていると思っております。

本市といたしましても、その制度の目的、趣旨及び施設の設置目的を勘案し、現在、公の施設全298施設中、25件の31施設におきまして指定管理者制度を導入しているところでございます。また、文化部門につきましても、伊集院文化会館、東市来文化交流センター等につきましても、指定管理者制度を導入し、それぞれ民間の事業者のノウハウを利用しながら、活用を図っているところでございます。

4番目でございますけど、第2次行政改革におきましても、民間でできるものについては民間にお願いする、また地域にできることは地域にお願いするという考え方のもと、アウトソーシングや官民連携のもとで新たな公共を担っていただき、市民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

5番目でございます、本市において、月20日以上勤務している臨時職員は現在170人で、これらについても、それらの雇用形態の中で、勤務条件など契約に基づいた雇用であるワーキングプアには当たらないと認識しております。また、仮にこれらの部署や施設を外部委託した場合、そこで働く方々が引き続き雇用していただけるということが重要なことではないかと考えております。

3番目の、日置市地域防災計画でございます。本市の地域防災計画については、毎年必要に応じて見直しを行っております。東日本大震災により、地震、津波、原子力発電所事故等により、今後見直しを進めていく計画でございます。計画の見直しに当たっては、国、県の防災計画の見直し等も勘案しながら、検討を行ってまいります。

2番目でございます。日置市防災ニュースの海拔につきましては、国土地理院の地図情報から平均値を算出したものでございまして、先般の議会でもご指摘ございましたとおり、これは目安という形の中でとらえてほしいというふうに思っております。早く防災計画を見直し、23年度の末、来年の3月末には計画をつくりまして、皆様方に配付をしたいというふうに考えております。

3番目でございます。自主防災組織の結成率、私ども日置市におきましては、全体で57.2%ということでございます。地域ごとに申し上げますと、東市来で85.1、伊集院地域で37.8%、日吉地域で86.0、吹上で53.2%という状況でございまして、特に伊集院地域、吹上地域では、少ないようでございますので、本年度中にそれぞれの自治会長さんを通じながら、それぞれご説明申し上げ、基本的には平均80%以上の自主防災組織ということを努めるよう考えております。

補助につきましては、結成時に3万円、それから年次ごとに1万円の活動補助を出しております。

4番目でございます。本年の総合防災訓練では、18の団体、関係の協力をいただきまして、約600名の参加をいただき、日吉運動総合公園で行ったところでございます。特に今回の訓練の中におきましては、やはり津波等を含めまして、全員が高台等に避難したり、また、鹿児島県建設協会日置支部におきます大型土のうの設置、こういうものを2つ新たに導入をさせていただきました。

また、来年以降につきましては、この原子力の事故発生等におきます想定等も含めながら、訓練をやっていききたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれに答えをいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点から、ダブる分もありますけど、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

1番目、少子高齢化・人口減少社会のまちづくりについて、先ほど、日本のこれからの少子高齢化、人口減少社会はまちづくりの根源的な改革を要請していると申しました。これから、国のかたちも変換していき、ガバナンス、統治形態も次のように変わるという考え方もあります。

1、国民は一人一人自立する主体であり、それぞれの幸福感を定義し、家族、地域、自治体間でそれぞれの個性を生かしながら助け合う関係にかえり、そのような定義と連帯の構築が生活の質を変えることになる。

2、地域で何より尊重されるのは、その地域の中でのルールに基づく文化や歴史の発展と継承である。その担い手として、自治体はもちろん、組合、会社、NPO、学校など、いろいろな中間組織が形成され、それぞれがみずからかわる人と空間を全体的に管理し、その利益を全体で配分する総有の思想。

③自治体は市民が構成する。その形態は大統領制、議員内閣制、総会性など、さまざまであってよく、市民は地域にあったシステムを自由に選択できる。市民政府はみずから独立して自治を行い、これらの中間組織と協働、協力しながら、全住民に対して責任を果たす。

④市民政府は、みずからの都市の目標と、その実現手段を住民の同意を得ながら策定し、点検していく。その実践の中で、統治と巨大都市を中心とした従来のガバナンス概念を、自治と美しい土地に変更していく。

非常に細々と難しいですけど、市長はこういう予想形態をどのように思われ、こういう観点からのまちづくりをどのように考えていかれるつもりか、さらに掘り下げて答弁してください。

それと、南九州市や霧島市のように、人口減を食いとめる移住定住促進対策の事業検討会を、本市でも定期的に開催していくべきと思いますが、どうでしょうか。この2点、答弁願います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘いただきましたとおり、この人口減少、私ども日置市におきましても、合併当時から約2,000人減少しているのが事実でございます。そういう中で、市民の皆様方をいかに満足していくのか、これが大きな課題でございます。いろんな、あらゆる方法を取っておりますけど、ほんとにこの少子高齢化の波というのは大変難しいものであるというふうに痛感しております。

ご指摘ございましたとおり、各市の中におきまして、この定住促進ということで、いろんな施策も打っているところも十分認識しております。私ども日置市におきましても、やはり今後、やはりきちっとしたガバナンスといいますか、統治機能といいますか、こういうものも、それぞれの分野でできるよう努めていかなければならないというふうに思っています。

○14番（田畑純二君）

それから、全国的な流れの中で、本市でも、先ほど少子高齢化や都市化が進み、また自治会や町内会の機能が低下するなど、地域での人々のつながりが希薄となりつつあります。そこから生じる社会的孤立問題は、高齢者を初め、若者、中高年男性、子育て中の母親など、世代を超えて広がりつつあります。

その高齢者を初めとする社会的孤立問題を解決し、町を活性化していくには、地域での新たなつながりづくりが必要です。本市においても、高齢者を軸に、社会的孤立の現状を分析し、その防止に向けたネットワークづくりをより考え、より強い地域での新たなつながりを、より真剣に構築していくという必要

があります。

市長は、本市内における現在の高齢者を初めとする社会的孤立問題を、どう理解、把握されていますか。そして、それに対する自治体の役割は何で、地域の人が、人と人が新たにつながって助け合う社会、支え合う社会システムをどのように作り出していく考えであるか、市長の描く新たなコミュニティデザインとともに、明確にわかりやすくお示してください。

○市長（宮路高光君）

今、この地域の社会の中で絆という中でご指摘ございましたけど、大変に希薄している、そういうご指摘だろうかと思っております。特に、高齢者の独居の方が、やはりこのことを、どう地域で見守りをしていくのか、これが大きな課題でもございます。

特に本市におきましては、いきいきサロンということで、なるべく月に1回ぐらいは公民館等寄って、顔を見せ合おうと、そういう形の中の取り組み方も、この数年やっております。特にまた、民生委員の皆様方等も連携を取りながら、アドバイザーという方々もその自治会に1人ずつ置きながら、そういう情報といいますか、そういうことをやられるよう、今努めておるところでございます。

○14番（田畑純二君）

本市の人口の将来予測、これは平成27年で4万9,163人、65歳以上30.1%。平成32年、4万7,261人、65歳以上、33.8%となっています。そして、第2次日置市行政改革大綱では、現在の厳しい財政状況、少子高齢化人口減少社会、地方分権の進展の中で、改革が目指すものとして、足腰の強い自治体と共生、協働の行政経済を上げているんです。

そして、日置市が持続的に発展し、より効果的、効率性のある質の高い行政サービスを提供していくとしており、この具体的な実施

方法として、アクションプラン、行動計画の作成、その効果目標額、市職員数の目標を示しており、市のホームページ等でも知ることはできます。この進捗状況につきましては、市行政改革推進委員会の検証等受けながら、市民の皆様へお知らせしてまいりますとしております。

それで、この検証等の具体的時期、具体的実行方法や市民への周知の具体的方法を、わかりやすく具体的に説明してください。

○市長（宮路高光君）

このアクションプランに基づきまして、第1次行政改革推進委員会を含めた中で検討をさせていただき、今、私どもは、それぞれの項目に、50ぐらい項目がございますけど、ABCという評価をつけさせていただき、先般、その会議もさせていただきました。まだまだ十分できない部署もあつたりでございますので、このことについては、広報紙等で、市民の皆様方にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、ちょっと一般的なことを申し上げますんで、市長、よく聞いて答えてください。少子高齢化、人口減少の中で、自治体の持続的発展を実現するための施策としては、一般的に次の事項が挙げられています。

まず、1、インフラの整備における考え方の転換。

ア、都市構造のコンパクトシティーへの再編。

イ、公共交通機関の活性化。先ほどもありました。

ウ、既存施設の活用。

2、地域経済の活力の維持。

ア、地域人材の育成による地場産品、（ブランド化）、観光支援や交流の支援、自立支援。

イ、企業誘致と地元雇用の拡大。先ほども

市長申されました。及び観光等による交流人口の拡大と定住促進。Uターン、Iターン、Jターン者の促進。

ウ、都市部と農村部の交流促進及び第1次産業の振興と6次産業化。

3番目に環境との共生。

ア、公共交通機関の活性化、利便性が高く環境負荷の小さい交通体系の管理・実現。

イ、市街地における緑化の取り組み。

ウ、農村山間部における森林や里山の保全運動の推進。

4、コミュニティ再生。

ア、地域における活動を担う人事の育成。

イ、地域でお年寄りや子供たちを見守り行うことや子育て支援。

ウ、コミュニティビジネスを展開すること。

これらの中で、先ほどもちょっと答弁ありましたですけども、これから日置市の持続的発展に最も重要で力を入れていきたい施策、ダブる部分があるのは十分承知しておりますが、あえてこの場で3点、この中から市長、特に、今後どういふのを考えていくか、市長の考えておられる施策をもう1回説明してください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今たくさん、るる言いまして、ありましたけども、基本的にはやはりこの地域の産業構造の中で、やはり経済を活性化していかなきゃならない、私どものところは1次産業ということでございますので、そういうものの、1次産業の6次元化を図っていく必要がある。

また、一つとして、やはり雇用といいますか、やはり少しでも雇用の機会を創出してくる、そういうものを考えていかなきゃならない。

3つ目といえば、やはり一番、地域におけますこの減少していく社会でございますので、やはり絆を、コンパクトシティーですか、小さ

くしてもやはりここに住んでいいという、そういうものを掲げていくべきなことであろうかと思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、今度は第1次総合計画について、さらにお伺いいたします。

先ほどの質問でも言ったんですけども、もうちょっと明確な答弁がなかったようですので、あえて質問しますが、この策定から5年半が経過しようとしている現在、現時点で4地域ごとに、その今までの実施計画に基づいておのおの4地域の実績結果を検証し、ここでお示してください。

それで、行政改革大綱の振興管理と同じように、この総合計画につきましても、何らかの委員会等の検証等受けながら、その進行状況を市民の皆さんにも知らせていく必要があると思いますが、市長、どうでしょうか。市長の見解と方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

4地域のそれぞれの課題につきまして、後期計画を策定する中におきましても、いろいろ検証させていただきました。合併当時と、中におきましては不均衡という部分もあったようでございます。

それぞれの地域におきます特性の中におきまして、特に地域審議会というのがまだ10年間というような中でございまして、この中でいろいろと検証をしていただいておりますので、こういう地域審議会等の論議等につきましては、いろいろと広報誌等でも掲載して市民の皆様方に周知していきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

先ほど市長からも答弁ありましたですけど、今度は、もう1回、今度は地区公民館と館長の今後のあり方について、あえて詳しくお尋ねいたします。

現在、先ほどありましたですけども、各地

区公民館では、第2次地区振興計画、来年度から3年間で策定中で提出期限は来年の2月です。市全体のテーマは「人口減少社会と共生・協働」です。継続して、先行きがありません、人口は減り続ける、さらに高齢化が進展する中で限られた人材と財源が効率よく地域の公共的課題を解決していくことが求められているので、さらにこの第2次地区振興計画を策定する、いう趣旨でございます。

このように、先ほどから市長の答弁がありますけども、本市の掲げる「ぬくもりあふれる共生・協働の地域づくり」は、各地区公民館を中心に進められており、各地区公民館の担う役割は非常に大きいものがあり、今後さらに、ますます大きくなっていくものと思われれます。

そして、地区公民館は、地区の民意を反映させられるところとして、相談する、元気を発信させる、頼りになるとした心強い役割を担う地区の窓口とすべきであり、地区のよりどころの要であるべきです。

そして、館長は地区の先頭に立って、地区のあらゆる問題に精励、努力し、取り組む人が必要であり、元気のある人、頼りになる人、地区民の力を引き出せる人を適任者とすべきです。そして、危機感と夢を持った地区民力を高めていくべきじゃないかというふうに私は思っています。

このように、地区の要とし、よりどころとする場合、館長は重い任務を浴びることになり、それに見合う十分な報酬が必要となりますが、館長、館員の報酬は地区民と市において負担すべきです。その負担源は国の推進するふるさと納税制度を活用することも考えられます。

市長は、今後の地区公民館等、館長のあり方及び館長の大幅な報酬引き上げについてどう考えていますか。その見解と方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

地区館の、今回名称もちょっと変えさせていただきましたけど、館長を支援員、主任と、この中で、いろいろと今までも課題ございまして、本年度からその報酬等におきまして、協議をさせていただき、本年度から始まりました。

特に、今回支援員というところに大変大きな重点を置かしていただきました。その支援員の皆様方が地域づくりを含め、地域の伝統行事にもお手伝いしていただける、まあ、今までの程度、常勤化といいますか、今まで週14日程度でしたけど、これに社会保険もつけて、この支援員というところに趣を置き、3年間、いろいろと一つの目安の中でしていただきたいと。

今、館長の報酬ということもございましたけど、館長は本当にその地域をまとめたただける方、特に自治会長さんとかそういう構成の中で推薦していただき、市長のほうに任命もいたしますけど、やはり地域で信頼できる、そういう方は、そういう、地域の皆様方が選んでいただきたいということでございまして、この報酬の問題については3年間ということで、そしてまた3年後にどういうスタイルがいいのか、ここあたりも十分協議もしていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

先ほど、市長はこの「市長室サロントーク」の件について、ちょっと前向きでないような答弁だったんですけど、今度は、さらに今度は県のことをちょっと申し上げます。

それで、先ほどの、この前ちょっと新聞報道でもあったんですけども、鹿児島県の伊藤知事は、県内各地に出向いて直接住民と意見交換する「知事と未来を語る会」という会をたびたび開催されております。

それで、伊藤知事本人が進行役となり、住

民数百人が参加しての質疑応答形式だったり、代表者による座談会方式だったり、形式は一定はしていません。しかし、知事本人が直接、「みんなで知恵を出し合い、力を合わせて頑張りましょう」と直接あいさつされて、各地域の課題を探ったり、現状報告を聞いたり、意見交換を持っておられます。

それで、先ほど市長は答弁ありましたですけど、自治会長さんとかあるいは各団体の役員とか委員長とかそういう方とはしょっちゅう意見交換をされて、これは私もよく、承知してるんです。

しかし、私が言いたいのは、そこに出席できないされない普通の、一般の方ですね、いわゆる一般の方の、そういう市民の皆さんとの直接の意見交換をする場も、公式に持ったらどうかいなど、前向きに検討していく必要があると思いますけど、危機感と夢を持った一般市民による市民力、市民の皆さんが、時代の状況をよく把握されて、日置市はどうしていくんだ、どうされていくんだということをやっぱり個人的に、個々にこう理解して、それに対して市長と一緒にこう日置市のために頑張ろうと、そういう体制を持っていかないと、下のほうから湧き出る力出てこないと思うんですよ。だから、結局市民力となって、対外的に非常に大きな効果を、結果的にはもたらすんじゃないかと私はそう思います。

それは、今はされてるのよくわかってます。だけど、さらにその一般の市民の皆さんが市政に関心を持ってもらい、市政に参加してもらおう本当の意味の市民が丸となって市政を推進していくと、そういう体制を本気に考えるならば、やはり市長はそういう限られた人じゃなくて、一般市民の中にみずから飛び込んで、それをあえて自分でそういう場をつくって、この県の知事みたいに一般の市民の皆さん、酌み取る、意見を酌み取って、直接こう見ながらこうやりとりしていくと、そうい

う機会をぜひ設けていくべきだと私は思いますけど、市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるのは十分わかっております。知事もそういう部分でしておりますし、ほかの市の中でしておるのもあります。私、基本的にもこの7年間市政を携わってもらっております。

今おっしゃいますとおり、いろいろとご意見の中で、そういう長とじゃなく、本当に高齢者クラブとかいろんな青壮年部とか、そういう団体といいますか、長じゃなく、そういうところにもやはり私みずから行きたい、自分が公的に集めるときには、やはり恐らく何人しか来るのか私もよくわからない、なるべくそういうところに自分たちで公が集めるんじゃなく、それ、団体を集まっているような苦勞をしているそういう場の中で話をしていきたい、そこでいろんな意見があったときに、またいろんな苦情とか、またいろんな提言もあったり、また制度設計いろんなものもありますので、今のところ、私はこのやり方の中で進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

残り1分ですので、最後まとめてください。お願いします。

○14番（田畑純二君）

指定管理者制度について、もうちょっと聞きたかったんですけど、もう時間がありませんので、もう残念ながら、今度はこの、もうこれで最後にせざるを得ませんが、日置市地域防災計画について、さらに、ちょっと市長に確認の意味も含めて、お聞きして最後にしたいと思います。

本市は地震・津波・防災啓発事業としてどんなことを考えてますか。作成中の防災マップのほかにも、観光客や子供にもわかりやすい海拔を標示した看板を市内の適当な場所に

設置するとか、毎年4地域で順番に開催している日置市総合防災訓練のほかには何か事業を計画するとか、日置市防災会議でいろいろと検討していくんであるんじゃないかとかいうふうに思います。これに対する市長の考え方、方針を聞いて、これで私の質問は終わります。

○市長（宮路高光君）

今回、それぞれの見直しというのはやっておるわけございまして、今、それぞれマップを配布しましたが、やっぱり避難所とか、そういうところには、やはり高低差の標識、こういうものは私は必要であろうかと、ある自治会に行ってみたら、この自治会で作っておったところもございまして、大変、私ども行政がすべきことを自治会がし、それで自治会がそれぞれの標識をつくり立てておりました。

これを、こういうこともやはり大事なことであるのかなと、特に、今言ったように、あとは原発の問題の、そういう看板・標識、いろんなものをどうしていけばいいのか、こういうものはやっぱり目に見える形に、私ども日置市のほうにやはりしていくことが、やはりこういうこの災害の対応ができるかなと思って、先般自治会回りましたら、本当に感心しまして、本当にこういうことはまた行政の中でしていくべきなことであろうと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩をいたします。次の会議を午後1時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、大園貴文君の質問を許可します。

〔11番大園貴文君登壇〕

○11番（大園貴文君）

私は、さきに通告してあります質問事項、過疎地域定住促進について、市長に質問いたします。

日置市が誕生してから今日、市内の人口は利便性を求め、人口の約半分が今では伊集院地域に定住し、一極集中してきています。一方、過疎地域指定を継続された東市来、日吉、吹上は、過疎高齢化が一段と進み、地域の自治会組織の存続も年々厳しさを増し、商店街はぼつぼつと閉鎖が目につき、活力が失われつつあります。

さらに、山間部では、自治会合併効果も薄く、空き家や農地の荒廃が年々増加し、生活環境は悪化しております。地域の活性化を期待する声より、病院や買い物、交通機関の問題から町周辺に移り住みたいという声が出てきている現状です。

そんな中、今後国からの合併特例交付金や市が進める過疎地域自立促進計画、そして地域づくり整備が切れる27年度を予想したとき、私は何とか人口減少に歯止めをかけなければならないと痛感いたしております。

過疎法が継続された今、本市が取り組んでいる今の過疎対策の定住促進策は、合併したにもかかわらず、旧町の継続のままで、時代の潮流や変化に対応できていないものと考えます。なぜなら、日置市に定住や移住を求める人の意見として、土地と家を購入するとしても、資金的に鹿児島市内と余り変わらない。ミニ住宅団地は土地の貸し付けで担保に入れないため融資が難しいと金融機関に言われ、豊かな自然は好きだけれども、金銭的に無理してここに家をつくる魅力はない。また、中古住宅購入にはリフォームが必要だけど、市の移住や定住者に対する補助がないなどの声は、大きな原因と考えます。

市長は、移住・定住者に新たな基準の検討

や政策を打ち出し、過疎地域でも地域や元気を呼び起こせる政策に改善を図るべきと考えます。県都鹿児島市に近い地域の資源を最大限に生かしつつ、もっと均衡ある本市の発展を目指すためには、ものから人へ投資をすることが行政の重要な役割と私は考えます。

以上、申し上げ、質問の要旨に沿って、現状や課題、対策について市長にお聞きします。

質問1、過疎地域、東市来、日吉、吹上における定住促進策は、土地開発公社分譲団地やミニ住宅団地の販売実績はどうか。また、空き家調査に取り組んだが、その後どのように生かされたか。

2、公営住宅の老朽化による建て替えは財政負担が大きく、長期的な視野から維持管理費が継続的に発生するが、今後の方向性はどのように考えていくのか。

3、過疎法に基づく目的は、地域の資源を最大限に生かし、過疎対策と地域の活性化が主たる目的で自立を目指すものと認識しますが、定住促進策の改善をしなければ過疎化に歯どめがかからないと考えますがどうですか。

4、南九州市や霧島市で実施している移住・定住促進策を検討し、本市の過疎地域促進計画に盛り込み、自治会及び市内経済の活性化を図り、均衡ある本市の発展につなげるべきと考えますがどうですか。

以上、申し上げ、1回目の質問とし、市長の答弁をお願いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番の過疎地域定住促進についてということでございます。

その1でございますけど、日置市土地開発公社の所有する住宅団地におきましては、平成22年度に植木住宅団地が1区画、本町住宅団地が2区画、計3区画を分譲いたしました。合併後以降も残っている団地は8団地であり、うち合併前154区画中92画を販売、

合併後46区画を販売してまいりました。

現在、未分譲区は16区画あり、またミニ住宅団地におきましては、平成18年度の下与倉住宅団地の3区画を貸し付けいたしました。未貸付地は上和田住宅団地が1区画、下田尻住宅団地が5区画、下与倉住宅団地が3区画の計9区画であります。

空き家については、平成18年度の日置市空き家調査を踏まえ、平成19年度には19軒の空き家が賃貸可能な空き家として確認でき、平成22年9月現在まで前回調査について現地調査を行ったところ、既に住んでいる家が5軒、腐食等程度が悪くなっている家が1軒、賃貸不可の家が3軒、現在賃貸できる空き家は4軒となっております。

この4軒についても管理状況等を調査してまいりましたが、1年間不在になりますと敷地内に雑草が繁茂し、常時賃貸するには難しい状況にありました。現在空き家の賃貸借については、自治会の活性化を図ることを目的に、自治会長さんを通じ、所有者、管理者に連絡をとっておるところでございます。

2番目でございます。過疎地域の住宅整備につきましては、平成18年度に策定いたしました日置市住宅マスタープランに基づいて、本年度から新規住宅整備に着手しております。

耐用年数経過予定年度を過ぎた公営住宅につきましては、マスタープランにより年次的に建て替え計画しておりますが、財政状況や民間活力等も考慮しながら、また民間の賃貸住宅の空き家などを有効利用して、借り上げ公共賃貸住宅を導入するなどの検討も必要になってくると思われております。

さらに、不動産業者等との連携による住宅管理体制や情報の共有などについても検討すべきであるというふうに考えております。

3番目でございます。過疎化に歯止めをかけるためには、定住促進策といたしまして、ミニ団地貸し付けを初め、日置市土地開発公

社では、公社の所有する住宅団地におきましても、平成20年度から分譲価格の割引制度を実施しております。

なお、23年度から市内7カ所に順次公営住宅の建設を計画してまいります。本格的な人口減少、超高齢化社会を迎え、こうした状況はさらに続くものと予想され、若者層が定着できるような環境整備や人口増加に転じる魅力あるまちづくりが必要であると考えております。

4番目、南九州市は平成19年南九州住宅取得等補助金交付要綱を策定し、平成21年度から南九州移住・定住促進対策補助金交付要綱として定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、住宅の取得等された方々に補助を行っております。

霧島市は、霧島移住促進に関する条例及び施行規則により、平成24年4月から平成25年3月30日までに、中山間地域に住宅を新築、購入または増改築した転入者に補助を行っております。

先ほどの答弁で申し上げますとおり、本格的な人口減少、超高齢化社会を迎え、こうした状況はさらに続くものと予想され、このようなことから、平成23年度から市内7カ所に順次公営住宅の建設を計画しておりますが、この政策自体、一つの自治会及び商店街の活性化の支援につながる施策と考えておりますが、本市として、南九州市、霧島市に行っております住宅の取得に対する補助金制度等も検証しながら、特にこのソフト事業を、過疎債を使ってソフト事業をどうするか、このことをも今後十分検討させていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○11番（大園貴文君）

市長のほうに、今それぞれ答弁いただきました。まず初めにお伺いしたいと思います。

市長が目指すまちづくりは、財政健全化を

基本に、自主財源の確保と歳出の削減を進め、均衡ある市全体の発展を、特色を生かし、進められると思いますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にはこの財政計画、やはりここをきちっと安定していかなければ、思うような一般財源におきます政策はできないというふうに思っております。私ども日置市におきましても、それぞれ南北に長い地理的な条件の中でそれぞれ生活しておりますので、その地域にあった形の政策というのも必要であろうかというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

今、市長のほうも財政の健全化の中でまちづくりを進めていくという答弁をいただきました。それでは、その中で財政の健全化につきましてお聞きいたします。

自主財源の確保は、市民税、固定資産税が主なものであると考えます。23年度の当初では、39億7,000万円という金額の中に、この市民税、固定資産税が約36億円計上されております。

その中で、前年度と比べて市民税のほうは約1億円減というふうになっております。こういったことから考えますと、非常に今後、財政、市税の確保ということで難しいのではないかと思います。その辺について、どのようにされる考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この人口減少を含めて、この景気の動向を見て、やはりこの市民税、特に下がっているのも事実でございます。特に法人税というのもあるわけなんですけど、日置市におきまして、非常に大きな法人税ということは少のうございまして、法人税の所得割というのには大きな左右はされておられませんけど、やはりこの市民税のこの所得におきまして、年々減少しているのも事実でございます。

○11番（大園貴文君）

そうですね。税の中で法人税のほう、1号法人が855社のうちに653社、均等割の5万円のみということになっています。となりますと、いかに市税の税収の確保の中で市民税の確保を図るかということとあわせて、法人の活性化が進められていくかということだと考えますがどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、この法人税の確保、そういう意味を含めまして、私どもも企業誘致という形の中で努力をさせていただき、基本的には、今すべきことは、やはり、雇用の安定といいますか、パートでも結構でございますので、そういうふうにして雇用の安定というのを一番大きな主眼の中におきまして、その企業もですけど、またスーパー等、いろんな、そういう、雇用していただける、そういう事業所といいますか、そういう確保というのも必要であろうかというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

そうですね、市民税の中の個人、また法人の部分はいかに確保するかと、税収の中ではそのように進めざるを得ない、そのように考えます。私も同様に考えます。

そういった財源の確保を図りながら歳入については進められていくと思いますが、続いて、歳出削減について、私は人件費の抑制は国からの事務事業が市町村に委譲されてくることなどから、思うように今後は削減は進まないと考えると、普通建設事業にも削減、特別会計や指定管理者等の営利事業について、見直し・売却・廃止を検討しなければならないと思いますがどうですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、今、本当に人件費の削減というの、もうこの7年間で大変多くの職員も削減しました。そういうことを含めて、大変、この削減の、限度といいますか、

これもいろいろと普通建設、またいろんな各種団体の補助金、これもやってまいりました。本当にもう限度に来ているのかなという感覚、反省もしておりますし、今おっしゃいますとおり、公共施設を含めた、今ございます指定管理者制度、それと民間譲渡、ここあたりの部分につきまして、できるものはそのように民間の皆様方をお願いすべきことはしていき、経常経費といいますか、そういうものを少しでも減らしていく、その方策はいろいろと工夫して今後とも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

もう、私はこれから考えていくような時間はないかと考えております。合併特例交付金も27年度で終わり、段階的に減額されていくかと考えます。償還金もシミュレーションでは、再三借り入れに対し、25億円に対し、返す金額を補てんしてるような状況です。

やはり、そういった中で、歳出削減については、はっきりと明言しながらしていかないと、なかなか今、税込確保に滞納整理課をつくって滞納整理もやっておりますけれども、そういった中で、歳出の部分については申し上げたいと思います。

特別会計のほうには、国民シェア事業、これは砂丘荘、吹上にありますけれども、今後、東市来の「えぐち家」がオープンいたします。市が誘致した企業と行政が競合するという形に、場所は若干は離れているかもしれませんが、そのようなことも発生してくると思います。

そしてまた、公衆浴場につきましても、吹上のほうにありますけれども、ここも指定管理者に出しております。その当時は温泉という施設がなかったのかもしれませんが、今は、民間の温泉施設があります。そういったこと等考えると、今後はこういった、特別会計の中でも廃止を進めていかざるを得ない、財政

的にも市が回っていかないことが考えられます。

また、そのほかにも指定管理者に出しています、蓬莱館・ゆーぶる・ゆすいん・B&G、この他、営利をスポーツやいろんなものをつかって食材の販売等を使ってやっている事業についても、具体的に指定管理者制度が切れるときに、削減・廃止・譲渡、そういったことをしないといけないと思いますが、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、指定管理者制度でできる施設等についてはやってまいりました。今、ご指摘のとおり、それぞれ切れる中におきまして、その廃止・譲渡、ここを含めて検討していかなきゃならない、その廃止にしても譲渡しても、だれかしてくださる方がいらっしゃるのかどうか、このことも一つの大きな課題になっております。ここあたりも十分、それぞれ公募しながらやっていく必要があるというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

その辺につきまして、特別会計やこういった指定管理者制度のことにしっかりと対策を練っていかないと、一般会計からいつまでも繰り出しができていく状況はできないかと、サービスの住民の、全体の住民のサービスの低下につながると思いますが、市長はいつ頃までに、そういったことを明言されて進めていかれる考えかお示してください。

○市長（宮路高光君）

今の中でどれどれというわけではございませんけど、やはりこの地域のそれぞれ今まで利用された方、いろんな中で、やはりこれは十分把握をしながら進めなければならないというふうに思っております。

今おっしゃいますとおり、まだその繰り入れがないうちはいいですけど、やはり長くたちますと営繕というものに大変多くを要して

きます。だから、その要する前に、そういう措置も十分検討をする余地があると、特に今回、指定管理者制度をし、それが切れる前において、議会も含め、いろいろこのことについては、もう譲渡する廃止する、やはり一緒に私ども議会と執行のほうと十分話をし、またこれを市民の皆様方がどう受けとめていくのかどうか、ここあたりも今後それぞれの今しておる、指定管理者制度をしている物件物件について協議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

市民の皆さんの意見も大事なんですが、やはり日置市丸を進めていくのは市長でございます。その上で、これまでの、継続して進めていくということになると、必ず財源不足が発生してくると私は考えますが、そこはどうかされますか。

○市長（宮路高光君）

いや、責任は私にありますけど、私はさっき言った、意見を聞いて決断するのは私がすればいいことですので、やはりそういう過程を通っていかなければ、右か左にぱっと切って、そういうことじゃ大変いろいろと今までのそれぞれの地域の歴史がありますので、ここあたりは十分把握しながらやらなきゃならない。

今後この財源の問題、大変今おっしゃいますとおり、いろいろ財源確保というのは大変難しい部分がありますけど、少しだけ、朗報じゃないけど、まだ今度しますけど、合併債というのが私ども今まで要望しておりました。10年間ということでもございましたけど、恐らく15年という形の中で、スパンになるというような方向もあるというふうにお聞きしておきまして、こういうものをうまく活用しながら、今後やはり歳入の場合は合併債、過疎債、またそれに含めました国庫補助金、こういうものも調整しながら歳入確保をして、

いつも言ってるように、歳入に見合った歳出、こういうものをし続けていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

合併特例債が延長されるだろうという話をされましたけども、基本的に自主財源を持って、自分たちの町を動かしていく方向づけで考えていかないと、借金はそのまま減っていかないのではないかと考えます。

それでは、次の質問に入ります。

市長、この特別会計や指定管理者制度、私は営利事業について、削減・縮小・譲渡という話をしましたが、市長のほうはどのように考えられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に営利事業という形の中で、さっき言いました、譲渡とかいう問題は出てくるわけなんですけど、これ、だれが受けてくれるのか、それは譲渡をして全部受けていただければ、それはこしたことはないと思っております。それがなければ、また、これをもう廃止して、もう全部するのかどうか、基本的には営利目的をしている中において、今の中におきまして、特にこの補修、営繕、こういうものは行政の建物という形の中でしておる部分もございますので、ここあたりも十分整理をしながら、さっきもおっしゃいましたとおり、「譲渡」と一口に言って、それを受けて本当にこの、まあ、言えば赤字経営の中で受けてくれるところがあるのかどうか、市は何も出さない、それだけ市民の中の福祉を、今までやってきたことをしてくれるのかどうか、そういうことも一つ懸念される部分はございますので、また営利目的といいますか、収支がある、そうときにおきまして受けていただいて、それを譲渡して、これ若干国庫補助金の問題がございまして、こういうものが整理がどうできるのかどうか、ここあたりも十分整理しながら、今後進めていかなきゃなら

ないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

市長のほうでは、いろいろな課題もある中で、精査も検討せざるを得ないけれども、なかなか時間がかかるというふうに今認識をいたしました。

続きまして、ミニ住宅団地は以前から土地が担保に入れられないから、あきらめる方の声がありますが、改善策はできないんでしょうか。今回も下与倉のほうにぜひ住みたいということがありましたが、土地を担保に入れられないということで、あきらめて別などところに行かれた経緯があるんですが、その辺は改善の方法は、これまで日置市になってから何か方法を考えられなかったのか、進められないのか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

このミニ団地を、それぞれの旧町ごとをして、抵当設定というのは、もうそのするときに、こういうことはわかっておったことだと思っております。これは合併したから抵当権の問題等が改善できる、こういう代物ではないと私は思っております。

その中におきまして、今ご指摘ございましたとおり、この土地の問題については、やはり今後大変このことは、ミニ団地、公社、これが宅造して、住宅政策をして、これは私ももう限度で来ているんじゃないかと、それよりもソフト的な部分でどういうふうにして、今議員もおっしゃいましたとおり、南九州市、霧島市がしております、もうそういうもので対応していかざるを得ないんじゃないかな、そういう考え方を持っております。

○11番（大園貴文君）

市長の言われるように、資産については、なかなか、先ほど、空き家のことについてとありました、市長の答弁の中では、個人の財産については補助は難しいとの判断をされておりますが、私はそのような、空き家を求

める人がいれば、定住者・移住者に補助することは可能ではないか、市長の言われるソフトの面での対応をこういったところで改善を進めればいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも、何回も申し上げておりますとおり、まだ私どももこういう形の、まあ、今までしてきた土地という部分の中でやってまいりましたけど、さき、それぞれの定住のあり方におきまして、特にこの過疎債というのがありますので、この過疎債をうまく活用した中において、それぞれの地域にあった、それぞれの、助成といいますか、定住することでどうなるのか、恐らく、さっき言ったように、「増」というのはもう考えられないことで、いかにして、これを縮減するために、期限を切って、3年か5年なのか、そういう切って、それぞれの、こういうソフト的な形の中で助成をしながらやってみる。これはひとつ時間をいただきながら、来年度の当初の中でも進めていけばいいのかなというふうに考えております。

○11番（大園貴文君）

市長のほうからソフト的な面について、改善を図って、来年度から計画を進めていくという前向きな答弁をいただきました。

次に、公営住宅の990戸の今後について、年次的に計画していくことを市長は申されております。

過疎地域に990戸のうち597戸ありますが、年次的な建てかえを22年度決算課題、また過疎地域自立促進計画でされております。人口減少社会に空き家がますますふえることが予想される中、果たして市がどこまで整備して永遠に維持できるかと考えます。そういった面でも、今、市長が申されましたように、ソフト的な部分の補助ということに組みかえをしていくべきだと考えますが、どうでしょ

うか。

○市長（宮路高光君）

今回、7地区におきまして、約70戸という、まあ、これは、地域的には過疎地域のところだというふうに思っております。そういう施策をさして、新規という形にさせていただきました。

その後の建てかえ、この部分は、やはり耐久性に、そこあたりも勘案しながら、さっき2番議員が話ございました、くみ取りの問題、こういうものも精査しながら、この政策は終わりましたら、また計画をもう1回練り直しをしていかなきゃならない。まあ、一番問題として、今、公営住宅はつくっておりますけど、もう特に過疎地域になればなるにつれて、入居者の問題、これが本当にそれだけ需要があるのかどうか、ここあたりが一番大きな課題でございますので、建てかえをするにしても十分精査し、ひよっとすりゃあ、廃止するところも出てくる可能性というのがあります。

そういうことでございますので、さきも申し上げましたとおり、やはりそういう住宅とか土地とかいうものじゃなく、それをソフトを入れて、やはり地域におきます過疎対策、またその地域の人口増、維持ですか、そういうものに努めていくような形で、来年度からいろいろと工夫していきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

私は、公営住宅につきまして、つくらなければならないのは、低所得者層向けの住宅のみとすべきだと私は考えますが、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にはそうだ、私どももこの公営住宅をつくるに単独でつくっておることも大変難しい、ですので国の補助金をいただいております。基本的には、この国の補助金というのは、低所得者、そういう所得制限というのが

あるのも事実でございます。そういう、見合った中におきまして、政策というのをやっていくということは大きなことであるというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

今回、花田・山田地区に住宅をつくっておりますけれども、低所得者層向けの住宅ということで約5億円かかっております。非常に、私にしてみたら高額な予算ではないのかな、幾ら補助金があるといえども、日置市にとっては大変なことではないかなと、それをまだ残された住宅をすべてつくりかえていくということは、非常に無理があるのではないかと。

となると、行政が福祉の面から応援ができるのは、低所得者や障害者、そういった方々に限定した、そういったものにしていくべきだと考えます。今、新しくつくっている団地の募集についての状況がわかればお示ください。

○建設課長（久保啓昭君）

今、建設しております新しい住宅団地につきましては、各地域と連携しながら募集のほうを進めておりますけれども、まず、優先の条件としまして、子育て世帯ということで、小学校就学前の子供がいる世帯、または現在校区外の小学生がいる世帯ということで、各地域でも募集のほうを進めてやっております。

以上です。

○11番（大園貴文君）

この住宅の政策の中で、他市の問題もあって、非常にそういったことをクリアするための予算もかかり、5億円という非常に大きな規模の住宅になっているかと思えます。

日置市において、そういった過疎地域におきましては、平屋の一戸建て住宅を、何とか進めていくべきではないかと思えます。そうすることによって、やはりその地域に定住、移住をずっとしていただきたいということも考えますが、ただ、固定資産税のほうが多分

入らないかと思えます。住民税、低所得者層ということで、住民税にも余り期待はできないのですが、それから先の、次の子孫の子供たちが、そういったふえていくことを可能性を込めて考えますが、市長、その辺どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

一戸建てを含め、市営住宅、私どもは市営住宅約1,000戸ぐらいございます。特に、民間の方々とも競合する部分もございまして、大変、市営住宅、これだけをつくって定住促進を図るとするのは大変難しいことであろうかというふうに思っております。

今、ご指摘のとおり、地形によっては、2階にせざるを得なかった土地の問題もあったり、そういうことも課題として残っております。今後、市営のマスタープランもつくっておりますけど、このことも、ある程度の、この7地区が終わりましたら、終わる前に見直しをしながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

その辺も見直しをしながら進めていっていただきたいと、そのように考えます。

そこで、住宅団地が、まだ結構未造成の部分を含めあるかと思えます。先般、9月14日の新聞に、鹿児島県の住宅公社が債務超過19億円にということで、載っております。県の一戸建てが731区画、大規模団地が5団地、これらを26年度まで分譲完了を目指すというふうになっております。

今、これは、定住を求める人たちに、広くこれから、県もそれぞれの市も進めていくかと考えます。日置市の目標の年度、また、その分譲の完了をどの辺に目安として考えられますか。

○市長（宮路高光君）

県の住宅公社におきましても、いろいろと債務超過を含めて、大変苦慮しているのも認

識しております。私どもの市の公社におきます土地につきましても、ほんとに早くこのことは整理をしていかなきゃならない。いろいろと、先ほども申し上げましたとおり、公社自体におきましても、割引制度等を設けたりやっておりますけど、思うように土地の販売がいかないというのも事実でございます。

今後におきましては、やはり早くこれを整理していくことが大事なことであって、まだ造成等もしてない部分もございまして、そういうものは、また別の活路を見出していく必要があろうかというふうに考えております。

○11番（大園貴文君）

既存にある住宅の土地を早目に販売するために、販売して、そして若い人たちを定住していただくということは、同じ認識かと考えます。

そういった中で、市長のほうもソフト面に検討を重ねて進めていきたいという意向をいただきました。議長に、ここで了解いただきまして、議員の皆様には、南九州市の定住化促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、本市内において住宅取得等される方に補助を行いますといったことを配付させていただいております。行政の幹部の職員様方もいらっしゃいますので、ここで若干読み上げたいと思います。

移住・定住制度に対する補助金制度の概要。市内居住者に対してもあります。定住について、新築建て売り購入について60万円。加算金が、市内建設業者を使うと20万円。中古住宅を購入すると60万円。購入金額の200万円以上を対象としております。リフォームに60万円。加算金、市内建設業者を使うと20万円。出身、これは出身自治会内に新築購入・リフォームした場合に限っております。

そして、市内居住者であって、出身自治会外に新築購入する人に、50歳未満で、新築

建て売り購入に30万円。市内建設業者を使うに当たり20万円の加算金。中古住宅購入に30万円で、条件として購入金額200万円以上、土地代除くとなっております。

そして、市外からの居住者、転入者ですね。出身自治会内に新築購入・リフォームされる方、新築・建て売り購入に60万円。加算金、市内県建築業者を使われると20万円。土地取得に2分の1以下の補助の50万円以下。中古住宅購入について、条件として、購入金額200万円以上、土地代除くもので60万円。加算金として、土地取得の2分の1補助50万円以下。

リフォーム条件として、出身自治会への回帰、リフォーム経費200万円以上。加算金として、市内建設業者20万円。出身自治会外に新築購入・リフォームされる方、新築・建て売り購入に30万円。市内建設業者を使うと20万円。土地取得に2分の1補助50万円。中古住宅購入に30万円。購入金額200万円以上、土地代除くものについて、土地取得費50万円以下の補助。リフォームにつきまして30万円、住宅取得・リフォーム経費200万円以上で、市内建築業者を使ったら20万円。住宅土地取得に30万円以下の補助をするものでございます。

この、これは、南九州市の事業でございますけれども、ちなみに、先ほど市長のほうでも説明をされたわけなんです、これらの制度は、市の重点プロジェクトとして進められ、最高130万円の補助金を受け取ることができます。市内外を問わず、それぞれに補助することが魅力ではないでしょうか。

実績では、21年度で69世帯、203人が定住・移住をしております。かかった経費が4,580万円。22年度では、83世帯、264人が定住・移住をしております。かかった補助額が5,200万円。財源は、過疎債を活用して実施しているとのことでした。

この制度の良さは、人に対する補助で、市内に住んでいる人を含め、定住目的で過疎地域に住宅を取得すると対象となることから魅力である。さらに、出身自治会へ回帰すると、加算金が補助されるものです。

対象者はどのような方法で情報を知るのですかと問い合わせて、市のホームページ、それから全国空き家バンクに市が登録されており、近隣町に計画していた移住者が問い合わせで来たり、地元不動産、建設業者などは、情報を発信していただいているとのことでした。

効果として、市としては、公営住宅建設より経費がかからず、固定資産、住民税、交付金が増収し、財源が確保できる。中古住宅購入には、地域の荒廃を防ぎ、購入者は、所得制限もなく、リフォームなど、地元の不動産、建設業者なども潤い、そこに雇用が生まれ、地域自治会も活力となり、商店も活気づいてくる。このような制度を取り組んでからの実施状況です。市長は、この辺をどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

南九州市のほうにおきましては、旧穎娃町、旧川辺町においては、合併前からこういうことをきちっとやっておいて、そのほかに知覧が入って、1つの方向が私はできたというふうに認識しております。

今、ご指摘のとおり、それぞれの定住の中におきまして、過疎債をうまく活用している1つの実例であるというふうに思っております。その中で、私ども本市におきましては、過疎債を使わないところもありますし、さっき言いましたように、伊集院に集中しているとおっしゃいますけど、旧伊集院自体もそんなにふえているわけでもないし、伊集院地域におきましても、過疎地域であるところも大分ございます。

そういうことを含めて、どういう形の中で、今後こういうものをうまく組み合わせをし、

利用できるのかどうか、ちょっと時間をいただきながら、みんながよりよい形をしていけばいいのかなと思っておりますし、南九州市にしても、このような施策を打っておりますけど、どうしてもこの人口減少というのは、私ども日置市以上に、まだ進んでいるのも事実でございます。

この中で、どれだけのこの部分で減少を少なくできたかわかりませんが、私も、日置市としても、ここに書いてございます、きめ細かくいろいろと、この部分を、どれを使って第一段でやるのか。やはり、基本的には、先ほども言いましたように、ある程度期限を切った中でやりながら、今、南九州がしておりますこれを全部するのか、どの部分がいいのか。やはり人口増を含めて、市外から呼んで来たほうがいいのかどうか。やはり、市内の方々を満足させるのかどうか。そういう市内間の移動だけでいいのかどうか。やはりいろいろと、このことについては考えをして、いろんなご意見を伺いながら、要綱等をつくっていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

これまでも同僚議員のほうから、空き家や荒廃の進む宅地について、いろいろ質疑がありました。日置市は日置市のやり方が、市長の言われるように、私は大事かと思えます。ただ、日置市の持っている資源と申しますと、何と言っても鹿児島市に近い、また、兼業で働ける方々が多いこの日置市においては、通勤が随分可能であり、そして農村地域にも住むことが十分可能な、ソフトを汲み上げながら、そして、税込確保のために住民を、そして市外からも移動可能なやり方を進めながら、地域の活性化につなげていくべきだと考えます。市長のその辺の見解をお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

さっきから申し上げておりますとおりでして、この住宅定住促進ということで、今後はほとんど過疎債を通じた中におきまして、ソフト事業を組み合わせる実施してみて、またその結果の評価というのも出てこようかと思っておりますので、十分きょうご意見いただいたことも参考にさせていただきながら、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、3番、東福泰則君の質問を許可します。

〔3番東福泰則君登壇〕

○3番（東福泰則君） 今回、最後の質問者となりました。台風12号に続き、15号台風の影響で、豪雨の影響で、各地で河川の氾濫や家屋の浸水等、大きな被害が発生し、自然の力にはなすすべもなく、人間のむなしさを感じます。これ以上被害が大きくならないことを祈ることしかできません。

さきに通告しておりました3つの事項につきまして質問いたします。

まず、1番目は、道路問題についてであります。地区振興計画が策定され、各地域、各地区館より、インフラの整備の均等化や平準化が求められております。市道、農道、里道等の整備や改良につきましては、地域づくり推進基金による課題解決を行っており、これらの課題は徐々に解決されつつあるものと認識しております。地方道路の整備が、生活環境や経済活動に及ぼす影響は、非常に大きいものがあると考えます。そこで、県道の整備、改良状況、改良率はどうなっているのでしょうか。

②特にその中でも、一般県道養母長里線の長里地区と梅木地区がおくれておりますが、今後の見通しと、本市の対応はいかがになっているのでしょうか。

次に、2番目に進みます。防災行政無線についてであります。

最近の災害は、いつ、どこで、どのようにして起こるか予測できない。台風銀座と言われた鹿児島県も、ここ4年ぐらいになりますか、直撃を免れ、大きな被害はない現状ですが、一方、局地的ゲリラ豪雨による災害は、時期に関係なく、各地で起きております。そのような環境変化の中、更新のため、整備計画及び方針が平成23年3月に示され作業が進められていますが、どの程度進んでいるのか、今後の予定を伺います。

次に3番目でありますが、防災災害対策についてであります。さきに各議員から、この問題につきましては、いろいろと意見が出ておりますが、また違った意味で、また質問をさせていただきます。

東日本大震災を受けて、各地で津波を想定した訓練が実施され、また必要であります。先般の総合防災訓練の中でも、高台での避難訓練も一部取り入れ、実施されました。この津波対策につきましては、市の防災計画を地域ごとに見直すことが求められてくるわけですが、今後の取り組みを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の道路問題についてでございます。その1でございますけど、平成22年4月1日現在の鹿児島県道現況調査によりますと、日置市内の県道19路線、実延長126kmにつきまして、改良率が75%となっております。また、整備中の平成22年度末の進捗率、養母長里線（古市工区）が76%、山田湯之元停車場線（皆田工区）が88%、伊集院日吉線（麦生田工区）が25%、鹿児島東市来線（美山工区）が50%となっております。

県道養母長里線の進捗状況でございますが、長里地区（古市工区）につきましては、国道3号から東市来中学校入り口付近まで工事完了しており、現在、東市来中学校から養母方

面へ事業執行中でございます。

難航しておりました用地及び補償関係につきまして、本年度3月までですべて地権者の了解をいただいたことございまして、今は共同墓地の登記関係の事務中でございます。県によりますと、県道までの取り付け区間の予算を23年度まで確保して、早期に工事完成する計画とお聞きしております。また、梅木地区につきましては、今のところ長里地区を優先しておりますが、引き続き野山坂も含めて、県へ強く要望を申し上げていきたいと思っております。

2番目の防災行政無線でございます。防災行政無線につきましては、基幹部分をデジタル波による防災行政無線であり、屋外拡声器からの各家庭への戸別受信機を、地域コミュニティ無線で整備を行ってまいりたいと思っております。整備につきましては、本年度中に実施設計を終えて、24年度から現在のシステムの統合を行い、古い施設から順次更新整備を行うよう進めてまいりたいと思っております。

3番目の防災・災害対策で、総合防災訓練でも津波を想定した避難訓練を行いました。今後は、身近な自治会や自主防災組織においても、自主的に避難訓練を推進していくよう、指導もしていきたいと思っております。

また、防災計画につきましても、津波や原子力発電所事故を想定した防災計画に見直す必要があると思います。計画の見直しに当たっては、国、県の防災計画の見直し等も勘案しながら、検討を行ってまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を2時5分とします。

午後1時53分休憩

午後 2 時 05 分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（東福泰則君）

1 回目の答弁をいただきました。身近な問題で、県道の県の改良率が 75%と、地域振興局が鹿児島県のほうに移転して、非常に不便を感じるわけで、日置市内におきましては、市長もご存じのとおり、東市来、吹上が大変改良率がおくれているということは承知しておられることと思います。

その中でも、私たちの地域、養母長里線が、もうここ 20 年ぐらいうまく進歩してないという地域住民の声もありまして、今回どうなってるんだということ、年々、工事も始まって安心した面もあるんですが、その中には用地の相談がいけなくて、今の現状になったという点も承知しております。

その中で、今、古市地区、あそこが橋の新たにつくって、旧県道につなぐというふうに伺っておりますが、何かその後の計画が全然ないようなことを聞いて、せっかくここまでできたのに、ここが、これからが肝心なのになということに危惧してるわけです。それについて、答弁ができましたらお願いします。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃいますとおり、このバイパスという形の中で、この養母長里線（古市工区）は入っております。その中で、まだ既存のこの養母長里線におきます未改良区、これも残っておるのも事実でございます。

私どもも再三県のほうに申し上げておりますけど、県の見解というのは、とりあえずこれを済まして、またそれぞれご要望をいただいて、それぞれの路線に応じていくということであるようでございますし、今回、特にこの中におきまして、野山坂、ここが一番大きくカーブがあるし、また通学路になっている。こういう部分が一番私も危惧しております、

今回県道にタッチする分がこの坂の下だということをお聞きしてまして、まだ大きな 1 つの課題が 1 つ残ったと思っております。

そういうことでございますので、また地域の皆様方と、私ども市も含めまして、県のほうにご要望を強く申し上げていかなければならないというふうに思っております。特に、この改良率 75%ということでございますけど、主要道路という形はございますけど、一般道路、特にご指摘ございました吹上、東市来の一般道路という形の位置づけをされてまして、これはまだ 66%という、大変低いという部分がありますので、ここあたりも十分配慮しながら、今後とも県のほうにご要望を申し上げていきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

県道には一般道路と地方道路ですか、まあ、そういうふうな区別があって、一般道路のほうはなかなか改良率が進まないし、また、県道につきましては、県の管轄で、こっちも予算がないと言われれば、もう何も言えない。言えないというか、要望はできても保証はできないという現実はわかっておりますが、市長は、地域振興局土木建設課との意見交換会なるものは、どの程度やられたり、また出向いて相談されたり、この県道のここだけじゃなくて、他のことも要望されているかをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、この旧伊集院合庁のほうが鹿児島振興局のほうに行きまして、特に内部の中で分かれているのが総務企画部門と、また土木建設部、また農林水産部、また保健福祉、そういう部門ごとに分かれておまして、特に保健福祉部については、伊集院のほうにございます。

その中で、振興局全体として、年 2 回ほど、それぞれ意見交換をさせていただきますし、

また、それぞれの部門、特にこの土木建設部と産業建設部、この部門につきましては、またそれぞれの個々において県との打ち合わせをさせてもらっております。この管内に、鹿児島市を含めまして、3市2村ありまして、一体化する話し合いもございますけど、それぞれの各市ごとと、市といいますか、それぞれ打ち合わせ、そういうものもやっておりますし、随時いろいろと私どもも、そのご要望とするのは、それぞれの部に行きまして、担当の部長を含め、課長、また私自分自身も行って、そういう要望等はさせていただいておりますので、今後とも、やはり綿密に県と振興局と、特に打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

よくわかりました。この養母長里線で古市地区につきましてはわかりましたけど、あと、梅木地区ですね、わず三、四百m、そこが同じく通学路で、用水路があったりして、何でそんなに、田んぼを潰せば、両方に家があるとか、家屋があるとか、補償費とか、そうかからんのかなということがあって、これも地元民のかつての要望でもあるわけです。

その前は、ここの橋のほうからずっと詰めてきて、引き続きなるものだろうということ、みんな、住民はそういう期待も持っておって、だめだったというようなこともありましたので、これについては、どうするかということとは言えないわけですが、引き続き、市長、この線の梅木地区のほうも、ぜひ通学路でもありますので、強く県のほうには要望をまたお願いしたいと思います。

それから、今、1路線、1カ所というような県の方針とか、またこれから新設、改良するというときに当たっては、宅地があったら補償費がかかるから、そういうところは後回ししていくんだというような県知事の方針だというような話を聞きましたが、そういうこ

とは聞いておられないかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、県も、私ども市もなんですけど、一番問題とするのは、この予算の獲得の問題。全体のパイの中で、特に21年度から22年度、この年度替りの中におきまして、土木費におきましても相当な削減がされたというふうにお聞きをしております。

その中で、基本的に面的な延長をするのか、集中的にやるのか、ここあたりのいろんな査定といいますか、検討委員会といいますか、そういうものがありまして、特にこの伊集院日吉線、郡地区、ここが一番大きな形の中で、用地補償という問題で、その事業費の割合。まあ、用地費、工事費よりも建物補償、こういう割合が多いところは、まあ言えば後回しというのはおかしいんですけど、待っていくと、こういうこともあったことも事実でございます。

そういう中におきまして、それぞれの地域の要望を含めましてある中で、今後におきましても、私どもも、やはりその建物補償等ある部分は、そういう政策というのはわかるわけなんですけど、やはり基本的には継続してつなげていかなきゃならない。やはり、ここあたりは基本的に、それぞれの部署に要望をしていかなきゃならないというふうには思っております。

○3番（東福泰則君）

了解いたしました。あと1点だけ、この道路問題。昔は、昔って言ったら悪いんですが、過去は何か交通安全対策債、同じ県道でも、交通安全のほうからの安全上の問題で改良するとか、そういう事業も聞いておったわけですが、そういう違った事業とか、そういうの取り組みというのは、今現在あるものかどうか、その点をお答え。

○市長（宮路高光君）

特に、今回県のほうにおきまして、この一括交付金という中で、特に国土省、農林省を含め、県のほうには一括交付金という形に入っております。昔はその目的別にいろいろと主要道路を含めて補助事業があったわけなんですけど、ことしから、県のほうも一括交付金がまいりまして、そこから重点地域と地域密着型、この両面に分かれて、県道の場合は整備されるようになりました。

ここあたりが、今おっしゃいますとおり、交通安全とか、いろんな事業があったわけなんですけど、今後は恐らく一括交付金という中におきまして、県の裁量の中でそれぞれ事業の確保というのがなされたということをお聞きしております。特に今回の県の一括交付金の精査といいますか、してみますと、国交省からまいりました一括交付金、または農林省からまいりました一括交付金、県の予算配分に聞きますと、それぞれもとは一緒に、そこから内閣府のほうに吸い上げて、それぞれ県のほうに行くわけなんですけど、実際、配分された率については、国交省から入った分よりも、農林省のほうが大分多くの予算を、県のほうは。

これ1つ理由があるんですけど、さっき言いましたように、21年から22年、この中に大変農地整備というのが、大変多くの整備減というようになった中におきまして、こういう県としてのこの配慮といいますか、これが一括交付金の特色でございますので、そういうものをしたということでございますので、若干国交省のほうは怒っておるような感じがございますけど、そういうふうにして、今までであった部分が若干この制度が今後も変わってきますので、私どももそこあたりも十分把握しながら、それぞれの予算要求というのを今後していかなきゃならないというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

もう道路問題につきましてはこれで終わりにしますが、1年でも早く改良が進むように、引き続き努力されることを希望し、次に移ってまいります。

次は、防災行政無線の計画の件ですが、23年3月に一応整備計画と方針が出されて、デジタルと、そして地域コミュニティ用の無線、アナログを使ったということで、今伺っておるわけですが、ことしは、23年度は、地域コミュニティの電波調査と実施設計というようなことで今取り組まれておるということで。

と申しますのは、今、このように地震もありました、災害も各地で起きていると。特に、あれが、あの、間違っても鹿児島に來れば、どこかそういう災害が起きるといのは、もう目に見えているわけです。特に山間部のほうなんか、集中豪雨でがけ崩れやらというのは、もう当たり前だと、かもしれないと、あるだろうというようなことで危惧しておるわけですが、これが今は既存のやつで何とかしておりますが、あと完成が27年度と、早いところで26年ですか、日吉、吹上が更新時期が遅いとこ、早いところからしていくという計画もなっておりますが、できるだけ前倒しにできないものか。これには、予算的に合併特例債、先ほども特例債が伸びるんじゃないか、10年中ということで、まあ27年までという形で、計画の中に入れられたというふうに思っておりますが、少し前倒しして、会社でいえばリースを組む、リースを払うちゅうような形で、そういったものはできないものか。前倒しできないものかをお伺いします。

○市長（宮路高光君）

まあ、今、それぞれの地域におきまして、パナソニックを使って、ナショナル、松下を使っているところ、また、NEC、東芝、芝浦、NEC、東芝、いろいろ各地域で違って

いるのが状況でございまして、基本的に今回はそれを1つの統一するということがございまして、今、その実施設計、またそのメーカーをどこを選定していくのか。ことし中にそのことを早く決めて、そこからそれぞれのコミュニティのほうに移っていかなければならないというふうに思っております、今はその、いろいろと、そのメーカーとの聞き取り調査、そういうものもしながら、今後その実施設計、まあ基本的にはそういう、基本的な設計というのが大事でございますので、本年度中にそこあたりまでお済ましをし、来年度から少しでもその実施をしていくと。

そこを踏まえて、またさっき、一番末端でございましてこのコミュニティの問題、こういうものにつきまして、どこからどういうふうにして年次的にするのか、もう少し詳細にわかかったら、また皆様方にもお知らせもしていきたいと思っております。

○3番（東福泰則君）

わかりました、今のところ。で、今市長が選定とか、まだもうちょっと時間がないと、今時点では言えないということでもあります。それは了解いたしました。

以前に、電話不通、災害が起きれば、必ず無線、連絡が途絶えるというようなことで、衛星電話もこの事業の中で検討してみたらというような、議員からの発言もありましたが、そのようなことなんかは、まだ先の話で、この中には検討されてないのかお伺いいたします。

○総務課長（富迫克彦君）

衛星電話の購入につきましては、今年度7月の初旬だったと思いますけど、本庁、3つの支所、消防本部、計5台を購入させていただきました。

それから、受信をより安定的にするために、今回の補正予算でアンテナ整備を計上させていただきますところでございます。

○3番（東福泰則君）

その件、ちょっと私も見落としとしておりまして、アンテナの予算、上がってきたということは記憶ちょっとですが、5台配備されて、緊急時には使えるということで、安心いたしました。

また、携帯電話の不通話地域も昨年いろいろと解消して、ほぼ、基地によっては違いますけど、それぞれあって、ほんとにその点については感謝をし、また地域の方々からも感謝されていることで、幾分以前よりも災害が起きて、連絡が取れないとか、そういうことが、実際起きてみなきゃわからない面もありますが、そういう面では幾分安心したということだと思います。

次に、携帯電話、防災無線につきましては終わりました、次に、3番目の防災・災害対策ということで、特に今回は津波ということが、ちょっと最初の通告では主に挙げておりましたが、市長の答弁にもありましたが、今後は、津波もですが、原子力災害とか、そういったこともやらなきゃ、当然計画の中にも盛り込んでいくというのは当然のことだと思って、またおるわけですが、南北に長い海岸線を持つ我が市、この海岸線の避難所をどうやってすればいいかというようなことが求められてくるわけです。

幸いにも、地域によっては、我々の、私の住んでるところは津波なんて全然関係ない地域もあるし、ほんとの海岸線の一部と河川沿いとか、海拔の問題もありますが、特に津波に関しては、計画と避難訓練が大事じゃないかということを感じるわけでございます。

だから、防災計画の見直しで、23年度中にやるというようなことでありますが、この防災計画の中には、市としての防災、地域としての防災、最終的にはコミュニティ、自主防災というようなことまで、段階に追っていかねば、市の防災計画の中で、山間部の

豪雨災害はどぎゃんとなるかとか、そういったことまではうたう必要はないし、まだそこまでは、そんな細かいとこまで載せる必要はないというふうに私は思っていますが、この計画の中で、どの程度まで組み込んでいかれるのかをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回の見直し、今までも防災計画というのがございまして、台風とか、集中豪雨、そういうものにつきましても、また津波も若干あったんですけど、特に今回していくのは、この海岸線のその地域の津波の中におきまして、避難所の問題、ここがやはり若干違うのは、台風とか集中豪雨、そういうことで避難所の場所の変更というのもやらなきゃならないというふうに思っております。

津波等につきまして、今ご指摘ございましたとおり、それぞれの地域では、影響ない地域も多分たくさんあるというふうに思っております。部分的に海岸、そういうところの見直しをしますし、また一番するのは、この原発の事故があったときにどう避難体制をしていくのか。これは恐らく全域的な防災の中で、ここの中期といいますか、そういう分については、詳しくいろいろと書いてない部分もありますので、やはり避難体制を含め、またそういう情報の伝達、やはりここあたりをやはりきちっと、今回の見直しの中にやっていく必要があるというふうに思っておりますし、また、特に災害に弱いお年寄り、障害者の方、こういう方々に、どう配慮した中での見直しになるのか、ここあたりも、やはり、さっきも言いましたように、県、国のそれぞれの総合的な関係を招集しながら、見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

特に、今回もしますけど、これが完璧ということではございませんので、またいろいろと、随時、ほんとにこういう計画というのは、

今、日進月歩というんじゃないですけど、いろいろと毎年ぐらい見直しをしていかなければついていけないこの計画書になろうと思っておりますので、今回、不十分かshれない部分があるかもしれませんが、やはり、ある程度の、みんなが安心できるような防災計画を作成させていただきたいと思っております。

○3番（東福泰則君）

防災計画につきましては、そのようにわかりました。

この、国が復興構想会議の提言の中で、第一線の災害を完全に封じることから発想を転換し、災害の被害を最小限にする「減災」の考え方を打ち出したというようなことで、防潮堤や防波堤の整備といった大規模構造に頼るのではなく、防災訓練やハザードマップの作成、防災教育など、ソフト対策も組み合わせた防災対策を提案したということですが、この子供からお年寄りまでの地域を挙げた普段の備えが、いざというとき物を言うということで、自主防災組織の結成、実は先ほど14番議員が75%ですか、地区によっては大分差があって、最終的には、この自主防災、地域が出ないとできないというふうに思っております。

過去の例ですが、台風が来るから避難所を開設しました。行きたいんだけどというようなことで、役所に電話をしたと。そしたら、役所にした人は、だれに連絡をしようかといったら、その個人ですから、役所も「それは知りません」というわけにいかんし、そしたら、民生委員のところに電話がかかってきて、「こういう電話が来たが、何とかせんならんどかい」というようなことで、具体的にはそういった手段、避難所に行きたくても行けないというような事態は、そこらそこらにいっぱいあるし、また、行く間にけがをしたり、二次災害を起こすというようなことがあるし、それには、あくまでも、防災教育というか、

自分の身は自分で守るということ、そして、これが、自分たちの身は自分たちで守る、これが自助ですね。地域の身近にいる人同士が助け合う共助、ここあたりが一番大事になってくるんじゃないかということではありますが、そういったことです。日ごろから、そういう防災計画の中にちゃんと申し合わせみたいなのをうたってあれば、より安心し、また行政が「避難所を開設しました」というような情報を伝達してくれるということで、うまくいくのではないかと考えているわけですが、その他防災組織、中身までは、市のほうのできた、まあ今現在のでもいいんですよ。どこまで掌握されているかっていう、内容がわかればお知らせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、行政だけでなく、この自主防災組織の充実といえますか、組織率、こういうものを十分に上げていかなきゃならないというのが一番大きな課題でございます。

さっきも申し上げましたとおり、まだ本市においては57%という、大変低い全体ではございますので、特に、さっき申し上げましたとおり、伊集院地域、吹上地域、この地域におきます自主防災組織の率のアップ、これはお互いに自分のことでございますし、また、そこにおきまして、また市民の皆様方の共通認識としていただかなければならないというふうに思っております。

今、議員がおっしゃいましたとおり、この防災等におきましては、やはりハードとソフトとありますけど、やはり今回の震災を含めて、やはりソフトといえますか、平時の訓練を含め、平時の啓発、こういうものが一番大事であったとかということが、今回のいろんな災害等において教訓になったというふうに思っておりますので、この計画の見直しの中におきまして、そういうことも十分組み入れ

た形の計画書につくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

その地域にあっても、何ですか、例えば、例がいいか悪いかわかりませんが、江口蓬莱館あたりで買い物に来て、津波があった可能性がある、避難してくださいというようなときなんか、特に、二、三百人来て、車もおれば、そのときにパニックが起きるんじゃないかと。

今、言うようなこと、それは考え過ぎかもしれないかもしれませんが、そういったときに、やっぱり避難所はこちらですか、矢印もして、地域外の人、そういう可能性もあるわけです。そういったことも今後は考えておかないと、事故が起きたりするし、またそういう訓練を実際にしなさいちゅうても、なかなか難しい、津波が来ましたので全員というようなことは、なかなか実際としては難しい面もありますが、今後は何年かには一遍は、そういったことも実際の行動として起こす、やってみるといっても、ハード面とソフト面ということで、今、総合防災訓練も各地区もあっておりますが、あれは、ただ地震が来て、津波が来るといったときは、そこだけじゃないわけですね。もう、機能的には麻痺しているようなわけで、そのために防災無線を今統一して整備することですので、そのようなことも、計画とか、我が地域の小さな問題だけでなく、公な人が集まるとか、そういったところもやっぱり今後の計画の中に網羅するべきじゃないかというふうに考えもんですから、あえてこういうことを申す、言わせてもらいました。

最後になるかと思えます。とっさに高台に全員無事ということで、岩手県釜石東中学校のことで載っておりましたので、これを紹介して、一応おきたいと思えます。

防災教育では、津波に襲われた場合、想定にとらわれない、状況に応じて最善を尽くす、

率先して避難者になるといったことを子供たちに教え込んだと。また、自分の命は自分で守る、助けられる人から助ける人への意識をはぐくむということで、そういう教育を教え込んで、全員無事に避難ができたというようなことは、その場において、高台に行った場合は、さらに高台に逃げたというような教訓としていい例、災害で全員無事避難ができたというようなことは、皆さんもどこかで聞いて、また今後の参考になるかというふうに思っ
て、あえて言わせてもらいました。

最後に、震災、災害に強い地域をつくることは、行政では、被害軽減のために最大限努力するのは言うまでもありませんが、災害から、みずからの命はみずからで守り、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の基本に立ち、地域において住民相互による防災活動を行うことが大事ということで、我々も自覚をし、また、行政、地域と一体になって、計画倒れにならないように、今後進めていきたいということを結びとして終わりたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月30日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時36分散会

第 5 号 (9 月 3 0 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 55号	日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2 議案第 61号	平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）
日程第 3 議案第 62号	平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4 議案第 63号	平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5 議案第 66号	平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6 議案第 67号	平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7 議案第 70号	平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8 議案第 71号	平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9 議案第 72号	平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第10 議案第 64号	平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11 議案第 65号	平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12 議案第 68号	平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第13 議案第 69号	平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第14 認定第 1号	平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 2号	平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 3号	平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 4号	平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 8 認定第 5 号 平成 2 2 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 6 号 平成 2 2 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 7 号 平成 2 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 8 号 平成 2 2 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 9 号 平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 0 号 平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 1 号 平成 2 2 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 2 号 平成 2 2 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 1 3 号 平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 1 4 号 平成 2 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 1 5 号 平成 2 2 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 1 6 号 平成 2 2 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 0 請願第 4 号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 1 意見書案第 6 号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書
- 日程第 3 2 陳情第 4 号 T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書
- 日程第 3 3 請願第 5 号 日吉老人福祉センターゲートボール場の人工芝化と風防壁設置について
- 日程第 3 4 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 3 5 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 6 議員派遣の件について
- 日程第 3 7 所管事務調査結果報告について
- 日程第 3 8 行政視察結果報告について

本会議（9月30日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	銚之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君
代表監査委員	南 一 秀 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について

○議長（松尾公裕君）

日程第1、議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についてを議題します。

本案について総務企画常任委員長長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。ただいまより委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について、本委員会における診査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託され、翌8日に委員会を開催いたしました。所管の文教厚生常任委員会より連合審査の申し入れがあり、本委員会もこれを受諾したため、翌9月9日に連合審査会を開催し、それぞれの所管部長・課長及び診療所事務長、青松園園長などの出席を求め、質疑を行いました。

まず、本案の概要についてご説明申し上げます。指定管理者となる団体の名称は、医療法人誠心会で、指定の期間を平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、指定管理者選定までの経緯についてご説明いたします。平成23年5月30日か

ら6月14日まで、日置市医師会の総会並びに市内の医療法人や社会福祉法人など計36法人への呼びかけ、またホームページやお知らせ版での掲載、南日本新聞への記事掲載を行った後、6月15日に現地説明会を開催し、これには5法人の参加がありました。7月5日までに申請書を受け付けたところ、医療法人誠心会のみが応募し、7月6日から19日までの間、小野公認会計士へ財務諸表等の審査を委託し、報告書を受理しました。そして、7月22日に、市中央公民館におきまして指定管理者公募者選定委員19名全員出席のもと、面接審査が行われ、審査の結果、8月12日に4,800点中4,392点の得点で、指定管理者の候補として医療法人誠心会を決定し、今議会への議案上程となっております。

次に、医療法人誠心会から提出された収支計画ですが、平成24年度の収入が5億326万8,000円、支出の合計が4億9,188万5,000円を予定しております。支出の主なものは、人件費が2億8,824万3,000円、一般管理費、いわゆる事務経費が1億614万1,000円、維持管理費が7,528万1,000円であります。なお、納付金については、市は当初、起債の未償還額など今後市が負担すべき額をもとに積算をした年間455万5,000円を呈示をいたしておりましたが、誠心会側が呈示した額はその倍以上となる1,000万円というものでございました。

また、事業計画書の主な内容として、1番目に、診療所と青松園を一体とした第三者委員会の設置、2番目に、従来の内科だけではなく整形外科などの診療も行う、3番目に、作業療法士と理学療法士の新たな雇用によりリハビリテーションを充実させる、4番目に、学習療法や音楽療法による認知症のケアを行う、5番目に、24時間医療体制の確保、

6番目に、系列の病院も含めた医師の安定確保、7番目に、現職員の継続雇用や市内の居住者優先の追加雇用などが挙げられております。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、診療科目の増やリハビリテーションの充実によりスペースが足りるのかとの問いに、リハビリは物療室の面積が足りませんが、ほかのあいている部屋を使って対応できるとの答弁。基本協定書第16条にある施設の増改築や修繕について、施設はあくまでも市の所有であるが、どこまでを認めるのか。これまで指定管理者の問題点として市と管理者の間の線引きがはっきりしていないということが問題になっているが、明確にできないのかとの問いに、増改築は正式に協定を締結した後、指定管理者から申請があって初めて市が検討すべきことである。協議をして線引きを行い、別途施設改修の協定書を結ぶなどして、市の所有財産との混在を防ぎたいとの答弁。

次に、5年後に民営化の方向性だが、今回、複数の法人による競合がなく、このまま決定すれば5年後にほかの法人が入る余地がなくなると思う。このことについて議論はなかったかとの問いに、医師会に話をして、5法人が興味を示したが、各病院の個々の事情があり、結果的に誠心会だけが応募した。5年後の民営化は、あくまでも今回の指定管理がうまくいくということが前提で、その方向性などは今後検討したいとの答弁。

次に、面接審査の中で、医療法人誠心会が高い評価を得た理由は何かとの問いに、医師不足の中で系列病院との連携で高齢者の緊急受け入れや24時間医療体制の確保、在宅往診など、日吉地域の医療を守る意欲を強く感じることができた。また、整形外科や眼科、リハビリの導入など独自の提案もあり、第三

者委員会の設置など苦情対応にも努力する市政が感じられたためとの答弁。

次に、青松園の現入所者や入所待機者への対応はどうするのかとの問いに、現入所者80名の契約を結び直し、継続して入所を続けていただく。待機者については市が引き継ぎを行い、市の職員などがメンバーに入っている入所判定委員会が入所を決定していくとの答弁。

次に、両施設とも日吉地域の大きな雇用の場となっているが、現職員の雇用はどうなるのかとの問いに、現在、組合と協議中である。職種を変えず施設に残る場合には、誠心会の職員となるが、条件面が合うかどうかだ。なお、誠心会の考え方は再雇用が基本となっている。また、市役所に残ってほかの業務につくことも考えられる。いずれにせよ、本人の意向を十分聞くことが大事であるとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。9月12日、総務企画常任委員会を開催し、討論に付しましたところ、委員より、指定管理者制度は問題が多く、民間が管理運営すれば住民福祉の後退、雇用状況の悪化が懸念されるため、本案に反対する旨の討論がございました。

また、別の委員より、指定管理者に診療所運営を任せることで系列病院も含めたバックアップ体制が取り組まれ、日吉地域の安定的な医療体制が確立される。今後、青松園も修繕コストの増大が見込まれるが、指定管理者が修繕費を捻出し、さらに市への納付金も年間1,000万円もあり、民間活力の活用という指定管理者制度の目的に値するとの、本案に対する賛成討論がありました。

このほかに討論はなく、採決を行いましたところ、議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第55号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第55号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

私は、指定管理者制度そのものに反対であり、認めるわけにいきません。診療所と青松園は市が管理運営すべきです。住民の医療や福祉のための施設をセットにして民間に丸投げする。こんなことを市民は納得していません。しかも、診療所は、昨年新しく建てかえたばかりです。市民の貴重な財産である診療所と青松園は、日吉地域にとっては数少ない、かけがえのない働く場所でもあります。指定管理者に移行すれば雇用は継続されず、労働条件の悪化につながると予測され、そしてそれは住民サービスの低下につながることは必至です。ですから、ここで働く人たちの雇用を守り、また住民福祉サービスを向上させていくためにも、公的な施設として市がきちんと責任を、直接管理運営して充実させていくべきと考えます。

簡単ですが、以上、反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、佐藤彰矩君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（佐藤彰矩君）

議案第55号について、賛成の立場で討論

いたします。

この事業は、民間活力を利用し、また民間の持っているノウハウなどを利用しながら市民サービスの向上を図るということだと思います。診療所においては1人ないし2人の医師で対応するよりも、医療法人誠心会ではバックアップできる大きい病院の体制ということであり、また、緊急時の対応についても、今の状態よりももっと市民が安心して診療所を利用できるのではないかと考えます。また、青松園においても、施設の老朽化が進んでいるが、今後、市が直営していけば財源的な心配も予想されます。そういうことからすると、今までほかの施設と修繕費で心配してきましたが、今回の場合は修繕費は相手側が全面的に責任を持つような協定書となるようであります。ましてや、現在のままの運営では、診療所については年間約6,000万円強の赤字が見込まれていたのに対し、今回の指定管理者においては年に1,000万円の納付金があるということであります。よって、医療法人誠心会は医療不足が言われる中での地域医療の充実への取り組みについても日置市内における実績は多大であり、指定管理者としてふさわしいと考え、本議案に賛成するものであります。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第55号

は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第61号平成23年度
日置市一般会計補正予算（第
4号）

○議長（松尾公裕君）

日程第2、議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題します。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、去る9月7日の本会議におきまして本委員会にかかわる部分を分割付託され、9月8日、12日に委員会を開催し、担当部長・課長などの出席を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

ご承知のとおり、今回の一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ3億6,291万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ236億7,324万2,000円とするものであります。

まず、本委員会にかかわる歳入の主なものについてご説明いたします。

地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当交付金、減収補てん特例交付金の交付決定に伴う1,532万4,000円の減額、地方交付税は普通交付税の交付決定に伴い、971万9,000円の増額。なお、今年度地方交付税の決定額は91億2,005万4,000円で、対前年度比102.5%となりました。繰入金では、地区振興計画事業実施に伴い、地域づくり推進基金の繰入金が1,469万円の増額であります。また、臨時財政対策債は発行可能額の確定に伴い

9,280万円の減額で、本年度の臨時財政対策債の発行可能額は9億8,727万1,000円、対前年度比27.05%の減であります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず人事異動等に伴う人件費は6,713万2,000円の減額、総務管理費では、一般管理費で、地域主権改革推進支援業務委託として、国の法改正で来年の4月から128業務が市に移管されることに伴い、市の例規改正の費用200万円の増額。企画費では、辺地共聴施設整備事業で長里麓上、瀬戸内、下谷口、下谷口池田、長里の5共聴施設、計59世帯の事業決定に伴い、949万3,000円の増額であります。

地域づくり推進費では、コミュニティ助成事業の新規採択に伴い、立野・麓東・野田の3自治会の備品購入費として580万円の増額。選挙費では、県議会議員と農業委員の選挙の執行確定に伴い2,528万9,000円の減額。商工費では商工会プレミアムつき商品券の発行事業で、口蹄疫対策の県補助事業不採択により650万円の減額。消防費では、災害対策で衛星携帯電話の受信感度を向上させる屋外アンテナの設置に180万円の増額補正を行うものであります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

財政管財課関係では、政府が唱える一括交付金への対応はどうかとの問いに、市町村は平成24年度、来年度からの実施予定だが、今のところ、国からの情報や指示は何もないとの答弁。

総務課関係では、産業建設部が県地域振興局日置庁舎内に移転する件について、駐車場の確保は大丈夫かとの問いに、来客用は23台分あるが、地域振興局との共用となる。職員の駐車場は伊集院駅の駅西駐車場の奥を整備し対応するとの答弁。また、この庁舎は

古く、バリアフリーに対応していないのではないかとの問いに、ご指摘のとおりであり、県と協議の上、対策を講じたいとの答弁。

企画課関係では、地上デジタル放送への対応と難視聴世帯の状況はどうかとの問いに、地デジ完全移行後、383世帯が難視聴となり、現在は東京のキー局からの衛星放送でカバーしている。平成24年度までに特殊なアンテナを設置するか、もしくは近くの共聴施設からケーブルを引くなどして、デジサポと対応を協議していくとの答弁。

地域づくり課関係では、地区振興計画事業の実施について、前期3年間は細かい事業もできてよかった反面、地域でやり方がばらばらだった。また、自治会長の経験年数によって振興計画の認識度や申請の方法に差が出ていると感じている。今後、後期3年の計画は進め方を統一する必要があるのではないかとの問いに、地区振興計画は、地区公民館が各自治会からの課題を吸い上げ、3年間の財源や基準を示した中で、地区主体でみずから計画を策定し、市に提出することが基本となる。都市部と農村部、また山間部など地域の特定や事情もそれぞれ異なるので、まずは26地区それぞれの地域づくりを進めたいとの答弁。

商工観光課関係では、当局より予算説明資料54ページにある観光費の中で緊急雇用創出事業によるゆーぷる吹上のポスター、パンフレット、ホームページ作成等による観光情報発信の331万9,000円について、この事業はゆーぷるに限らず、市内の体育施設やスポーツ合宿、観光情報、そして吹上町施設利用促進協会の会員情報などを紹介するために活用する点、また、この事業の費用の2分の1が緊急雇用の人件費であり、ゆーぷるの指定管理者への業務委託は、協定内の業務の中に入っているためなじまないという点で、当局の説明に不備があったとして訂正の申し出がありました。

その後、委員から、委託先はどのようにするか、今後どのように活用するかとの問いに、ポスターとパンフレットの委託先は、吹上町施設利用促進協会に、ホームページは同協会やもしくは民間業者等を考えている。福岡で開催される県のスポーツ合宿セミナーや大学、高校などへの売り込みなど幅広く活用したいとの答弁。吹上町施設利用促進協会の内容と実績はどうか、また、組織を市全体に広げるべきではないかとの問いに、この協会は吹上地域の旅館や弁当屋さん、また物産館、ゆーぷる、砂丘荘、ゆすいんなどが会員で、このほか県や市の体育団体、学校等が賛助会員として組織されている。平成22年度の実績は、19大会で宿泊が3,467名、経済効果が1,776万円、また弁当が5,555食、280万円の効果があった。また、市全体への規模拡大も検討していきたいとの答弁。

次に、同じく緊急雇用創出事業の美山陶遊館における薩摩焼後継者育成事業について、当局より、委託先は美山薩摩焼振興会を予定し、美山陶遊館を拠点に技術習得を図ることへの説明があり、委員より、今年度だけでは技術を習得できず、中途半端で終わるのではないか。また、職人の希望者の確保ができるのかとの問いに、契約期間が終わった後も美山で働ける環境をつくり、後継者として育ててもらうことが目標である。人材は、陶芸大学などからも来る可能性があるとの答弁。日置瓦などほかの産業も後継者不足が深刻だが、なぜ美山に限定したのかとの問いに、今回の県の事業が観光や子育て支援などに限定されている。後継者不足に悩む美山の14の窯元から、今までできなかったような企画の要望があったため、今回の予算上程となったとの答弁であります。

次に、消防本部関係では、今回の救急車の導入により本部の救急車が予備車となるが、予備車の出動はどういった場合にあるのかと

の問いに、車検・点検・それから大災害のとき、そして緊急援助のときなどに出勤を行う。このほか、3台とも市外に出ているときに心肺停止状態の人を救急搬送することもあるとの答弁。

このほか多数の質疑がありましたが、担当部長・課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、今回の委員会審査では、当局側が委員の質疑に対し明確に答えていなかった点や、また説明及び答弁を軽率に修正をする場面があり、委員会審査を中断いたすことがありました。結果的に担当部長・課長の発言訂正の申し出とそれに伴う謝罪があり審査は正常に戻りましたが、このことは議会審議に対して当局側の緊張感のない姿勢のあらわれであり、極めて遺憾なことであります。当局は、みずから綿密に計画した予算案でありますから、議会に対して自信と責任をもって説明と答弁を十分に尽くすべきであります。今後、このようなことが行われないう、市長初め全職員が緊張感を持って再発防止に努められるべきと強く求めます。

以上、総務企画常任委員会の総意として附帯意見を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）、9月7日の本会議において、本委員会の所管に係るものにつき付託されましたので、9月の8日、9日に委員会を開会し審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、全委員出席のもと、所管の部長・次長・課長等の出席を求め、提案理由の説明と質疑を行いました。

なお、今回の補正中、人事異動に伴う人件費及び説明資料で了承できるものについての説明は省略をさせていただきます。

では、まず市民生活課所管における概要から申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の追録代6万円の増額は、前年対比一律減の当初予算編成だったことから、不足額が生じたもの。環境保全協働推進委員会委員増に伴う増額は、当初15人の予定であったが3名を追加。この委員会は、日置市環境基本計画を行政・市民・産業との協働で進めるために設置しているが、メンバー選定の中で、NPOや海ガメ保護、環境アドバイザーの方々の参加を求めようとするものであります。普通旅費増額の環境自治体会議開催地研修は、本市での開催に向けて東京の自治体会議事務局の参加時に来年度開催の福井県勝山市で実行委員会の進め方などを研修しようとするもの。新規事業の飲料水供給施設整備事業費、助代地区給水施設整備工事設計委託費・工事費は、市の水道事業区域以外の既存組合に対する補助によるものであります。塵芥処理費の増額で単独事業、焼却灰搬出改造工事4,820万円は、焼却灰をスラグ化せずに、セメントの原材料として搬出するための施設補修工事に伴うものであります。

では、これらに対する質疑の主なものを申し上げます。

エコファミリーコンテストについては住民の関心は高まっているのか。子供も巻き込んで進めるべきだが、教育委員会との連携はどうなっているのか。助代地区の給水施設整備工事費が計上されているが、その後の管理、利用料金などはどうするのか。また、吹上地区のほかの同様施設の今後はどのように考え

ているか。

焼却灰の溶融施設はダイオキシン対策だったが、国の考え方が変わった理由は何か。来年度からの重油・フィルター等の経費はどうか。溶融炉の管理委託業者や施設のある鹿児島市との協議はどうなっているのか。可燃ごみ対策と焼却灰の量は関係あるが、今後どのように考えているのか。セメント会社との契約で引き渡し理由についてはどうなるのかなどの質疑がありました。

それに対する答弁の主なものを申し上げます。

エコファミリーコンテストの広報は、お知らせ版・広報紙・ホームページのほか、生活研究グループ・生活学校の総会などの機会で行っている。12月までの募集である。内容は、環境家計簿をつけてもらい、二酸化炭素の発生量を調べるというものである。

助代地区については、現在8世帯16名が居住している。給水施設の新しいポンプをつけるので、15年くらいは使えると考えている。今後のことは、機械的なものの維持補修は市の補助制度もあり、初回の適応検査は市で行うが、滅菌等の運営費は基本的に地域が行うものである。吹上地域には17組合あるが、20万円以下の維持経費については市が75%補助する。今後の管理点検は自分たちでやっていただく。また、施設の修繕はポンプの取りかえや配管の修理程度なので、これまでの吹上の補助金交付要綱で対応する。料金はそれぞれの組合で負担金を決めている。

ダイオキシンの毒性についての認識に変わりはない。今回の焼却灰については、少しは入っているが、加湿処理して搬出している。コンクリート化は国も認めている。毒性の強い煙突部分の灰はこれまでどおり北九州で処理している。今後はスラグ化に係る経費とセメント化への運搬経費を見込んで比較しても年間1億円から1億5,000万円の大幅な

削減となる。今回の件について、管理委託業者や鹿児島市との協議はしている。焼却灰は、1t当たりの単価契約はするが、焼却ごみ減量化に取り組むこともあり、年間の排出量の確約はできないため、量の契約はしない。セメント会社がいつまで続くのかが問題だが、10年程度でやめることはないと回答をもらっているなどの答弁でありました。

次に、福祉課所管における概要を申し上げます。

障害者自立支援事業費の増額は、施設が新法体制に移行するため、事務量がふえることによるもの。地域介護福祉空間整備推進交付金事業費は、さきに設計委託してあったものである。鹿児島県安心子ども基金事業費の補助金及び交付金500万円は、子育て支援センター4施設の備品整備費、投資的経費7,900万円は、田代保育園の改築費及びいじゅういんきた保育園の調理室改修費の補助金であります。改築費といっても実際は建てかえであり、総事業費1億1,700万円の計画のうち1億円が補助対象となる。約110坪で、現在40名定員であるが、50名程度の園児に対応できる規模であるなどの内容であります。

では、質疑の主なものを申し上げます。

地域介護福祉空間整備推進事業の備品整備の制限と今後の計画はどうか。また、トイレ改修の内容はどうか。子育て支援センターでのマッサージチェアは何に使うのか。また、これについての備品整備の制限についてはどうなっているのか。

それに対する答弁の主なものを申し上げます。

地域介護福祉空間整備事業は国の100%事業であるが、他市町村の取り組みがなく、本市の予算が確保できている。地域づくり課と連携しながらではあるが、来年度は鶴丸と吹上地区館を予定している。事業費について

は、高齢者の生きがいがづくりに関する備品購入であればいいので、地区館での健康器具や調理器具の整備等多様に整備できている。トイレは、皆田地区館で新設を予定しているが、多少の変更も考えられる。野首地区は合併浄化槽の改修だけである。マッサージチェアは子育て中の母親の疲れをとるために必要である。備品整備の基準は特にないが、子育て中の母親や子供が使うもの、子育て支援センターとして必要なものであれば認めることになるというものでした。

次に、健康保険課所管における概要を申し上げます。

保健指導費で生活習慣病対策プロジェクト等の導入については、鹿児島県の脳卒中による死亡率が高いことによるモデル事業を本市でも取り入れるもので、その準備作業としての筆耕賃金及び社会保険料を計上したものである。医療費分析や過去分のレセプト分析、ヒアリング調査等できるので、医療費抑制につなげたいということで、本市も申請したものである。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

平成22年度の女性特有のがん検診推進事業費の精算返納金の増額補正があるが、受診率はどうだったのか。生活習慣病対策プロジェクト事業は、本市のどのような課題に対して、これまで取り組んだ事業との相乗的効果をもたらすのか。

以上の質疑に対しての答弁として、受診率は、乳がんで、平成21年度が33.9%、平成22年度が32.7%であった。子宮がんは21年度が19.9%、22年度が20.2%であった。本市は、医療費が高いため医療費分析も行っているが、この事業でより詳しい分析ができると考えている。この事業は、国保の事業との関連もあり、県の調整交付金で10割の補助がある。モデル事業ということで地域のキーパーソンの育成も含

め、地域推進を強化しなければならない。現在、自治会長や保健推進員に活動してもらっているが、強制ができないため、モデル校区や集落を設定し、食の改善につなげられる取り組みを実施する予定である。本市は、糖尿病が増加しており、人工透析も相当ふえている。糖尿病や生活習慣病に由来する方々への保健指導介入のタイミングを見きわめることができるという答弁でありました。

次に、介護保険課所管におけるものは、歳入では介護保険特別会計から一般会計への繰り入れに関する補正で、前年度精算返納に伴う特別会計からの繰入金1,261万8,000円の増額と、歳出では、現年の各事業に関する一般会計繰出金199万3,000円の増額であります。詳細は特別会計で審査されるため、質疑は行いませんでした。

次に、教育総務・学校教育課所管における概要を申し上げます。

外国青年招致事業では住民税・所得税が本人に課税されるが、その課税相当分は上乘せして報酬を支払うことになっているため、51万円増額するもの。スクールカウンセラー配置事業は県の委託額が増額したもので、伊集院中が11回から15回に、伊集院北中が10回から15回、東市来中が9回から15回、土橋中が9回から15回とするもの。スクールガードリーダー事業費は、当初1人当たり41回見込んでいた内容を36回にする通知が県から来たため減額するもの。全国学力テスト関連での減額は、国が実施を見送ったことで、国の抽出以外の学校分も必要なくなったことによるもの。小中学校の修繕増額は、軽微な修繕が多く、漏水についても大きな修繕額となるものは含んでいないが、漏水している場所を特定する調査費も含まれている。上市来中の倉庫解体費150万円は、築48年の建物で、シロアリや腐食がひどかったために解体の必要があるというもの。東

市来幼稚園の園児輸送業務委託料の経費増は、前年実績の予算計上では入札が不調となり、単価も合わなかったことから、1学期ごとの入札としていた。今回、3学期分を含んだ不足額の補正である。

このような内容に対する質疑の主なものを申し上げます。

外国青年招致事業の1人当たりの経費が高いと感じるが、年間どれくらいかかるのか。ALTの選定、成果はどのようになっているのか。スクールカウンセラー配置事業では、現場の意見がどれくらい反映されているのか。日吉・吹上地域の学校には配置がないが、要請がなかったということか。また、市内全校から要請があったとしたら、市教委が選定するのか。不登校に対するこの事業の成果はどうか。カウンセラーの選定はどこがするのか。幼稚園児輸送業務の件の原因は何か。入札には何社参加したのか。ほかに同様のケースが発生しているのかなどでありました。

それに対する答弁は、ALTの経費は旅費等を含めると年間1人当たり475万円程度になる。選定についてはJETである。効果については、英語学習に対する意欲である。言葉だけでなく、外国の文化等を学ぶという柱もある。それと、英語教員の研修の目的もある。スクールカウンセラーを中学校に配置しているのは、小学校より不登校が多くなることと、思春期での心の悩みが出てくるためである。市の教育相談等の対応で済むところは配置していないところである。保護者への相談や教職員の研修も行っている。ふやした回数で十分とは思っていないが、限られた中で専門的指導をしてもらっていると考えている。市の教育相談員や子ども支援センターもあるので、トータル的な活用をしている。カウンセラーの選定は県である。要請に対しては、実態を聞いて配置するが、現在は希望に沿った配置をしている。

幼稚園児輸送業務の入札が不調になった原因を業者に尋ねたところ、ガソリンの高騰と諸経費の高騰によるものであった。入札には、市内の3社が参加した。送迎への保護者負担がない。ほかにこのような事例は発生していない。

最後に、社会教育課所管における概要を申し上げます。

図書館費で備品購入費から委託料への組み替えは、備品購入ではサイズが合わないために、既製品と同じような材料で作成を委託するものである。文化財マップ印刷費は、在庫がなくなったためである。妙円寺参り看板設置の委託費は、伊集院運動公園の看板の補修である。ほかに伊集院インター入り口にもあるが、それについてはほかの看板も一体的なものにするため、商工観光課と協議中である。東市来湯之元球場管理運営費の社会保険料は、昨年度までの管理公社委託から直営になったが、当初予算での計上漏れがあったものとあります。伊集院総合運動公園管理運営費の手数料・備品購入費は、陸上競技場第三種公認の更新手数料と競技規定変更のための備品整備である。

次に、質疑の主なものを申し上げます。文化財マップの利用状況はどうか。第三種公認とはどれくらいの大会ができるのか。また、第二種に格上げすることはどうか。それと、どのような備品を整備するのか。体育施設の修繕費は、東市来総合運動公園と伊集院の野球場になっているが、選定理由は何か。

などに対する答弁は、文化財マップは平成21年3月に1万部を作成した。また、来年度に改訂して作成する予定であったが、団体等の配付希望があり、在庫がなくなったため、現行版を追加で3,000部作成するものである。競技場の公認は第一種から第五種まであり、第一種は日本選手権、国体、国際的な

競技ができる。第二種は規格的には一種に準ずる規模であるが、地方にとける国際的な競技といった位置づけであり、第三種は加盟団体等の対抗競技大会が開催できる。また、レーン数や収容人員も関連してくる。更新は5年に1回である。第二種に格上げすると、全天候用舗装の補助競技場、収容人員5,000人以上の席を設置しなければならない。第一種の登録手数料が84万円、更新料も42万円ということなので、二種にしても財政的にも厳しいものとする。今回整備しなければならない備品は、やり投げの「やりロング」棒高跳びの支柱用カバー、1kg、1.75kgの円盤、ハンマー投げのハンマー7.26kg、4kgなどその他多くの備品を購入する。

体育施設の修繕費については、いずれも近日中に大会が予定されていることもある。使用頻度も高く、支障を来している現状があり、事故等に備えて早急な修繕を要しているためであると答弁。

以上のような審査を通して、「当初予算編成での前年比一律減額ではなく、必ず必要となるもの、削減できない消耗品等については確保できるような協議をすべきである」との意見が付された後、採決の結果、本議案は全委員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（松尾公裕君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に分割付託され、9月8日に委

員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論・採決を行いました。

まず、提案されました補正予算の農林水産業費に係る予算は、農業費4,829万円、林業費640万6,000円それぞれ増額し、水産業費2万6,000円減額し、総額を11億6,712万円にしようとするものであります。主な理由として、全体的に事業採択予定に伴い、工事請負費、負担金補助及び交付金が増額となっております。

まず、歳入の主たるものは、農林水産業費分担金、農林水産業費国庫補助金、農林水産業費県補助金、林業費県補助金、災害復旧費県補助金等のそれぞれの増額であります。

歳出の主たるものは、農業振興費の日置市特産品消費拡大推進事業は、平成22年度に日吉地域の生活研究グループが特産品である大豆の付加価値を向上させることを目的に大豆豆乳、塩を使った「なべスープ」を開発。これらを県内外に宣伝し、生産拡大、消費拡大につなげるために地域振興推進事業を導入して推進するものであります。環境保全型農業直接支払事業は、国の新規事業であり環境保全効果の高い農業に取り組む農家に対して国が直接交付金をする事業、新規就農者経営定着支援事業は、日置市農業公社で研修を受け新規就農している研修者に対し、病気等の発生など経営が厳しい中でビニールハウスの張りかえ費用を市単独補助で計上するものであります。

農業・農村活性化推進施設等整備事業は吹上地域のアグリサポート吹上が導入する乗用型コンバイン4条刈に対する補助。畜産業費では来年10月に開催される全国和牛能力共進会に出品が予定される導入農家に対する報奨金であります。

公有財産購入費は日吉地域の地域づくり振興事業による農道整備に当たり、土地開発基

金で購入していた南薩線跡地を買い戻すものであります。農業施設管理費では、下神殿農村生活センターの入り口ドアの修理と吹上地域あじのふるさと館のみそ麹菌送風機ドラム装置の修繕経費であります。

次に、建設課の土木費にかかわる予算は、3,338万円増額し、総額を27億6,036万9,000円にするものであります。主な理由として、協定書締結により土地区画整理費の補償補てん及び賠償金の減額。街路事業費では事業費変更により委託料の減額、組み替えによる道路新設改良費の委託料、工事請負費の増額、河川費では排水対策に伴う委託料の増額であります。

歳入の主たるものは、道路橋梁国庫補助金は街路事業からの組み替えに伴う増額、土地区画整理事業県負担金は、大里川公共施設管理者田負担金の本年度の予算内示、協定書締結に伴う減額であります。

歳出の主たるものとして、道路新設改良費では、橋梁長寿命化修繕計画策定事業が街路事業からの組み替え。活力創出基盤整備事業は事業費組み替えに伴う中川線等への増額。河川総務費では、河川維持管理費の山田川の排水対策に伴う概略設計委託料と急傾斜地崩壊対策事業費の用地測量及び砂防指定業務の追加に伴う増額、工事請負費はタンゴ川護岸補修に伴う増額であります。

都市計画総務費は、報償費で伊集院駅周辺整備検討委員会開催回数の増加に伴う増額。土地区画整備費では、湯之元第一地区の都市計画変更業務委託等に伴う増額、補償は湯之元第一地区の地方特定分とまちづくり交付金が組み替えに伴う増額補正。住宅建設費の工事請負費は社会資本整備総合交付金で上市来公営住宅建設工事の進捗を図るための増額であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、農林水産課におきましては、環境保

全型農業の新規事業について市としてどのように進めていくのかとの質疑に対し、現実的にはエコファーマーや有機JASなどの認定を受けている農業者がいる。一部でもお茶などは有機や無農薬で行っていたが、なかなか伸びていない。今回、直接交付金ができる地球温暖化防止、生物多様性保全などに取り組むと国、県、市より10a当たり8,000円交付される。4つの方法があるが、本市では化学合成農薬の5割低減プラスカバークロック（レンゲを植える）や有機農業の申請が上がっている。本市の方針もこのような取り組みを支援したいと思うが、環境保全型農業は周囲の農業と相反するところがあるため、検討課題もあるとの答弁。

日吉のなべスープはどこで販売されているのか、また消費拡大、販売促進のキャンペーン等の計画はとの問いに、日吉の城の下物産館と吉利物産館で販売している。3～4人前で3種類（みそ、豆乳、塩味）でパッケージに伊集院高校の書道部に書いてもらいデザイン化している。1月末から販売し、3月まで2,000パック販売している。キャンペーンについては、東京の有楽館などに出品を計画している。市内各物産館にすべてに広げていきたい。また、市内の飲食店でも食べられるような体制づくりと11月に行われる「美味いものチャンピオンシップ」に出品して広く市民の方にも知っていただけるようにしていきたいと答弁。

生葉の洗浄機を東市来の東製茶が導入するが、降灰事業はほかに要望がないのか。また、茶業振興会が事業主体を決めるということかの問いに、平成23年度の事業導入規模を22年度以前に取るが、伊集院地域の農家からも手が挙がっていた。すべて採択されればいいのだが、優先順位をつけている状況である。茶の洗浄施設もかなり古くなっている。新しい機械の導入についての情報は茶業振興

会等でやっている」と答弁。

やまんかんのみそ麹菌送風機ドラム装置修繕について、やまんかんは指定管理であるが市が修繕する根拠はの問いに、みそ麹菌送風機ドラム装置は市の備品で8年を経過するもので、簡易な修繕であればやってもらうが、大きなものについては打ち合わせをして予算計上しているとの答弁。新幹線が開通し、日置市の特産品を売り込むチャンス。特産品の開発はあるのかの問いに、組織はない。お茶は現在、茶業振興会の青年部が中心にご飯をお茶で炊いておにぎりにしてコンビニエンスストアで販売していこうと取り組んでいる。イチゴも城西高校と連携してメロメロいちごパンをつくるなど取り組みをしているが、まだステップアップすることができていない。お茶のおにぎりは楽しみであると答弁。

森林経営計画はどのようなものになっているかとの問いに、森林経営計画作成促進というが、1ha当たり8,000円の交付金が出る。今回、森林組合に願います。森林組合の管理する山が去年まで計画に入っていなかったため、追加になっていると答弁。補助金関係で、事業主体の管理上のチェックはしっかりされているのかの問いに、国、県の補助は事業完了後にしっかりチェックするようになっていたので、基本的になされていると理解する。その最たるものが会計検査である。今後も気をつけていきたいと答弁。

今回、豪雨等により山崩れがあったが、その対策はの問いに、山の手入れの不十分さも考えられるが、和歌山の台風災害の規模になると森林管理だけでは対応できない面もあるのではないかと。森林管理では除間伐をしっかりとやって太陽の光をしっかりと入れて、保水力を高めるという作業が必要になると答弁。

次に、建設課においては、橋梁の長寿命化事業があるが、橋梁だけに限らず公共施設についても今のうちに把握すべきではの問いに、

橋梁等については悪い部分を直していくものを点検して修繕計画を立てるということで計上した。公園も同じである。公営住宅についても25年度には計画を策定する。市道の部分については今のところ職員で点検をして年次的に修理する。自治会からも気づいた箇所を報告いただき、それを計画していくと答弁。公有財産購入費で土地開発基金からの買い戻しがあるが、先行取得するときに条件は何かの問いに、今回の土地開発基金の買い戻しは、補助事業の中川線ときめ細やかな事業の中園立野線の分で交渉を進めている。予算が不足しており、予算獲得したときに工事がおくれるので先行取得したいと答弁。

施設維持修繕料で、公営住宅は住んでいる方からの要望が上がってくるのか、定期的に点検しているのかの問いに、家の中に入ることが困難であるので、住んでいる方からの要望が主であると答弁。

河川総務費の投資的委託料で山田川概略設計についてこれからの見通しはの問いに、山田川については国道から大里川までは工事が完了している。新田用水との絡みもあるようだが、集中的に降雨すると浸水する。抜本的な改修がいいのか新たに大里川まで別ルートで広げたほうがいいのか検討も必要だが事業費も絡んでくる。長年の案件である概略的なルートと金額を見出すための計上である。工事時期については今の段階では決まっていないと答弁。

道路維持費のポンプ修理で、前回修理した時期と耐用年数はどのくらいなのか。また駅周辺整備事業で抜本的な対策はできるのかの問いに、毎年点検を地下道3カ所で行っている。その中の1つが8年経過しており、改善する必要があると指摘があった。駅周辺整備事業については地下道はさわらずに自由通路と駅前広場を整備すると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第61号平成23年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

総務常任委員長に1点だけ確認をさせていただきたい。そのことでの質疑になりますが、先ほどのご報告でよくわからなかったのもう一度確認させてください。観光費の委託料の件ですけれども、それは最初の委託先の説明が指定管理者であるという説明でありました。それが指定管理者であるといったそのことが間違った説明であったということなのか、それとも途中で、ここで説明があった、そして委員会でも当初で、最初で説明があったものから別な委託先に変更されたということなのか、そこら辺のところがあいまいかどうか、きちんと聞き取れませんでしたので、そこのご指摘のいろいろ明確な答弁が云々ということがありましたけれども、それは、どのような状況であったのかをもう一度ご説明いただけませんか。その委託先を変更することになったのか、途中で。その辺のところの説明を、じゃもう一度お願いいたします。

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

お答えをいたします。まず、7日の本会議

で、花木議員のほうから総括の部分で質疑がありまして、そのときの答えが全体、ゆーぶる限らずすべてにおいてこの事業を行うということでしたが、しかし、その後、当局のほうで指定管理者のほうにこのような形での人件費が含まれた事業を委託するのはそぐわないんじゃないかということで、その形で委託先を変えようということで答弁がございました。委託先については、先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、ホームページが施設利用促進協会もしくはそういうホームページの作成業者さん、それからポスターとパンフレットの作成の委託先については施設利用促進協会という形でゆーぶるにはしない、ゆーぶるのほうに委託しないということで答弁がございました。

ただ、この答弁をする際に、当局のほうからの説明で、二転三転する部分がありまして、当初の事業を行うに当たって、ポスターとパンフレットをしないとかいういろいろ答弁がありまして、それはおかしいんじゃないかという委員からの指摘がありまして、当局から再度訂正で、しっかりとした答弁をいただいたということでもあります。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第61号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第62号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第4 議案第63号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第5 議案第66号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第67号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第70号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第8 議案第71号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第9 議案第72号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、議案第62号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第9、議案第72号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

7件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第62号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、9月

7日の本会議において、本委員会に付託され、9月8日に委員会を開会し審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は全委員出席のもと、関係部長・課長の出席を求め、説明の後、質疑を行いました。

歳入で平成22年度の繰入金確定による増額補正と平成21年度分の老人保健医療費拠入金確定に伴う雑入の増額。歳出の主なもので医療費適正化特別対策費での普通旅費を使用料及び賃借料への組み替えは医療費分析の先進地研修ということで阿蘇市への高速料金。一般被保険者への過年度更正による過誤納金還付に伴う増額補正などであります。

質疑は、6月議会で採択された研修の成果と今回の先進地研修の関連についてはどうかというもので、7月1日の研修を受けて医療費分析に取り組んでいるが、新規の要介護認定で40歳から74歳まで104人を抽出、また、年間医療費400万円以上かかる高額レセプト対象者144人を抽出した。この中から生活習慣病の重度化対象者について選定を行ったところ、40歳から64歳の方が重症化率が高いため、40歳以降の方への保健指導が必要であるとわかった。もう一つは、高額レセプト対象者の疾病内訳で人工透析者が144名のうちの36%を占めていること、透析、脳出血者が生活習慣病関連の総体で40%を占めることがわかった。その40%のうち市の健診を受けたことのある人は7名しかいなかったため、健診の必要性を知らしめる必要があるとわかった。受診率が低いことを分析する中で、社会保険加入時に糖尿病を発症し国保に移った人も多く、社会保険加入者の健診を訴える必要も感じたとの答弁でありました。

そのほかの質疑はなく、採決の結果、本議案は全委員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号平成23年度日置市特別養護

老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、9月7日の本会議において、本委員会に付託され、9月8日に委員会を開会し審査いたしましたので、その経過と結果についてをご報告いたします。

審査は全委員出席のもと、関係部長・園長の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑を行いました。

まず、今回の補正は、歳入で利用者自己負担金の収入滞納繰越分の増額と前年度繰越金確定による増額であります。歳出では、工事請負費550万円の増額で、西側駐車場を整備するものであります。また基金積立金として443万5,000円を増額しています。

主な質疑として、駐車場予定地の土地は市の財産か。今回の指定管理者制の指定に関する議案が提出されているが、この駐車場も指定管理に出すのか。答弁は、市の所有である。今回、職員駐車場として整備するので、あわせて指定管理に出す予定である。ただし、日吉老人福祉センターで催しがあるときは使わせてもらうことも条件としたい。

以上のような経過をたどり、採決しましたところ、本案は全委員一致で可決すべきものと決定しました。

議案第66号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、9月7日の本会議において、本委員会に付託され、9月8日に委員会を開会し審査いたしました。その経過と結果についてを報告いたします。

歳入歳出ともに213万1,000円の増額であります。いずれも22年度繰越金の確定に伴う増額であり、歳入では繰越金のみ、歳出では積立金に210万円、予備費に3万1,000円となっています。

以上の内容の説明で了承し、質疑もなく、採決の結果、本案は全委員一致で可決すべきものと決定しました。

議案第67号平成23年度日置市公衆浴場

事業特別会計補正予算（第1号）は、9月7日の本会議において、本委員会に付託され、9月8日に委員会を開会し審査いたしましたので、経過と結果についてを報告いたします。

歳入では、平成22年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額、歳出では基金積立金90万円と予備費の増額7万7,000円となっています。

以上の内容の説明で了承し、質疑もなく、採決の結果、本案は全委員一致で可決すべきものと決定しました。

議案第70号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、9月7日の本会議において、本委員会に付託され、9月8日に委員会を開会し審査いたしました。その経過と結果についてを報告いたします。

審査は全委員出席のもと、関係部長・課長等の出席を求め、説明の後、質疑を行いました。

歳入の主なものは、緊急雇用創出臨時特例基金事業の採択に伴うもので、いきいきサロン支援への財源とするもの、妙円寺事務所の臨時雇用分などの増額、介護ボランティア制度導入に充てるための交付金増額、その他前年度繰越金確定に伴う各事業繰越金の増額などです。

歳出の主なものは、臨時雇用分、介護ボランティア制度等の事業費、それと前年度精算に伴う各償還金及び基金積立金の増額補正などとなっています。

質疑の主なものは、いきいきサロン支援員をどのように生かしているのか。基金の積み立てが2億2,000万円ほどだが、介護保険計画の見直しで保険料が上がるのか。施設の増床で負担が上がると思うが、在宅介護の考え方はどうなのか。本市の在宅認定の割合はどうか。介護保険料の増額があれば国保税に次いで市民の負担が増す。介護の重度化と生活習慣病など、健康保険課との連携はどう

か。また、施設の増床と介護保険料について分析はしているのか。

などの質疑に対する答弁は、いきいきサロンは福祉課の事業だが、レクリエーションの指導や健康についての話など各サロンに出向いて活動する支援員も派遣している。また、サロンに関する事務的な補助もしている。支援員は現在1人である。基金は20年度まではふえているが、21、22年度で取り崩している。21年度は介護報酬改定で伸びもあり、22年度は自然増と言える。今後は22・23年度に施設をふやしたことによる影響が出てくる。介護保険計画の4期までは据え置きできたが、5期では施設新設や増床の影響があり、月額五、六百元増となるのではないかと。介護は可能な限り在宅生活を目指している。施設の適正利用として、要介護2から5の認定者の37%以下が望ましいとの基準に対して、本市は既に47%と基準を10%上回っている。本市は全国・県全体と比較しても施設サービスの割合が高く、施設は足りていると言える。

認定者は、要支援2から要介護1が多く、県全体でも同様である。介護認定者も3,000人を超えている。軽度の認定者が重度化しない対策として、関係スタッフの資質向上が重要である。健康保険課で介護認定者が認定を受ける基礎疾患となった背景を調べているので、介護保険課でも統計的なものを取りながら、健康保険課との連携も図っている。施設利用と介護保険料の分析はしていないが、今回第5期の計画もつくるので必要だと思いと答弁。

以上のような経過を経て、採決の結果、本議案は全委員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第71号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、9月7日の本会議において、本委員会に付託され

ましたので、9月8日に委員会を開会し審査いたしました。その経過と結果について報告いたします。

歳入では、平成22年度繰越金の確定に伴う繰越金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の69万5,000円の減額となっています。

以上の内容の説明で了承し、質疑もなく、採決の結果、本議案は全委員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）は、9月7日の本会議において、本委員会に付託されましたので、8日に委員会を開会し審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰入金金の減額と前年度繰越金の増額、歳出では人事異動に伴う人件費以外にはありません。これに対して、今回指定管理者選定の議案が提出されているが、事業の繰越金等はどうなるのかに対し、医療費の確定は6月になる。基金は市の財産となる。

以上が審査の経過であります。採決の結果、本議案は全委員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

議案第62号でございます。委員長の報告の中で、補正に上程された部分の内容を報告いただきました。その中で、歳入についてはもちろん前年度の決算の繰り越し額の確定によるものなどがございますけれども、実は、歳出抑制のためのさまざまな取り組みも報告があったところですが、国保自体の税率改定が出されて、もう市民のそういう世帯の方々からの反響・反応というのがしっかりと出て

きているところだろうと思いますが、委員会の中でそこら辺の税率改定などについての議論というのは、この歳入にどのような今後影響があるのかということ、国保世帯の動向などについてのご議論はなかったのか、そのことをお伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

関心の高いところではありますが、今回の委員会においては、そのことについてはふれられておりません。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第62号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。本

案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第64号平成23年度
日置市公共下水道事業特別
会計補正予算（第1号）

△日程第11 議案第65号平成23年度
日置市農業集落排水事業特別
会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第68号平成23年度
日置市飲料水供給施設特別
会計補正予算（第1号）

△日程第13 議案第69号平成23年度
日置市住宅新築資金等貸付
事業特別会計補正予算（第
1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第10、議案第64号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第13、議案第68号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

4件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第64号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）、議案第69号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、9月8日に委員会を開催し、担当部長・課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第64号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

ついてご報告申し上げます。

歳入歳出をそれぞれ957万2,000円増額し、総額を6億5,425万8,000円とするものであります。歳入では、受益者負担金の増額、本年2月に税務署が消費税額の税務調査に入った際に還付金となった392万5,000円の増額であります。歳出は人事異動に伴う給与、共済費等の増加に伴うもの等でございます。

次に、質疑の主なものについて申し上げます。

雑入での消費税額還付の300万円は大きい。算定を誤ったとのことだが、過去にもあったのかの問いに、消費税は市町村合併の特例で2年間は免税措置で申告しなくてもよかった。19年から対象になった。特定収入の取り扱いを誤っており還付が発生した。税務署に計算式をつくっていただいた経緯があり、22年度分も現在見ていただいていると答弁。

前納報奨金とはどういうものか。また、あとどのくらい続くのかとの問いに、20期に分けて支払いするが、1回目以外の19回分を一括して支払えば20%割引するものである。監査委員からも指摘があるが、未整備地区もあるので、逆に言えばエンドレスであると答弁。つつじヶ丘団地の進捗率はどのくらいで、予定どおりに進んでいるかの問いに、昨年認可をいただき幹線の工事を郡から約1km行った。ことしも約2km行う予定である。幹線で約60%になる。27年度整備完了に向けて順調な進捗であると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号は全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

前年度繰越金確定に伴う補正で一般会計繰越金を相殺するものであると説明。質疑もなく、討論を行ったところ討論はなく、議案第65号については全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

前年度繰越金確定に伴う補正で一般会計繰入金金を相殺するものであると説明。質疑については、利用世帯数と特別会計の取り扱いについての問いに、22年度は17世帯19カ所で給水を行っている。特別会計の取り扱いについては、平成28年度に国の方針で、上水道に一本化するより指導されていると答弁。ほかに質疑もなく、討論を行ったところ討論もなく、議案第68号については全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第69号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

これも前年度繰越金確定に伴う補正であります。質疑については、滞納があると1,000万円ほどあるが、その内訳と特別滞納整理課との連携はの問いに、現在返済中が、伊集院が7人、日吉3人である。既に返済期間が終わっている滞納者が6人と現在返済期間中の滞納者が2人いる。滞納者の中で死亡者が3人と破産者が3人いる。特別滞納整理課とは連携をとりながら、今後も個別訪問を進めていく。いつまで償還期間があるかの問いに、一番長い人で平成30年であると答弁。ほかに質疑もなく討論を行ったところ討論もなく、議案第69号については全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第64号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。本

案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 認定第1号平成22年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

△日程第15 認定第2号平成22年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第16 認定第3号平成22年度
日置市老人保健医療特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第17 認定第4号平成22年度
日置市特別養護老人ホーム
事業特別会計歳入歳出
決算認定について

△日程第18 認定第5号平成22年度
日置市公共下水道事業特

- 別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 1 9 認定第 6 号平成 2 2 年度
日置市農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算認
定について
- △日程第 2 0 認定第 7 号平成 2 2 年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 2 1 認定第 8 号平成 2 2 年度
日置市国民保養センター
及び老人休養ホーム事業
特別会計歳入歳出決算認
定について
- △日程第 2 2 認定第 9 号平成 2 2 年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 2 3 認定第 1 0 号平成 2 2 年
度日置市公衆浴場事業特
別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 2 4 認定第 1 1 号平成 2 2 年
度日置市飲料水供給施設
特別会計歳入歳出決算認
定について
- △日程第 2 5 認定第 1 2 号平成 2 2 年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- △日程第 2 6 認定第 1 3 号平成 2 2 年
度日置市介護保険特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて
- △日程第 2 7 認定第 1 4 号平成 2 2 年
度日置市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第 2 8 認定第 1 5 号平成 2 2 年
度日置市診療所特別会計
歳入歳出決算認定につい
て

△日程第 2 9 認定第 1 6 号平成 2 2 年
度日置市水道事業会計決
算認定について

○議長（松尾公裕君） 日程第 1 4、認定第
1 号平成 2 2 年度日置市一般会計歳入歳出決
算認定についてから日程第 2 9、認定第
1 6 号平成 2 2 年度日置市水道事業会計決算
認定についてまでの 1 6 件を一括議題とし、
これから質疑を行います。

まず、認定第 1 号について質疑はありませ
んか。

○ 1 4 番（田畑純二君）

私は、平成 2 2 年度歳入歳出決算認定につ
いて、全体的に、総括的に市長に質疑いたし
ます。

私は、昨年まで過去 4 年間、続けて、日置
市決算成果報告書の書き方について、ほぼ同
じような内容の質疑をしてきました。その結
果、今回は表題も昨年の「平成 2 1 年度日置
市決算書補足説明資料」から、今年度は「平
成 2 2 年度決算の概要及び主要施策の成果報
告書」に変わりました。そして、その内容も、
主要施策ごとに効果と課題も述べられて大き
く改善され、地方自治法第 2 3 3 条の規定に
沿った本来の主要施策の成果説明書、決算成
果報告書になっております。まずこの点は高
く評価したいと思います。今後ともこのよう
な書き方をずっと継続されることをまず強く
要望いたします。

それでは、監査委員作成の平成 2 2 年度日
置市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基
金運用状況審査意見書について市長に質疑し
ます。

監査委員お二方作成の中身の濃い意見書が
昨年度に続いてことしもでき上がっておりま

すが、その作成に際しましてはいろいろとご苦勞があったことと思いますので、まずお二方に「お疲れさまでした」と言いたいと思います。この意見書の最後の部分の5結び。38ページから41ページにかけて、監査委員の要請及び要望事項等が5項目あります。市長もこれらは既に、もちろん読んでおられると思いますが、これらに対する市長の意見、今後の取り扱い、取り組み方針を、昨年を引き続き、ことしもあえてこの場でお聞きしますので、答弁願います。

まず、38ページ、5番目の結び。未収債権、収入未済額の収納対策について。その中ほどにこういう記述があります。しかし、その内容を注視していくと、当年度決算における云々から、そこに自主財源を適切に確保することが地方の自治体財政運営にとって常に喫緊の課題であることは論を待たないところである。こういう記述がございますので、昨年もお聞きしましたが、あえてこの自主財源を確保、どう進めてあるのか、もう一回、まずこれを市長、答弁してください。

それから2番目、39ページ、最後の分。その一方で、公平な収納手続を送ることは許されることではない。それからさらに続けて、その後、さらに思いやりのある行政、市民・住民への血の通う行政、住民と共生・協働できる行政体へと発展させていただきたいものである。これに対する市長の答弁。

3番目に、41ページの予算の適正な管理運用対策について、その後半の部分で、線も引っ張ってありますけれども、引いてありますけど、不用額となった理由を考える前に、予算イコール税金を適正にして住民のために有効に用途できる工夫と見きわめの手段を考えてもらいたいものである。数値のみで論ずるにはなじまない事項の多いこともわかるが、なお一層執行の状況をきめ細かに掌握し、先手の対策を講じ、安易な不用額が生ずること

のないよう、適正な予算の運用管理を願うものである。これに対する市長の答弁。

4番目、その下。体育施設の維持管理等に対する基本方針の指針について。これまで要請してきた維持管理について云々から、住民の利用、財政運営の側面など多角的指針の中からよりよい指針をいただきたくお願いし、期待するものであります。これに対する市長の答弁。

最後、41ページの一番最後の部分。日置市は合併して7年目を迎えている。それからその後、各位の職員において専念義務を全うし、ガラス張りの業務執行体制を構築かつ確立していただくことを切望する。この5点でございますので、市長、この5点について、市長はどう思い、今後の取り組みをどう考えているか、納得のいく、誠意あふれる責任ある答弁を求めます。

以上。

○市長（宮路高光君）

決算のことにつきまして、第1点の中におきまして、自主財源の割合のことについてのご質問でございます。22年度におきます決算におきましては、市有地の売却を含め滞納整理、そういうものの強化を図りまして、若干でございましたけど数値的には増になったというふうに思っておるところでございます。また、この未収金の中におきまして、特に滞納整理におきまして、それぞれ市民の皆様方に思いやる行政の中で、その接遇の問題、こういうものにも今後気をつけてやっていかなきゃならないということのご指摘がございますので、このことも十分、今後配慮した中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、3番目でございますけど、今回の決算の中でもいろいろと不用額があるということも認識しております。この中におきましてこの不用額におきます判断の問題、不定等含め

た中におきましてほんとうに見込みを含めた3月補正、3月補正で落とせるものは落としていかなきゃならないというふうに思っておりますし、また補助金等におきます工事請負費、こういうもろもろにつきましても、まだ執行残が大きい、こういうのが監査委員からも指摘もされましたし、また私としても職員のほうにこのことについても指導をしていきたいというふうに思っております。

また、体育施設につきましても、今それぞれの施設等におきます維持管理、ほんとうに老朽化施設も多いこともございます。特に、廃止を含めていろいろと論議をしていかなきゃならない。このことにつきましてもご指摘ございましたので、今後教育委員会のほうでも十分審議をしていただくようお願いしているところでございます。

また、ほんとうに今ございますとおり、ガラス張りの行政執行、このことでございますので、やはり皆様方含めましてそれぞれのご報告といたしますか、こういうことに気をつけながら今後行政運営をやっていききたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

○17番（梶 康博君）

市長に1件だけ、今後についての含めた中でお尋ねをしたいと思いますのですが、市長の成果報告の20ページの中に、自治会活動推進事業費という項目を設けてあるんですが、最近余り言葉も聞かないわけですが、限界集落という言葉が一時的にはやり、またそれを評価する考え方とその言葉の使い方が難しい、取り扱いの指標の取り扱いがあったわけですが、日置市、この前も敬老祝賀行事があちこちで実施されまして、市長も各自治会に出向かれたと思うわけですが、日置市の中でも限界集落と言われる地域、この地域の方々が、現在合併してもう7年になるわけ

ですけれども、どのように維持存続されているのか。一時的には自治会の合併をして自治会の体制も整った一面もあったかと思えますけれども、聞くところによると、もう住む人も徐々に少なくなっている地域もあるということも伺っておるわけでございます、今後、住民が少なくなった場合について、何らかの体制ということについて、やはり行政としても、また地域を預かる自治会長さん、そういう方々としても、今後避けて通れない問題があると、こう考えるわけでありまして、今後についてこういった事態に備える考え方を持ったほうがいいのか、それともやはり自然に任せのほうがいいのか。行政でできる部分があればその対策を今後構築していく用意があるのか、考えがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

以上。

○市長（宮路高光君）

ご指摘がございますとおり、特に過疎地域の集落におきまして、今現在180ぐらい自治会がございますけど、65歳以上の高齢化率、50%を超えている地域、これも数多くございます。その中で、今私ども、やはり今後考えていかなきゃならないのは、地域をどう支えていくのか、この中で、ここにも書いてございますNPOの設立といたしますか、地域で完結できる、今私も地区館という形をしておりますけれども、地区館で今後も、福祉を含め、また農業振興、林業もございますけど、地区館でどうこのことを支えていけるのか。自治会の中でも大きな自治会小さな自治会がございます、自治会単位では大変難しくなっているというのもございますので、今後の大きな課題としてそういうところにおきましては地区館とどういうふうにして共生・協働できるのか、ここあたりのも十分検討していかなきゃならないというふうに思っています。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩をします。次の開議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑を続行いたします。質疑ございませんか。

○4番（出水賢太郎君）

この意見書の14ページ、目的別歳出決算の状況の中で、商工費の執行率が76.21%ということで非常に低い執行率になっております。土木費、教育費等は入札の執行残等もありますからこれぐらいの数字かなというふうに理解はできるわけですが、商工費に関してはそういった入札関係も少のうございますので、どういった理由でこういう低い執行率になっているのかというのがまず1点目でございます。

それから2点目が、先ほどの田畑議員からも質疑がありましたけれども、41ページの結びののところの3番目の体育施設の維持管理についてですが、これについては昨年の決算のほうでも監査委員のほうでご指摘をされている。先ほど市長は、概要は説明されましたが、もう少し踏み込んで、教育長にこの検討の状況についてご答弁をいただきたいと思っております。これが2番目でございます。

それから3番目は、昨年の決算でも話になったんですが、12月議会でも、その後私も一般質問させていただいたんですが、当局のほうからの説明、答弁の不足、あと資料を後もって提出しますというような形で、そのままもう答弁がなく、質疑が終了したりとか、いろいろございました。そういった指摘に関してどういったふうに改善をされ、平成22年度の決算の審査に臨まれるのか、市長

のご見解を伺いたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○市長（宮路高光君）

それぞれ議員の皆様方から決算につきまして、また22年度につきましても特別委員会の中でご審議をされるというふうに思っております。さっき田畑議員のほうからもございましたとおり、特に今回の報告書の中にありますとおり、それぞれ決算でございますので効果がどうあったのか、また課題がどう残されたのか、こういうことをわかりやすく説明してほしいというのがございました。こういうことで今回の22年の決算につきましては、こういうところには配慮させていただきました。

また、今回の22年度におきまして、また決算委員会等またございましたらそのことにつきましていろいろとまた私どものほうにいろいろとご提議いただければ、改善を考えていきたいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

体育施設の維持管理につきましては、ご指摘のとおりそのような課題をいただいております。ことしに入りましてから既に、今回の議会の前まではスポーツ振興審議会でしたけれども、スポーツ推進審議会になります。第1回目を開催いたしまして、すべての施設について意見を交わしたところでございます。

第2回目等については、各施設を全部すべて視察をいたしまして、それぞれ検討しようと計画をいたしております。市長からも答弁がありましたとおり、施設の廃止等を含めて検討していきたいということで、今始めております。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

審査意見書の14ページの商工費に関する執行残、不用額のことでございますが、大きなものとしましては3つほどございまして、まず1点目が、商工制度の利子補給事業、こ

の利子補給事業の不用額としまして369万円ございます。これにつきましては、3月補正の要求の時点で商工会とも協議をしながら、年度末までの見込みを上げるわけでございますが、実績としまして商工業者の方の動きというのがなかなか最終てき見きわめがつかなかった分としてこの369万円が大きなものとして不用残がございます。

あとの2点につきましては、観光情報発信事業という観光協会に委託しました事業のこれは実績に伴うもので、事務費等の不用な分が不用額として54万円ぐらいございます。

それからもう一点、地域振興推進事業という県の補助事業を活用しまして看板設置をしております。これは入札残でございます。これが230万円ございまして、ただいま申し上げました3つの要因で650万円ございます。残りにつきましてははもろもろの不用残でございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

○15番（西菌典子さん）

2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、自主財源比率についてお尋ねしたいと思いますのですが、これは比率でございまして、この比率に必ずしもこだわる必要はないかという思いもあるかもしれませんけれども、合併してからいろいろな交付税がふえた、交付金などが最近はまだいろいろある。そういういろいろな事情もあるわけですが、過去19年からこうして見てみますと、ずっと、19年のときには27.81%だったのが今回は24.1%、ずっと下がってきております。これ合併特例債いろいろな算定がえのいろいろなこともあります。合併する前、平成16年を東市来が35.3%、伊集院で40.7%、日吉で27.1%、吹上で36.3%と、そういうような状況で自分たちでやっていたとい

うことなのでしょうけど、それに合併に伴っているいろんなものがプラスされて、自分たちでする、いろんな国とか県の助けがあって減ってきたという考えもありますでしょうけれども、やはり年々ずっと下げ続ける。これはやはり県内の市町村の平均は20年度で35.5%と、そういう中で、こういう比率を年々下げていくということに關しまして、算定がえの期限が10年から15年に延ばされる可能性がある、決定じゃないんでしょうか。そういう話もありますけど、これでいいのだろうかというのがまず質問。まずこれ1つでございます。

それからもう一つは、公債費と市債、返す側と借りる側です。これは平成19年が一番借りるのが多かったわけです。それであとはずっとこうして借りるのも減らしてくるけれども、それに伴って借りるほうも減ってきております。返すほうを多くして借りるのを少なくするっていうのが前提だというふうで、年々2つの両輪できているようでございますが、21年度から22年度に關しまして、借りるほうはやっぱり——いえ、返すほうは減らしています。でも借りるほうは24億円から26億円のほうにふやしていると。そこがどういう要因でそういうふうになったのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

自主財源の中でございますけど、それぞれパーセントで書いてございますけど、それぞれこれは分母と分子を含めまして、基本的に当初合併250億円ぐらいの予算の中でございまして、そのような要因もあると思っております。今、それぞれ合併前ということでございますけど、この合併前の普通交付税の算定を含めた中におきまして、特に合併後におきましては臨時特例債、これが交付税を減する中で多くなった、そういう形の中でこの自主財源率というのが大変低くなってきている

のも事実でございます。基本的に、この22年度を含めまして、この財源のあり方の中におきまして、特に市税、いろんなものにつきましてはもうそれぞれ前年並みの中で推移しているというふうに思っております。今後におきましても、特にこの自主財源率の、この率でいきますとそれぞれの予算規模の大きさによっても変わってくるというふうに思っております。そこあたりを含めながら今後やっていかなきゃならないと思っております。

特に市債と公債費の問題でございますけど、基本的には通常公債費というのが約39億円から40億円、合併後ずっとありました。基本的には市債の借入れというのを少なくとも30億円以内、これは維持してきたというふうに思っております。いろんな要因の中で、年によっては市債を借入れる部分が1億円、2億円、全体的に多くなった部分もございますし、またさっきも言いましたように、市債の中で臨時特例債というのが入っております、ここあたりの要因の中で、部分が一、二年の中で増減するということはある得ということでございますので、ご理解してほしいと思っております。

○15番（西園典子さん）

2問目のほうはわかりました。1問目のこともおっしゃることは私も、そうだろうなというふうに思っているわけでございますが、財政、よく言われて、5年間計画、そういう財政計画です。それで200億円目指してということであって来ますが、今度は230億円を超えると。そういう中におきまして、これこないだの最初の総括のときにも質疑が出たようでございますが、そういうふうにふやすというふうにして自主財源比率の、ふやせば自主財源比率は下がる、分母が大きくなるわけですから下がるということはおわかりですが、ずっと、この下げどまりをどうするつもりなのかと、私はそこを、このままでずっと

そういうふうな国やらいろんなのがあるけれどもという思いがありますが、自治体によってはそういうふうにしないうところもあります。それを守ってしているところもあります。やっぱりそこ辺の下げどまりをどういうふうにして解決していこうかと、今ではずっと下がってきております。下がっていいものとは私も余り思いたくない。それで、そこをどういうふうになさりたいというお気持ちなのか、そこをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○市長（宮路高光君）

この自主財源の自主財源率が高いほうが一番財政力的にもいいというのは十分私のほうも認識しております。昨年でもしたけど、特に国庫補助金、2次補正とかいろんな関係の中でそういう予算規模も大きくなった部分がありました。その自主財源の中におきますこの推移というのはそんなに変わっていないというふうに思っております。今後におきましても、私ども日置市におきます市税含め財産収入とかこういうもろもろにつきましては、やはりそんなに大きく伸びるということは今後とも大変難しいというふうに考えております。それに加えてこの歳出のほうを今後どういうふうにしていくのか、ここあたりがさっきも申し上げました起債の借入れ、こういうものと絡みをしながら進めていかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（黒田澄子さん）

成果報告書の中の21ページの男女共同参画事業の中でお伺いいたします。効果の中に、男女共同参画の視点に立った事業構築に向けて職員の意識高揚を図ることができましたというふうに書いてございます。市長、具体的にどのようにしてこの意識の高揚が図られたのかお知らせください。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

男女共同参画基本計画にされました。昨年は男女共同参画懇話会というのがございまして、その中で女性大会あるいは講演会等で懇話会による寸劇というのをご披露したわけですけれども、そういう中で非常に、その参加者の中から、男女共同参画に対する意識が高まったということで考えております。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

男女共同参画懇話会は公募もあったり、民間の方たちがほぼ入っていらっしゃる、もちろん職員もいらっしゃるのですが、この文言の中には職員の意識高揚というふうに書かれておりますので、今の答弁はちょっと、少し違うのかなと思っております。私、職員の研修等が、必要だと考えておまして、できましたと書いてあるんですけれども、何らかの結果が出たのかなと思っていましたが、ハードの面とかソフトな面、質疑の職員のほうが計画をしたりいろんなことを提案していかれる側に建っておられますので、そういう職員の皆様が男女共同参画の視点をしっかり学ばれた中でいろんな提案をされていかれることが結論として出てくるのかなと思っておりますが、今は懇話会のお話でしたが、もう一度最初の質問に戻ります。職員の意識の高揚を図ることができましたという内容をもう一度お知らせください。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

済みませんでした。男女共同参画基本計画に基づきまして実施計画を毎年つくるわけですけれども、その中で、職員の意識の高揚ということでもありますけれども、基本的に男女共同懇話会の中で出された提言に基づきまして、各所管課においていろんな課題をいただいております。そういう中で、各所管課の中に対する男女共同参画に関する取り組み、そういうものを所管課としてはやはり課題と提

言に基づきましてその回答をいただいて、その意識が高まるというふうにご期待しております。

○1番（黒田澄子さん）

私も実施計画は見させていただいておりますが、まだ進んでいないものもたくさんあって、手つかずでなかなか取り組んでいないものも、課ごとに見ますとたくさんあったと思います。ぜひこの課題の中で、地域住民の方たちの意識高揚、啓発を図っていくことはもちろんなんですけれども、市の職員の皆様がぜひ課題の中で、ここではできましたとありますけれども、どんどん県とかいろんなところが実施されております男女共同参画の講座等、どんどんそういうところにも行っていただけるように、課長のほうからも、これから啓発をぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

申しわけございませんでした。ことしにつきましては、今度10月ですか、男女共同参画の一つのテーマでありますDV、そういったところの研修も県の事業を使いまして実施する計画で、今計画中でございます。そういった中で、今言われている、職員にも参加を呼びかけるような形の中で計画してございますので、今後、足らなかった分につきましては啓発について取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第16までの15件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。これで16件の質疑

を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第16号までについては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、山口初美さん、上園哲生君、坂口洋之君、花木千鶴さん、中島昭君、西菌典子さん、梶康博君、長野瑛や子さん、佐藤彰矩君を指名します。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは応接室にお集まりください。

午後1時21分休憩

午後1時29分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は、委員長に中島昭君、副委員長に坂口洋之君が互選された旨報告がありましたので、お知らせします。

△日程第30 請願第4号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

○議長（松尾公裕君）

日程第30、請願第4号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国

による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております請願第4号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本請願は、鹿児島市鴨池新町5の7の6、鹿児島地域労働者福祉協議会会長徳田哲也氏から提出され、去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されたものであります。なお、紹介議員は西菌典子議員であります。

請願の趣旨は、国による地方消費者行政の支援として地方消費者行政活性化交付金や住民生活に光を注ぐ交付金がありますが、期間限定の支援であり、人的体制の強化など地方消費者行政の充実のための継続的かつ実効的な財政支援を、そしてすべての地方自治体にとって身近で専門性の高い消費生活相談窓口をする観点から、都道府県との広域連携や消費生活相談員の地位の安定や待遇の改善など、地方消費者行政制度の整備、そして東日本大震災に便乗した詐欺や悪質商法など消費者問題が多発しているため、消費者相談などバックアップ体制の強化など、消費者の安全・安心な生活を守る地方消費者行政を充実させるため、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府に対し、国による実効的支援を意見書を提出することを求めるものであります。

本請願の審査については、9月9日に委員会を開催し、紹介議員の出席と資料による説明を求め、質疑を行いました。そして9月12日に討論・採決を行いました。

委員の質疑や意見は次のとおりでございます

す。

地方消費者行政活性化交付金など、国からの財政支援は平成23年度までとなっているが、県の消費者行政基金の取り崩しなど、24年度以降の見通しはどうなっているかとの問いに、日置市では平成21年9月1日から平成24年3月31日までの間、県の基金からの100%補助を活用し、消費生活相談員設置事業を平成23年度は305万円で実施をしている。24年度は市町村が延長申請をすれば基金を取り崩しての事業延長は可能だが、24年度だけで残金が枯渇するので、国の財政支援が必要との答弁。

次に、国に消費者庁が設置されたが、その動きを見きわめるべきではないかとの問いに、国と地方では消費者行政における役割が異なり、特に地方では、身近な相談業務や消費者トラブルの未然防止、消費者相談の情報を国に集約するパイオネットシステムへの入力作業など負担が増大している。日置市においても平成22年度で133件、23年度は現在70件の相談があり、来年度以降の事業の継続が求められているとの答弁。

このほか、委員より、日置市においては平成19年7月から消費生活相談員を設置し、悪質で巧妙な手口になっている悪徳商法や多重債務など消費生活にかかわる相談に迅速に対応している。最近では相談件数もふえているので、事業の継続とさらなる充実が必要との意見がありました。また、平成23年度で国の財政支援がなくなれば、平成24年度予算にも影響があり、今議会での意見書提出が必要との意見がございました。

以上で質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決を行いましたところ、請願第4号につきましては全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから請願4号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第4号は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第31 意見書案第6号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第31、意見書案第6号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております意見書案第6号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第4号の願意が国会及び政府への意見書提出でございますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規

定によりここに提案するものであります。

内容については、お手元に配付をしてあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、地方消費者行政の充実のため、国による継続的かつ実効的な支援を求めるよう、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府へ意見書を提出するものであります。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び消費者担当大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書

案第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第32 陳情第4号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

△日程第33 請願第5号日吉老人福祉センターゲートボール場の人口芝化と風防壁設置について

○議長（松尾公裕君）

日程第32、陳情第4号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書及び日程第33、請願第5号日吉老人福祉センターゲートボール場の人口芝化と風防壁設置についての2件を一括議題とします。

お諮りします。陳情第4号は産業建設常任委員会に、請願第5号は文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は産業建設常任委員会に、請願第5号は文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

△日程第34 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第34、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第35 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第34、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第36 議員派遣の件について

○議長（松尾公裕君）

日程第36、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、会議規則第159条の規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第37 所管事務調査結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第37、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

△日程第38 行政視察結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第38、行政視察結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果については市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、9月7日の招集から本日の最終本会議までの24日間にわたりまして、地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた地域づくり振興基金事業、辺地共聴施設整備事業、地域介護福祉空間整備推進交付金事業、鹿児島県こども基金事業、クリーン・リサイクルセンター焼却灰搬出改造工事、活動火山周辺地域防災営農対策事業、災害復旧費のほか教育施設等の施設修繕に関連する平成23年度一般会計補正予算案を初め日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

また、審議につきましては、議員各位からご意見、ご指摘を賜りました点につきましても真摯に受けとめ、また職員の指導も今後やっていくし、また予算の執行につきましても慎重に期して予算を執行してまいりたいと思っております。

今後も東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の影響が大きい今後のエネルギー対策や再生可能エネルギーに関する調査等本市にも影響がありますので、十分調査検討をしてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に留意され、市政運営に一層ご協力をよう賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますけど、閉会に当たりましてのごあいさつにさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（松尾公裕君）

これで、平成23年第4回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後1時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 松尾公裕

日置市議会議員 出水賢太郎

日置市議会議員 上園哲生

